

# 財政健全化に向けた基本的考え方

平成 26 年5月30日  
財政制度等審議会



## 財政制度等審議会 財政制度分科会 名簿

(平成26年5月30日現在)

[財政制度等審議会会長  
兼 財政制度分科会長]

吉川 洋 東京大学大学院経済学研究科教授

[財政制度分科会長代理]

田近 栄治 一橋大学特任教授

[委 員]

秋山 咲恵 (株) サキコーカーポレーション代表取締役社長

井伊 雅子 一橋大学国際・公共政策大学院教授

井堀 利宏 東京大学大学院経済学研究科教授

碓井 光明 明治大学大学院法務研究科教授

岡本 圭衛 日本生命保険相互会社代表取締役会長

倉重 篤郎 (株) 毎日新聞社専門編集委員(論説室)

黒川 行治 慶應義塾大学商学部教授

古賀 伸明 日本労働組合総連合会会長

角 和夫 阪急電鉄(株)代表取締役会長

竹中 ナミ (社福) プロップ・ステーション理事長

田中 弥生 (独) 大学評価・学位授与機構教授、日本NPO学会会長

○ 土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授

○ 富田 俊基 中央大学法学部教授

鳥原 光憲 東京ガス(株)取締役相談役

中里 透 上智大学経済学部准教授

[臨時委員]

赤井 伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

板垣 信幸 日本放送協会解説主幹

遠藤 典子 東京大学政策ビジョン研究センター客員研究員

老川 祥一 読売新聞グループ本社取締役最高顧問・主筆代理

大宮 英明 三菱重工業(株)会長

葛西 敬之 東海旅客鉄道(株)代表取締役名誉会長

○ 小林 肇 (株) 産経新聞東京本社編集局長

佐藤 主光 一橋大学国際・公共政策大学院教授

末澤 豪謙 S M B C 日興証券(株) 金融経済調査部部長金融財政アナリスト

十河 ひろ美 (株) ハースト婦人画報社ヴァンサンカン&リシェス編集部編集長

高原 豪久 ユニ・チャーム(株)代表取締役社長執行役員

田近 栄治 一橋大学特任教授

中空 麻奈 BNPパリバ証券(株) 投資調査本部長

永易 克典 (株) 三菱東京UFJ銀行取締役会長

浜 矢子 同志社大学大学院ビジネス研究科教授

増田 寛也 東京大学公共政策大学院客員教授

(注1) 上記は五十音順。

(注2) ○は起草委員。



## 財政制度等審議会 財政制度分科会

### 審議経過

3月10日(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 財政健全化目標の達成に向けて</li><li>○ 有識者・委員ヒアリング<ul style="list-style-type: none"><li>－鈴木 準 大和総研 調査提言企画室長 「超高齢日本における政府財政の課題と長期展望」</li><li>－末澤 豪謙 委員 「最近の金融市場の状況と財政の持続可能性」</li></ul></li></ul>
3月28日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 社会保障について</li><li>○ 有識者ヒアリング<ul style="list-style-type: none"><li>－松田 晋哉 産業医科大学医学部教授 「我が国の医療制度改革の方向性を考える」</li></ul></li></ul>
4月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方財政について</li><li>○ 文教について</li><li>○ 公共事業について</li></ul>
4月16日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 海外調査報告</li></ul>
4月28日(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 海外調査報告</li><li>○ 財政の長期推計</li></ul>
5月19日(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「財政健全化に向けた基本的考え方（案）」について</li></ul>
5月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「財政健全化に向けた基本的考え方（案）」について</li></ul>



# 目 次

## I 総論

1. 財政健全化目標達成の必要性	1
2. 当面の経済社会の構造変化と財政の関係	2
3. 財政の長期の見通しと持続可能性について	4
4. 主要先進国の財政健全化の取組み	8
5. 我が国の財政健全化に向けた取組みについて	10

## II 各歳出分野における取組み

1. 社会保障	13
2. 地方財政	30
3. 公共事業	37
4. 文教	40

## (参考)

1. 資 料	47
2. 我が国の財政に関する長期推計（起草検討委員提出資料）	129
3. 財政健全化に向けた基本的考え方（概要）	161



## I. 総論

### 1. 財政健全化目標達成の必要性

政府はデフレからの早期脱却と持続的な経済成長の実現に向け、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略から成る「三本の矢」を推進している。こうした取組みによる効果もあり、26年度当初予算では、景気回復による税収の増加、社会保障・税一体改革に伴う本年4月1日からの消費税率引上げ、さらに歳出効率化の取組みにより、昨年8月に策定した「中期財政計画」の目標を上回る、5兆円超のPB（基礎的財政収支）改善を実現し、新規国債発行額は前年度当初予算から1.6兆円の減額となるなど、財政健全化に向けて一定の進展がみられる。〔資料I-1-1参照〕

しかしながら、26年度当初予算においても新規国債発行額は41兆円を超え、歳入の半分近くを借金に依存し、将来世代に負担をつけ回しているという我が国予算の異常な構造は未だ解消されておらず、政府債務が累増し続ける深刻な状態が続いている。〔資料I-1-2～4参照〕

このような深刻な状態を受け、政府は「中期財政計画」に沿って財政健全化目標の実現に向けた取組みを進めている。しかし、26年度当初予算等を踏まえて本年1月に改訂された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（以下「中長期試算」という。）においては、2015年度の国・地方PB赤字対GDP比の半減目標は達成される見込みとなっているものの<sup>1</sup>、国・地方PB黒字化目標の達成年度である2020年度には大幅な赤字が見込まれる試算となっている。〔資料I-1-5、6参照〕

既に国及び地方の長期債務残高の対GDP比が202%（2014年度末見込み）に達する中で、このように債務残高の累増に歯止めがきかない現状のままでは、我が国財政は持続不可能と言わざるを得ない。〔資料I-

---

<sup>1</sup> 「中長期試算」では、2015年度については、「中期財政計画」を踏まえ、PB（基礎的財政収支）の改善努力が行われるとともに、社会保障・税一体改革関連法等を踏まえ、消費税率が2015年10月1日より10%に引き上げられること等を前提としている。

1－7 参照]

当審議会としては、こうした我が国財政の深刻な現状について、これまで警鐘をならし、財政健全化への早期の取組みを提唱してきた。今般、政府の当面の財政健全化目標である 2015 年度の国・地方 PB 赤字対 GDP 比の半減目標を達成した上で、今後の我が国の経済社会の構造変化を見据え、2020 年度までに確実に国・地方 PB を黒字化し、さらに、その後の債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げるという財政健全化目標の達成に向けた取組みが必要であることを改めて提言する。

## 2. 当面の経済社会の構造変化と財政の関係

### (1) 「団塊の世代」の超高齢化

我が国では急速に高齢化が進展する一方で、出生率が低水準で推移し、少子化も進行している。そのため、国内人口も 2008 年をピークに減少に転じ、最近ではいわゆる「団塊の世代」<sup>2</sup>の現役引退により労働力人口の減少が加速する等、経済社会への様々な影響が現実化している。こうした中、高齢化の進展に伴い社会保障給付が増加し続けており、高齢者ほど給付の公費負担割合が高い制度設計とあいまって、社会保障の公費依存度が高まっている。一方、公費負担の財源については、特例公債を通じて将来世代に負担を先送りし続けており、これが財政収支悪化の最大の要因となっている。[資料 I－2－1、2 参照]

人口構成は各年代の出生数に大きく影響されるため中期的に趨勢が変化することは考えにくい。今後、2020 年には「団塊の世代」が 71 歳～73 歳、2020 年代前半には後期高齢者（75 歳以上）となり、その大半が労働力人口から被扶養人口に移行することになる。労働力人口の減少が加速することは、所得税や保険料収入の原資となる雇用者報酬の減少が加速することを意味する。他方、高齢化の進展に伴う被扶養人口の増加

<sup>2</sup> 「団塊の世代」とは、一般的には第一次ベビーブーム（1947 年～1949 年の 3 年間）に出生した世代を指す。

は、年金・医療・介護に係る給付費が増加することと軌を一にする。特に高齢になるほど一人当たりに係る医療費が遞増すること<sup>3</sup>や要支援・要介護認定率が顕著に上昇すること<sup>4</sup>から、2020年代前半以降、医療・介護に係る給付費は相当程度増加することが見込まれるため、公費依存度が益々高まり、財政収支は現状よりも更に悪化していく可能性が高い。〔資料I－2－3参照〕

## （2）家計部門の資金余剰減少と経常収支の変化

諸外国と比較しても、歴史を振り返っても、我が国の債務は、ほとんど他に類を見ない水準まで累増しているが、これまで家計が保有している潤沢な金融資産と企業部門の資金余剰という国内の資金環境を背景に、多額の新規国債と債務償還に伴う借換債を低金利で発行できている。

〔資料I－2－4～6参照〕

しかしながら、預金金融機関等を通じて、我が国の多額の国債発行を支えてきた家計部門の資金余剰は、高齢化の進展に伴う家計貯蓄率の低下とあわせて趨勢的に減少傾向にあり、今後は、家計金融資産も伸び悩むことが予測される。また、1990年代後半から資金余剰主体となっている企業部門（非金融法人企業）についても、景気回復が続いている中の賃上げや設備投資の増加を通じて、資金余剰の減少が見込まれる。結果として、中長期的には国内部門の資金余剰が減少し、国内における国債の消化能力がこれまでよりも低下する可能性がある。〔資料I－2－7、8参照〕

また、これまで恒常的に経常収支黒字（資本収支赤字）となっていた海外部門については、原油等化石燃料の輸入の急増や生産拠点の海外移転等により貿易・サービス収支は赤字に転じている。今後、貿易・サービス収支の赤字が所得収支の黒字を継続的に上回り、経常収支が赤字となれば、財政赤字とあわせて、いわゆる「双子の赤字」となる。恒常的に経常収支赤字が続くことは、国内の資金需要の一部を海外からの資金

<sup>3</sup> 一人当たりに係る医療費は、65～74歳：55.3万円、75歳以上：89.2万円。

<sup>4</sup> 要支援・要介護認定率は、65～74歳：4.4%、75歳以上：31.2%。

によりファイナンスすることを意味している。また、国債についても市場や国債保有における海外投資家の割合が高まることにより、その投資動向が、金利や国債の需給等、市場に大きな影響を及ぼすことになる。〔資料 I－2－9、10 参照〕

このように、高い家計貯蓄率と国内の豊富な資金余剰という、これまで国債の安定的消化に寄与してきた国内の資金環境が将来にわたって確実に維持される保証はなく、国債市場における海外投資家のプレゼンスが高まることも予想される。こうした中では、国債発行額を減らして債務残高を圧縮し、金利変動に伴う財政リスクを出来るだけ少なくする必要がある。また、政府の財政運営に対する市場の信認が失われ、国債金利が実体経済から乖離して急上昇する事態になれば、企業や家計の資金調達に悪影響を及ぼし、国債の主な保有主体である金融機関のバランスシートを毀損する。これによって、金融システムが不安定化し、経済や国民生活に多大な悪影響を与えかねない。したがって、国際的にコミットしている財政健全化目標を実現することにより、市場の信認を確保することが必要である。

### 3. 財政の長期の見通しと持続可能性について

長期の人口動態を展望すれば、第2次ベビーブーム世代（1971～1974年生まれ）が高齢者となる2042年には65歳以上の人口がピークとなり、2053年には75歳以上人口がピークを迎える。2060年には高齢化率（全人口に占める65歳以上人口の割合）が概ね40%に達し、その後伸びは緩やかに鈍化する。したがって、高齢化がピークを迎える2060年頃までの約50年間は、社会保障給付の増加が財政の健全性にとって脅威となり続けることとなる。既に、GDPの2倍を超える債務残高を抱える我が国において、今後約50年間にわたり、財政の持続可能性を維持するためには、まず、この高齢化の進展が財政に対して与える長期的な影響がどの程度のものなのかを客観的・定量的に分析する必要がある。その上で、その

のような長期の分析に基づいて、歳出・歳入両面でいかなる制度改革が求められるのか、早急に検討する必要がある。

### (1) 欧州等の取組み

人口の高齢化は主要先進国共通の課題であり、高齢化の進展に伴う社会保障関係支出の増加が見込まれることから、多くの主要先進国において、将来の人口見通しを踏まえた長期的な財政の推計を行っている。

例えば、米国では、大統領府行政管理予算局（「OMB」）及び議会予算局（「CBO」）の二つの機関がそれぞれ、今後 75 年間を見通した長期的な財政の推計を行っている。いずれの推計でも、2010 年以降、戦後のベビーブーム世代の退職が進むことにより、年金・医療等の社会保障関係支出の増加が見込まれることが示されている。

また、欧州では、24ヶ国について、高齢化の進展に伴う社会保障等の支出（「年齢関係支出」）の将来見通しを推計した上で、2030 年時点における債務残高対 GDP 比をマーストリヒト基準である 60%に抑制するため、または 2060 年以降債務残高対 GDP 比を安定的に推移させるために、どの程度の収支改善（「Sustainability Gap」）が必要であるかを定量的に示している。欧州委員会では、2006 年以降、3 年ごとに上記の長期推計を公表（「Fiscal Sustainability Report」）しており、こうした分析等を踏まえ、EU 加盟国間において財政収支均衡を目標として設定し、目標を憲法等で規定した上で、その実現を目指した財政運営を行うこと正在いる（「財政協定（Fiscal Compact）」）。

このような欧州の財政健全化の取組みは、将来世代に負担を先送りすることのないよう、将来世代が負う可能性のある負担を分析し、必要な対応を現世代において行うという哲学に基づいており、我が国にとって大いなる教訓となるものである。

### (2) 「我が国の財政に関する長期推計」

他方、我が国においては、財政健全化目標を掲げ、国際的にもコミットしているにもかかわらず、内閣府の「中長期試算」においては、2020

年度までの国・地方 PB 黒字化目標は達成できない姿となっている。また、2024 年度以降の経済・財政の見通しも示されていない。加えて、昨年 8 月に策定された「中期財政計画」においては、財政健全化目標に沿って、2021 年度以降に債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げるのこととされているが、そのためにどの程度の収支改善が必要になるか具体的には示されていない。

このため、当審議会では内閣府の「中長期試算」では示されていない 2024 年度以降も含めた長期の財政の姿を見通すとともに、我が国の財政の持続可能性について分析・審議（「我が国の財政に関する長期推計」）を行った。具体的には、上記の欧州委員会の手法に倣い、今後、少子高齢化の進展に伴い、社会保障等の支出（「年齢関係支出」）が 2060 年度までにどの程度増加するかを推計し、持続可能な財政構造を構築するために 2020 年代前半に必要な収支改善幅を試算した。

本推計では、実質経済成長率 2%・名目経済成長率 3%という高い経済成長が今後 50 年間継続したとしても、社会保障等において現行の法律・法律案に基づき実施される制度・施策のほかに何ら改革を実施しなければ、高齢化の進展に伴う社会保障給付、特に医療・介護の給付費が対 GDP 比で増加し続けることが示されている。その結果、一般政府（国・地方及び社会保障基金<sup>5</sup>）の PB 対 GDP 比は、2014 年度の▲6.3%から 2060 年度の▲9.7%にまで悪化し、債務残高対 GDP 比は 2014 年度の 230%から 2060 年度には 600%を超え、公債の利払いや償還が事実上不可能な、非現実的とも言える水準となることが示されている。このように、今後、現行の法律・法律案以外の施策を何ら行わず、歳出・歳入構造を放置した場合には、債務残高対 GDP 比が累増し、我が国の財政は持続不可能になるという結果となっている。

次に、2060 年度時点における債務残高対 GDP 比を 100%にする場合<sup>6</sup>に、2020 年代前半に必要な収支改善幅を試算した。試算結果では、2021～

---

<sup>5</sup> 欧州委員会は、国・地方に社会保障基金を加えた一般政府ベースで推計を行っている。

<sup>6</sup> 欧州委員会の分析は、①2030 年時点における、②債務残高対 GDP 比を 60%（マーストリヒト条約の基準）に引き下げる、ことであるため、今回の試算前提はこの基準よりも緩いものである。

2026年度で対GDP比11.94%の恒久的な収支改善が必要であることが示されている<sup>7</sup>。この対GDP比11.94%もの収支改善幅は、欧州主要国におけるそれらと比較しても突出している。しかし、この収支改善幅を潜在的な国民負担と捉え、我が国の現行の租税・社会保険料（対GDP比35%程度）に上乗せして比較をすれば、その水準（対GDP比47%程度）は、現在のフランス（対GDP比48%程度）やイタリア（対GDP比44%程度）の水準と同程度となる。これは、我が国では、現世代が受けている受益はフランスやイタリアの水準と同程度であるにもかかわらず、その負担の一部を赤字国債の発行を通じて将来世代に先送りしているという事実を示唆している。

さらに、政府の財政健全化目標を踏まえて、2020年度に国・地方PB均衡を達成したという前提の下で、同様の試算を行うと、2021～2026年度に必要となる収支改善幅は対GDP比8.20%と計算され、引き続き相当程度の収支改善が必要であるという結果になっている。これは、国・地方PB均衡を達成したとしても、引き続き高齢化の進展に伴い社会保障等の費用が増加することや、利払費を含めた財政収支赤字が残ることにより、債務残高が累増し続けるためである。これを踏まえれば、政府の財政健全化目標である2020年度までの国・地方PB黒字化は持続可能な財政構造の構築に向けた一里塚に過ぎないことを強く認識すべきであり、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げのためには、更なる収支改善を継続していく必要がある。

本推計では、経済成長率、人口動態及び金利の変動が収支改善幅に与える影響について、感度分析を行った。それによれば、経済成長率が1%変動した場合に、必要な収支改善幅に与える影響は2%程度、また人口が出生高位・死亡高位となった場合に、必要な収支改善幅は0.5%程度の縮小と、いずれもさほど大きくはない。すなわち、経済再生や労働力人口の改善に取り組むだけでは財政の持続可能性は担保されず、歳出・歳入

<sup>7</sup> この水準は、機械的な消費税率換算で24%程度の収支改善に相当する（消費税率1%当たりの税収額は対GDP比0.5%を想定）。ただし、すべて消費税率の引上げで収支を改善させることはなく、必要な社会保険料の引上げが行われるほか、歳出削減に取り組む必要がある。

両面にわたる財政構造の改善そのものに取り組む必要があることが示されている。他方、既に債務残高が膨大であることから金利変動の影響は大きく、例えば、名目長期金利が1%上昇した場合、必要な収支改善幅は3%程度増加することになる。したがって、国債を巡る国内の資金環境が良好なうちに、利払費も含めた財政収支の改善に努めることで、債務残高の圧縮を図り、金利変動に伴う財政リスクを可能な限り減少させていく必要がある。

なお、同じ前提で、2060年度時点において債務残高対GDP比を100%ではなく、現状並みの200%とする場合に必要な収支改善幅を試算すると、対GDP比11.94%から対GDP比9.59%に縮小する。しかし、対GDP比9.59%の収支改善にもかかわらず、多額の利払費等により2060年度以降は200%を超えて増加し、債務残高対GDP比は発散していく試算結果となる。金利動向にも左右されるが、国債の大量消化を支えてきた国内の資金環境が今後も長期にわたり継続するとは限らない中で、債務残高対GDP比を高い水準で維持・安定させることは困難と考えられる。

#### 4. 主要先進国の財政健全化の取組み

今後の経済社会構造の変化を見据えた持続可能な財政の構築に向けて、政府の掲げる財政健全化目標を実現し、その後も収支改善を図っていくために、どのような方策が考えられるのか、海外の事例も踏まえつつ検討していく必要がある。

##### (1) 財政健全化へのコミットメント

主要先進国においては、2008年秋に発生した世界的な経済金融危機（いわゆるリーマン・ショック）以降、景気回復策としての財政出動により一時的に財政赤字が拡大したが、その後の景気回復の中で悪化した財政の健全化が重要視された。各国政府は、2010年6月のG20トロント・サミットにおいて2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年まで

に政府債務の対 GDP 比を安定化または低下させる財政計画にコミットし、昨年9月の G20 サンクトペテルブルク・サミットにおいては財政計画に関する報告を行う等、内外において財政健全化にコミットしている。

〔資料 I－4－1、2 参照〕

とりわけ欧州では、2011 年末以降、ギリシャに端を発した GIIPS 諸国の債務危機問題によって、欧州域内の財政健全化目標を着実に達成するための規範や方策の重要性が認識された。その結果、財政規律強化のための取組みとして 2011 年から 2013 年にかけて EU 加盟各国に適用される条約等（「経済ガバナンス六法」、「財政協定」、「経済ガバナンス二法」）が発効し、これにあわせて各国の国内法制度も整備された。例えば、ドイツでは合意に先駆けて連邦政府及び州政府の予算の収支均衡を基本法（憲法）に定め、イタリアでも欧州の合意を踏まえ政府の予算均衡を憲法に規定した。〔資料 I－4－3～5 参照〕

また、カナダは深刻な財政赤字を解消するため、1990 年代に既存施策の徹底的な見直しを行うとともに、医療関係支出等の地方向け交付金を含めた歳出削減を通じて財政構造の改善を図った。その後も歳出抑制策を継続的に実施しており、2015 年度までに財政収支を黒字化するとともに、2021 年度までに債務残高対 GDP 比を 25%まで縮減するという厳しい予算計画を本年 2 月に閣議決定している。米国では、議会における与野党対立が顕在化している一方で、金融危機後の財政健全化の中で Pay-As-You-Go 原則を復活させる法律や、Cap 制を復活させるとともに、広範な歳出の一括抑制（「強制歳出削減」）を政府に求める法律が制定されるなど、党派を超えて財政健全化の重要性が認識されており、政府においても財政健全化への姿勢を累次の予算教書において明示している。

〔資料 I－4－6～10 参照〕

## （2）各国の財政健全化策

財政健全化の方策については、各国において歳入・歳出構造や経緯が異なるため、その評価には注意を要するものの、共通点として、財政健全化目標へのコミットとあわせ、収支改善のための歳出抑制と歳入確保

について、それぞれ目標と具体的な方策を定めていることが挙げられる。その際、歳入面においては、経済成長を前提としつつも自然増収のみに頼ることなく、付加価値税の増税または税制の抜け穴防止等により、低成長下でも歳入を確保する方策を講じている。

また、主要先進国共通の課題である、高齢化の進展に伴う社会保障関係支出の増加に対しては、各国において支出の伸びを抑制するための方策・工夫を講じている。例えば、フランスでは、歳入面で社会保障関係支出や社会保障関係の政府債務の償還に充てるための目的税を導入するなどの取組みを進める一方、医療情報の透明化や活用を進めつつ医療費支出目標制度（ONDAM）を導入し、その実効性を高めるとともに、地域における医療計画の精緻化や「かかりつけ医」制度の導入など医療提供体制の改革を進めることで、給付と負担のバランスの確保に努めている。〔資料 I－4－11 参照〕

このように、主要先進国における財政健全化へのコミットとその実現に向けた取組みは、政府と議会がその必要性について認識を共有し、国民の理解を得て行われている。これまで財政健全化目標が達成できなかつた我が国においては、今後、主要先進国を上回る規模で財政収支を改善することが不可欠である。政府はもちろん、国民の負託を受けた政治家が強い覚悟を示し、財政健全化の必要性を国民に訴え、それを実現することこそが重要である。

さらに、欧州委員会は3年に一度「Fiscal Sustainability Report」を公表し、加盟国の経済社会情勢の変化や財政健全化に向けた制度改革等の取組み状況等を反映させている。我が国においても同様に、当審議会で行った長期推計を定期的に実施するべきである。

## 5. 我が国の財政健全化に向けた取組みについて

### (1) 2020年度までの国・地方 PB 黒字化目標の意義

そもそも、現在のように国・地方 PB 赤字が続く限り、債務残高対

GDP 比の累増は避けられないことから、国・地方 PB 黒字化は我が国財政を長期的に持続可能なものとしていくための出発点であり大前提である。

「3. 財政の長期の見通しと持続可能性について」において述べたとおり、当審議会で行った長期推計では、2020 年度に国・地方 PB 黒字化を達成したとしても、その後、債務残高対 GDP 比を長期にわたり安定的に減少させていくには、更に大幅な収支改善が必要であることが示されている。これを見ても、国・地方 PB 黒字化は最終到達点ではなく出発点であると言わざるを得ない。

さらに、国・地方 PB 黒字化を早急に進めなければならない環境がある。すなわち、「団塊の世代」の更なる高齢化により社会保障に要する費用の急増が予想される一方、金利変動や国債の需給環境の変化等、国内資金環境の変化により膨大な債務残高を維持できなくなる可能性がある。これらを踏まえれば、2020 年度までの国・地方 PB 黒字化の先送りは許されない。

## (2) 今後の予算編成における取組み

このように 2020 年度までの国・地方 PB 黒字化目標の確実な達成が求められるにもかかわらず、内閣府の「中長期試算」においては、名目経済成長率が 3 %超の高い成長が続く場合<sup>8</sup>ですら、2020 年度において国・地方 PB 赤字が約 12 兆円残る見通しとなっている。

また、不測の事態に伴い緊要となる補正予算や予期せぬ税収減などの影響によって、PB が悪化する可能性がある。このことを踏まえれば<sup>9</sup>、国・地方 PB 赤字対 GDP 比の半減目標の達成年度である来年度の予算編成において、前年度同様に「中期財政計画」を上回る規模で収支改善を

<sup>8</sup> 「中長期試算」の経済再生ケース（名目 3 %超の高い経済成長が続くケース）における名目 GDP は、2014 年度の 500.4 兆円から、2020 年度には 616.8 兆円となると試算されている。

<sup>9</sup> 我が国の財政健全化目標である「国・地方の PB」は、累次の閣議決定（閣議了解）においても、また国際的に見ても、国民経済計算（SNA）に基づく支出ベースで判断することとなっている。そのため、いくら予算として計上されたのか（計上ベース）ではなく、当該年度に実際にどの程度支出されたのかで測ることとなっており、補正予算や税収減などの影響によって、当初予算ベース（計上ベース）の PB よりも悪化する可能性がある。

図るべきである。また、それ以降の各年度の予算編成においても収支改善が可能なときにはできる限りの改善を進めるべきである。その中で、当初予算同様、補正予算についても厳しく規律していくべきである。また、これらの取組みを進める中では、2015 年度の国・地方 PB 赤字対 GDP 比の半減目標は出発点に至る前の単なる中間目標に過ぎず、既存の内閣府の「中長期試算」よりも収支が改善する見通しとなった場合でも、その差額を歳出増や減税に充てるべきではない。

むしろ、2020 年度までの国・地方 PB 黒字化を実現するための具体的な取組みを早急に検討すべきである。26 年 5 月 6 日に公表された OECD エコノミックアウトルックでは、「公的債務総残高が GDP 比で 230% を越える中では、依然として、2020 年度までの PB 黒字化目標を達成するための詳細かつ信認のにおける財政健全化計画が、日本の財政に対する信認を維持するための最優先事項であることに変わりはない。」と指摘している。その具体的な取組みを検討する中で、現行の「中期財政計画」を踏まえ、社会保障については、中期的に給付と負担の均衡を実現できるよう、各年度において着実に取組みを進め、社会保障以外については各年度同程度の水準を基本としつつ、PB 対象経費全体について極力抑制すべきである。

来年度予算編成においては、これらの取組みの初年度として、前年度同様に「中期財政計画」に沿って最大限努力することで、財政健全化目標達成に向けた取組みを加速し、その上で来年度予算に基づいて、その後の 5 年間の取組みについて来夏までにさらに具体的な工程を明らかにする必要がある。

## II. 各歳出分野における取組み

### 1. 社会保障

#### (1) 社会保障総論

我が国社会保障制度は、社会保険方式を探りながら、保険料負担とは別に「公費負担」に相当程度依存している。公費負担は、本来税財源で賄われるべきであるが、現実には特例公債を通じて将来世代に負担を先送りし続けており、このことが我が国財政の悪化の最大要因となっている。2025年には、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる「超高齢化」の時代を迎えるため、まずはそれまでに給付と負担の均衡を図る改革を進めていく必要がある。〔資料II－1－1参照〕

#### (2) 給付面で必要な改革

##### ①年金

年金については、16年改正により、将来の保険料を固定し、その固定された財源の範囲内に収まるように給付水準を自動調整する仕組みである「マクロ経済スライド」が導入され、制度的には給付と負担の均衡が担保されている。しかしながら、年金特例水準の解消がマクロ経済スライド発動の要件とされているため、これまで発動された実績はない。マクロ経済スライドの発動は給付と負担をバランスさせるための大前提であり、予定どおり特例水準を解消した上で、来年4月以降これを着実に発動していくことが重要である。〔資料II－1－2参照〕

加えて、今年は5年に1度の財政検証の年であり、検証結果を踏まえて、年金分野の残された課題（①マクロ経済スライドの見直し、②年金課税の見直し、③支給開始年齢の引上げ、④厚生年金の適用拡大）について速やかに検討を開始し、制度改正に結び付けていく必要がある。

まず、世代間・世代内の公平性を適切に確保していくための制度の見直しが必要である。現在のマクロ経済スライドの仕組みでは、物価・賃金が上昇する範囲内で給付の調整を行う（名目下限ルール）こととなつ

ているため、今後景気の変動に伴い物価・賃金の伸びが不十分になったり下落したりすると、マクロ経済スライドの効果が限定的となる。この結果、マクロ経済スライドによる調整期間が長期化するため、足下の年金受給者の給付水準の引下げ幅が小さくなる一方で将来世代の給付水準の一層の低下をもたらし、世代間の不公平を助長することとなる。世代間の公平性を確保していくには、名目下限ルールの撤廃が必要であり、財政検証におけるオプション試算の結果などを踏まえて、速やかに結論を得る必要がある。

また、世代内の公平性という観点からは、年金課税の見直しが課題である。公的年金等控除については、給与所得者に比べて控除額が大きくなっている上、上限が設定されていないが、負担能力のある高齢者には負担を求めていくことが必要である。更に、公的年金等控除や遺族年金等に対する非課税措置により、年金受給者であれば収入が多くとも種々の低所得者対策の対象となり得るといった課題も指摘されているところであり、このような観点も踏まえつつ見直しに向けた議論を進め、早期に結論を得ることを期待したい<sup>10</sup>。

## ②医療・介護

医療・介護分野においては、給付が財源調達のベースとなる名目成長率を上回って伸び続けることが見込まれており、給付の重点化・効率化が急務となっている。国民皆保険を始め優れた点を次世代に引き継いでいくためにも、厳しい現状認識に立って制度の弱点と真摯に向き合い不斷に制度を見直していく姿勢が求められる。

まずは、我が国の公的給付範囲は諸外国より広いことを踏まえ、世代内の格差が大きい高齢者等について一律に対応するのではなく、負担の公平の観点から患者負担・利用者負担の引上げに取り組むほか、公的保険の対象を真に必要なニーズに限定していくことに努める必要がある。更には、我が国医療制度の特徴とも言うべきフリーアクセスや自由開業

---

<sup>10</sup> 支給開始年齢の引上げと厚生年金の適用拡大については、社会保障制度における支え手の増加という観点から、「II. 1. (3) 負担面で必要な改革」で取り上げる。

制を無制限に認めるというのではなく、改革の手を供給面にまで広げ、医療提供体制を効率化させていかねばならない。国による診療報酬・介護報酬のコントロールも引き続き重要であり、診療報酬・介護報酬の抑制とそのあり方の根本的な見直しを行う必要がある。加えて、保険者が被保険者の代理人として給付の重点化・効率化に寄与するという保険者機能の発揮・強化が期待されており、そのための環境整備を図っていかなければならない。〔資料II－1－3参照〕

以下具体策に言及していくが、このうち実効性ある「支出目標」の導入、診療報酬における薬価の市場実勢の下落による「当然減」の毎年の反映、特別養護老人ホーム等の内部留保も踏まえた介護報酬の適正化の3点がまずもって重要であり、避けて通ることは許されない改革の道であることをあらかじめ指摘しておく。当審議会として断固実現を求める。

#### イ) 公的給付範囲の見直し

公的給付範囲の見直しについては、社会保障制度改革プログラム法に則って様々な取組みが行われているが、更なる取組みが必要である。具体的には、患者負担・利用者負担の引上げという観点からは、一体改革の議論において一旦検討された受診時定額負担（外来受診時に、例えば1回100円など少額の定額負担を求めること）の導入について引き続き検討を進めるべきである。また、高額療養費制度において70歳以上の者のみを対象として外来受診について設けられている低い水準の患者負担上限の特例（一般所得者の場合、12,000円。これに対し、入院の場合の患者負担上限は44,400円）を見直す必要がある。〔資料II－1－4参照〕

更に、我が国の後発医薬品シェアが主要先進国と比較して最低の水準であることを踏まえ、特許の切れた医薬品の保険償還額を後発医薬品に基づいて設定し、それを上回る部分は患者負担とする制度<sup>11</sup>の導入を図るべきである。加えて、湿布、漢方薬など市販類似薬品の更なる保険適用除外を進める必要がある。保険外併用療養は、現在、先進医療等の将来の保険適用を前提としたもの（評価療養）と差額ベッド代等のアメニテ

<sup>11</sup> フランスやドイツでも類似の制度（参照価格制度）が導入されている。

イに係るもの（選定療養）のみが認められているが、公費の拡大を招かない制度設計が求められる。評価療養について費用対効果を厳しく検証するとともに、一旦保険適用とされた医療技術等についても費用対効果が低いものは保険適用から外し保険外併用療養の対象とすること（「逆評価療養」）を検討する必要がある。柔道整復については、療養費が診療所における小児科や産婦人科の医療費を上回っており、柔道整復師の数もここ15年で2倍に膨れあがっている。まずは、数の急増の抑制や多部位請求に係る保険適用の厳格化を図っていく必要があろう。

介護分野では、地域における保険外サービスの内容、質、料金等の情報の充実やケアプラン作成の際のその積極的な活用などにより混合介護を普及・促進させていく必要がある。

#### ロ) 医療・介護サービスの提供体制改革

我が国の医療・介護サービスの提供体制には、人口当たりで見ると諸外国と比べて多い病床の機能分担が不明確であり、世界的に見て入院日数も長いなど、非効率な側面がある。病床数が多い都道府県ほど医療費が高くなるという傾向から見ても明らかのように、非効率な供給は過剰な需要を誘発するため、医療費の高コスト化につながる。これが、人口・年齢構造や疾病構造等では説明がつかない医療費の地域差の大きな要因となっている。〔資料Ⅱ－1－5参照〕

そこで、政府は、2025年に向け、「超高齢化」の時代に対応した「地域完結型」の医療・介護サービスの提供体制の構築を図るべく、病床の機能分化・連携を進めるなど、提供体制改革を行うこととしている。具体的には、医療・介護総合確保推進法案において、都道府県に対し、各医療機能の必要量等を含む地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を定めた地域医療構想の策定を求め、その実現のために都道府県の役割の強化を図る等の措置を講じている。しかし、改革は緒に就いたばかりであり、改革が成果を伴うか否かは今後の制度設計次第である。当審議会としても、改革の進捗を厳しく注視していく。

関連する改革として、国民健康保険の保険者が都道府県に移行するこ

との意義は大きい。国民健康保険の財政運営責任を都道府県に移行させてこそ、都道府県が、地域医療の提供水準と、標準的な保険料等の住民負担のあり方を総合的に検討することが可能となり、規律ある提供体制改革が実現するからである。また、「地域完結型」の医療・介護サービスの提供体制を構築することを通じて、個人の尊厳や患者の意思がより尊重され、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境の整備を行い、終末期医療のあり方を見直していくことも求められよう。

当審議会における有識者ヒアリングでは、フランスの医療費支出目標制度（ONDAM）をも踏まえつつ、レセプトデータを活用して地域ごとに「支出目標」を設定することにより、提供体制改革の動きを確実に医療費の効率化につなげていく方策が示された。これを受け、本年4月22日の経済財政諮問会議では、費用面を含め、人口・年齢構成や疾病構造等に対応する合理的かつ妥当なるべき水準の医療需要を地域ごとに算定し、これを地域ごとの「支出目標」として設定すべきとの提案が財務大臣より行われた<sup>12</sup>。〔資料II－1－6参照〕

医療費効率化に向けた取組みとして現在公表されている25年度から29年度までの第2期医療費適正化計画は<sup>13</sup>、第1期医療費適正化計画の実績の検証を踏まえて策定されたものではなく、そもそもPDCAサイクル<sup>14</sup>が機能していない。当該計画における医療費の見通しも、あくまで目標ではなく見通しとの位置づけであるため、これまでの高齢化要因を上回る医療費の伸びをそのまま前提として都道府県の見通しを機械的に足し上げているだけである。平均在院日数の短縮による医療費適正化こそ掲げられているものの、都道府県の任意的な取組みに委ねられている点を含め<sup>15</sup>、足元の医療提供体制改革の動きを踏まえたものになっておらず、

<sup>12</sup> 具体的な「支出目標」の定め方として、医療費が少ない都道府県などを標準集団として、そこから年齢・人口構成等を補正して合理的な医療需要を算定し、実際の医療費との乖離の原因（ジェネリック使用率などを含む）についてレセプトデータを用いて可視化させながら妥当な「支出目標」を設定することが考えられるとしている。

<sup>13</sup> 29年度における医療費総額の見通しが約46.6兆円、医療費適正化の取組みがなされた場合は約45.6兆円とされている。

<sup>14</sup> 「PDCAサイクル」とは、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的に業務を改善していく手法のこと。

<sup>15</sup> 平均在院日数の減少や特定健診・保健指導の実施等の医療費の適正化の取組みについては、都

病床の偏在などによる効率性の地域差についても現状を追認するにとどまっている。特定健診・保健指導の推進等による医療費適正化も掲げられているが、その効果については、いまだ検証中であり<sup>16</sup>、妥当性が確かではない見積もりが行われている<sup>17</sup>。生活習慣病の予防や健康管理は、その定義や取組み方次第では過剰な治療や投薬を生み出し、医療費をかえって増大させる。したがって、その評価は客観的かつ緻密な分析に基づいて慎重に行われなければならない。

このように医療費適正化への取組みが形骸化したまま、出来高払いの診療報酬体系の下で医療給付費に対して定率の公費負担がなされている現状は、公費の投入への歯止めが失われていると言つても過言ではない。こうした問題を解決するためには、合理的でない医療費の地域差や伸びについてレセプトデータを用いて可視化し、実現への道筋を具体的に明らかにしながら医療費のあるべき水準を地域ごとに「支出目標」として設定することが必要である。それは、医療費の規律付けのみならず、「超高齢化」の時代にふさわしい「地域完結型」の医療・介護サービスを充実させるためにも不可欠である。

今後、社会保障制度改革推進本部において、地域横断的なレセプトデータの分析・活用が可能となるよう、その枠組みの標準化を進めることから検討が始まられよう。当審議会としては、まずは、国のイニシアテ

---

道府県医療費適正化計画の任意的記載事項とされている。

<sup>16</sup> 厚生労働省の「特定健診・保健指導の医療費適正化効果の検証のためのワーキンググループ」中間取りまとめ（抜粋）

「平成 26 年度も引き続き本ワーキンググループにおいて、特定健診・保健指導による医療費適正化効果を中心に検証作業を進め、当該年度中にその検証結果を取りまとめていく」

<sup>17</sup> 第 2 期医療費適正化計画においては、29 年度においてメタボリックシンドロームの該当者及び予備群を 20 年度と比べて 25% 以上減少させることを前提として、都道府県ごとのその減少者数に年間 9 万円という非該当者との一人当たり医療費の差を乗じることにより医療費適正化効果を算出している。しかし、そもそも分析に用いられた厚生労働省のナショナルデータベース（NDB）についてレセプトデータと特定健診データの突合率が相当低いという問題がある。加えて、この年間 9 万円という差額は 21 年度の特定健診受診者約 2,159 万人のうちレセプトを突合できた約 269 万人について医療費の差を分析した結果であるが、レセプトには医療費が生じた人のデータしかないという問題がある。こうした一人当たり医療費の算出に当たっては、本来、医療費が発生していない人も分母に加え、その医療費を 0 円としてカウントする必要がありこれを行えば一人当たり年間 9 万円という差額はある程度小さくなるものと見込まれる。更には、メタボリックシンドロームとは関連しない医療費が分析の対象に含まれているという問題もある。

イブの下、医療提供体制改革の動きをベースとして、あるべき医療費の水準について公平な基準となる標準的な計算式が策定され、関係者に共有されることを求めたい。関係府省の連携の下で検討を進めるからには、従来の医療費適正化計画の仕組みにとらわれない実効性の高い制度設計の実現を期待する。とりわけ、医療費適正化計画と銘打ちながらも、端的に医療費の水準自体を目標としない現行の手法は、我が国財政や医療制度が置かれている厳しい状況にそぐわない。国・地域・保険者それぞれのレベルで医療費のあるべき水準が「支出目標」として整合的な形で設定され、各レベルで医療費の効率化に向けた規律付けが働く制度設計を模索するべきである。

提案の実現に当たっては、第2期医療費適正化計画の計画期間（29年度まで）を徒過してはならず、法律改正が必要な事項については来年提出される予定の医療保険制度改革関連の法律改正に盛り込めるよう、年内には制度改正の方向性と作業工程を固めるべきである。当該作業工程は、27年度からの都道府県における地域医療構想の策定に間に合うよう、一連の作業は遅くとも今後1年以内の完了を目指とするものでなければならない。その際、地域包括ケアシステムの構築により医療と介護の連携が今後深まることを踏まえ、介護に係る情報を統合的に活用して、介護費用も含めた一体的な検討を進めることは論を俟たない。

#### ハ) 診療報酬・介護報酬の抑制とあり方の抜本的見直し

26年度診療報酬改定においては、医療費のいわゆる「自然増」を見直し、薬価部分について市場実勢価格の下落による「当然減」を反映させる一方、診療報酬本体部分について「7対1入院基本料」算定病床の急増による高コスト化<sup>18</sup>を是正したところである。引き続きこうした取組みを継続し、診療報酬の徹底した抑制に努める必要がある。〔資料II-1-7参照〕

---

<sup>18</sup> 急性期を念頭に高い報酬となっている「7対1（看護配置基準）入院基本料」の算定が18年度診療報酬改定において開始されたことをきっかけに、その算定を受ける病床の数が急増し、過剰な病床の供給による高コスト化等の弊害を招いてきた。

これに関連し、昨年 11 月の当審議会の建議では、診療報酬改定年に該当するか否かにかかわらず毎年薬価調査を行うこと、更には足元の薬価の市場実勢価格を概算要求に反映させる仕組みを 27 年度予算編成から確立すべきことを提言した。本年 4 月 22 日の経済財政諮問会議においても同様の問題意識が民間議員から示されている。

薬価調査、更には薬価改定が 2 年に 1 度しか行われない現状の下では、医薬品の取引価格が下落しているにもかかわらず、保険からの償還価格が一定期間据え置かれているため、徒な患者負担、保険料負担、公費負担が生じている。このうち薬価調査については、日本銀行が作成する「企業物価指数」(CGPI) などの確な経済政策や金融政策の判断の礎となる重要統計の品質を貶めているという問題まで招いている<sup>19</sup>。

こうした国民経済上の明らかな弊害の一方で、薬価調査、更には薬価改定を毎年行うことについて幾多の前例や各方面からの提言が存在するにもかかわらず、2 年に 1 度という頻度が慣例化されている現状は理解に苦しむ。具体的には、昭和 61 年度の薬価改定までは毎年 1 回行われることが原則であり、昭和 57 年には「今後とも年 1 回薬価調査の実施とそれに基づく薬価基準の改定を行う」との閣議決定もなされた<sup>20</sup>。近年でも 8 年から 10 年までは 3 年連続して薬価調査に基づく薬価改定が行われている。中央社会保険医療協議会においても、17 年から 20 年にかけて、薬価改定の頻度を増やす検討を行っている<sup>21</sup>。

<sup>19</sup> 「企業物価指数」(CGPI)において、医療用医薬品について薬価調査の結果をそのまま利用しているため、実勢の卸売価格が変動しているにもかかわらず、統計上その価格が 2 年間同一水準に固定されているという現象が生じている。「企業物価指数」は、日本銀行の金融政策判断の背景となる金融経済情勢の説明(「金融経済月報」)や政府の景気判断(「月例経済報告」、「鉱工業指数」)、更には「国民経済計算」の GDP 推計にも用いられている。

<sup>20</sup> 「今後における行政改革の具体化方策について(行政改革大綱)」(昭和 57 年 9 月 24 日 閣議決定)(抜粋)

「医薬品の実勢価格の的確な把握とその薬価基準への的確な反映に努めるとともに、薬価算定方式の在り方についても改革を行い、早急に薬価基準を改定する。なお、今後とも年 1 回薬価調査の実施とそれに基づく薬価基準の改定を行う」

<sup>21</sup> 「薬価改定の頻度を含めた薬価算定基準の在り方(論点)」(18 年 9 月 6 日 中央社会保険医療協議会 薬価専門部会)(抜粋)

「現行の薬価算定ルールは、医療機関・薬局と医薬品卸企業との間の価格交渉の結果として、医療機関・薬局に薬価差が生じることを前提としている仕組みと言える。しかし、現に取引価格が下がっているにもかかわらず、保険からの償還価格が据え置かれている状態は、医療保険財政や患者負担の観点からは好ましいとは言えないことから、そのような視点に立って、現行の 2 年

更には、昭和 47 年に中央社会保険医療協議会から毎年 4 月を薬価調査の調査月とすべきとの建議が行われており、情報技術の飛躍的な進歩を踏まえれば、概算要求前に薬価の市場実勢を把握することも困難とは言えまい。薬価の妥結（卸売りと医療機関等の取引価格の決定）は遅れがちであっても、関連業界における取引情報の共有の進展<sup>22</sup>や厚生労働省が薬価の経時変動調査を毎年度複数回行っていることも踏まえる必要がある。また、未妥結部分についても仮払いの価格は存在し、診療報酬上のいわゆる「未妥結減算」（毎年 9 月末日までの妥結率を調査し、妥結率が一定以下の医療機関・保険薬局については、初診料・調剤基本料等を 1 年間引き下げる仕組み）の導入により、妥結率向上も見込まれている。

当審議会としては、このような状況の下、政府が適切な検討を進め、昨年 11 月の建議の内容を実現させることを改めて強く求めたい。

介護報酬についても「自然増」を検証し、介護事業者の収支状況や内部留保等も踏まえ、27 年度介護報酬改定において適正化を図ることが重要である。特別養護老人ホームの約 95% は社会福祉法人が経営しているが、社会福祉法人については、原則非課税の税制優遇措置や補助金の交付等により財政上優遇されている上、特別養護老人ホームの収支状況は他産業と比較しても極めて良好であり、巨額の内部留保の存在が指摘されている。なお、民間企業が経済の好循環に向けて近年にない賃上げを実現しつつある中、介護職員の処遇改善が求められているのであれば、まずは社会福祉法人等において内部留保を活用し、処遇改善を図っていく方策を講ずるべきである。〔資料 II-1-8 参照〕

また、「ロ 医療・介護サービスの提供体制改革」で述べた「支出目標」制度の導入とあわせ、現行の診療報酬・介護報酬体系について、細分化・複雑化し、点数改定の予測可能性が低い（「猫の目改定」）との批判があることを踏まえ、抜本的な見直しを図るべきである。具体的には、改定率の決定・点数改定が「支出目標」と整合的に客観的なデータに基づい

---

に 1 回という薬価改定の頻度を含めた薬価基準の在り方について検討すべきではないか」

<sup>22</sup> 卸売業者から製薬メーカーにコンピューターシステムを利用して常時販売価格を含めた販売取引に係る情報の提供が行われている。

て行われるとともに、過度な政策誘導を避け、より包括的で簡素・透明かつ安定的な仕組みとなるよう体系的な見直しを進めていかねばならない。

## 二) 保険者機能の発揮・強化

給付の重点化・効率化には保険者機能の発揮・強化が必要であるが、我が国の医療保険制度では、職業・年齢によって加入する保険者が分立しているため、生涯を通じた医療記録がなく、それに基づいた健康管理が困難という特徴がある。このため、被用者保険側からは、高齢者に係る医療費の適正化に直接関与できる手段をほとんど持ち合わせていないにもかかわらず、その負担を支援金や納付金という形式により負わせられていることが保険者機能の発揮のディスインセンティブとなっているとの指摘が見られる。しかし、所得や疾病構造等が異なる保険者が分立している以上は一定の財政調整は避けられない。また、公費負担への依存を高める余地がない我が国社会保障制度において、公費にこれ以上の調整を委ねる訳にもいかない。〔資料II-1-9参照〕

これらを前提とすれば、具体的には、医療給付費の約7割を占める国民健康保険と後期高齢者医療においては、前出の「支出目標」の設定が重要であり、また、先に述べたとおり国民健康保険の保険者の都道府県移行などを進めていく必要がある。

更には、自らの加入者に係る医療費について効率化を実現すれば高齢者医療に係る支援金や納付金についても負担が軽減され、保険者努力が報われるようになるとすることで保険者機能の発揮・強化を促すことが考えられる。具体的には、現行の後期高齢者支援金の加算・減算の仕組みについて、医療費適正化計画についての見直しと同様、今後は端的にアウトカムである医療費の効率化の度合い（保険者ごとに設定する「支出目標」の達成の程度）に応じたものとすべきである。また、現行法律において10%を上限とするとされていることを踏まえ、加算・減算率も0.23%から大幅に引き上げることが考えられる。更には、前期高齢者納付金についても同様の仕組みを検討するとともに、被用者保険が高齢者医療の医

療費効率化の取組みなどの運営に参画していく仕組みも検討すべきである。

医療・介護情報のICT化も重要である。今後、社会保障制度改革推進本部においてレセプトデータの分析・活用の枠組みの標準化が進められることを踏まえ、こうした共通基盤の上で各保険者が医療・介護費用の効率化のためICT化の取組みを深化させていくことが求められる。

また、一部の保険者が既に行っている疾病予防や健康増進への先進的な取組みについて、国として、アウトカムとしての医療・介護費用の効率化の管理に努めつつ、保険者ごとの創意工夫が阻害されない環境整備を行うことが重要である。

### ③生活保護

生活保護の受給者数は、リーマン・ショック後の厳しい経済情勢の影響もあって、依然増加が続いている。足元では約217万人と、制度創設以来最高を更新している。生活保護費も増加しており、26年度予算ベースでは事業費約3.8兆円（国費約2.8兆円）に達している。

生活保護は、最後のセーフティネットとしての機能を有し、自立の助長を趣旨とする制度であるが、生活費が公費によって保障されているがゆえに、給付水準や制度運用のあり方によっては、モラルハザードを生じかねず、かえって被保護者の自立を阻害する結果ともなりかねない。また、近年は不正受給が増加傾向にあり、不適正受給の事例と相まって、制度自体に対する国民の信頼感が損なわれかねない状況にある。

こうした状況に対応するため、昨年来、生活扶助基準本体の適正化や不正受給対策の強化、後発医薬品の使用の原則化等を柱とする生活保護法の改正が実施された。今後は、改正生活保護法の下で後発医薬品の使用の促進など運用の適正化を着実に進め、その効果を検証するとともに、引き続き、生活保護制度の見直しに取り組む必要がある。とりわけ、27年度予算編成においては、生活扶助基準本体以外の各種の扶助・加算制度について、下記の課題の検討を行い、適正化する必要がある。〔資料II－1－10参照〕

#### イ) 住宅扶助

住宅扶助は、地域別、世帯人数別に定められた基準の範囲内で家賃等の実費が支給される仕組みとなっている。その水準が一般低所得世帯の家賃実態と乖離すると、住宅とともに生活サービスを提供し、その対価として生活保護費を搾取する、いわゆる「貧困ビジネス」の誘因となりえるほか、一般低所得世帯との不公平感をもたらす。現に、会計検査院の調査や 25 年の予算執行調査では、同一の住居群であるにもかかわらず生活保護世帯が一般世帯よりも高額の家賃を支払っている事態が散見されている。事務局の試算によると、住宅扶助基準が一般低所得世帯の家賃実態を上回っており、住宅扶助基準の水準について、一般低所得世帯との均衡を図る観点から検証し、引下げの方向で適正化すべきである。

「貧困ビジネス」については、生活サービスを規制する法的根拠が無いことや、社会福祉法上の届出対象である無料低額宿泊施設以外の施設は法的位置付けがなく、実態把握すら困難である状況を踏まえ、実効性のある規制の枠組みの検討が必要である。

また、住宅扶助基準の改訂方式は、現在、a.前年度基準額、b.家賃の消費者物価指数（家賃 CPI）の伸びを勘案した額、c.生活保護世帯の 97% の家賃をカバーできる額のうち、上から 2 番目のものを当該年度の基準としている。結果として、近年は家賃水準の下落傾向にもかかわらず、住宅扶助基準が据え置かれている。一般低所得世帯の家賃実態との均衡を継続的に図る観点から、住宅扶助基準と家賃 CPI との連動性を高めるべきである。

#### ロ) 有子世帯の加算・扶助

有子世帯向けの加算・扶助には、児童養育加算、教育扶助・高等学校等就学費（基準額・学習支援費）があり、ひとり親世帯の場合はこれに母子加算が加わる。これらの加算・扶助は、生活扶助費本体として子どもの基本的な生活費が支給されるのに加えて、世帯属性に応じて一律に使途の限定なく支給される。各加算・扶助の支給根拠の明確化を図ると

とともに、加算・扶助を合わせた水準が一般低所得世帯の消費水準との間で均衡が図られているか、検証する必要がある。事務局の試算では、有子世帯の生活保護水準が低所得の一般有子世帯の消費水準を上回る結果となっており、有子世帯向けの加算・扶助のあり方や水準について検討し、総合的に見直す必要がある。

具体的には、児童養育加算は、「児童の教養文化的経費、健全なレクリエーション経費等の特別需要に対応するもの」と位置付けられているが、基本的な生活費ではカバーされない特別な需要が何であるかについて、これ以上の具体的な根拠は明らかではない。児童養育加算の支給根拠の明確化を図るとともに、生活扶助費本体と合わせた水準の適切性について検証のうえ見直すべきである。

次に、母子加算は、二人親世帯と比較して、ひとり親世帯の特別な需要に対応するものであるが、その中身は「貧困の連鎖の防止や子どもの教育機会の確保に係る特別需要に対応するもの」と説明されているのみであり、これ以上の具体的な根拠は明らかではない。加算の水準は、昭和51年に老齢加算（18年度に廃止）の1.3倍に設定され、16年の検証を契機に一旦廃止されたが、21年に廃止前と同水準で復活したため、結果として見直しは行われていない。また、母子加算の廃止の際に、世帯の自立に向けた新たな給付に転換するとの考え方に基づき、学習支援費、高等学校等就学費が創設されたが、その後母子加算が復活したにもかかわらず継続している。これらの点を踏まえ、やはり生活扶助費本体と合わせた水準の適切性について検証し、あり方や水準を見直すべきである。

更には、教育扶助・高等学校等就学費の基準額は学用品等の経費、学習支援費は学習参考書、課外クラブ等の経費に対応するものとして定められた額が支給される。母子加算の復活後も見直しが行われていないうえ、基準額、学習支援費の対象支出は、生活扶助費本体でカバーされている部分があるため、これらの扶助のあり方についても見直しの必要がある。また、使途が限定されないため、教育関連支出に充てられていないおそれがあることから、支給方法についても検討が必要である。

## ハ) 冬季加算

冬季加算は、冬季（11月から3月）に増加する暖房費などに対応するものとして、地域別、世帯人数別に定められた額が支給される。事務局の試算では、支給額が実際の光熱費の增加分を上回り支給額が過大と考えられる地域があったほか、沖縄、九州を含む全国を支給対象とすることに疑問が生じる結果となった。各地域の支給水準について検証を行い、水準の引下げや対象地域の限定等の見直しを行う必要がある。

### （3）負担面で必要な改革

#### ①保険料による支え合いの維持・強化と公費負担のあり方

給付面でいかなる改革を行い、給付の今後の伸びをいかに抑制することができたとしても、今ある給付と負担の不均衡を埋めることにはならない。現世代の給付に必要な財源を、将来世代に先送りすることなく、現世代で確保するためには、消費税率引上げに取り組むことで公費負担と消費税収との差額、ひいては将来世代への負担の先送りを解消する改革を、給付面の改革と一緒に進めていくことが避けられない。

このような状況の下、これ以上公費負担への依存を高める余地はなく、保険料負担の公費負担への付替えになる公費負担割合の引上げは厳に慎むべきである。雇用保険等も含め、公費負担のあり方についてはこれを精査し、保険料負担による支え合いを維持・強化する方向を目指すことが求められる。

その一環として保険料負担のあり方を「負担能力別」に切り替えていく必要があり、まずは社会保障制度改革プログラム法に盛り込まれた各般の諸施策を着実に実現していかねばならない。加えて、高齢者の保険料負担も見直していく必要があり、26年度予算から見直しの検討に着手することとされた後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の特例について、早急に見直しを実現させる必要がある。28年1月から利用が始まるマイナンバー制度の活用により資産等を把握し、これを低所得者の定義の見直しにつなげ、給付の効率化とあわせ、保険料軽減措置を見直していくことも必要であろう。〔資料Ⅱ－1－11 参照〕

介護分野では、第2号被保険者の対象者は医療保険に加入する40歳から64歳とされている。しかし、介護保険制度による介護サービスを受ける高齢者だけでなく、現役世代のその家族も介護負担の軽減という形で介護保険制度の受益を受けていること等を踏まえれば、被保険者の対象年齢引下げも検討の余地がある。

## ②支え手の増加

同時に、支え手を増やすため、健康寿命を延伸させ、意欲と能力がある限り年齢にかかわりなく働くことができる社会（「生涯現役社会」）の実現を目指すことも必要である。また、働きながら子育てできる環境整備を進め、女性の就業率や出生率の向上を図るとともに、働き方の多様化を進め、ニートや引きこもりなど困難を抱える若者や障害者の就労支援を始めとした社会参画の推進に取り組んでいかねばならない。〔資料Ⅱ－1－12 参照〕

### イ) 高齢者

高齢者については、年金の支給開始年齢が「標準的な引退年齢」として機能している側面に留意する必要がある。現在、雇用確保の義務化とあわせて厚生年金の支給開始年齢が2025年度に65歳まで引き上げられる途上にあるが、平均寿命の伸びや諸外国における取組みを踏まえつつ、高齢期の就労と年金受給のバランスという観点から、政策的な対応も含めた雇用面での取組み等についての検討とあわせて、「標準的な引退年齢」として認識されている年金支給開始年齢の2025年度以降における引上げについて、中期的な課題として対応していく必要がある。ただし、これまでの我が国や諸外国における支給開始年齢引上げの事例では、引上げ決定から実際の引上げまで概ね10年程度かかっていることを踏まえれば、検討は速やかに開始すべきである。この支給開始年齢の引上げは年金財政のための給付カットと誤解されがちであるが、そうではない。先に述べたとおり、現在の年金制度は固定された財源の範囲内で給付する仕組みに変わっているため、支給開始年齢を引き上げても年金財政と

しては中立であり、マクロ経済スライドの早期終了を通じて将来世代の年金給付水準の上昇をもたらす。また、2025年度以降の引上げを前提とすれば、現在の50歳前後以上の世代に影響が生じることではなく、それより若い世代の引退年齢と年金の水準や受給期間をどう考えるかという課題と位置づけられる。さらに、支給開始年齢を引き上げたとしても繰上げ受給制度を活用すれば早期の年金受給も可能である。支給開始年齢の検討に当たっては、こうした点もあわせて丁寧に説明していくことが必要であろう。

#### ロ) 女性の就労促進

女性の就労促進に当たっては、柔軟で多様な働き方ができる雇用・労働環境を整備するなど様々な観点からの取組みが必要と考えられる。このうち年金制度においては、第2号被保険者の配偶者の年収が130万円以上になると第3号被保険者ではなくなり、新たに保険料負担が発生するため、就労調整が行われるという問題（いわゆる「130万円の壁」）などが指摘されている。こうした働く意欲を阻害しかねない仕組みはなくしていくことが必要である。2016年10月より短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が実施される予定であり、このことは、単に非正規労働者に対するセーフティネットを強化するのみならず、第3号被保険者制度の縮小につながる。こうした観点を踏まえ、更なる適用拡大に向けた検討を深めていくことが必要である。

#### ハ) 子育て支援

子育て支援については、今般の社会保障・税一体改革において国分の消費税収の使途が子育て支援にも拡充されたことは画期的なことであり、高齢者中心の給付のあり方の見直しとあわせ、子育て支援の充実を検討していく必要がある。ただし、厳しい財政事情の下で新たな国民負担の上に施策の拡充を図るからには、その内容はこれまで以上に精査が必要である。

現在、保育のニーズのピークが見込まれる29年度末までに保育の受け

皿を約40万人拡充することを目指した「待機児童解消加速化プラン」を実施しており、着実な取組みが求められる。そのためにも、子ども・子育て支援新制度の施行が期待される。

なお、同制度には子育て支援の充実（量の拡充・質の改善）のため、国・地方あわせて最大1兆円超程度の公費が必要とされているが、そもそも財源が確保された範囲内でしか公費を充てることはあり得ない。このうち0.7兆円程度については、消費税率が税制抜本改革法に則って10%に引き上げられた場合に消費税増収分を活用して財源を確保する予定であるが、0.7兆円程度を超える部分の財源については、高齢者向けの社会保障関係の予算や税制を見直すことや事業主の負担を求めていくことを含め、幅広く具体的な検討を行うことが前提となる。

そして、この「1兆円超程度」ですら現段階では財源の確保の目途が立っていないにもかかわらず、GDP比などの歳出規模を競って更に巨額の歳出増を主張する議論が一部に見られる。子育て支援の負担を子どもたちにつけ回すことが論外である中、具体的な財源の議論も歳出需要の積上げも欠いたままこうした主張を掲げることは、無責任の誹りを免れない。

足元を見れば、消費税増収分を活用して行われる予定の「0.7兆円程度」に含まれる施策についても、消費税率が税制抜本改革法に則って10%に引き上げられた場合でも、消費税増収分が直ちに満額確保される訳ではないため、来年度からすべてを実現させることは困難であるなど、施策の優先順位付けを行うことは避けられない。

## 2. 地方財政

我が国の地方財政制度は、全ての地方公共団体で標準的な行政サービスが提供されるよう、国が財源保障する仕組みとなっている。毎年度の地方財政計画において、全地方公共団体の標準的な歳出を見込む一方、地方税収等の自前の収入で賄うことができない収支不足（歳出・歳入ギャップ）を国からの地方交付税と各地方公共団体の臨時財政対策債（赤字地方債）<sup>23</sup>で補填することとされてきた。このため、地方公共団体にとって歳出を効率化・合理化するインセンティブに乏しいと一般的に指摘されている。

更に、20年秋のリーマン・ショック以降、地方税収等と地方交付税等をあわせた地方の一般財源総額を高い水準で実質的に維持する観点から、地方財政計画の歳出において一般行政経費単独事業や歳出特別枠が増額されてきたほか、本来適正化すべき個々の歳出項目等の見直しが十分に行われていない。

その結果、現在の地方財政計画の歳出項目等について、地方交付税で財源保障すべき標準的な歳出を上回ると考えられる金額は、リーマン・ショック前と比べて、地方の一般財源ベースで年間1兆円以上拡大しており、給与関係費、一般行政経費単独事業、歳出特別枠などで年間2.2兆円以上の節減が可能な状況となっている。

地方の一般財源総額が高水準で維持されている結果、総体としての地方の積立金は、20年度決算の15.3兆円から24年度決算の19.5兆円に4.2兆円増加している。財政調整基金を始めとした積立金は地方税収が落ち込む際に取り崩されるのが自然であるが、100年に一度と言われたりーマン・ショック後の危機時に地方の積立金はむしろ増加しており、いわば、地方交付税を嵩上げするため国が借金した資金を使って地方が貯金をしている状況にある。地方財政計画の歳出項目等の適正化を速やかに行い、地方の一般財源総額の水準に反映していく必要がある。

また、22年度以降、地方税及び地方譲与税収は計画時の想定よりも4

---

<sup>23</sup> 臨時財政対策債の元利償還費は後年度にその全額が地方交付税措置されることとなっている。

年間の累計で2兆円程度決算で上振れする見込みである。国・地方の財政健全化を進める観点から、地方税及び地方譲与税収が計画時の想定よりも決算で上振れした場合は、結果として過大となる国の赤字国債・地方の臨時財政対策債の発行額を後年度に減額できる仕組みを早急に検討すべきである。

今後、地方法人税収の回復に伴い、地方公共団体間の税収の偏在は拡大する見込みであることを踏まえ、27年度税制改正においても、適切な偏在是正措置を講じていく必要がある。

#### (1) 地方財政計画の歳出見積等の適正化

地方財政計画においては、国が財源保障する仕組みとなっていることを踏まえ、標準的な歳出を計上することとなっている。こうした観点から、現行の地方財政計画の歳出項目をみると、地方の一般財源ベースで年間2.2兆円以上の節減が可能となっている。これらの計上の適正化を速やかに行い、地方の一般財源総額の水準に反映していく必要がある。その際、地方公共団体による単独事業の決算開示や貸借対照表などの発生主義・複式簿記による財務書類を充実させていくことも重要である。〔資料II-2-1参照〕

##### ①給与関係費

給与関係経費（26年度地方財政計画20.3兆円）に関しては、骨太方針2006・2007に盛り込まれた改革が地方財政計画の歳出の積算に未だ反映されておらず、標準的な経費を上回る給与費を地方交付税で財源保障している現状にある。早急な是正が必要である。

具体的には、国家公務員は職務の級が定められ、これに基づき級別の定員管理が行われている一方、国家公務員の職務の級を用いるとされている都道府県職員の級別職員構成（全国の平均）をみると、国家公務員より上位の職務級に配置されており、かつ、都道府県毎のバラつきも大きい。現状はこうした実態に基づいて給与関係経費の積算が行われているが、標準的な経費を計上するとの考え方に基づき、国家公務員と同じ

級別構成による職員配置を前提に積算する方式に速やかに改める必要がある。〔資料Ⅱ－2－2参考〕

技能労務職員についても、国は昭和58年以降、新規採用を原則として行わず民間委託を推進してきており、昭和58年当時4.2万人だった技能労務職員は25年度には0.3万人にまで減少しており、民間委託が標準的になっていると言える。一方、地方においては、昭和58年の38.1万人と比べると減少してはいるものの、24年度現在で12.0万人の技能労務職員があり、技能労務職員の平均給与は民間の類似職種の平均給与を大きく上回っている。標準的な経費を計上するとの考え方に基づき、地方の技能労務職員については民間準拠の給与で積算する方式に速やかに改める必要がある。〔資料Ⅱ－2－3参考〕

級別職員構成の是正による節減額は▲1,600億円程度、地方の技能労務職員の民間準拠の積算による節減額は▲1,500億円程度と試算される。

更に、25年8月の人事院勧告で指摘された地域間の給与配分や世代間の給与配分の在り方等の国の給与制度の総合的見直し等については、26年度中から実施に移すこととされており、地方財政計画において着実に反映させる必要がある。

## ②一般行政経費単独事業の計上の適正化

一般行政経費単独事業については、社会保障給付費を除いた国庫補助事業が25年度までの5年間で約11%削減されている一方で、単独事業は同期間に7%増加している。

単独事業で措置すべき事業は、例えば、公立保育所数や公立学校数は大きく減少しており、本来一般行政経費単独事業を相当額縮減すべきである。しかしながら、一般行政経費単独事業は国庫補助事業と異なり個別の事業の積算の積上げに基づいて計上されていないため、こうした減額要因が反映されにくい。〔資料Ⅱ－2－4参考〕

減額要因についてしっかりと精査して地方財政計画の歳出計上額に反映させることにより、一般行政経費単独事業を厳しく抑制していく必要がある。

更に、一般行政経費単独事業における年度途中の追加財政需要への対応として、26年度地方財政計画において4,200億円が計上されているが、決算額と比べて過大計上となっている。標準的な経費を計上するとの考え方によれば、過去の平均的な使用実績（1,500億円程度）を踏まえた計上額とすべきである。

### ③歳出特別枠

歳出特別枠については、20年度以降、積算を伴わない臨時異例の危機対応として1.5兆円まで増額され、26年度においても雇用対策・地域活性化等の名目で1.2兆円が計上されているが、雇用情勢は明確に改善していること、26年度から頑張る地方を応援する地域の元気創造事業費（0.4兆円）が別途計上されていること、今般の景気回復で地方法人2税を中心には相当程度の地方税収等の增收が見込まれる都市部にその多くが配分されていることを踏まえると、歳出特別枠の計上を継続する理由を見出せない。速やかに解消すべきである。〔資料II-2-5参照〕

### ④その他の見直し

その他、国の補助事業に毎年一定程度の不用が生じる結果地方の一般財源総額がその分過大計上になっており、過去の平均的な支出実績を踏まえた計上額とすべきである。

一方、地方財政計画の歳入項目である使用料手数料については、決算額と比べて0.3兆円程度過少計上となっており、決算額にあわせて適正化する必要がある。

## （2）地方の一般財源総額について

20年秋のリーマン・ショック以降、地方税収等と地方交付税等をあわせた地方の一般財源総額を高い水準で実質的に維持する観点から、地方財政計画の歳出において一般行政経費単独事業や歳出特別枠が増額されてきたほか、上述したような本来適正化すべき個々の歳出項目等の見直しが十分に行われていない。〔資料II-2-6参照〕

その結果、地方の積立金は、20年度決算の15.3兆円から24年度決算の19.5兆円に4.2兆円増加している。財政調整基金を始めとした積立金は地方税収が落ち込む際に取り崩されるのが自然であるが、前述のとおりリーマン・ショック後の危機時に地方の積立金はむしろ増加している。いわば、国が借金をして地方交付税を嵩上げし、地方が貯金をしている状況にある。〔資料II-2-7参照〕

100年に一度と言われた危機的な経済状況は既に脱しており、地方交付税で財源保障すべき標準的な歳出を計上するとの原則に立ち返り、地方財政計画の歳出計上の適正化等を速やかに行い、地方の一般財源総額に反映させるべきである。

また、22年度以降、地方税及び地方譲与税収は計画で見積もった規模よりも決算で上振れし、計画時の想定よりも多額の一般財源総額が確保されてきており、その結果、本来必要のない借金を国・地方で行っていること（国の赤字国債を財源とした交付税の特例加算と地方の臨時財政対策債の発行）も考慮する必要がある。

その額は22年度以降の4年間で合計2兆円程度になると見込まれており<sup>24</sup>、国・地方の財政健全化を進める観点から、地方税及び地方譲与税収が計画段階の見積りよりも決算で上振れした場合は、結果として過大となる国の赤字国債・地方の臨時財政対策債の発行額を後年度に減額できる方策を早急に検討すべきである。〔資料II-2-8参照〕

地方法人2税の税収が決算で下振れした場合は、総務大臣の同意又は許可の下、減収補填債が発行され、必要な地方の一般財源を確保した上で、その元利償還費は国・地方折半で負担することとなっている。地方税収等が上振れした場合は借金の減額に充てず、地方税収等が下振れした場合は追加で借金するという片務的な取扱いは、借金を増加させる方向に一方的に作用するという観点からも問題である。

---

<sup>24</sup> 22年度+1.3兆円、23年度+0.1兆円、24年度+0.2兆円、25年度+0.6兆円（見込み）。25年度の地方税収は25年12月時点での総務省見込み、地方譲与税は決算見込み。

### (3) 地方交付税の別枠加算について

地方の財源不足を国・地方折半で対応する折半ルールを超えた国の借金による交付税の上乗せ増額（別枠加算等）は、21年度から25年度において毎年度1兆円以上の規模で行われており、26年度地方財政計画においても0.6兆円が残っている。これにより、21年度以降、地方の財源不足は国の借金6割で対応してきているが、交付税の別枠加算は、地方の財源不足を国・地方折半で対応する折半ルールを基本としてきた中にあって、臨時異例の措置である。

27年度の取扱いは、地方の税収の動向等を踏まえて検討することとされているが、27年度の地方の税収（地方税、地方譲与税及び地方法人税の合計額）は、自然増収を加味せずとも39兆円を上回り過去最高水準に達すると見込まれ<sup>25</sup>、これ以上、臨時異例の措置である別枠加算を存置すべき理由がない。地方の税収動向を確認した上で着実に廃止すべきである。〔資料II－2－9参照〕

### (4) 地方公共団体間の税収偏在の是正

地方公共団体間の財政調整については、これまで国税による垂直的な財政調整で行われてきたが、税収に占める地方税収の割合が約45%と充実される中で、垂直的な調整だけで地方税収の偏在を是正するのは限界がある。

こうした背景の下で、地方公共団体間の税収偏在の是正の方策として、20年度税制改正においては法人事業税の約4割を切り出して全国の地方公共団体に再配分する地方法人特別税・譲与税が創設された。26年度税制改正においては、社会保障・税一体改革における地方消費税率の引上げに伴い交付団体と不交付団体の財政力格差が拡大することを踏まえ、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化する地方法人税が創設されるとともに、地方法人特別税・譲与税が3分の1縮小された。

---

<sup>25</sup> 26年度地方財政計画時の地方の税収（37.8兆円）に消費税率3%引上げによる増収額（地方消費税収+1.4兆円程度）を単純に足すと39.2兆円程度となる。地方の税収（決算）は、18年度39.5兆円、19年度40.2兆円、20年度39.6兆円であり、19年度が過去最高額である。

26 年度与党税制改正大綱において、消費税率 10%段階の措置として、「法人住民税法人税割の地方交付税原資化を更に進める」とされているとともに、「地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」とされている。〔資料Ⅱ－2－10 参照〕

27 年度税制改正において、地方法人税収の回復に伴い、地方公共団体間の税収の偏在は拡大する見込みであることを踏まえ、適切な偏在是正措置を講じていく必要がある。

法人課税を中心に地方公共団体間に著しい税収偏在があることは、財政力の弱い地方公共団体で財源の多くを地方交付税や赤字地方債に頼らざるを得ない原因になっている。地方公共団体間の税収の偏在を是正することは、地方交付税等に多くを頼る地方公共団体の財政力を強化し、国・地方の借金依存体質の改善にもつながる。

### 3. 公共事業

#### (1) 経済社会の構造変化の下での社会资本整備

26年度予算における公共事業関係費は、9年度のピーク時（当初予算ベース）と比較した場合には4割の減少となっているが、その間にあっても、コスト総合改善の取組みもあり、高規格幹線道路、下水道、港湾、空港などの社会资本の整備水準は大幅に向上してきた。〔資料II-3-1参照〕

こうした中、我が国では急速な人口減少が見込まれており、今後30年で半分以上の地方公共団体において人口が3割以上減少すると見込まれている。さらに、地域間の人口移動が収束しないと仮定した場合には、いくら出生率が回復したとしても、約半分の市町村は将来的には消滅する可能性が高いとする試算もある<sup>26</sup>。〔資料II-3-2、3参照〕

主要先進国の中で最悪の財政状況の下、このような社会资本の整備水準の向上や今後の急速な人口減少を踏まえ、今後の社会资本整備について考えていく必要がある。

#### (2) 既存の社会资本の維持管理・更新について

今後、高度成長期以降に急速に蓄積してきた膨大な社会资本が耐用年数を迎える、その維持管理・更新が大きな課題となる。しかしながら、国や地方公共団体等の社会资本の管理者が管理する施設数は膨大であることなどから、地方公共団体の中には、その管理する施設の基本的な情報すら整理できていないところも見受けられる。このため、それぞれの管理者は、まずは、ストック情報である施設台帳を整備するなど、社会资本の現状を正確に把握し、急ぎ公表しなければならない。

その上で、それぞれが管理する社会资本の今後の維持管理・更新の方針を策定するとともに、それに要する費用の見通しを把握・公表する必

<sup>26</sup> 日本創成会議・人口減少問題検討分科会「ストップ少子化・地方元気戦略」（26年5月8日）においては、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口（25年3月推計）」をもとに、地域間の人口移動が将来も収束しないと仮定した場合には、将来的には消滅するおそれが高い市町村が49.8%に達するとの推計が示されている。

要がある。その際、既存の社会資本の全てを維持し、更新するとすれば膨大な費用が必要となると見込まれるが、将来の人口減少を見越せば、それらの全てを維持し、更新していくとの前提に立つ必要はない。

社会資本の管理者は、将来の人口動態の変化等を見据え、民間の知恵も活用しながら、残すべき社会資本の選別や更新時における集約化・スペックの見直しなどに取り組むとともに、こうした取組みを計画的かつ効率的に進めていく必要がある。

特に、社会資本の多くが地方公共団体により管理されていることに鑑みれば<sup>27</sup>、財源や人材面で限界のある地方公共団体において自立的かつ持続可能な形で管理できるよう、計画的に対応していく必要性が高い。このため、地方公共団体においては、社会資本の規模や施設数の見直し、今後の費用の見通しを含む公共施設等総合管理計画（インフラ長寿命化計画（行動計画））の策定を速やかに進めるべきである。〔資料Ⅱ－3－4 参照〕

その際、将来の人口減少など経済社会の構造変化を踏まえ、住民の理解を得ながら、インフラの集約的な更新を図ることを通じてコンパクトシティ化を進めるなど、地域の将来を見据えた取組みもあわせて行っていく必要がある。

また、国としても、関係府省が連携を図りつつ、防災・安全交付金の配分などの財政支援のみならず、人材の育成や維持管理マニュアルの作成などの技術的支援を実施するなど、地方公共団体における計画的な取組みを促進していく必要がある。

さらに、国においては、自らが管理する道路や河川管理施設等の社会資本について、今後の維持管理・更新費用の方針や見通しを速やかに示し、計画的かつ効率的な社会資本の維持管理・更新に向けて、率先垂範するべきである。

---

<sup>27</sup> 全国の橋梁（2m以上）約70万橋のうち94%は地方公共団体管理であり、さらに75%は市町村管理となっている。また、下水道や公営住宅はその全てが地方公共団体の管理となっている。

### (3) 建設労働者の不足について

現在、民間も含めた建設投資に際して、技能労働者の不足による建設コストの高騰が指摘されている。これは公共事業にとってもそのコストや円滑な執行の観点から注視すべき課題である。これに対しては、柔軟な工期の設定や契約後の労務費高騰に対するスライド条項の活用などの対策を講じていく必要があるが、生産年齢人口全体の減少が見込まれる中で、建設業への就業者数は、今後とも減少し続ける可能性が高い。

このため、より効率的・効果的な施工技術等の利用、開発に努めることにより、景気対策による公共事業の増減に左右されることなく、就業者数の減少に対応していくべきである。なお、先に述べたように、維持管理・更新業務については今後の増加が見込まれることから、メンテナンスの専門技能者など、これらの業務に対応した人材の育成も重要である。

### (4) これからの社会資本整備のあり方

厳しさを増す財政事情の下、社会資本の整備水準の向上や今後の急速な人口減少を踏まえれば、今後の社会資本整備に際しては、一層の重点化を図るとともに、計画的かつ効率的に進める必要がある。

その中で、費用の増加が見込まれる社会資本の維持管理・更新に当たっては、それぞれの管理主体が人口減少やコンパクトシティ化等を見据え、インフラ長寿命化計画（行動計画）等を策定し、これに基づき効率的に対応していかなければならない。

また、新規投資については、我が国にとって必要とされる国際競争力強化や防災対策であっても、費用対効果を厳しく見極め、厳選する必要がある。

さらに、最新の技術的知見の活用や、PPP／PFI といった民間活力・民間資金の導入により、事業を一層効率的に進めていくべきである。

## 4. 文教

教育は未来を担う人材を形成するものであり、子どもたちの学力・能力・人間性の向上を図ることは、日本の将来にとって極めて重要な課題である。こうしたことから、これまで、厳しい財政状況にもかかわらず十分な教育予算が確保されてきた。その結果、公教育費については、少子化の進展などにより、平成元年以降、児童生徒当たりで約6割も増加しているが、この間、学力低下、いじめ、不登校、暴力行為といった問題が指摘され続けている。児童生徒当たりで増加した予算が、効果的・効率的な教育投資に向けられていないのが現状と言わざるをえない。

国立大学においても、近年事業規模は増加しているにもかかわらず、それが評価の向上に結び付いていないことから、資金の有効活用がなされていないのが現状である。

我が国の厳しい財政状況の下では、教育予算についても、「質」の向上により、様々な問題に対応していくことが求められる。

### (1) 義務教育関係予算

#### ①教職員給与へ配分が偏った義務教育関係予算

文教予算全体の中で最も大きな割合（約37%）を占める義務教育関係予算については、教職員給与に配分が偏っているという問題がある。義務教育関係予算全体（約1.7兆円）のうち、我が国では教職員給与の負担が約90%（約1.5兆円）を占めており、諸外国と比べても極めて高い水準となっている<sup>28</sup>。〔資料II-4-1参照〕

公立小中学校の教職員定数については、少子化の進展や、これまでの大幅な予算措置により、平成元年以降、児童生徒当たりで約1.4倍に増加している。なかでも政策目的に応じて予算措置される定数（加配定数）は児童生徒当たりで約8.3倍に増加し、26年度予算額は約1,400億円と

<sup>28</sup> 小学校における消費支出別項目（2010年）でみると、日本は86.2%が教職員給与に支出されているが、これは、OECD平均の79.1%、米国の81.5%、英国の69.8%、フランスの76.9%と比較して高い水準である（OECD「图表で見る教育2013」）。

なっている。一方、他の義務教育関係予算については、学校耐震化等の施設費（約 650 億円）や教科書購入費（約 400 億円）等を除けば、いじめ対策（スクールカウンセラーの活用等）、土曜日授業の支援、補習等のための外部人材の活用、教員研修等の個別課題に対応するための予算額は総額で約 140 億円と限られたものとなっている。〔資料 II-4-2 参照〕

他の政策分野と同様、教育予算についても、将来世代からの借金に依存している以上、より費用に対する効果が高い施策に限られた資金を投入すべきことは当然である。教育現場が抱える様々な課題に有効に対処し、教育の質を高めることは極めて重要な課題であるが、多様化するこれらの課題への処方箋として教職員定数を拡大することが、他の施策への投資よりも有効であるとは考えられない<sup>29</sup>。

26 年度予算において政府は、いじめ対策、土曜日授業の支援等について充実を図る一方で、公立小中学校の教職員定数について、義務教育費国庫負担制度が創設されて以降初めて、自然減を上回る減員（▲10 人）を行った。しかしながら、児童生徒数が減少する中で、受益者である児童生徒当たりの教職員という観点でみれば、なお増加させているのが実情である。以下に述べる視点を踏まえ、引き続き予算の質向上に取り組むことを求める。〔資料 II-4-3 参照〕

## ②義務教育関係予算の質向上に向けた視点

義務教育関係予算の質向上の取組みに当たっては、以下の視点にたつて取り組むべきである。

加配定数については、上述のとおり、これまでの大幅な予算措置により増員を行ってきたところである。しかし、学力向上やいじめ問題の解決等に大きな効果があったとは言えない。他の施策と比較して教育の質向上の観点から有効な投資と言えるかどうか政策効果を改めて厳しく問

<sup>29</sup> 教員一人当たりの年間授業時間数（2011 年）をみると、日本は小学校 731 時間、中学校 602 時間となっており、G5 平均の小学校 892 時間、中学校 769 時間と比べて約 2 割少ない（米国：小学校 1,097 時間、中学校 1,068 時間、ドイツ：小学校 804 時間、中学校 757 時間、フランス：小学校 936 時間、中学校 648 時間）。

う必要がある。〔資料Ⅱ－4－4 参照〕

公立小中学校の教員採用倍率は、大量退職・大量採用を背景に大きく低下しており、教員の質が懸念されている<sup>30</sup>。教員の大量退職は今後さらに加速する見込みであるが、安易に大量採用を行って充当すべき状況にはない。少子化が進む今こそ、研修等を充実して教員の質向上に向けた取組みを進める一方、採用者数の増加を防ぐ観点からも定数を抑制すべきである。経験豊かな退職教員を外部人材として用い、その経験を現役教職員の補助・育成に活用するといった取組みも必要である。〔資料Ⅱ－4－5 参照〕

いじめ問題等の学校が抱える個別課題は多様化しており、単純に教職員数を増やすことにより問題に対応しようとは、多様化する個別課題への効果的・効率的な対応とは言い難い。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部人材を活用して、専門知識を生かしてきめ細かく個別課題に対応する必要がある。また、社会全体として、高い専門的能力を有し、かつ、社会的な貢献への意欲を有するシルバー人材が今後増加していくことを考えれば、これらの人材の学校現場での有効な活用も積極的に検討されるべきである。

教育の効果には時間がかかり、目に見えにくいという主張もあるが、全国学力・学習状況調査をはじめ、将来に向けて教育の効果を測定するための取組みを強化する必要がある。PDCA サイクルを回しながら、人材に対する社会ニーズの変化、社会環境の変化に対応して真に効果の高い施策に予算を重点化すべきである。

### ③学校規模の適正化

少子化が進む中で、義務教育関係予算の質向上とあわせて取り組むべき課題は、学級規模がこれ以上小さくならないよう維持しながら、小中学校の規模を適正化することである。小中学校の児童生徒数が直近のピーク時から約 30 年間で 4 割以上減少しているのに対して、学校数については、小学校で約 16.6%、中学校で約 7.5% の減少にとどまっており、小

<sup>30</sup> 公立小学校の教員採用倍率は 12.5 倍（12 年度）から 4.3 倍（25 年度）まで低下している。

中学校とも、標準規模（小学校・中学校ともに12～18学級）に満たない小規模校が約半数を占めている。人口の将来推計によれば、児童生徒数の減少は当面続くと見込まれ、学校の統廃合が進まない現状を放置すれば、小規模校は今後もさらに増加すると考えられる。〔資料II－4－6、7参照〕

一般的に、学校規模が適正化された場合、「子どもが集団の中で、多様な考え方触れ、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしやすい」「各学年複数学級とすると、人間関係に配慮した学級編成や、習熟度別指導等の多様な指導形態をとることが可能となり、また部活動が多くの種目、人数で出来る」「教員配置について、校務分掌を組織的に行いややすくなる」といった教育効果があると指摘されている。また、財政上も教職員人件費をはじめとした学校のランニングコストの縮減につながると考えられる<sup>31</sup>。

教育の受益者である子ども・保護者の意見を重視しつつ、子どもの安全の確保に十分配慮しながら、教育水準を効果的・効率的に向上させるため、国・都道府県・市町村がそれぞれの役割分担の下で学校の統廃合に積極的に取り組む必要がある。人口が減少するなかで、どのように社会的インフラを維持していくかが切実な課題となる中で、総人口よりも高い割合で児童生徒数が減少していくことに鑑みれば、学校を教育効果の高い有効なインフラとしてどのようにコミュニティの中で維持・機能させていくかは、その中でも喫緊の課題である。〔資料II－4－8、9参照〕

学校の統廃合を進めるための地方公共団体に対するインセンティブ措置は既に一定程度存在（統合校の新築・改築等に対する施設整備補助、統廃合により減少する分の教職員定数を一定期間措置、スクールバスの購入補助等）するが、国としてはさらに、地方公共団体が地域に応じて地元の理解を得るための効率的な取組みを支援することを検討すべきで

---

<sup>31</sup> 例えば、児童生徒数の減少幅ほど学校数が減っていないことが一因となって、学級数に応じて計算（法令で規定）される教職員定数（基礎定数）は児童生徒数の減少幅ほど減少しておらず、平成元年以降、児童生徒当たりで25.9%増加している。

ある。

## (2) 国立大学改革

### ①次期中期目標期間に向けて必要な取組み

#### イ) 国立大学の現状

日本の大学の世界における評価は、現状、必ずしも高いものとはなっていない。近年国立大学への運営費交付金が削減されていることが日本の大学の評価が向上しない原因であるとする見解もあるが、正確とは言えない。なぜならば、国からの競争的資金や寄付金等の自己収入等を含めた国立大学の事業規模全体は近年毎年度増加しているにもかかわらず、大学を評価する一つの指標である大学ランキングなどの評価が連動していないからである<sup>32</sup>。〔資料II－4－10 参照〕

運営費交付金の配分額が上位の国立大学をみても、事業規模の増加が大学の評価と比例していない。これらの大学が世界トップレベルの教育研究拠点を目指すためには、マネジメント能力の強化、グローバル人材の育成、産学連携の強化等によって資金を一層有効活用していくことが必要である。〔資料II－4－11 参照〕

また国立大学86校のうち、いわゆる総合大学は47校を占めているが、これらの大学が各自の特色を活かした大学運営を行っていないことも、日本の国立大学の評価が向上しない一因となっているのではないかと考えられる。〔資料II－4－12 参照〕

#### ロ) 予算配分の重点化による教育研究組織の見直し

こうした状況を改善していくためには、各大学が、例えば世界トップレベルの教育研究拠点や地域活性化の中核的拠点といった機能強化の方向性を定めた上で、それを踏まえて教育研究組織を柔軟に見直し、資源配分の重点化を行っていくことが必要である。これまでの運営費交付金

<sup>32</sup> 国立大学法人の収入額全体は、16年度には24,707億円であったものが23年度には29,659億円に増加している。一方で、2013-2014年におけるTimes Higher Education “World University Rankings”でランキングトップ100に入る日本の大学はわずか2校にとどまっている。

の配分を見ると、必ずしも各大学の機能強化に向けた取組みを促すメリハリある配分とはなっていない。28年度から開始される国立大学法人の第三期中期目標に向けて、一般運営費交付金も含めた運営費交付金全体のメリハリある配分を行うことが出来るよう、実効性のある配分方法の見直しを行う必要がある。〔資料II-4-13 参照〕

具体的には、自らの強みや特色、社会経済の変化や学術研究の進展を踏まえて教育研究組織や学内資源配分の見直しを行う大学や、寄附金の獲得、授業料引上げによる自己収入の増などの教育研究環境充実に向けての自助努力を率先して行う大学については、重点的な支援を行う。その他の大学については、より有効に社会的要請を果たせるよう、教育研究組織の思い切った合理化や再編、アンブレラ化<sup>33</sup>等による他大学との再編統合による機能強化を図っていくべきである。

こうした重点支援を行う前提として、国立大学の機能強化の方向性に対応した制度・規制の枠組みを検討するとともに、機能強化の方向性や学問分野に対応した評価基準を設けて比較可能な外部評価を厳正に行う必要がある。また、各大学は学生・企業・海外研究者・納税者等に対して主要なデータを積極的に公開する必要がある。〔資料II-4-14 参照〕

## ②ポストドクターについて<sup>34</sup>

これまで、少子高齢化により大学の教員ポストの増加が見込めない状況にあつたにもかかわらず、「我が国の研究開発能力を強化する」<sup>35</sup>との名目の下、ポストドクターの増加が図られてきた。

その結果、ポストドクターの総数は、1996年には6,274人であったも

<sup>33</sup> 一つの国立大学法人が複数の大学を運営すること。例えば、一つの国立大学法人が二つの大学を運営する場合、A大学は社会科学系中心、B大学は理工系中心といったように再編し、効率的な運営を行うことをいう。

<sup>34</sup> 「ポストドクター」とは、博士の学位を取得（博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上退学したいわゆる「満期退学」を含む）後、任期付で任用される者であり、①大学等の研究機関で研究業務に従事している者であって、教授・准教授・助教・助手等の職にない者や、②独立行政法人等の研究機関において研究業務に従事している者のうち、所属する研究グループのリーダー・主任研究員等でない者をいう（文部科学省「ポストドクター等の雇用・進路に関する調査」における定義）。

<sup>35</sup> 第一期科学技術基本計画（8年7月2日）。

のが 2009 年には 17,116 人と約 2.7 倍に増加した一方、大学における若手教員数は、1998 年に 36,773 人であったものが 2010 年には 34,779 人と減少し、大量に増加したポストドクターの受け皿として不足を来している。このため、本来は「研究者のキャリアパスのステップ」として位置づけられていたはずのポストドクターの状態が、現実には継続・長期化する傾向にある。〔資料 II-4-15 参照〕

また、ポストドクターの分野別の内訳を見ると、例えば、生物系のポストドクターは人数が多いにもかかわらず、他の専攻と比べて教員や研究職への転換が進んでいないなど、分野別にも偏在が見られる。〔資料 II-4-16 参照〕

こうした問題を解決するため、ポストドクターが能力に応じたキャリアパスを的確に描けるようにしていく必要がある。具体的には、年俸制や混合給与<sup>36</sup>の導入加速化によるシニア教員から若手研究者へのポスト振替等の推進や、産業界との連携・研究独法との人事交流・海外大学との共同研究を通じたポストドクターの進路の多様化が必要である。同時に、ポストドクターが滞留している学科については、学位授与を厳格に行い定員を抑制するなど供給の適正化を図る必要がある。こうした取組みを率先して行う大学については運営費交付金の配分において重点的に支援する仕組みを導入する一方、努力が不足している大学については縮減を図るなど、予算のメリハリのある配分を検討していく必要がある。

〔資料 II-4-17 参照〕

---

<sup>36</sup> 大学教員が、大学以外の機関にも勤務することにより、複数の機関から給与を受領することをいう。

( 参考1 )

# 資 料



# 平成26年度予算フレーム

## 資料I－1－1

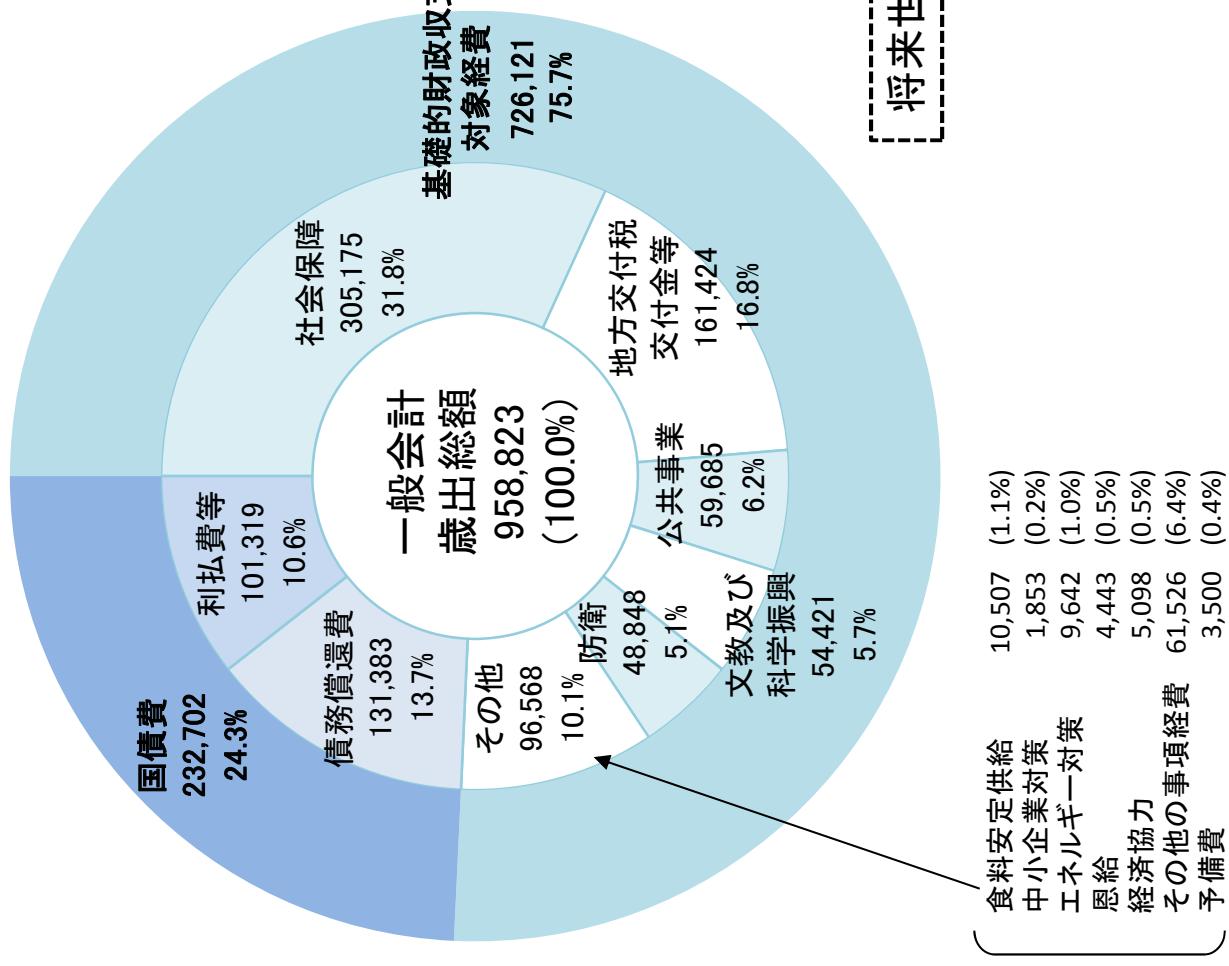
(単位：億円)

	25年度予算 (当初)	26年度予算	備 考	
			25'→26'	
(歳 入)				
税 収	430,960	500,010	69,050	○ 消費税率の引上げに伴う税収増45,350億円を含む。
そ の 他 収 入	40,535	46,313	5,778	○ 特別会計の一般会計への統合に伴う増7,946億円を含む。
公 債 金	428,510	412,500	△16,010	○ 公債依存度 43.0% (25年度 46.3%)
うち4条公債（建設公債）	57,750	60,020	2,270	
うち特例公債（赤字公債）	370,760	352,480	△18,280	
年 金 特 例 公 債 金	26,110	—	△26,110	
計	926,115	958,823	32,708	
(歳 出)				
国 債 費	222,415	232,702	10,287	○ 年金特例公債に係る償還費等3,027億円を含む。
基 础 的 財 政 収 支 対 象 経 費	703,700	726,121	22,421	○ 特別会計の一般会計への統合に伴う増7,946億円 社会保障4経費の充実等 高齢者医療負担軽減等 3,789億円 4,101億円 15,836億円 を含む。
うち社会保障関係費	291,224	305,175	13,951	
うち地方交付税交付金等	163,927	161,424	△2,502	○ 地方税収の伸びを反映。地方税、地方交付税等の地方の一般財源総額 について社会保障の充実分を増額。
計	926,115	958,823	32,708	○ 基礎的財政収支（プライマリーバランス）△18.0兆円 (25年度 △23.2兆円。対前年度5.2兆円の改善)

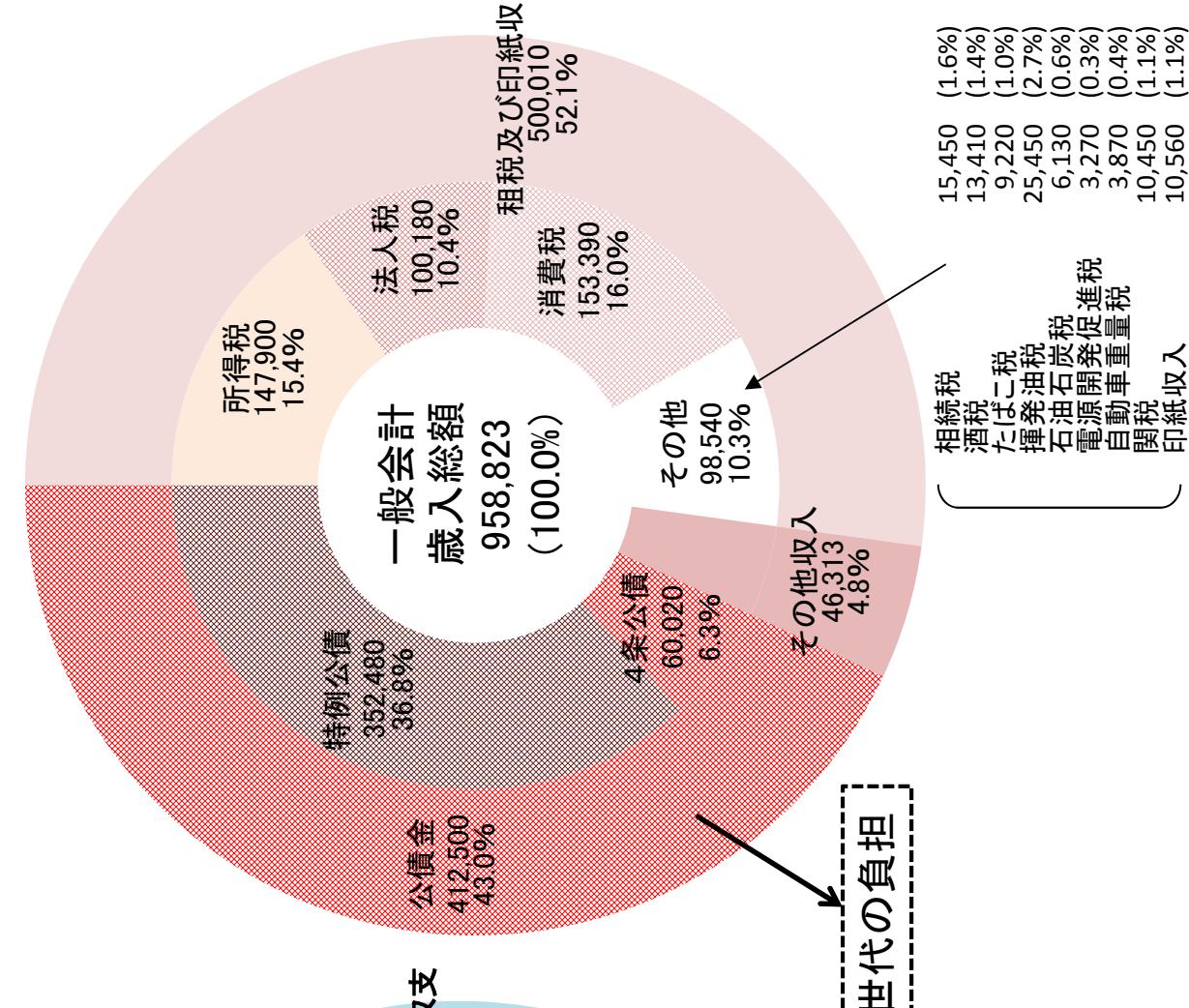
# 平成26年度一般会計予算から見る財政の現状

資料 I-1-2

## 【歳出】



## 【歳入】



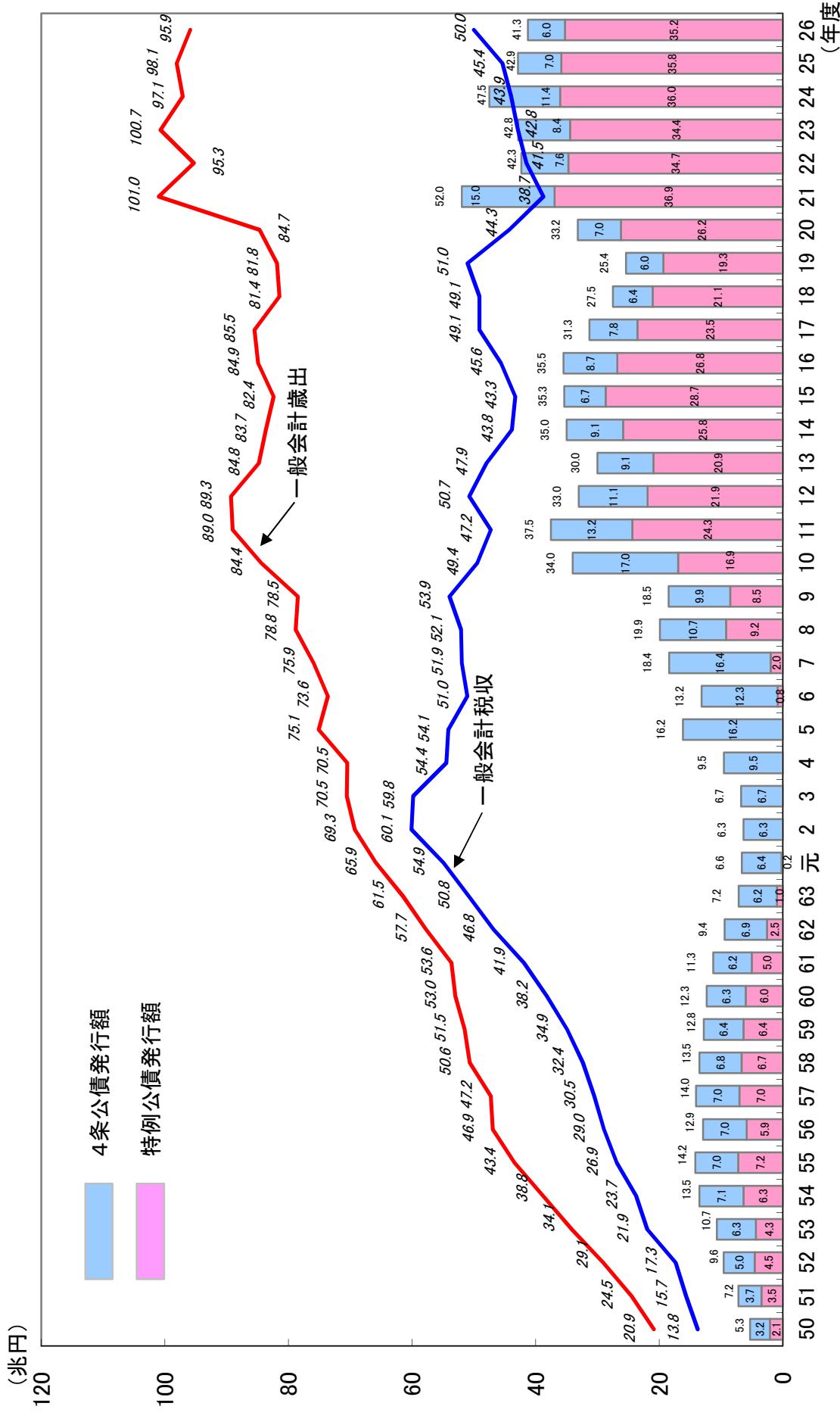
将来世代の負担

相続税  
酒たばこ税  
揮発油石油開発促進税  
石炭自動車税  
電動車税  
印紙収入

15,450 (1.6%)  
13,410 (1.4%)  
9,220 (1.0%)  
25,450 (2.7%)  
6,130 (0.6%)  
3,270 (0.3%)  
3,870 (0.4%)  
10,450 (1.1%)  
10,560 (1.1%)

## 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額

資料 I-1-3

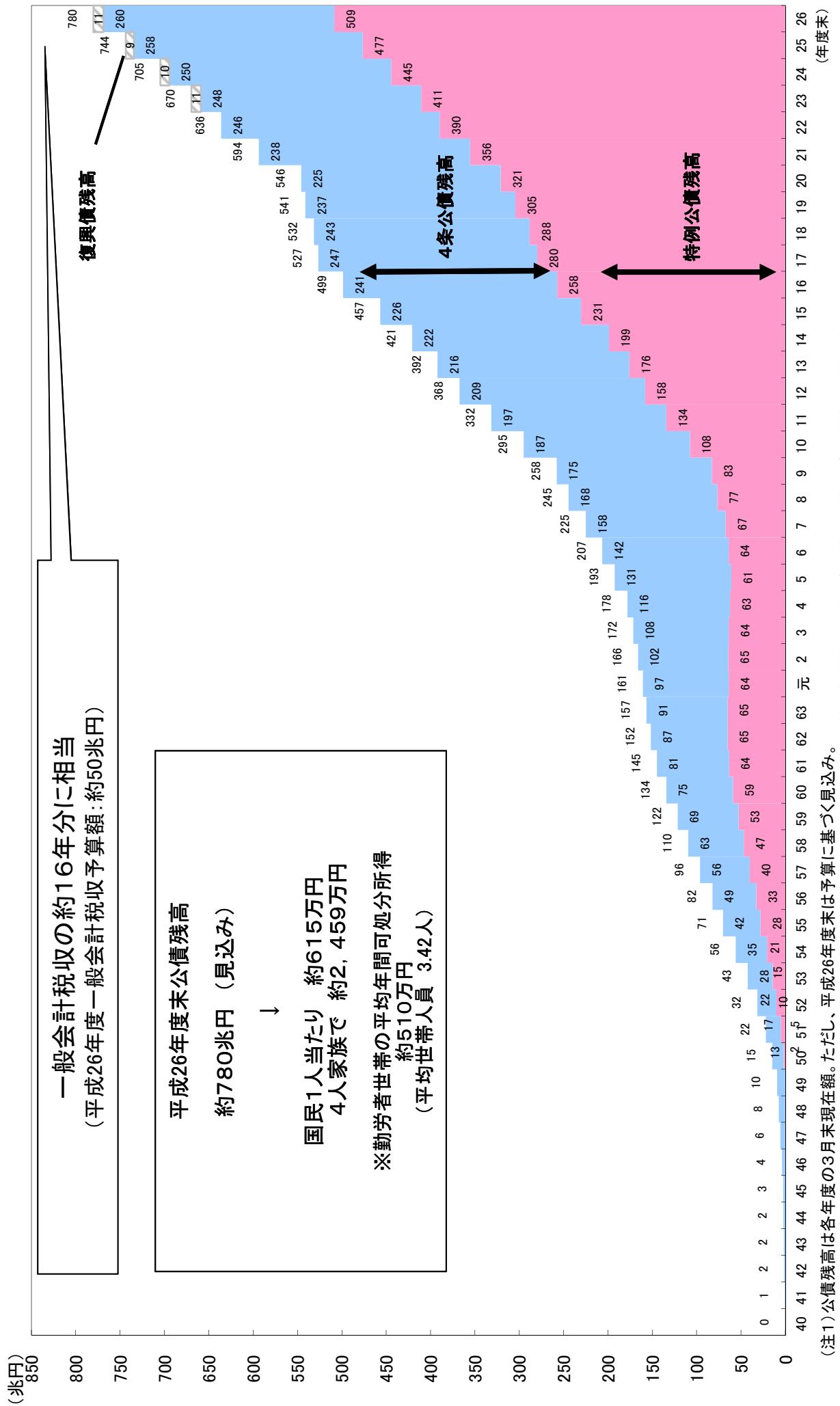


(注1) 平成24年度までは決算、平成25年度は補正後予算、平成26年度は予算[に]による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度[は]湾岸地域における平和回復活動を支援するための臨時特別公債、平成6～8年度[は]消費税率3%から5%への引上げ[に]先行して行つた減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度[は]東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度、25年度[は]基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

## 公債残高の累増

### 資料 I - 1 - 4



(注1)公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成26年度末は予算に基づく見込み。

(注2)特別公債残高は、国鉄長期債務、国有林野県積債務等の一般会計承継による借換国債、臨時特別公債、減税特別公債及び年金特別公債を含む。

(注3)東日本大震災からの復興のため必要な財源として発行される復興債(平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:7.5兆円程度)を公債残高に含めている。

(注4)平成26年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は75兆円程度。

# 当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－(平成25年8月8日閣議了解)の概要

## I. 基本認識

- 今後10年間(2013年度から2022年度)の平均で、名目GDP3%程度、実質GDP2%程度の成長と財政健全化の好循環を目指していく。

## II. 財政健全化に向けた目標

- **国・地方の基礎的財政収支(以下、PB)**について、①**2015年度までに黒字化**、③その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

## III. 平成27年度(2015年度)の目標達成に向けた

### 1 基本的な取組

- 国・地方のPB赤字の大宗を占める国的一般会計のPB赤字について改善を図る必要。
- **国的一般会計PB**について、少なくとも平成26・27年度の**各年度4兆円程度改善**。26年度予算においては▲19兆円程度、27年度予算においては▲15兆円程度とし、これをもって、半減目標を達成。
- **新規国債発行額**については、平成26年度、平成27年度において、それぞれ**前年度を上回らない**よう、最大限努力。
- **地方財政**についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、**地方の一般財源の総額**については、平成26年度、平成27年度において、**平成25年度地方財政計画の水準を下回らない**よう実質的に同水準を確保。

### 2 歳出面・歳入面の取組

- 社会保障:人口高齢化等による増勢がある中で、極力全体の水準を抑制。年金マクロ経済スライド発動の前提となる特例水準の解消、後発医薬品の使用促進に具体的な進捗がみられるよう取り組む。
- 社会資本整備:投資効果の高い事業への重点化を図るなど、選択と集中を徹底。
- 地方財政:経済再生にあわせリーマン後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要。

## IV. 平成32年度(2020年度)の目標達成に向けた

- 平成27年度(2015年度)までの取組と同様に、一般会計上のPBを改善し、黒字化させる。
- 各年度の予算において、**歳出面**では、無駄の排除などでPB対象経費を極力抑制し、経済成長によりGDPを増大させることで、**PB対象経費の対GDP比を遞減させていく**。**歳入面**では、経済成長を通じて**税率を適切に設定する**ことと、増大する**社会保障は、制度改革を含めた歳出・歳入両面の取組によって財源を確保すること**を検討。

# 「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)の概要

資料 I-1-6

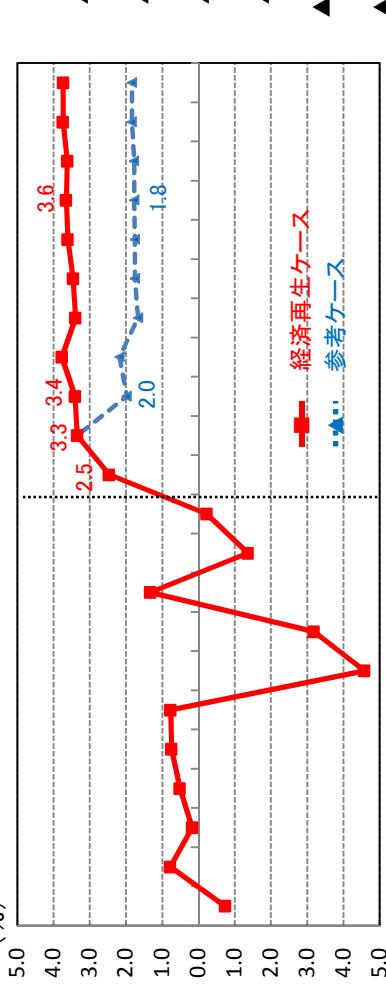
※ 平成26年1月20日 経済財政諮問会議提出(内閣府)

## 財政面における主要な想定

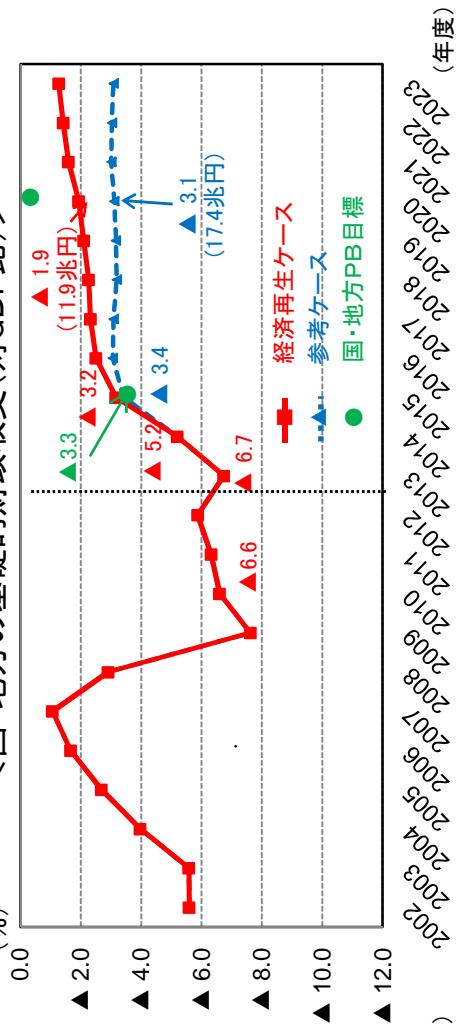
- 2015年度については、「中期財政計画」を踏まえ、一般会計の基礎的財政収支(PB)の改善努力(各年度少なくとも4兆円程度改善)。
- 消費税率(国・地方)については、現行法を踏まえ、2015年10月1日より10%へ引上げ。
- 2016年度以降の期間については、社会保障歳出は高齢化要因等で増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加すると想定。

## 試算結果のポイント

### 「経済再生ケース」



### 「国・地方の基礎的財政収支(対GDP比)」



## 「国の一般会計の姿」

### 「経済再生ケース」

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	… (2020年度)	平成32年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	… (2020年度)	平成32年度 (2020年度)
P B 対象経費	70.4	72.6	74.4	…	70.4	72.6	74.4	…	81.5
税 収 等	47.1	54.6	59.9	…	73.9	47.1	54.6	58.7	66.7
P 差	▲ 23.2	▲ 18.0	▲ 14.5	…	▲ 10.1	▲ 23.2	▲ 18.0	▲ 15.7	▲ 14.8
差額	45.5	41.3	39.4	…	51.0	45.5	41.3	40.2	50.0
(参考)名目 GDP	487.3	500.4	517.5	…	616.8	(参考)名目 GDP	487.3	500.4	510.3

# 国及び地方の長期債務残高

## 資料 I-1-7

(単位：兆円程度)

	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成21年度末 (2009年度末) <実績>	平成22年度末 (2010年度末) <実績>	平成23年度末 (2011年度末) <実績>	平成24年度末 (2012年度末) <実績>	平成25年度末 (2013年度末) <実績>	平成26年度末 (2014年度末) <予算>
国	390 ( 387 )	493 ( 484 )	573 ( 568 )	621 ( 613 )	662 ( 645 )	694 ( 685 )	731 ( 720 )	770 ( 747 )	811 ( 786 )
普通国債 残高	295 ( 293 )	457 ( 448 )	546 ( 541 )	594 ( 586 )	636 ( 619 )	670 ( 660 )	705 ( 694 )	744 ( 721 )	780 ( 755 )
対GDP比	58% ( 57% )	91% ( 89% )	112% ( 110% )	125% ( 124% )	133% ( 129% )	141% ( 139% )	149% ( 147% )	154% ( 149% )	156% ( 151% )
地 方	163	198	197	199	200	200	201	201	200
対GDP比	32%	40%	40%	42%	42%	42%	43%	41%	40%
国・地方 合計	553 ( 550 )	692 ( 683 )	770 ( 765 )	820 ( 812 )	862 ( 845 )	895 ( 885 )	932 ( 921 )	971 ( 948 )	1,010 ( 985 )
対GDP比	108% ( 108% )	138% ( 136% )	157% ( 156% )	173% ( 171% )	179% ( 176% )	189% ( 187% )	197% ( 195% )	201% ( 196% )	202% ( 197% )

(注1) GDPは、平成24年度までは実績値、平成25年度は政府見込み、平成26年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計に於ける復興債として発行される財源として実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担。平成23年度末：10.7兆円、平成24年度末：10.3兆円、平成25年度末：9.0兆円、平成26年度末：11.4兆円)及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債(平成24年度末：2.6兆円、平成25年度末：5.2兆円、平成26年度末：4.9兆円)を普通国債残高に含めている。

(注2) 平成25年度末までの( )内の値は翌年度償換のための前倒債発行額を除いた計数。平成26年度末の( )内の値は、翌年度初の( )内の値は、翌年度償換のための前倒債発行額を除いた計数。平成26年度初の( )内の値は、翌年度償換のための前倒債発行額を除いた計数。

(注3) 平成25年度初の( )内の値は翌年度償換のための前倒債発行額を除いた計数。平成26年度初の( )内の値は、翌年度償換のための前倒債発行額を除いた計数。

(注4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金について、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもつてまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(平成26年度末で33兆円程度)である。

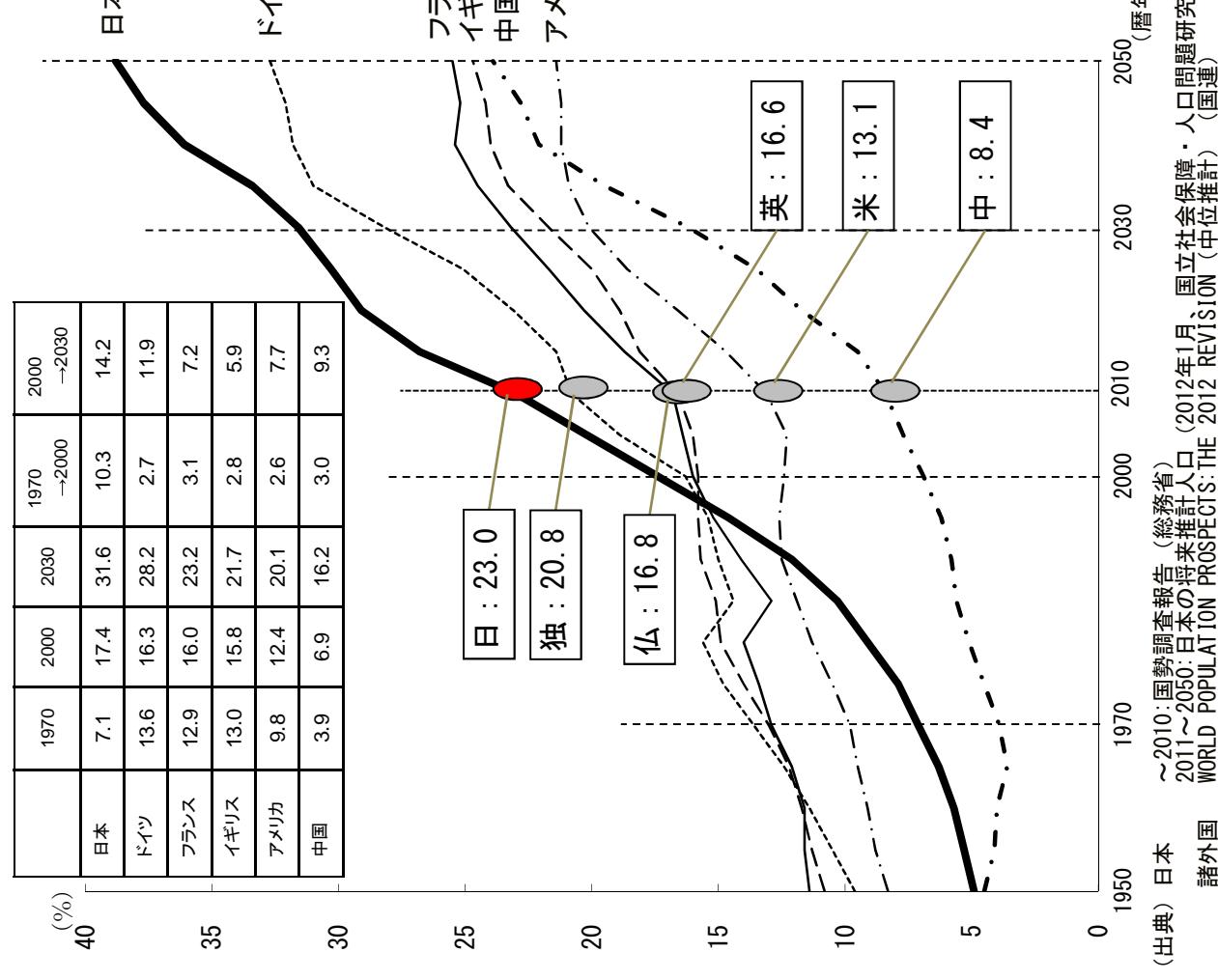
(注5) 平成25年度以降は、地方は地方債計画等に基づく見込み。

(注6) このほか、平成26年度末の財政投融资特別会計国債残高は101兆円程度。

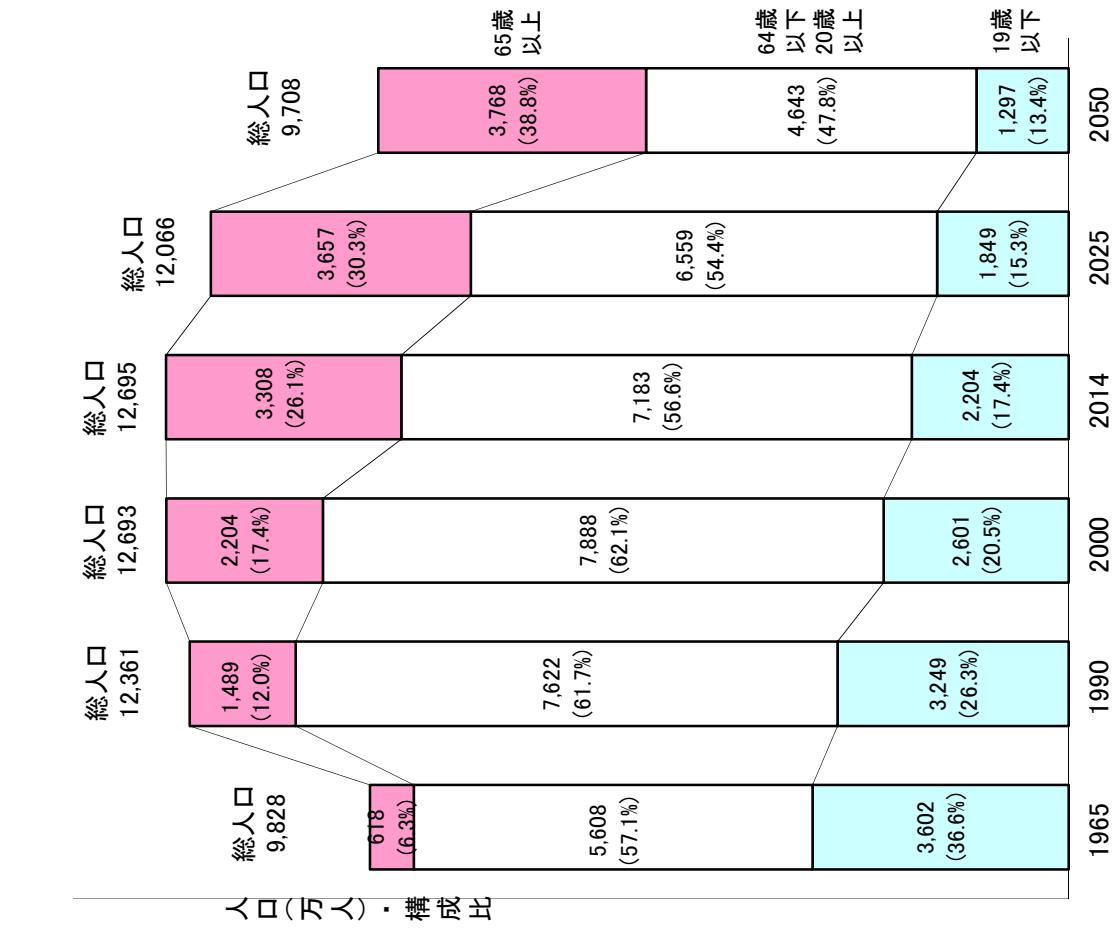
# 人口構造の変化

## 資料 I-2-1

### <65歳以上の対総人口比>



### <我が国の人口構造>

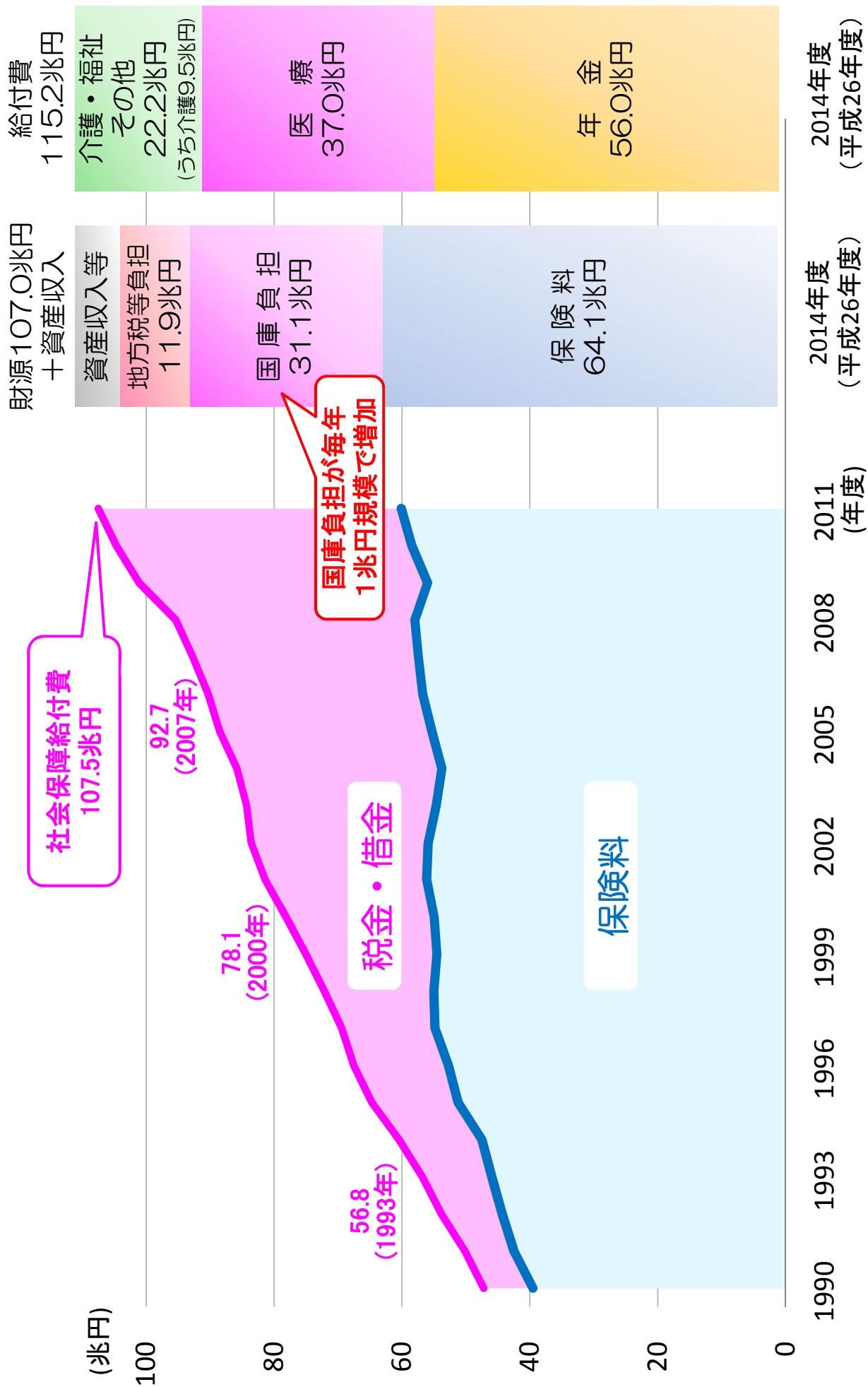


(出典) 日本 ~2010: 国勢調査報告 (総務省)  
2011~2050: 日本の将来推計人口 (2012年1月、国立社会保険・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」)  
諸外国 WORLD POPULATION PROSPECTS: THE 2012 Revision (中位推計) (国連)

(出典) 人口構成は 1965年、1990年、2000年には総務省「国勢調査」、2014年以降は  
国立社会保険・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」。

## 社会保障給付費と財政の関係

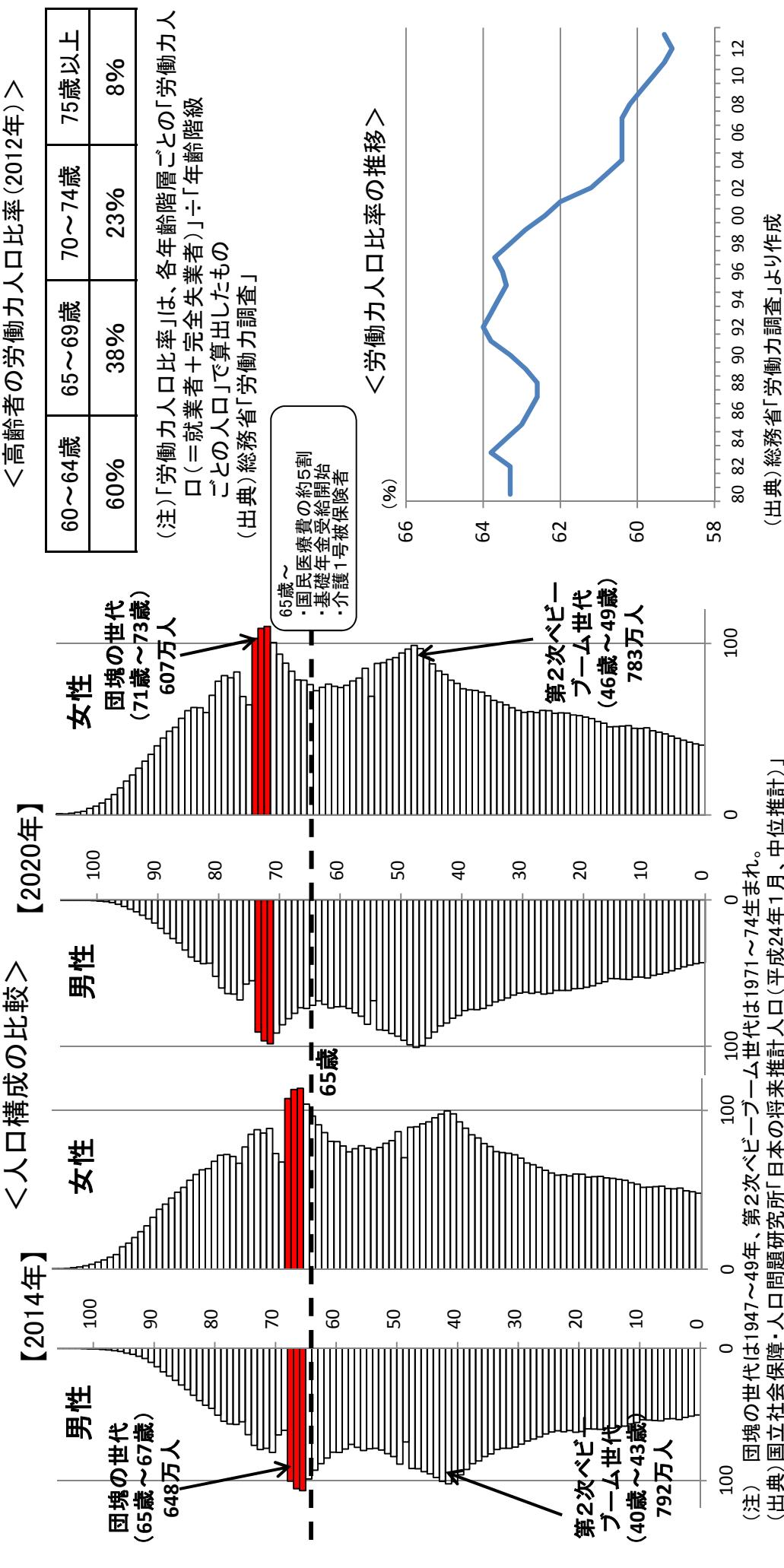
### 資料1－2－2



(出所)2011年度までは国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計」2014年度は国の当初予算をベースに厚生労働省が算出

## 団塊の世代の高齢化

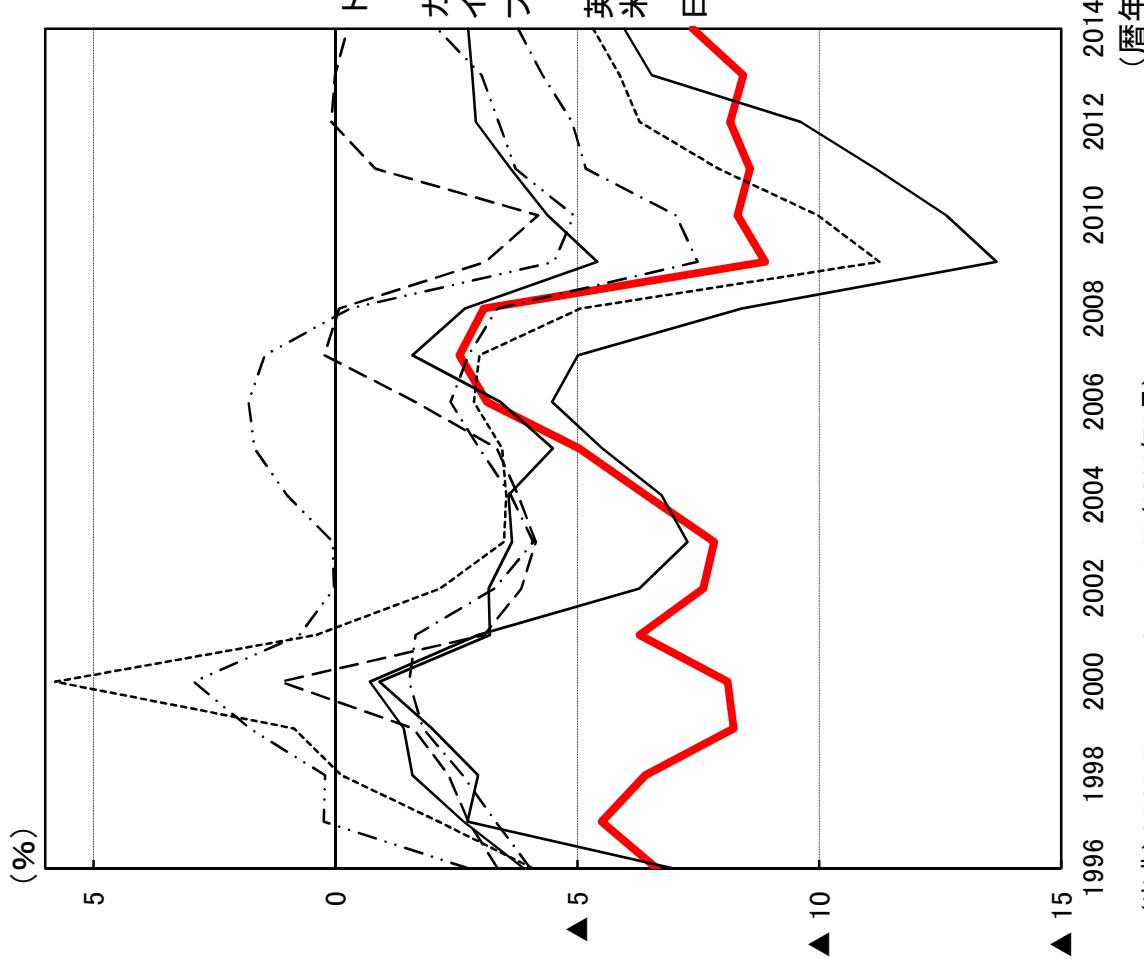
- 2020年にには、団塊の世代(1947～49年生まれ)が71歳～73歳となり、大半が労働力人口から被扶養人口に移行。
- 労働力人口の減少は経済成長の制約要因となり、所得税や保険料収入の原資となる雇用者報酬が減少する一方で、年金・医療等の費用の増加が見込まれる。



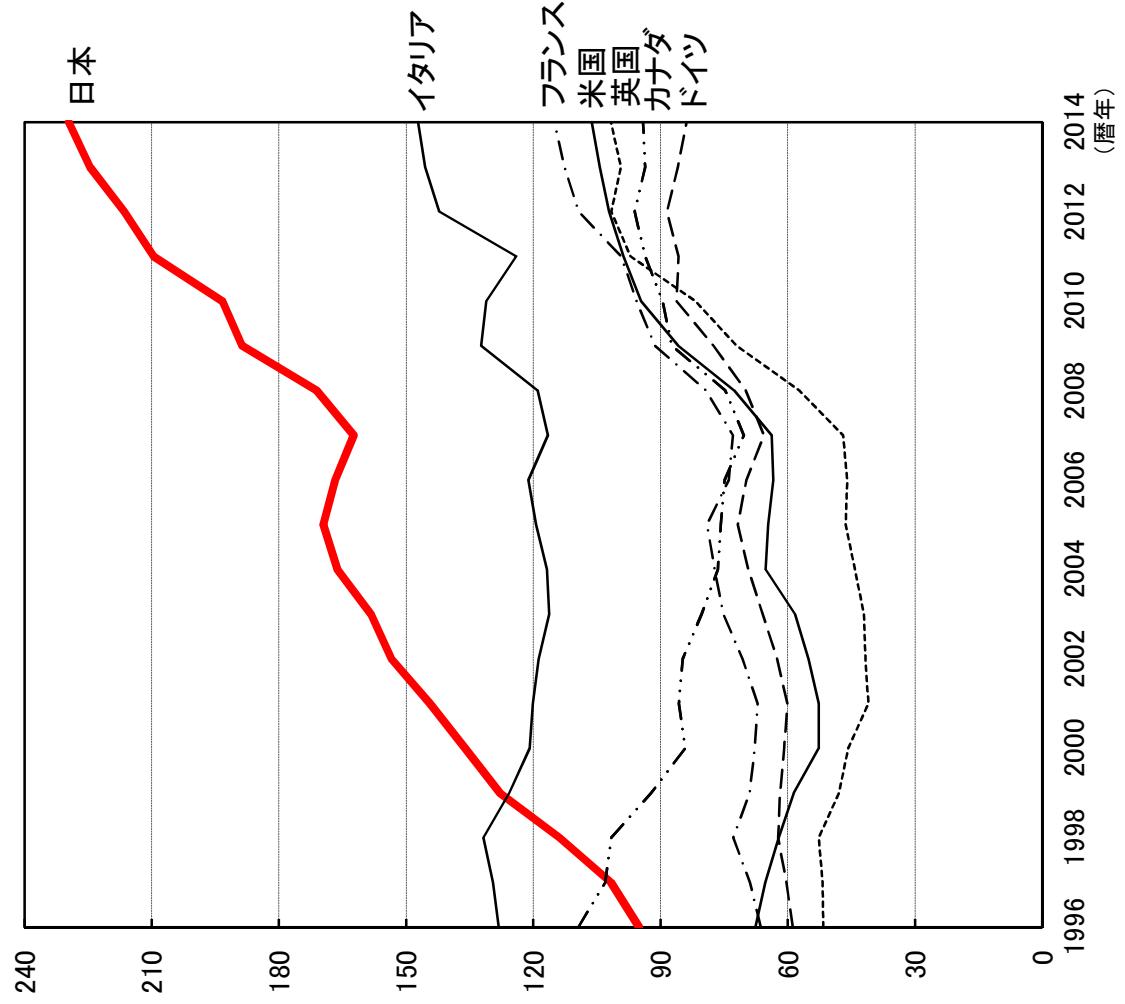
## 財政収支・債務残高の国際比較

資料 I-2-4

＜財政収支の国際比較（対GDP比）＞



＜債務残高の国際比較（対GDP比）＞

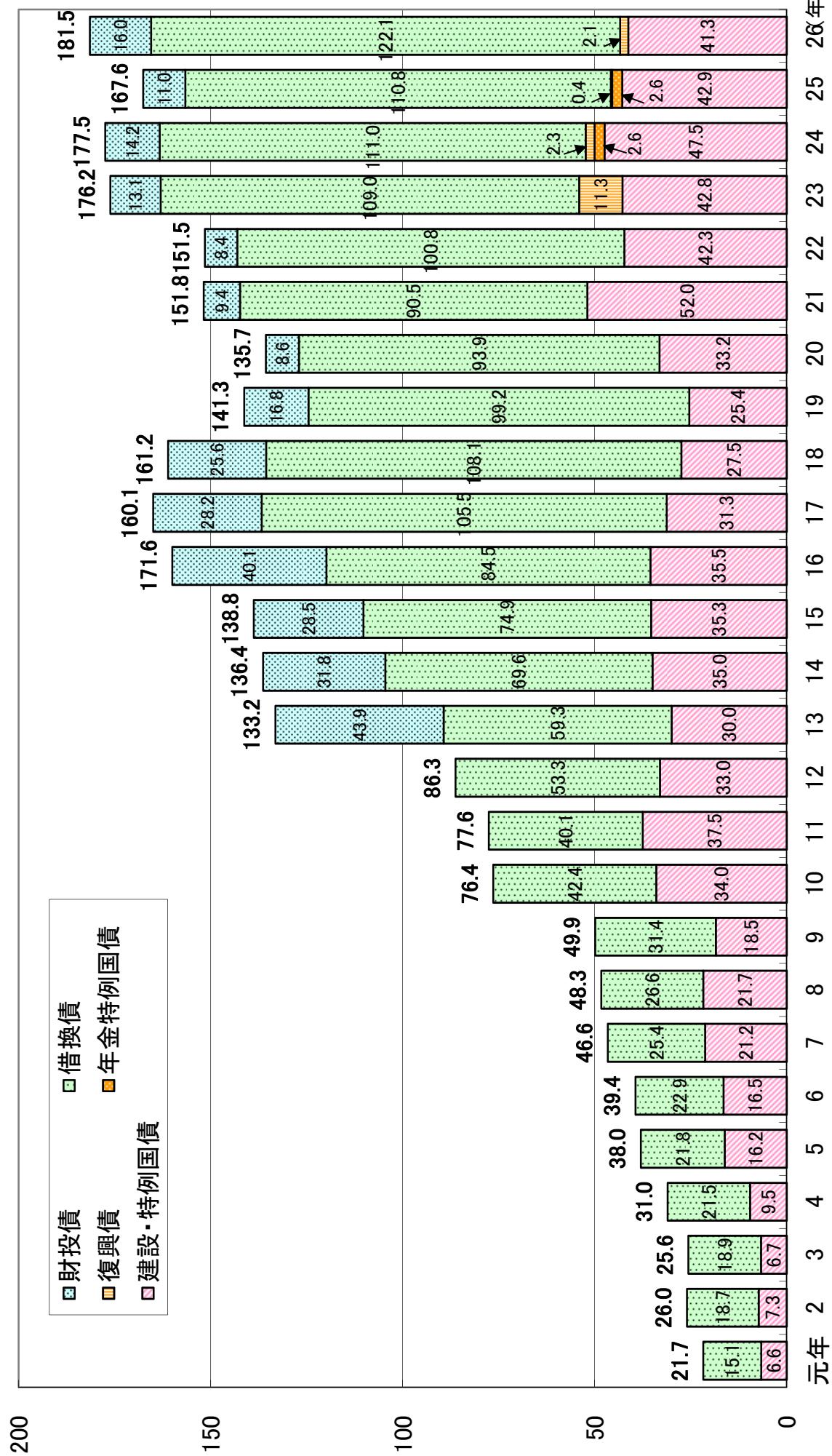


(出典)OECD Economic Outlook 95 (2014年5月)  
※ 数値は一般政府ベース、ただし日本と米国は社会保障基金を除いた値  
(注)日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた数値

(出典)OECD Economic Outlook 95 (2014年5月)  
※ 数値は一般政府ベース

## 国債発行総額の推移

(兆円)



(補正後)(当初)

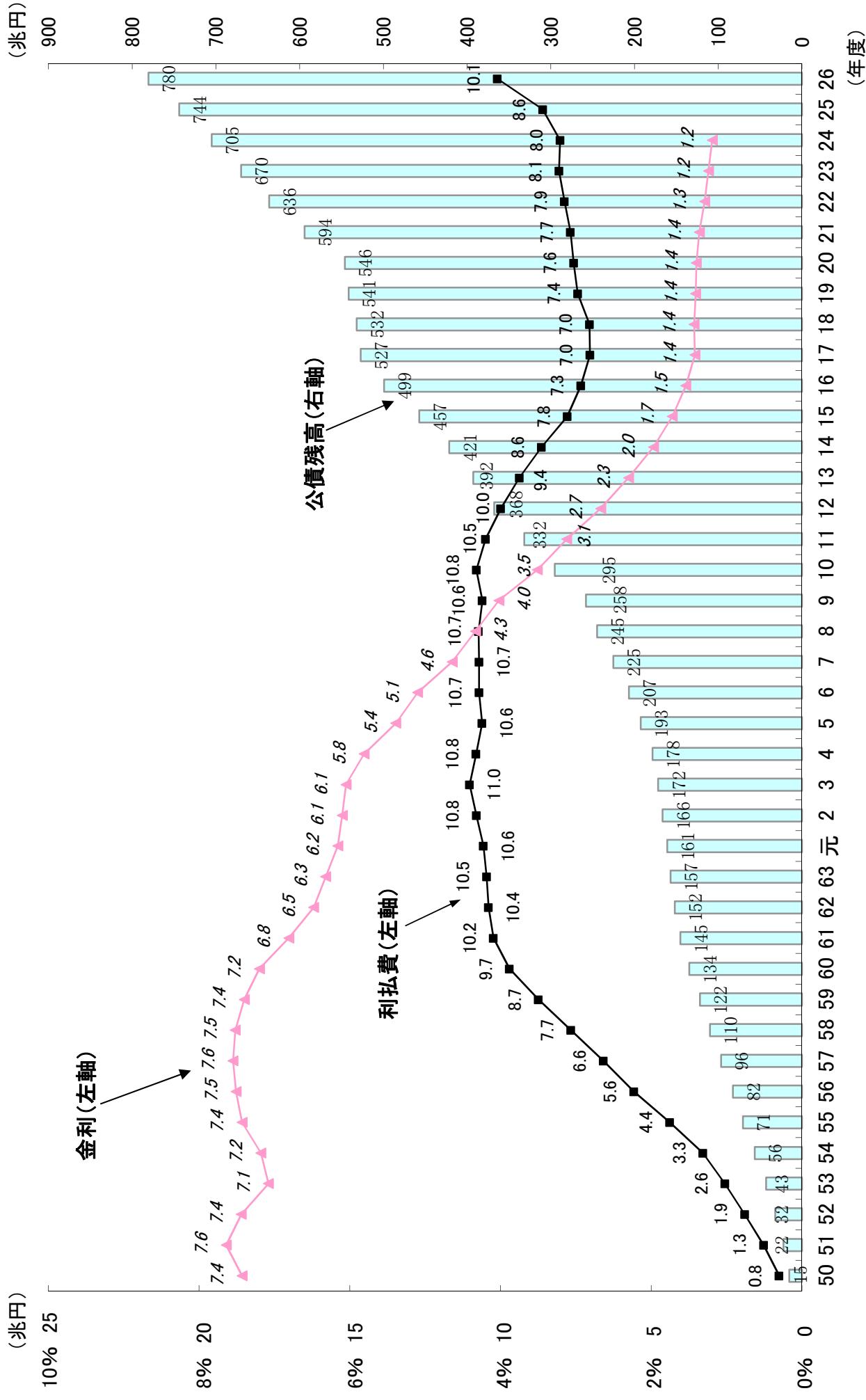
(注1) 24年度までは実績、25年度は補正後予算、26年度は当初予算による。

(注2) 上記国債発行総額には、湾岸地域における平和回復活動を支援するための財源を調達するための臨時特別公債、消費税3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債の発行額を含む。

(注3) 各計数ごとに四捨五入したため、合計において一致しない場合がある。

## 資料 I-2-6

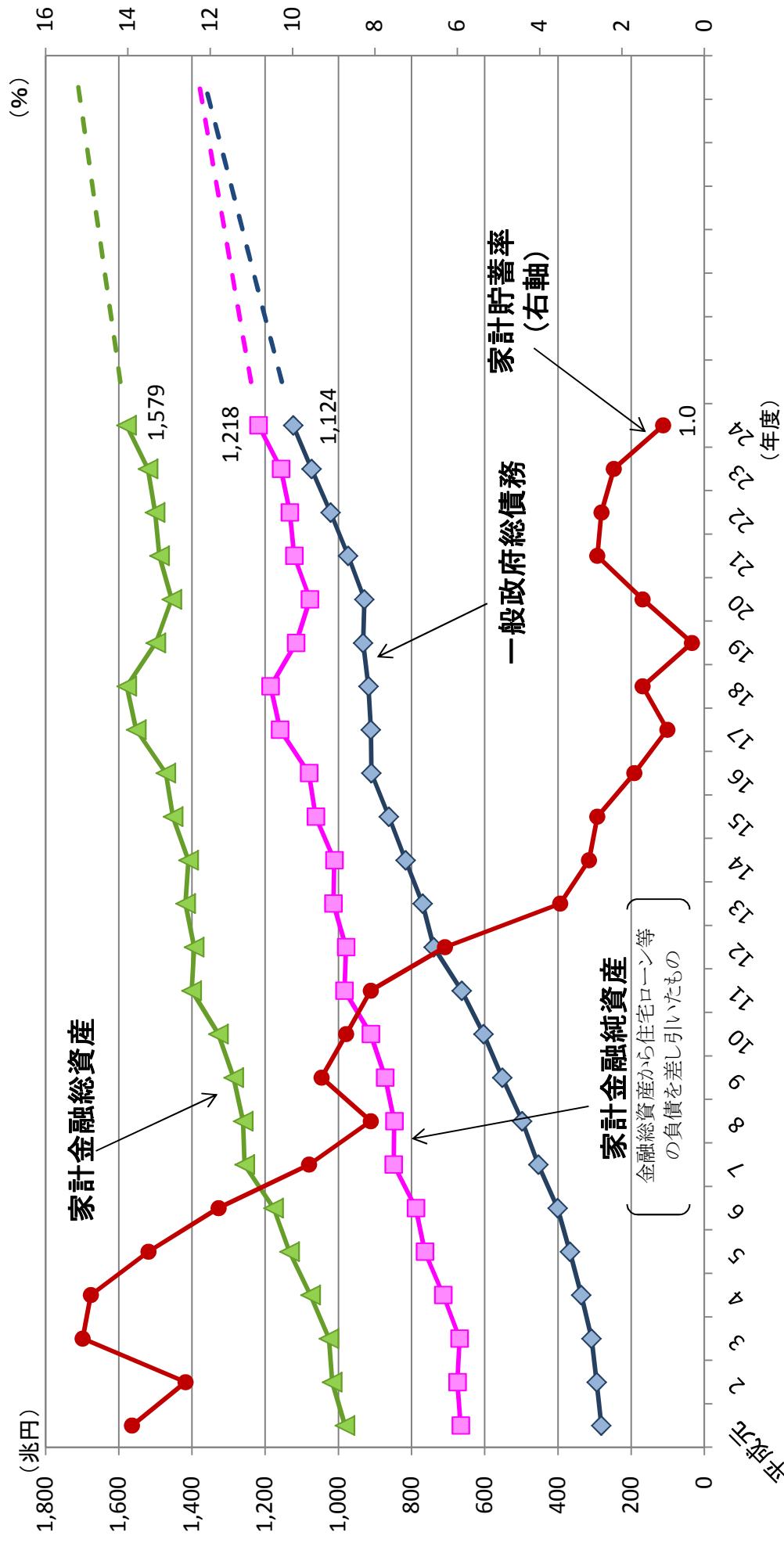
### 利払費と金利の推移



(注)利払費は、平成24年度までは決算、平成25年度は補正後予算、平成26年度は予算による。

## 日本の一般政府債務と家計金融資産の推移

○我が国の国債消化を支える家計金融資産は高齢化等により伸び悩む一方、政府の債務残高は増加。足元では家計金融純資産と一般政府債務との差は縮小傾向。近年中に両者の差が無くなる見込み。



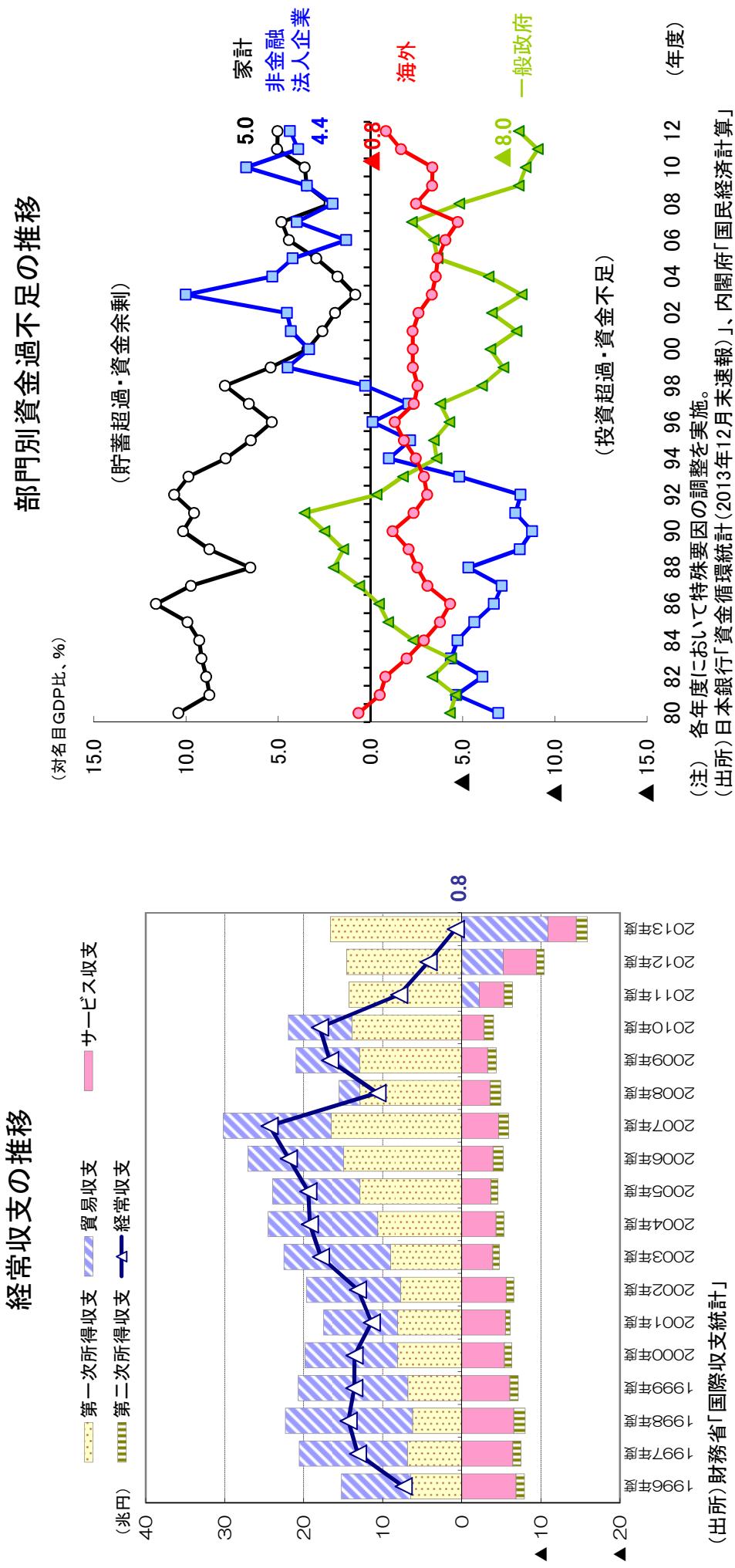
(出所) 日本銀行「資金循環統計」(2013年12月末速報)、内閣府「国民経済計算」 (注)一般政府債務と家計金融資産については、各年度末の数値

(参考)・一般政府純債務は616兆円。一般政府総債務との差(金融資産)は、主に社会保障基金の年金積立金、外為特会の対外証券投資等。

・非金融法人企業については、金融資産(916兆円)、金融負債(1,313兆円)。

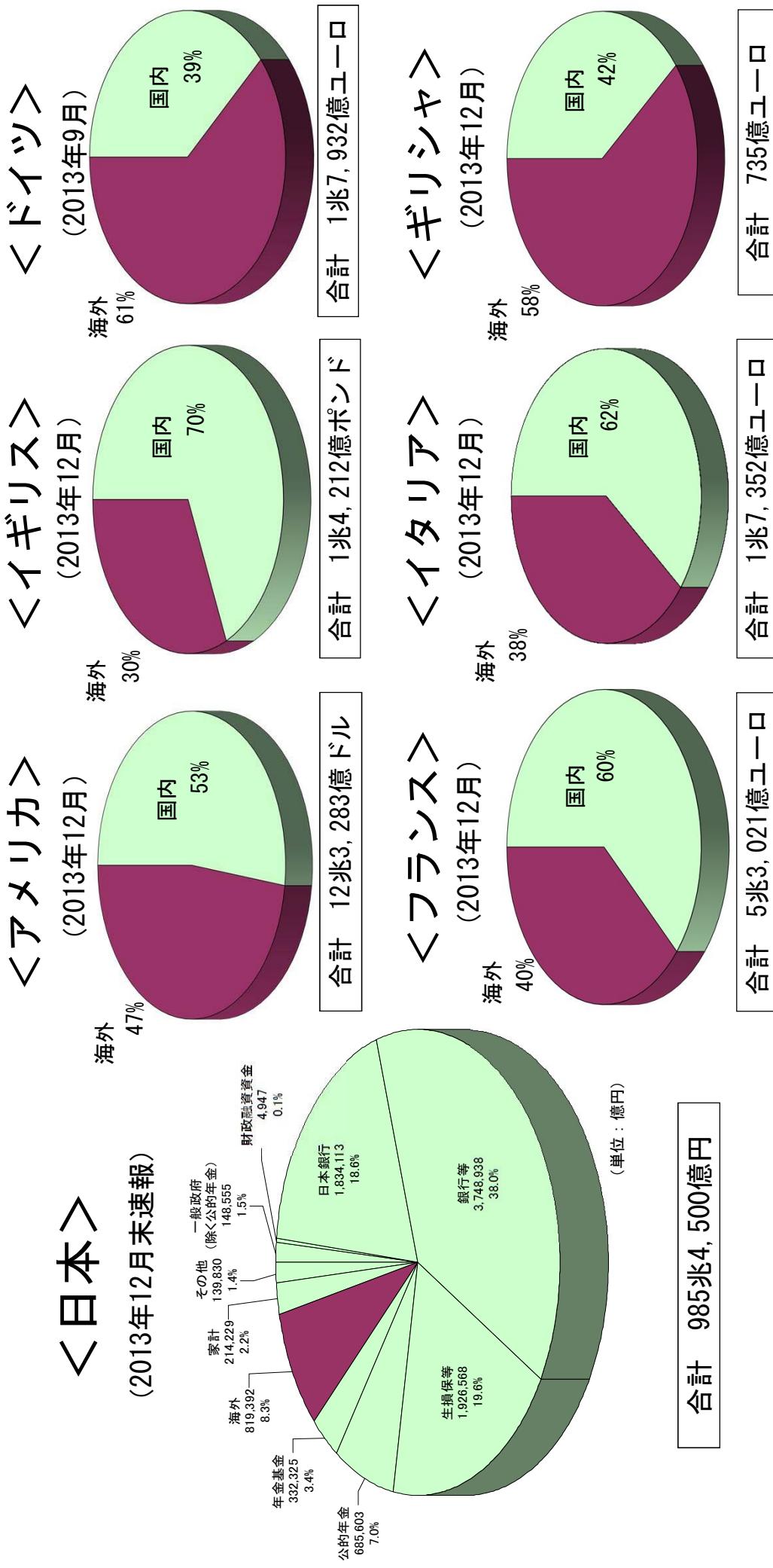
## 経常収支及び部門別資金過不足の推移

- 貯蓄率の低下等により家計の資金余剰は長期的には減少傾向、また、景気回復に伴い企業の資金余剰が減少することが期待され、中長期には国内部門の資金余剰は減少することが見込まれる。
- 海外部門では、原油等の輸入額の急増により貿易サービス収支が赤字となつており、仮に所得収支の黒字を上回り、経常収支が赤字となつた場合、財政赤字が継続していれば、いわゆる「双子の赤字」になるおそれ。
- 仮に、資本収支が流入超となり海外部門がプラスになつた場合、海外投資家の国債保有割合が増加する可能性があり、その投資動向は市場にも影響。



## 各国の国債等所有者別内訳

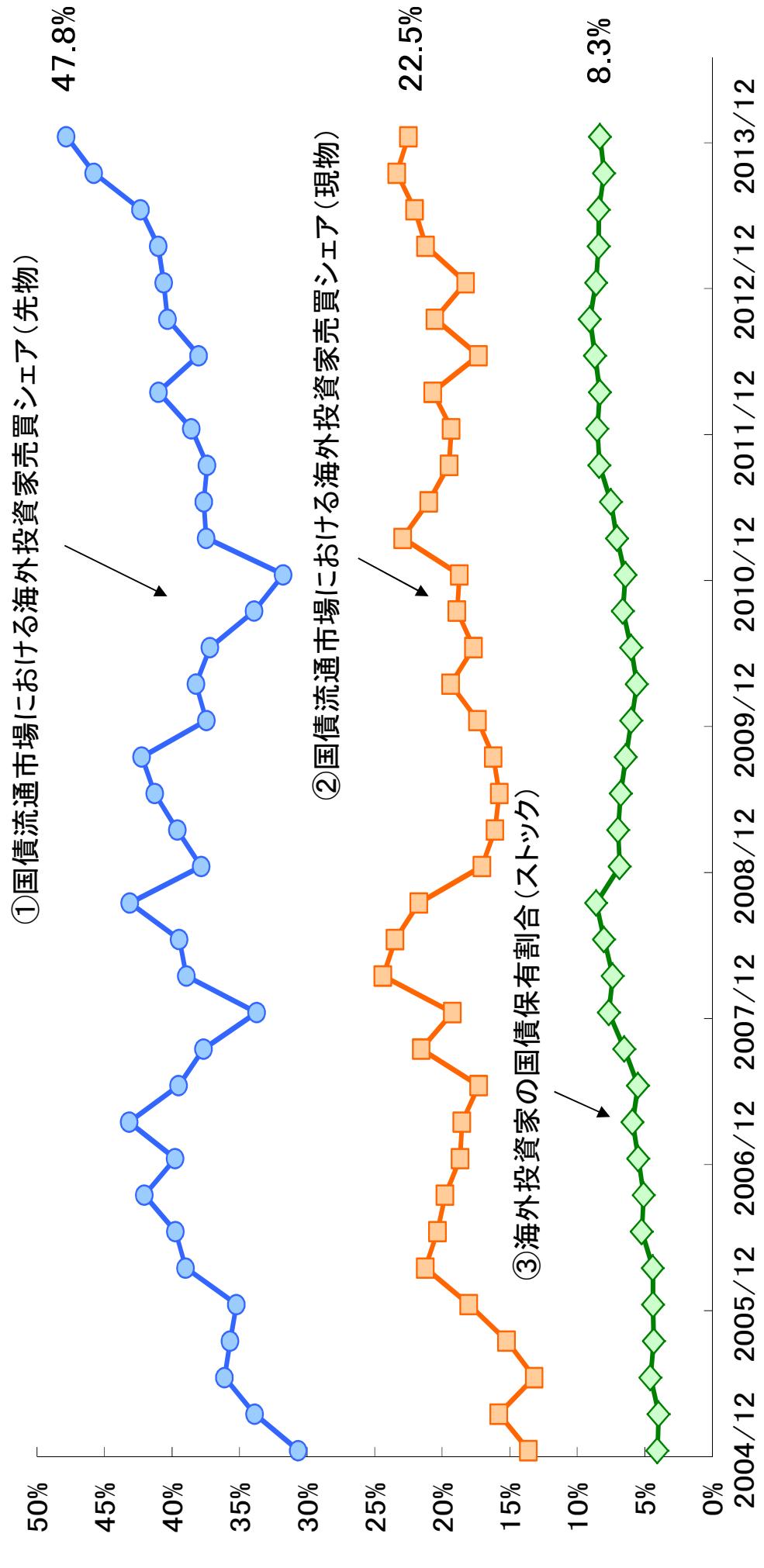
資料 I-2-9



## 国債市場における海外投資家の存在感

資料 1－2－10

海外投資家の国債保有比率は概ね8%から9%程度にとどまるが、売買を積極的にを行うことから流通市場でのプレゼンスは相当に大きい。



(注1) 四半期ベース。

(注2) 国庫短期証券(T-Bill)を含む。②は債券ディーラー分を除いた計数。  
(出所) 日本銀行、日本証券業協会、東京証券取引所

## G20トロント・コミットメント

トロント・サミット「宣言」（仮訳）[2010年6月26日、27日]

- …先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定化又は低下させる財政計画にコミットした。日本の状況を認識し、我々は、成長戦略とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎する。深刻な財政課題がある国は、健全化のペースを加速する必要がある。

(注)2008年秋以降の金融危機対応のための財政出動により財政事情が悪化した他国と異なり、日本は、それ以前から、高齢化に伴う社会保障給付費の増加や90年代からの累次の財政出動による景気対策の結果、他の先進国と比較して極めて規模の大きな、構造的な財政赤字を抱えていた。

### ◎ トロント・サミットにおけるフロー目標の比較

目標の内容	フロー目標
日本以外の先進国	目標年次：2013年 内容：財政赤字を半減
日本	目標年次：2015年度 内容：基礎的財政赤字(PB)を半減 ⇒目標年次が遅い

(参考1)財政収支と基礎的財政収支(PB)との関係  
(歳入) (歳出)

公債金収入	債務償還費	利払費	利払費の分 だけ緩やか
財政収支 (赤字)	PB(赤字)		
			政策的経費

(参考2)目標

日本以外：2016年までに債務残高対GDP比を安定化又は低下  
日本：2021年度以降、国・地方の公債等残高対GDP比を安定的に低下  
⇒この点でも日本は他国と比べて目標年次が遅くなっている。

## G20サントペルブルク・サミット(2013年9月5日、6日)首脳宣言等における財政闇連記述

### ○ 首脳宣言(仮訳)

6. (略)我々は、主要な世界経済の課題に対処するために協力して努力することにコミットしている。
  - ・ 財政の持続可能性を確保しつつ、より強固な回復を実現すること。我々は、本日、強固で持続可能な成長を実現するための我々の戦略を示すサントペルブルク行動計画に合意した。
  - ・ 我々は、財政の持続可能性の文脈において、より強固で持続可能な成長を実現するための包括的な成長戦略を引き続き策定していく。
10. 我々は、世界経済にとっての主要な課題は次のとおりであると考える。
  - (中略)
  - ・ いくつかの国、特に実際の債務対GDP比や予想される債務対GDP比の水準が最も高い国々において、短期的な回復を適切に支えつつも対処する必要がある、高い債務水準とその持続可能性(略)
13. (略)G20の先進国は、引き続き持続可能な財政にコミットしつつ、財政戦略の実施に際しては機動的な姿勢を維持することで一致している。(略)
19. 先進国において財政の持続可能性を確保しつつ、より強固で持続可能な回復を実現することは、引き続き極めて重要である。合意に沿って、全ての先進国は、信頼に足る意欲的な各個別の中期的な財政戦略を策定した。これらの戦略は、債務対GDP比を持続可能な道筋に乗せつつ、経済成長と雇用創出を支えるため、短期的な経済状況を勘案し、機動的に実施される。(略)

### ○ サントペルブルク行動計画(仮訳)

#### 【回復の下支えと短期的なリスクへの対処】

G20の当面の焦点は、先進国における回復の兆候をとらえ、これが世界経済全体の利益のために持続的なものとなるよう、適時の行動により、成長と雇用を増加させる状況を創出することにある。

- (中略)
- ・ G20の先進国は、引き続き持続可能な財政にコミットしつつ、経済成長と雇用を支えるために、財政戦略の実施に際しては機動的な姿勢を維持することで一致している。

#### 【強固で持続可能な成長に向けた基盤の強化】

**財政の持続可能性の向上**  
 先進国において、財政の持続可能性を確保しつつ、より強固で持続可能な回復を実現することは、引き続き重要。全ての先進国は、期待をより安定させたため、信頼に足る各個別の中期的な財政戦略を策定した。これらの戦略は、各国の状況を反映しており、債務対GDP比を持続可能な道筋に乗せつつ、経済成長と雇用創出を支えるため、短期的な経済状況を勘案し、機動的に実施される。  
 合意に沿って、全ての先進国は、中期にわたり債務対GDP比を安定化または縮減させることに向けられた戦略を提示した。(略)日本は、2020年度までにプライマリー・バランスの黒字を達成した後、政府債務対GDP比を安定的に縮減することを目指す。(略)



## EUの安定成長協定を巡る動き(全体像)

○2001年のITバブル崩壊による景気減速等の影響により独仏の財政赤字が3%を上回ったが、理事会は両国の景気への配慮を優先し、過剰財政赤字手続の適用を停止する等、安定成長協定の運用面での弱さが露呈。

○2005年には、経済状況を考慮するため、各国の中期財政目標を「構造的財政収支(※)を▲1%以内にすること」とする等、安定成長協定を改訂。

(※)構造的財政収支とは、財政赤字から景気循環要因、一時的要因を取り除いたもの。

→ **2008年の世界的な経済・金融危機以降、安定成長協定のさらなる強化に向けた動き**

安定成長協定(1997年)

強化

経済ガバナンス六法  
(2011年)

強化

財政協定  
(2013年)

強化

経済ガバナンス二法  
(2013年)

・各国の中期財政目標の内容の進捗状況の確認手法の追加、過剰財政赤字手続適用除外要件の厳格化等により、予防的・是正的措置を強化。

・各国の中期財政目標について国内憲法等において規定する旨等を定め、財政政策の協調を推進。

・各国予算案の欧洲委員会への提出等により、財政政策の相互監視を強化。

## ドイツの財政健全化目標と財政運営のルール

- 財政健全化目標のうち、マーストリヒト基準については、ドイツは①(一般政府財政赤字対GDP比を3%以内)を既に達成している。他方、②(一般政府債務残高対GDP比を60%以内)は未達成となっている。
- ドイツでは、2009年の基本法(憲法)改正により、連邦政府及び州政府に対し財政収支均衡を義務付けた。連邦政府については2016年から適用、州政府については2020年から適用。

### 連邦政府及び州政府に対する財政収支均衡の義務付け

- 連邦及び州の予算是、原則として公債収入なしに均衡させなければならない。  
(基本法第109条)

※ただし、以下の例外規定がある。

- ・ 連邦予算においては、構造的な要因として、毎年、GDPの0.35%を超過しない範囲で公債発行が認められる<sup>(注1)</sup>。州予算においては、公債収入が認められない。

- ・ 連邦及び州は、景気循環の影響を緩和する施策を行うための公債発行を行う場合は、別途法律で規定する必要がある。また、災害時等においては、国会議決により償還ルールを定めることにより公債発行が認められる。

### マーストリヒト基準

- ① 一般政府財政赤字対GDP比を3%以内
- ② 一般政府債務残高対GDP比を60%以内 (注2)

(注1) EUの「財政協定」(2013年1月発効)においては、「一般政府の財政収支均衡又は構造的財政収支対GDP比を▲0.5%以内に抑える」こととされている。(なお、「構造的財政収支」とは、実際のGDPが潜在的GDPであると仮定した結果得られる財政収支。)

(注2) EUの「経済ガバナンス六法」の規定により、マーストリヒト基準の②が達成されていない場合、直近3か年の平均で、1年当たり一般政府債務残高対GDP比が60%を超える部分の1/20以上削減することが求められている。

## イタリアの財政健全化目標と財政運営のルール

- 財政健全化目標のうち、マーストリヒト基準について(は、イタリア(は①(一般政府財政赤字対GDP比を3%以内)を既に達成している。一方、②(一般政府債務残高対GDP比を60%以内)は未達成となつている。
- さらに、EUの「財政協定」(2013年1月発効)<sup>(注1)</sup>に規定された、一般政府の財政収支均衡又は構造的財政収支対GDP比を▲0.5%以内に抑える旨を、2012年末の憲法改正に盛り込んだ。

一般政府に対する財政収支均衡の義務付(ナ

○「行政」<sup>(注2)</sup>(は、欧洲連合の法規と一致するよう、予算の均衡及び公的債務の持続可能性を保証する。(憲法第97条第4項)

→2014年1月から適用されている。

※ただし、以下のとおり様々な適用除外規定がある。

- ・国については、景気循環を通じて財政均衡を維持するために、不況期に財政赤字を計上し、好況時に財政黒字を計上することが認められている。
- ・国については、深刻な不況、財政危機及び重大な自然災害等の例外的な事象が発生した場合に公債発行が認められる。この場合、上下院における承認が必要。

- ① 一般政府財政赤字対GDP比を3%以内
- ② 一般政府債務残高対GDP比を60%以内<sup>(注3)</sup>

(注1)イタリアにおいては、EUの「財政協定」の策定(2012年3月)を踏まえ、同協定が発効する前に独自に憲法を改正した。

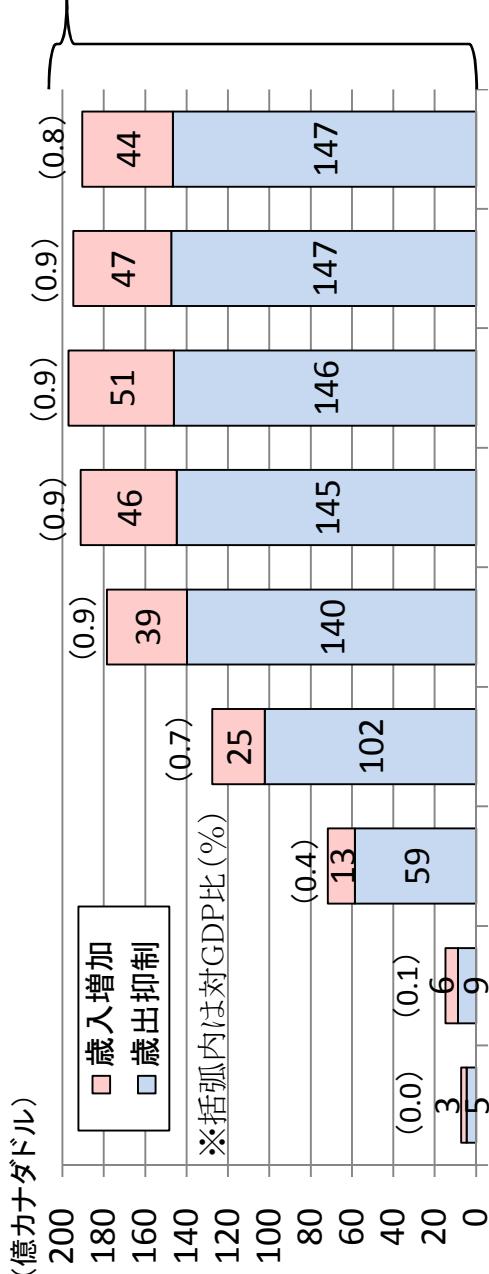
(注2)「行政」とは、国の行政機関だけではなく、市町村、県、大都市及び州の行政機関並びに独立した予算を持つ社会保障部門の公法人も含むものと解されている。

(注3) EUの「経済ガバナンス六法」の規定により、マーストリヒト基準の②が達成されない場合、直近3か年の平均で、1年当たり一般政府債務残高対GDP比が60%を超える部分の1/20以上削減することが求められている。



## カナダの財政健全化に向けた取組み

- カナダの予算は大きく分けると、①個人への交付金、②州政府等への交付金、③直接プログラム支出(一般行政経費や国防、公営企業等に係る経費など)の3類型で構成。
- 2010年度予算計画において、景気への配慮から、増税せず、①と②の経費を削減しないという方針を定めており、それ以降、③の抑制を中心とした財政健全化を進めている。歳入増加策として税制の抜け穴防止をはじめとした措置がとられている。

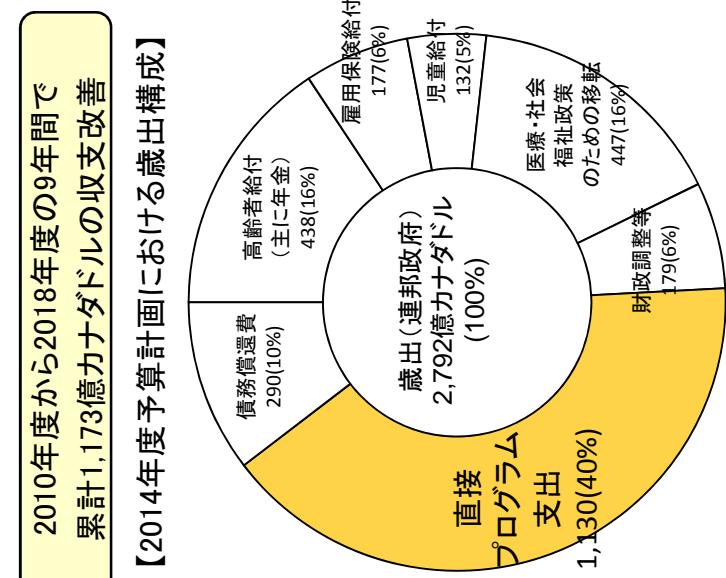


2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 (年度)  
 (注)歳入増加と歳出抑制の額は経済成長等を織り込んだ見通しから比較したものであり、上記措置を講じたとしても、2010年度から2018年度にかけて、直接プログラム支出では、1,224億カナダドルから1,242億カナダドル、歳出全体でも2,742億カナダドルから3,221億カナダドルに伸びると見込まれている。

(出典)「2014年度予算計画」(2014年2月)

### 【参考】カナダ財務省ヒアリング

- ・ 近年の財政健全化策に関して言えば、1990年代のものと比べ、規模が大きなものではなく、経済に対するネガティブな影響は少なかつたのではないかと考えている。
- ・ 州への交付金及び個人への交付金については、削減しないという公約を現政権で行っている。1990年代においては、州への交付金についても削減していた。1990年代の均衡財政実現の最大の要因はこの州への交付金の削減。一方で、今回の均衡財政に向けた取組の中心は直接プログラム支出の抑制である。



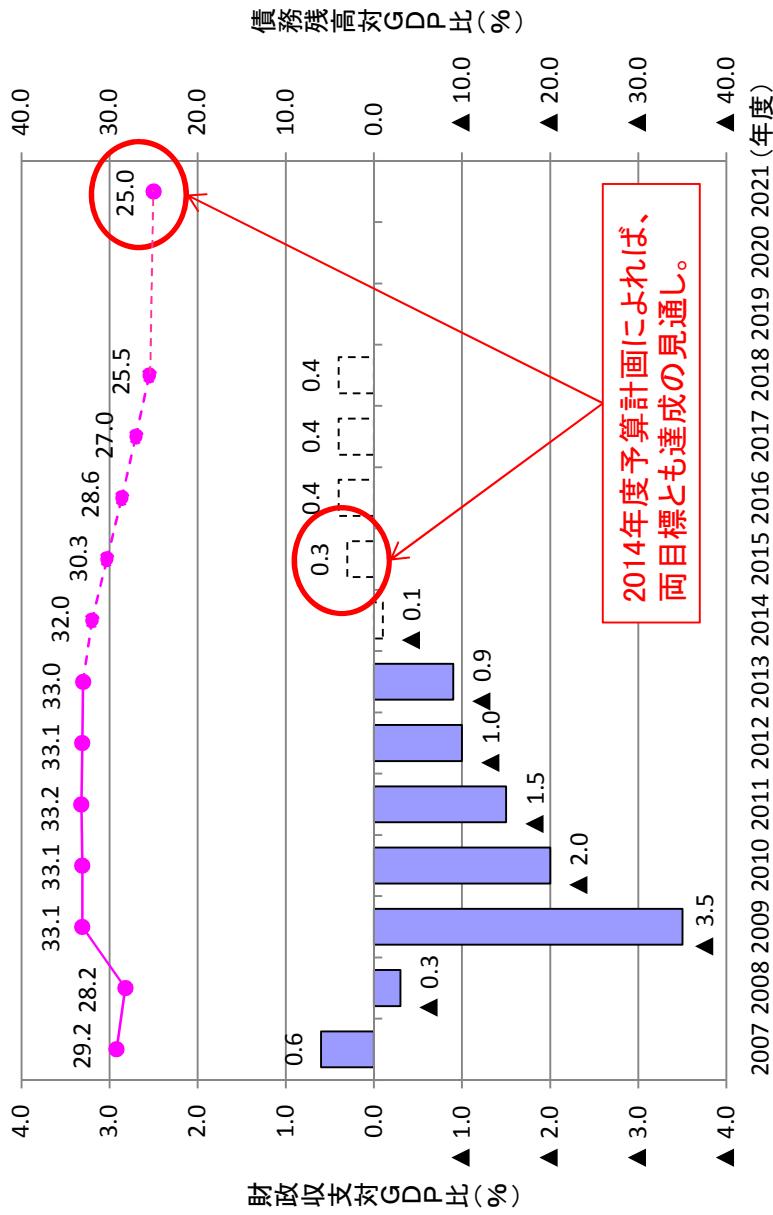


## カナダの財政健全化目標

資料 I - 4 - 7

### 財政健全化目標

- I : 2015年度までに財政収支(連邦政府)を黒字化させる。
- II : 2021年度までに債務残高対GDP比(連邦政府)を25%まで縮減する。



### 2014年度予算計画(2014年2月)

上記目標は、財務省が主体となつて作成する「予算計画」(Budget Plan)に規定されている。予算計画は、閣議決定されるものであるが、法的拘束力はない。同目標については、2013年9月のサントペテルブルク・サミットにおいて国際的にもコミットしている。

【参考】国家財政委員会事務局ヒアリング  
財務省の作成する予算計画(Budget Plan)には予算の詳細が記載されているが、議会の承認は必要ではない。



## 米国の財政健全化に向けた取組み①

資料 I - 4 - 8

### 2011年予算管理法( Budget Control Act of 2011 )

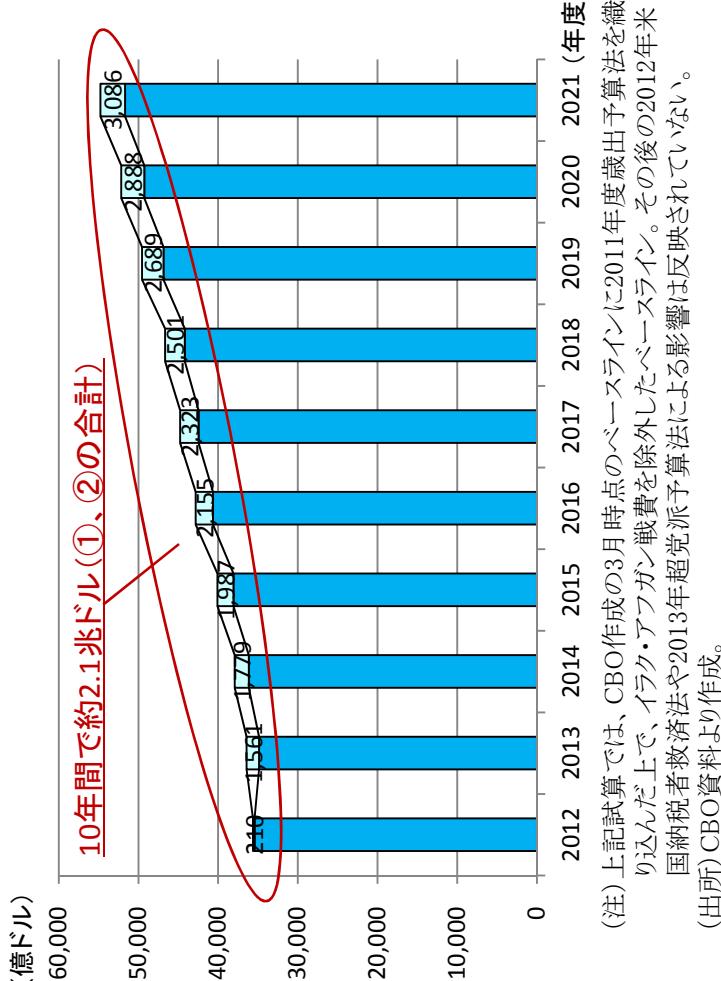
- ① 2012～2021年度の10年間、裁量的経費(に上限(Cap)を設定(累計0.9兆ドルの歳出抑制))。
  - ② 2013年1月以降の9年間、全ての歳出(年金、メディケイド等を除く)を一律削減(累計1.2兆ドルの歳出抑制)。
- ※ いわゆる「強制歳出削減」。2012年米国納税者救済法により2013年3月まで発動期限が延長され、その後発動。  
⇒ 上記の①と②を合わせて、2012～2021年度の10年間で2.1兆ドルの歳出抑制が見込まれている。

#### 【「強制歳出削減(Sequestration)】

「強制歳出削減」は、所定の割合で予算額を一律削減するもの。具体的な削減方法は以下の通り。

- ・ 削減額を国防関係費と非国防関係費に1対1で配賦。
- ・ 国防関係費については、裁量的経費と義務的経費の比率で配賦した上で、両経費それぞれについて削減額÷削減対象経費により得た削減率を一律に適用。
- ・ 非国防関係費については、削減額から、予め削減率が定められているメディケア(2.0%)の削減額を控除した上で、国防関係費と同様の方法により、裁量的経費及び義務的経費について削減率を定め、一律に適用。
- ・ 年金勘定、メディケイド勘定等は、強制歳出削減の対象外。

#### 【2011年予算管理法における歳出抑制のイメージ】



(注)上記試算では、CBO作成の3月時点のベースラインに2011年度歳出予算法を織り込んだ上で、イラク・アフガン戦費を除外したベースライン。その後の2012年米国納税者救済法や2013年超党派予算法による影響は反映されていない。

(出所) CBO資料より作成。

※ 島入増加及び歳出抑制の額については、経済成長等を織り込んだ見通し(ベースライン)から比較したものであり、対前年度比の金額ではないことに留意。このため、実額ベースの削減額ではない。



## 米国の財政健全化に向けた取組み②

### 義務的経費:Pay-As-You-Go

- 根拠法は、2010年Pay-As-You-Go法。
- 新規施策や制度変更により義務的経費の増加や減税を行う場合、同一年度内にその歳出増や歳入減に見合った措置を実施。

### 裁量的経費:Cap

- 根拠法は、2011年予算管理法。
- 裁量的経費に上限を設け、この上限を超える歳出予算法が成立した場合、裁量的経費に対する一律削減※を実施。

### 【参考:2015年度予算案(※大統領の提案ベース)】

歳入(国債発行を除く)	3兆3,370億ドル	財政赤字	5,640億ドル
裁量的経費	1兆1,860億ドル	義務的経費	2兆4,580億ドル
歳出予算法の成立が必要	Cap	歳出予算法の成立が不要	Pay-As-You-Go

(出典)「2015年度大統領予算教書」(2014年3月)

### 【参考:連邦政府債務の法定上限と債務残高の推移】



(注1) 債務残高は、各月末の残高。

(注2) 2011年以降は、枠を2倍にしてグラフを提示。

(出典)米国財務省“Monthly Statement of the Public Debt”

### 債務上限

- 米国では、債務の上限を法定化している。このため、上限に達しない範囲内でしか公債を発行することはできない。
- 2013年秋、共和党と民主党との対立が先鋭化し、債務上限到達によるデフォルトの懸念が高まったが、その後、継続予算決議及び債務上限延長法により、2015年3月まで債務上限の規定は適用しないこととなつた。



# 米国の財政健全化目標

資料 I - 4 - 10

- 米国においては、議会が予算案を作成し、審議・議決を行うため、そもそも日本とは予算制度が全く異なることに留意が必要。政府が作成する予算案（大統領予算教書）は参考資料に過ぎない。

## 財政健全化目標

- 直近の2015年度大統領予算教書（2014年3月）には、具体的な財政健全化目標は掲げられていないものの、引き続き財政赤字を削減していくとの姿勢が示されている。
- 2014年度大統領予算教書（2013年4月）においては、10年間で合計4兆ドルの財政赤字（連邦政府）を削減するとの目標が掲げられていた。  
※ 2015年度大統領予算教書においては、約1.4兆ドルの追加の赤字削減策を加え、2015～2024年度の10年間で約5.3兆ドルの財政赤字を削減すると見込んでいる。

## 【参考】米国予算の概略

- 米国の予算は、主に以下の二つの経費から成り立っている。  
＜義務的経費＞  
個々の恒久法において歳出権限が認められている経費。毎年度の議会の議決は不要。（例：年金、医療等）  
＜裁量的経費＞  
分野毎の歳出予算法で認められる経費。毎年度、議会の議決を経る必要がある。（例：国防分野歳出予算法等）
- 質出予算法案が年度初めに成立しない場合、議会は暫定予算（Continuing Resolution）を作成し、両院の議決を経る。2013年10月、医療保険制度改革の取扱い等を巡り、小さな政府を志向する共和党と、大きな政府を志向する政府・民主党との対立が先鋭化。年度内に暫定予算も成立せず、政府職員に対する人件費等の裁量的経費の支出ができないなり、17年ぶりに政府機能の一時停止（シャットダウン）が発生（16日間）。
- その後、上下両院の合意により当面危機を回避。2013年12月には2013年度歳出予算法も成立。  
of 2013）が成立し、2014年1月には2014年度歳出予算法も成立。



## フランスの一般会計と社会保障会計の関係

- 社会保障会計はその独自の財源(保険料のほか、CSG(一般社会税)やCRDS(社会保障債務返済税)など)を有しており、一般会計から独立して管理。また、高齢化に伴い財源が不足する中、目的税として、付加価値税の一定割合(現在、消費税収の10%弱)やたばこ税、アルコール税などが定められており、一般会計から繰入れられている。
- 収支が赤字となっている部分は社会保障債務返済金庫(CADES)が公債を発行しているが、財政赤字額は年々減少(▲239億€(2010年・対GDP比1.2%・対歳出総額7.7%)→▲96億€(2014年・対GDP比0.5%・対歳出総額2.8%))している。
- 上記のように、安定的な財源を確保しつつ、給付への抑制も併せて行っている。

### 一般会計

- 【規定法】:予算法  
【対象】:社会保障関係費以外の国の一般会計歳出  
【規模】:3,053億€(2014年歳出額。  
対GDP比15%程度)
- 【財源】:所得税、法人税、附加価値税、国債等



### 社会保障会計

- 【規定法】:社会保障予算法  
【対象】:社会保障関係費(年金・医療・家族手当等)  
一般会計からの繰入れ  
【規模】:3,462億€(2014年歳出額。  
対GDP比17%程度)
- 【財源】:保険料、社会保障目的税(CSG)等



財政健全化目標の指標は、社会保障会計も対象としている。

## 社会保障制度改革の基本的方向性

### 資料Ⅱ－1－1

- わが国社会保障制度は、社会保険方式を探りながら、保険料負担とは別に「公費負担」に相当程度依存。公費負担は、本来税財源で賄われるべきであるが、現実には特例公債を通じて将来世代に負担を先送りし続けている(財政悪化の最大の要因)。
- 2025年には、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる「超高齢化」の時代を迎える。
- 保険料負担への付替えは厳に慎むとともに、2025年までに給付と負担の均衡を図る改革を段階的に進めいく必要(現世代の給付に必要な財源は、将来世代に先送りすることなく、現世代で確保する必要)。

### 社会保障給付費 115兆円(2014年度)⇒149兆円(2025年度見込み)

年度 (GDP比)	2014年度	2025年度 (見通し)
総額※	23.0%	24.4%
うち年金	11.2%	9.9%
うち医療※	7.4%	8.9%
うち介護※	1.9%	3.2%

※GDPの伸び率を上回る増加

### 保険料負担(64兆円、2014年度)

- 保険料負担は主として勤労世代が負担。
- 基本的に現世代で負担は賄われているものの、勤労世代の負担が過重になりがち。

#### 【Ⅱ. 必要な改革】

- 保険料による支え合いの維持・強化
  - 負担能力に応じた負担
  - 支え手の増加

給  
付

均衡が不可欠

負  
担

医療・介護分野を中心とした成長率を上回って伸びている。

- 【Ⅰ. 必要な改革】(特に医療・介護分野で重要な公的給付範囲の見直し)
  - 口 収付(サービス)提供体制の効率化
  - ハ 診療報酬・介護報酬の抑制とあり方の抜本的見直し
  - ニ 保険者機能の発揮・強化

### 公費負担(43兆円、2014年度)

- 公費負担を賄う税負担は、勤労世代に負担が偏らないもの(主として消費税)が望ましい。
- 現世代で負担が賄いきれておらず、将来世代への負担の先送りが続いている。

#### 【Ⅲ. 必要な改革】

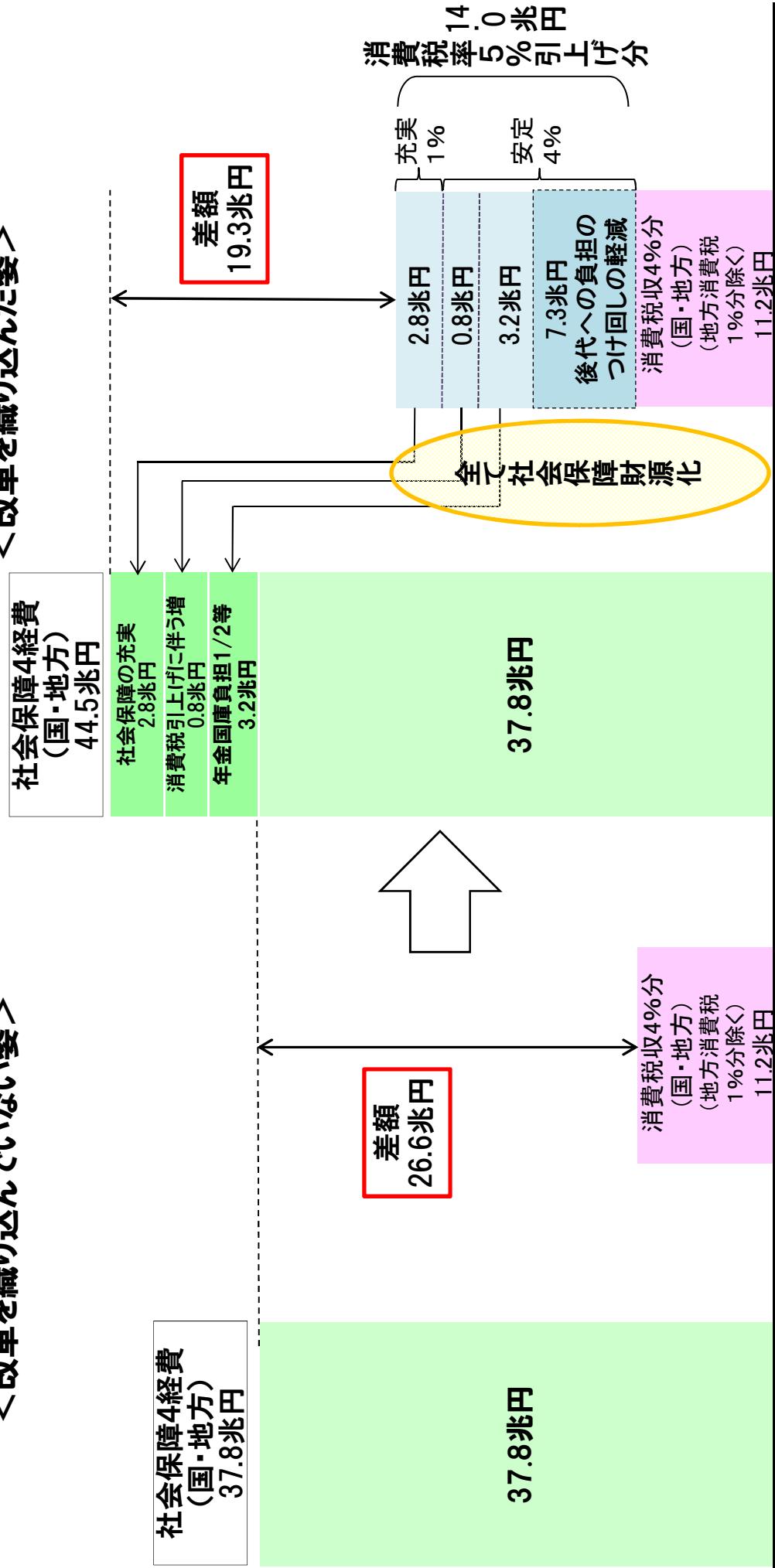
- 社会保障公費負担と消費税収の差額の解消(消費税率引上げ)

(注)2014年度における社会保障給付費は「社会保障費(厚生労働省)、2025年度当初予算ベース(厚生労働省)」による。  
(平成24年3月、厚生労働省)による。

## 社会保障の安定財源確保

- 今般の社会保障・税一体改革により、消費税率引き上げによる増収分を含む消費税収（国・地方、地方消費税1%分を除く）は、全て社会保障財源化される。
- 消費税率引き上げによる増収分は、消費税率が税制抜本改革法に則り5%引き上げられた場合には、「社会保障の安定化」に4%程度、「社会保障の充実」に1%程度向かることになる。

### <改革を織り込んでいない姿>



(注1) 社会保障制度改革推進法では、「國民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る國及び地方政府の主要な財源には、消費税及び地方消費税の收入を充てるもの」とされている(社会保障制度改革推進法第2条第1項4号)。

(注2) 計数は、2017年度時点の見込み。

(注3) 上図の社会保障4経費のほか、「社会保障4経費においては、地方税法において、社会保障財源とみなすことを毎年度確認すること」とある。

(注4) 引上げ分の地方消費税に充てるとされている。また、引上げ分の地方消費税と消費税に係る交付税法定率分の総額を、地方政府の社会事業を含む地方の社会事業と比較し、社会保障財源となっている。

## 給付面で必要な改革(①年金)

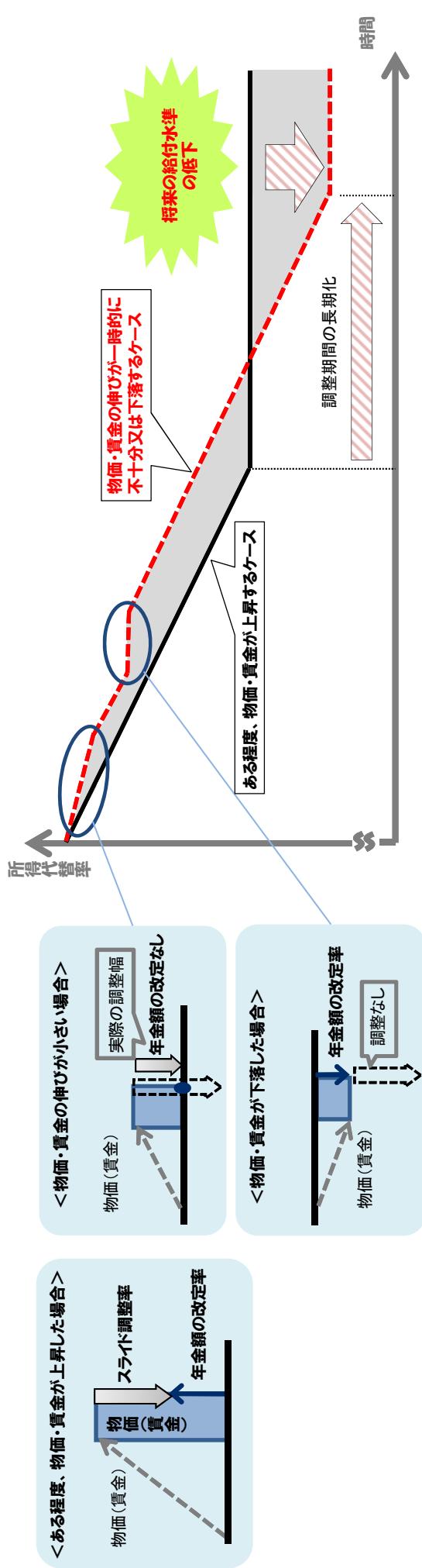
### 資料Ⅱ－1－2

- 平成16(2004)年改正により、将来の保険料率を固定し、その固定された財源の範囲内に収まるように給付水準を自動調整(マクロ経済スライド)する仕組みが導入された。  
⇒ 給付と負担がバランスするためには、マクロ経済スライドの発動が大前提。
- 5年に1度、年金財政の長期的な見通しを計算し、制度の持続可能性を検証。(今年は財政検証の年)

### (プログラム法に基づき検討)

#### ＜マクロ経済スライドの見直し＞

- 景気の変動に伴い賃金・物価の伸びが不十分になつたり下落したりした場合であつても、マクロ経済スライド調整期間が長期化し、将来の年金給付水準が低下することのないよう、名目下限ルールの撤廃が必要。(世代間の公平)



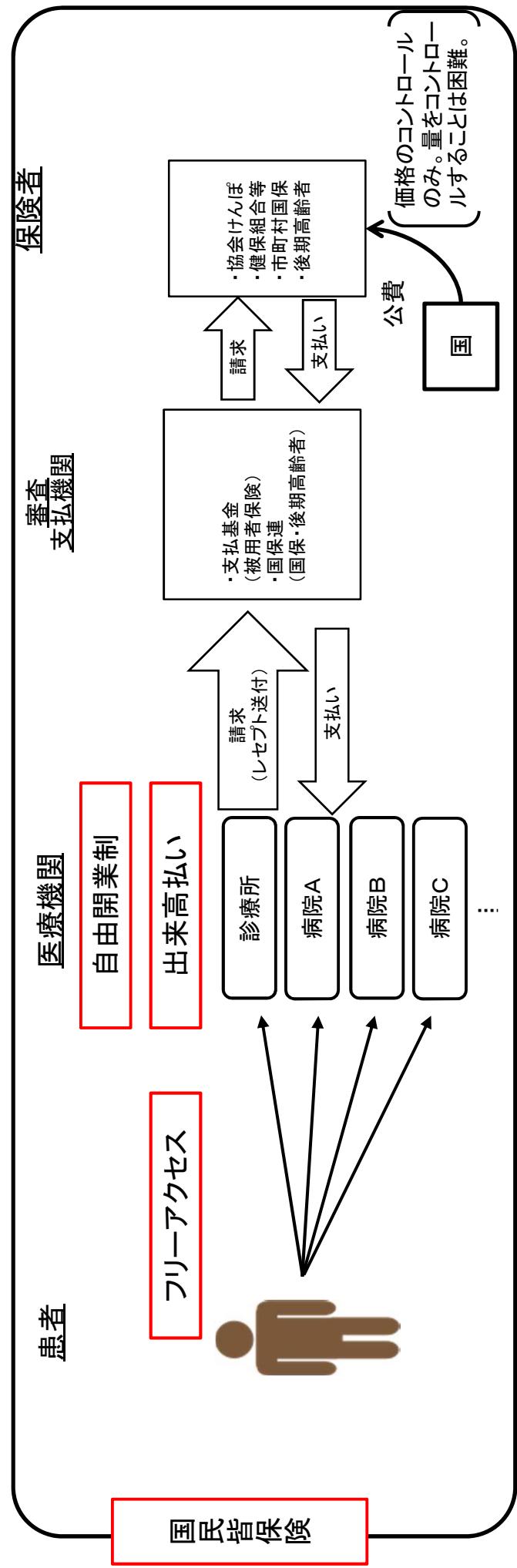
#### ＜年金課税の在り方＞

- 公的年金等控除については、給与所得者に比べて控除額が大きくなっている他、上限が設定されていない状況。負担能力のある高齢者には負担を求めていく必要。(世代内の公平)  
※ 公的年金等控除や遺族年金等に対する非課税措置により、年金受給世帯であれば収入が多くとも種々の低所得者対策の対象となり得るといった課題がある。

## 給付面で必要な改革(②医療・介護)

### 資料Ⅱ－1－3

- わが国の医療制度の特徴は以下の4点。
  - ① 国民皆保険(誰もが保険制度に加入し、保険料を支払う代わりに重い負担なしに医療サービスが受けられる)
  - ② フリーアクセス(患者が医療機関を自由に選べる)
  - ③ 自由開業制(医療サービス提供者は施設基準を満たせばどこでも自由に開業できる。医療法で定められた標榜科目の中から自由に標榜科目を選ぶことができる)
  - ④ 出来高払い(医療機関が医療サービスを行うほど収入も増ええる診療報酬体系)を中心とした診療報酬点数(公定価格)制。
- こうした医療制度を維持していくに当たって、以下の点に留意する必要。
  - ・ 患者側にとっては低い患者負担でコストが明確に認識できないまま、フリーアクセスや診療報酬点数(公定価格)制による経営悪化を回避できる仕組みであり、患者と医療機関側にどちらも、できるだけ患者を受け入れて診療行為をする(ほど情報格差)も加わって、過剰なサービス供給がもたらされやすいこと。
  - ・ このように医療費の増大を招きやすい構造の下、負担(公費負担、保険料負担)サイドからの歯止めとして、国による診療報酬のコントロールや保険者機能が重要であること。
  - このような状況の下、医療給付の抑制のためには、主として以下の手法が考えられる。
    - イ 公的給付範囲の見直し(患者負担の引き上げなど)(上記①の見直し)
    - ロ 医療サービス提供体制の見直し(フリーアクセスの緩やかな制限を含む。上記②・③の見直し)
    - ハ 診療報酬の抑制とあり方の抜本的見直し(診療報酬体系の見直し)(上記④の見直し)
    - ニ 介護機能の発揮・強化
    - 介護分野においても、同様の方向性で給付面の改革を進めることができます。



## イ 公的給付範囲の見直し

- 1970年代に老人医療費の無料化が実施された際、「病院のサロン化」や過剰診療が問題化され、このような事態を回避するため、1980年代から患者の一部負担が導入された(平成13年1月からは定率負担)。
- 以降、患者負担・利用者負担の引き上げは、負担の公平を図りつつ、給付の重点化・効率化を図るための有力な手段となっている。
- このほか、わが国の公的給付範囲は諸外国より広いことを踏まえ、公的保険の対象を真に必要なニーズに限定していく必要。

(参考)諸外国で公的給付範囲に含まれないものの例(我が国では給付対象)

- ・先発医薬品のうち、ジェネリックの価格を超える部分(フランス、ドイツ)
- ・代替医療:鍼灸・マッサージ、漢方薬等(主要国)
- ・歯科、眼科、外来の処方薬(カナダ)
- (注)歯科について一般医療よりも高い自己負担割合を設定(ドイツ:原則5割、イギリス、スウェーデン:定額)

### 【対応まずはプログラム法に基づいて検討中の項目】

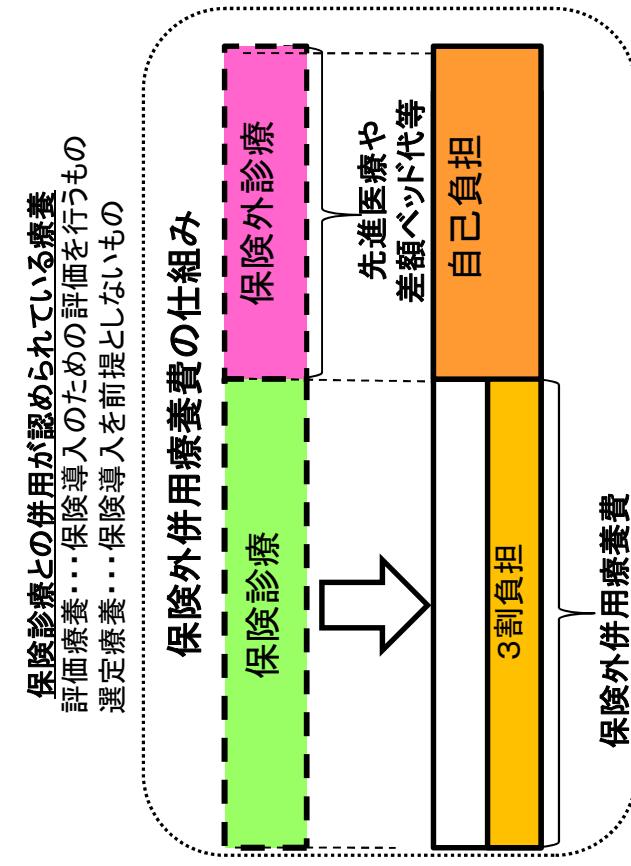
- 70～74歳の医療費患者負担(1割→2割)【26年度予算対応】(26年4月より段階的に実施)
- 所得が一定以上の者の介護利用者負担(1割→2割)【法案提出済】(27年8月施行予定)
- 市販類似薬品の保険適用除外(うがい薬のみの処方)【26年度予算対応】
- 介護における要支援者への支援の見直し【法案提出済】(27年4月施行予定)
- 特養の入所者の原則要介護3以上への限定【法案提出済】(27年4月施行予定)
- 補足給付の支給要件に資産を勘案する等の見直し【法案提出済】(27年8月施行予定)

### 【課題】

- 受診時定額負担
  - ・ 外来受診時に、例えば1回100円など少額の定額負担を求めることを検討する必要(一休改訂の議論において一旦検討された経緯)。
- 70歳以上の高額療養費制度における外来特例の廃止
  - ・ 高額療養費制度において70歳以上の者のみを対象として外来受診について設けられている低い水準の患者負担上限の特例(一般所得者の場合、12,000円。これに対し、入院の場合の患者負担上限は44,400円)を見直す必要。
  - ・ ジェネリック推進
  - ・ 後発医薬品の使用割合が主要先進国と比較して最低の水準であることを踏まえ、特許の切れた医薬品の保険償還額を後発医薬品に基づいて設定し、それを上回る部分は患者負担とする必要。
  - ・ 市販類似薬品の更なる保険適用除外
  - ・ 湿布、漢方薬など

## 【課題】

- 保険外併用療養の対象の拡大
  - ・ 保険外併用療養は、現在、先進医療等の将來の保険適用を前提としたもの（評価療養）と差額ベッド代等のアメニティに係るものの（選定療養）のみが認められている。
  - ・ 評価療養について費用対効果を厳しく検証するとともに、一旦保険適用された医療技術等についても費用対効果が低いものは保険適用から外し保険外併用療養の対象とすること（「逆評価療養」）を検討する必要。



○評価療養(7種類)
・ 先進医療（先進Ⓐ、66技術、先進Ⓑ：40技術 平成24年12月時点）
・ 医薬品の治療に係る診療
・ 医療機器の治療に係る診療
・ 医療機器の治療に係る診療
・ 薬事法承認の後で保険品の適応外使用
・ 薬事法承認の後で保険品の適応外使用

○選定療養(10種類)
・ 特別の療養環境（差額ベッド）
・ 金属性床総義歯
・ 歯科の金合金等
・ 予約診療
・ 時間外診療
・ 大病院の初診
・ 大病院の再診
・ 小児うつ病の指導管理
・ 180日以上の入院
・ 制限回数を超える医療行為

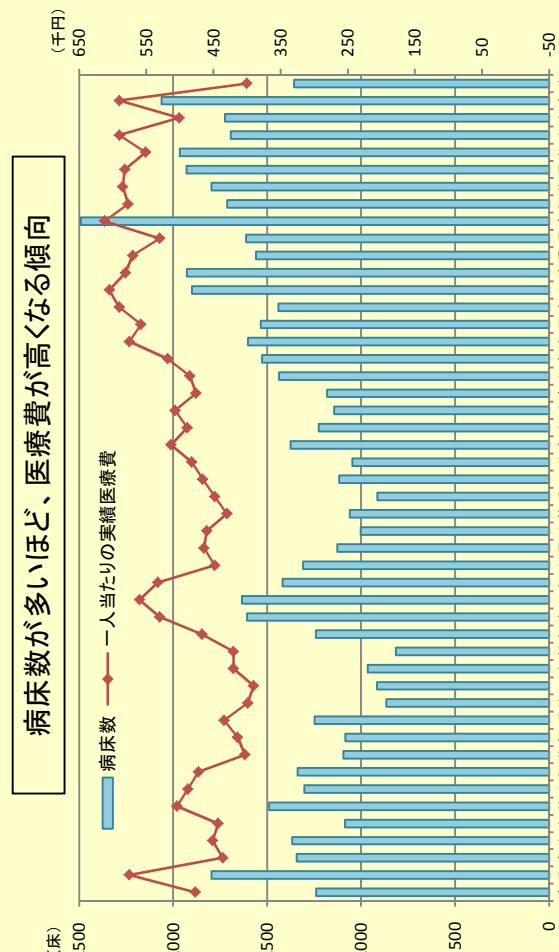
- 柔道整復師の数の急増の抑制・保険適用（多部位請求など）の厳格化
  - (参考1) 柔道整復に係る療養費:4,085億円(23年度)⇒診療所の医療費(8.3兆円)のうち、小児科:3,576億円、産婦人科:2,459億円
  - (参考2) 柔道整復師の数:2.9万人(10年度)⇒5.9万人(24年度)

- 混合介護の普及・促進
  - ・ 地域における保険外サービスの内容、質、料金等の情報の充実
  - ・ ケアプラン作成の際のその積極的な活用

## 口 医療・介護サービスの提供体制改革

- 我が国の医療・介護サービスの提供体制には、人口当たりで見ると諸外国と比べて多い病床の機能分担が不明確であり、世界的に見て入院日数も長いなど、非効率な側面がある。
- 病床数が多い都道府県ほど医療費が高くなるという傾向から見ても明らかのように、非効率な供給は過剰な需要を誘発するため、医療費の高コスト化に寄与。
- 質を落とさず、効率的な提供体制を目指すという改革の方向性は欧洲諸国が辿った道。

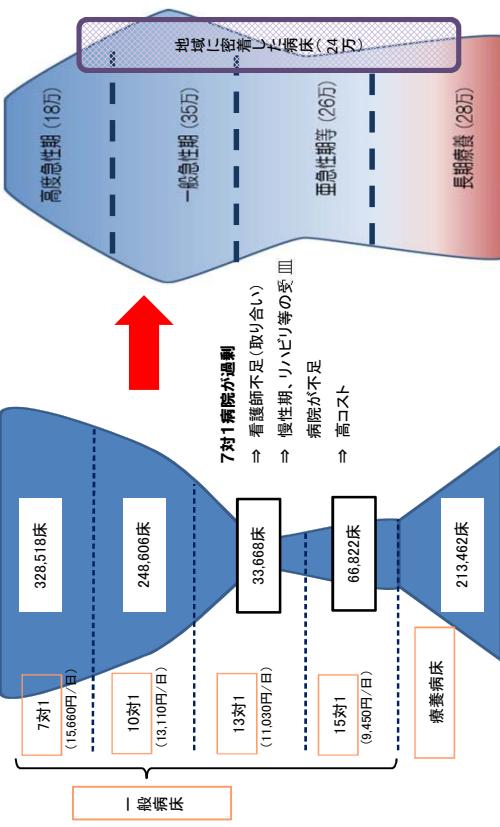
### 都道府県別人口10万人に対する病院病床数(23年度)



## 【法案提出済】

- 以下の手法により、病床の機能分化・連携を進め、「超高齢化」の時代に対応した「地域完結型」の医療・介護サービスの提供体制を構築。
  - ・ 都道府県が、各医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとの必要量等を含む「地域医療構想」を策定（27年度から策定予定）
  - ・ 「地域医療構想」を実現するために都道府県の権限を強化
    - 過剰な医療機能への転換の中止要請、稼働していない病床の削減要請、要請に従わない医療機関の管理者の変更命令等
  - ・ 消費税増収分を活用して、各都道府県に基金を設置し、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護等を推進（26年度から予算措置）。医師・看護師等の医療従事者の確保にも活用。
- (注)わが国の提供体制は私的所有が多いため、規制的手法と組み合わせて一定の経済的誘導が必要。

### 医療提供体制改革(現状の病床における問題点)



※厚生労働省保険局医療課調べ  
資料出所：平成23年11月25日 中央社会保険医療協議会総会資料(厚生労働省提出資料)

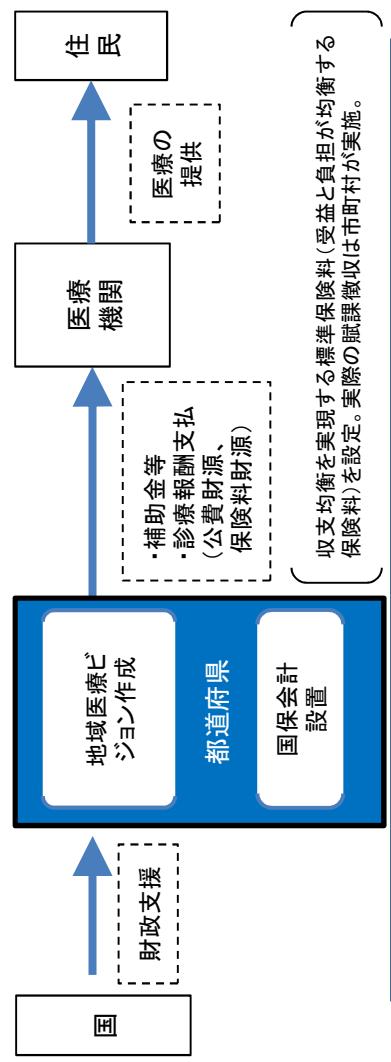
## 【プログラム法に基づき検討】

- 大病院の外来に関する患者負担
- ・ 医療機関の機能分担の観点から、紹介状のない患者の外来受診に対する患者負担を見直す必要。
- 入院時食事・居住費負担
- ・ 在宅医療との公平を図る観点から一般病床における入院時の居住費と食費(調理費)の患者負担を引き上げる必要。

## 医療・介護サービスの提供体制改革に関連する改革

### ①国保の都道府県化(プログラム法に基づき検討、来年法案提出予定)

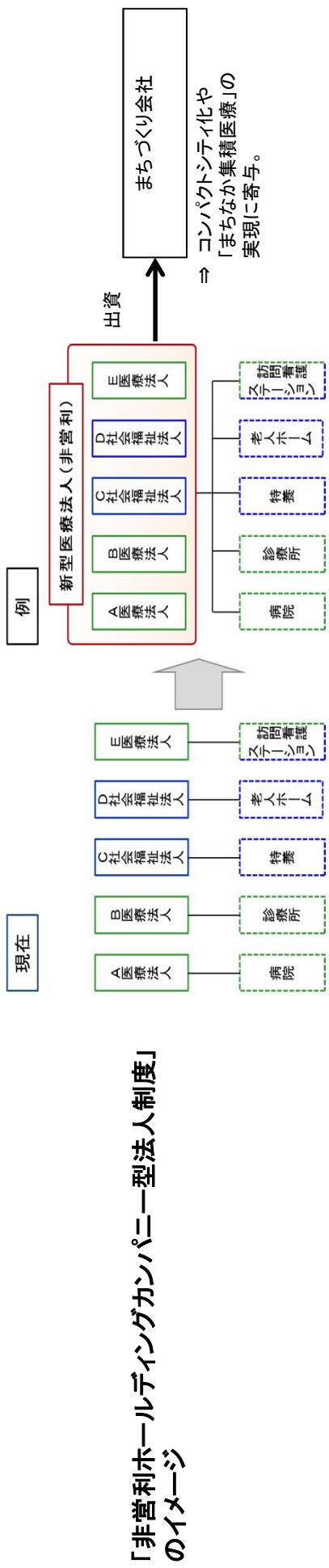
- 医療提供体制の実情や目指すべき方向性は地域ごとに大きく異なっている。また、市町村や2次医療圏を超えた面的な提供体制の整備が必要。都道府県が提供体制の整備の一層の責任を持つ必要。
- 国保の保険者を都道府県に移行することで、都道府県が、地域医療の提供水準と、標準的な保険料等の住民負担の在り方を総合的に検討することが可能となる。
- 将来的には、急激な人口減少に伴い、相当数の「限界自治体」(人口の50%以上が65歳以上の自治体)が生ずるとされおり、保険財政基盤の安定化の観点からも国保の広域化が不可欠。



地域医療ビジョン等に基づき、地域ニーズ・適切な住民負担(保険料)を踏まえた医療提供体制整備等  
⇒ 適切な医療提供水準の実現

## ②医療法人制度改革(プログラム法に基づき検討)

- 地域における病床の再編・連携や医療・介護サービスのネットワーク化を図るために、医療法人等が容易に再編・統合できるよう制度を見直すことが重要。
- 「非常利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)」の創設により、グループ内での、病床・診療科の設定、医療機器の設置、医療事務、仕入れ、システム等の統合による経営効率化や、グループ内での人事異動による医療・介護従事者のキャリアアップ、待遇改善につながる。また、「まちづくり会社やデイベロッパーと提携して、医療・介護を中心としたまちづくりを可能とする仕組みも検討(コンパクトシティ化や「まちなか集積医療」の実現に寄与)。
- これに併せて、社員・理事長の要件や出資規制・合併規制の見直し、附帯業務の拡充等の制度見直しも検討。



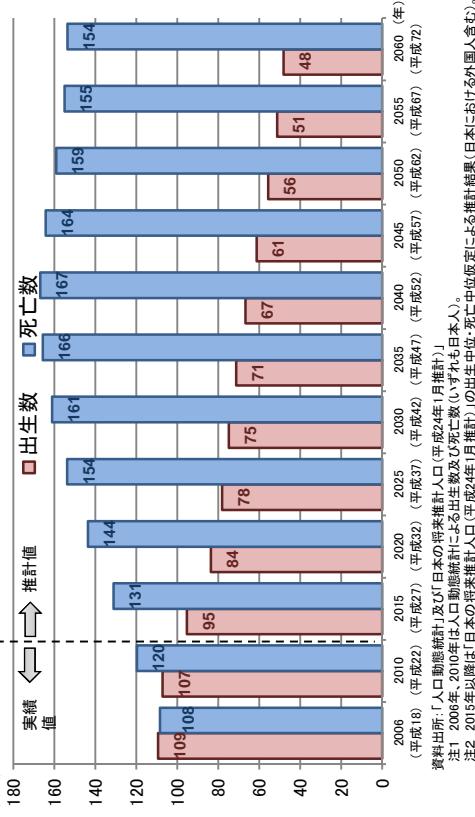
## ③終末期医療【課題】

- 2025年には年間で150万人以上が死亡する時代が到来。  
○ 「地域完結型」の医療・介護サービスの提供体制を構築することを通じて、個人の尊厳や患者の意思がより尊重され、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境の整備を行い、終末期医療のあり方を見直していくことが求められる。

(注1)社会保険制度改革国民会議報告書(抄)

「超高齢社会に見合った「地域全体で、治し・支える医療」の射程には、そのときが来たらより納得しうま足のできる最期を迎えることのできるところへすばわづち、死すべき運命にある人間の尊厳ある死を視野に入れた「QOD (クオリティ・オブ・デス)」を高める医療」も入ってこよう。」  
(注2)プログラム法では「個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重される」とされている。

### 出生数及び死亡数の将来推計



資料出所：「人口動態統計」及び「日本の将来推計人口(平成21年1月推計)」

注1 2015年以降は「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計結果(日本における外国人を含む)。

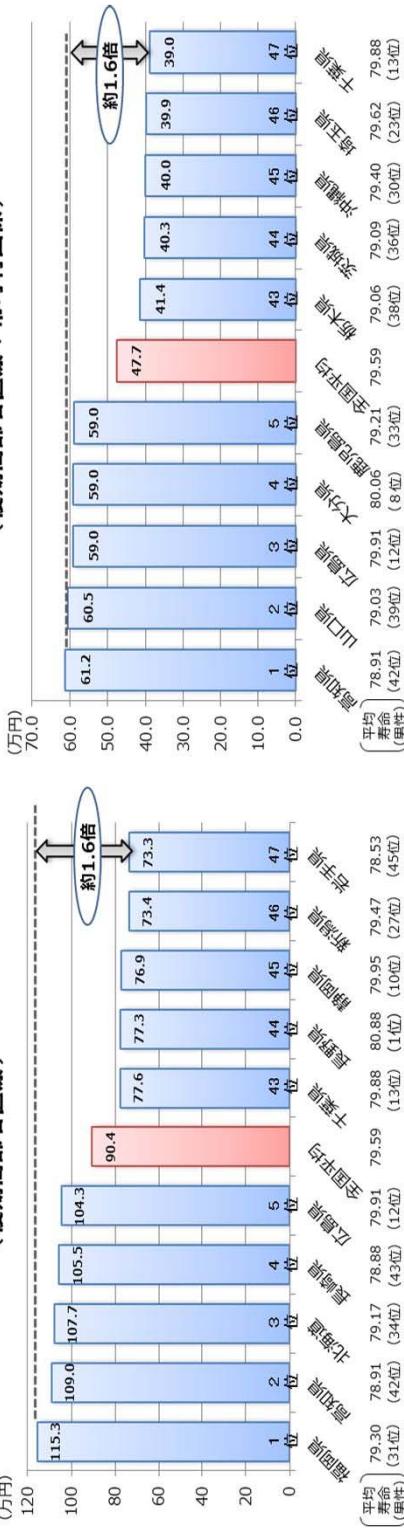
注2 2015年以降は「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」による推計結果(日本における外国人を含む)。

## ④レセプトデータを活用した「支出目標」の導入【課題】

- 医療・介護サービスの提供体制改革を確実に医療費の効率化につなげていくため、フランスの医療費支出目標制度(ONDA M)を踏まえつつ、レセプトデータを活用して地域ごとに実効性ある「支出目標」を導入すべき。
- 具体的には、費用面を含め、人口・年齢構成や疾病構造等に対応する合理的かつ妥当なるべき水準の医療需要を地域ごとに算定し、これを地域ごとの「支出目標」として設定。  
(注)例えば、「医療費が少ない都道府県などを標準集団として、そこから年齢・人口構成等を補正して合理的な医療需要を算定。実際の医療費との乖離の原因(ジェネリック使用率など)をレセプトデータを用いて可視化させながら妥当な支出目標を設定。支出目標の達成のためにもレセプトデータを統合的に利活用。
- 国・地域・保険者それぞれのレベルであるべき医療費の水準が「支出目標」として整合的な形で設定され、各レベルで医療費の効率化に向けた規律付けが動く制度設計を模索するべき。

都道府県別1人当たり実績医療費

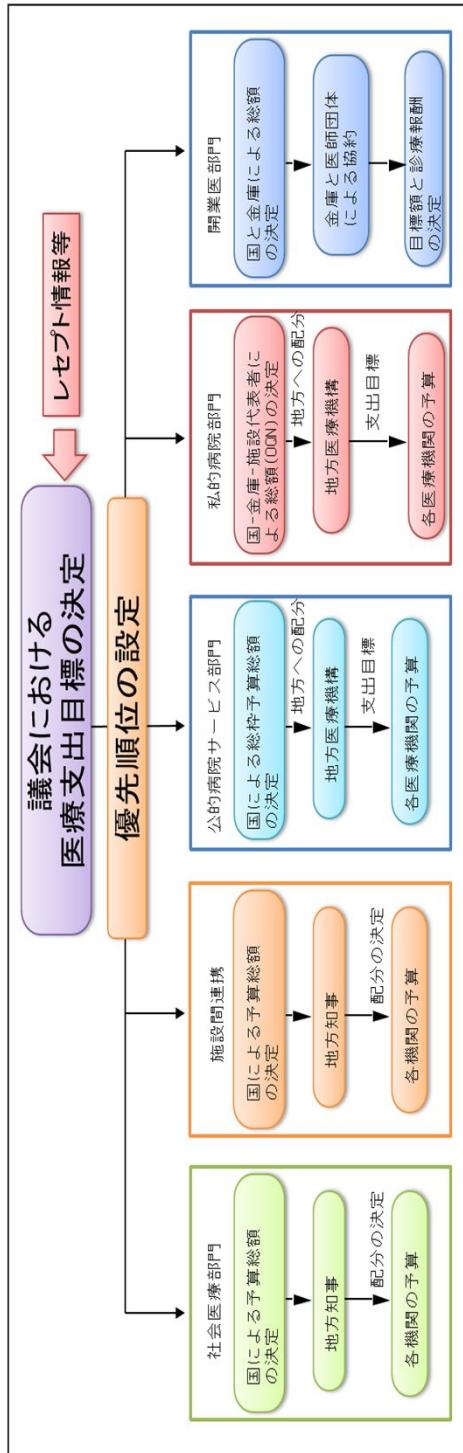
(後期高齢者医療 + 市町村国保)



資料出所：厚生労働省「平成23年度医療費の地域差(医療費マップ)」、「平成22年度都道府県別生命表」を基に作成

(参考) フランスの医療費支出国家目標制度(ONDAM)

平成26年3月28日  
財政制度等審議会  
財政制度分科会  
松田教授提出資料を基に作成



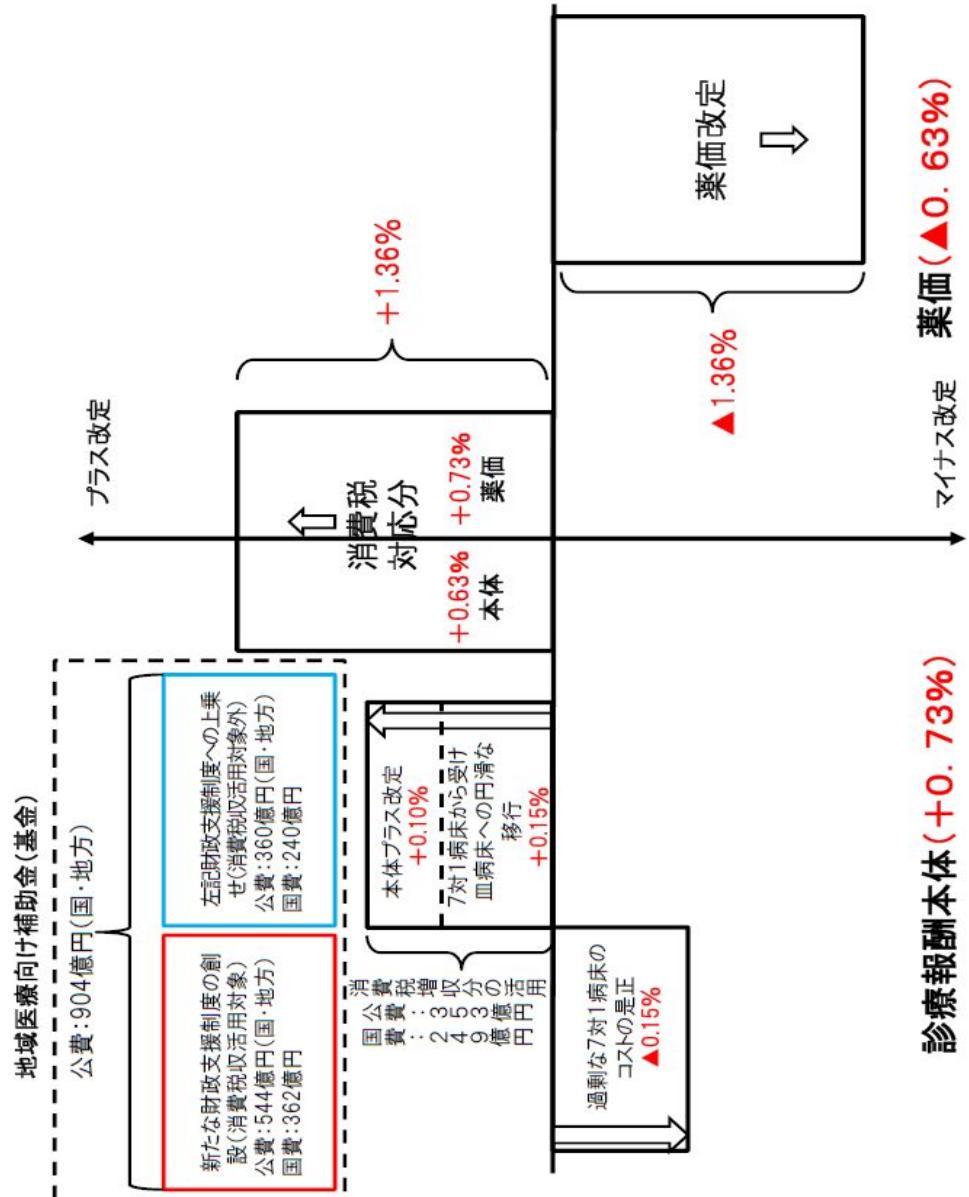
レセプト情報(主に開業医療)とDRG情報(病院医療)をもとに医療支出を予想。これまでそれを超えることが予想されるべき医療金庫の理事長は抑制策を提案することができます。

## ハ 診療報酬・介護報酬の抑制とあり方の抜本的見直し

### 【課題】

- 26年度診療報酬改定において、医療費のいわゆる「自然増」を見直し、薬価の市場実勢価格の下落による「当然減」を反映させるとともに、「7対1入院基本料」算定病床の急増による高コスト化を是正したところ。
  - こうした取組みを継続し、今後とも診療報酬・介護報酬を徹底して抑制する必要。
  - ・ 診療報酬について、薬価改定による「当然減」を反映（毎年の薬価調査・薬価改定など）、「7対1入院基本料」算定病床の削減を継続。
  - ・ 介護報酬について、介護事業者の収支状況や内部留保等も踏まえ、「自然増」を検証し、適正化。
  - ・ 「支出目標」制度の導入と合わせ、現行の診療報酬・介護報酬体系について、細分化・複雑化し、点数改定の予測可能性が低い（「猫の目改定」との批判があることを踏まえ、抜本的な見直しを図るべき）。
  - 具体的には、改定率の決定・点数改定が「支出目標」と整合的に客観的なデータに基づいて行われるとともに、過度な政策誘導を避け、より包括的で簡素・透明かつ安定的な仕組みとなるよう体系的な見直しを進めしていくべき。

### 平成26年度診療報酬改定について



## (参考1)社会福祉法人の課題

- 介護保険施設である特別養護老人ホームの経営は社会福祉法人等に限定されており、特別養護老人ホームの約95%は社会福祉法人が経営。原則非課税の税制優遇措置や補助金の交付等、財政上優遇されている。
- 介護保険制度の導入等により社会福祉事業が措置制度から利用者の契約による福祉サービスへと変容している中、社会福祉法人について、他のサービス主体との競争条件の公平の確保が求められる一方、社会福祉法人としての本来的な意義が改めて問われている。
- このような状況の下、現在、規制改革会議においては、社会福祉法人に対し収益の一一定割合について地域貢献活動への規出を義務化することが検討されている。

## 資料Ⅱ－1－8

### 社会福祉法人の税制優遇措置

	法人税	道府県民税	市町村民税
社会福祉法人	<input type="radio"/> 原則非課税	<input type="radio"/> 原則非課税	<input type="radio"/> 原則非課税
	※収益事業により生じた所得に限り、19%課税（平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度の場合は800万円まで15%）	※収益事業を行う場合は、・均等割 2万円 ・法人税割 法人税の5% ※ただし、収益の90%以上を社会福祉事業の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。	※収益事業を行う場合は、・均等割 5万円 ・法人税割 法人税の12.3% ※ただし、収益の90%以上を社会福祉事業の経営に充てるならば、収益事業としては取り扱われない。
株式会社	<input type="radio"/> 課税	<input type="radio"/> 課税	<input type="radio"/> 課税
	・所得の25.5% (ただし、所得の800万円まで19%（平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の場合は15%）。資本金が1億円以下の場合に限る。)	・均等割 2～80万円 ・法人税割 法人税の5%	・均等割 5～300万円 ・法人税割 法人税の12.3%

厚生労働省 社会福祉法人の方針に関する検討会第1回資料より

### 社会福祉法(抄)

#### (申請)

第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

#### 十二 解散に関する事項

3 第一項第十二号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行ふ者の中から選定されるようになければならない。  
第四十七条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

### 規制改革会議「介護・保育事業等におけるイコールフットティング確立の更なる論点」(平成26年2月28日)

#### 2. 財政措置の見直し

介護保険事業など民間事業者と競合するサービスを提供する社会福祉法人には、収益の一一定割合(法人税相当額)を一定の社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の介護や地域福祉への貢献活動など)への支出に充てることを法令等で義務付けてはどうか。また、これらの義務を着実に履行させるため、地域貢献活動への拠出制度の創設と併せて、義務を履行しない場合は法令違反として業務停止等の対象となることを明確化してはどうか。

## (参考2)特別養護老人ホーム等の経営状況

- 介護報酬等を原資としてこれまで積み上げられた内部留保についてもそのあり方を考える必要。財務諸表が公表されていないため正確に把握されていないが、社会福祉法人の収支状況は上場企業と比較しても極めて良好であり、巨額の内部留保の存在が指摘されている。
- 民間企業が経済の好循環に向けて近年にない質上げを実現しつつある中、介護職員の処遇改善が求められているのであれば、まずは特別養護老人ホーム等において内部留保を活用する必要。
- 平成27年度介護報酬改定において、「自然増」を検証し、収支状況や内部留保等も踏まえ、適正化を図ることが重要である。

フロー・ベース

特別養護老人ホームの収支は極めて良好。

	平成20年	平成23年	平成25年
特養	3.4%	9.3%	7.5% (※1)

(平成23年度 介護事業経営実態調査及び平成25年度 介護事業経営概況調査結果(厚労省))

(※1) 調査客体1,734施設 有効回答数938施設 (有効回答率54.1%)

【参考】民間企業の売上高経常利益率  
 平成24年度 東京証券取引所決算短信集計 4.7%(市場第一部(連結))  
 平成24年度 法人企業統計 3.5%(全産業)  
 平成24年(平成23年度決算) 中小企業実態基本調査 2.3%(法人企業)

平均的な特養(定員約70人)では、

収支差 月+約190万円、年間+約2,300万円

【参考】平成23年度 「高齢者施設専業」社会福祉法人 財務データ (規制改革会議 松山専門委員提出資料(平成25年11月27日))

	厚生労働省所轄 108法人平均	東京都所轄 28法人平均	都内市区所轄 91法人平均
事業収入	1,718百万円	1,244百万円	805百万円
経常収支差額	125百万円	76百万円	32百万円
経常収支率	7.3%	6.1%	4.0%

ストック・ベース

毎年度の収益が累積し、巨額の内部留保を形成。

	1施設あたり内部留保額
平成23年12月 厚労省公表 (※2)	3億 782万円(22年度末)
平成25年 5月 厚労省公表 (※3)	3億 1,373万円(23年度末) (※4)

(※2) 1087施設のみの実態把握  
 (※3) 調査対象とした特養は6,104施設。回答のあつた2,518施設のうち、内部留保が正確に把握できた1,662施設のみの実態把握。  
 (※4) 実在内部留保(今現在、未使用資産の状態で留保されている額(=「現預金・現預金相当額」-「流動負債+引当金」)と調査時において定義)の額は、1億5,564万円。

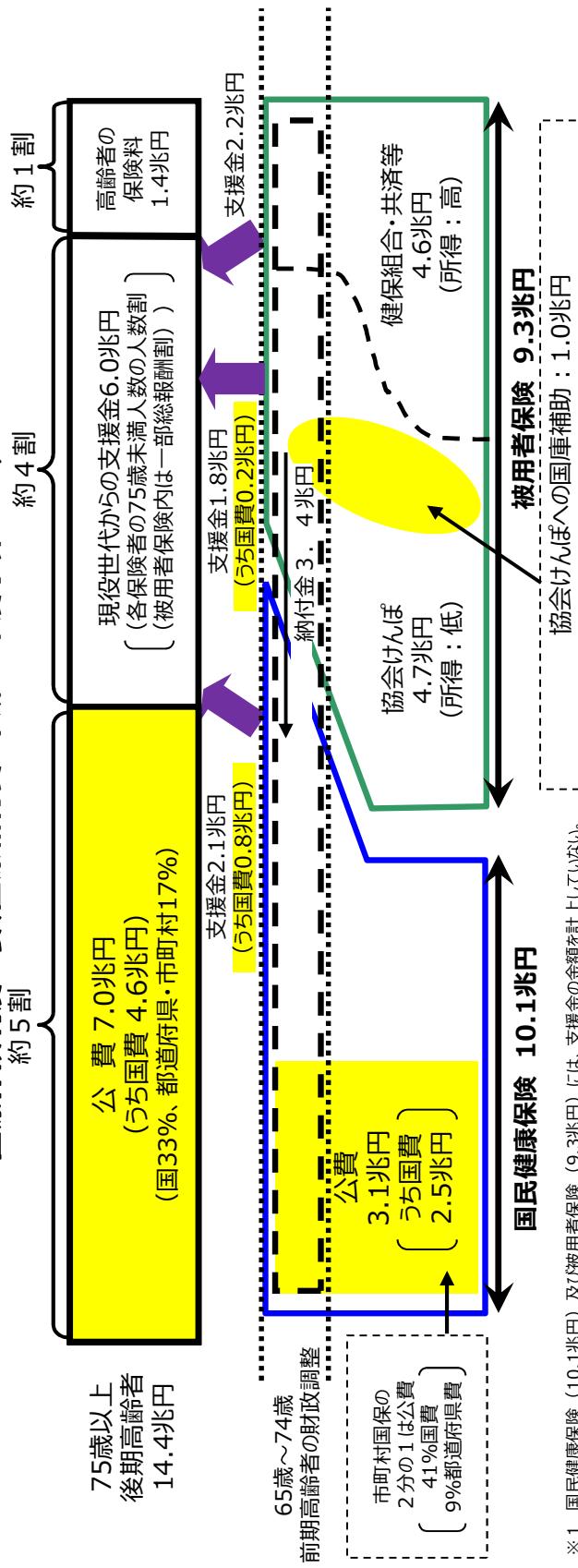
全体で約2兆円  
の内部留保  
(単純推計)

↑  
特養約6,000施設

## 二 保険者機能の発揮・強化

- わが国の医療保険制度においては、職業・年齢によつて加入する保険者が分立（サラリーマン（大企業：健保組合等、中小企業：協会けんぽ）、自営業者：市町村国保、75歳以上：後期高齢者医療）しているため、生涯を通じた医療記録がなく、それに基づいた健康管理が困難。
- このため、被用者保険側からは、高齢者に係る医療費の適正化を行うための手段をほとんど持ち合わせていないにもかかわらず、その保険料負担を支援金や納付金という形式により負わせられていることが保険者機能の発揮のディスインセンティブとなつているとの指摘がある。

医療保険制度の姿（医療給付費・平成26年度予算ベース）



※1 国民健康保険（10.1兆円）及び被用者保険（9.3兆円）には、支援金の金額を計上していない。

※2 後期高齢者医療に係る公費（7.0兆円）には、高額医療費に対する支援（0.2兆円）を含む。

※3 国民健康保険に係る公費（3.1兆円）には、高額医療費共同事業及び保険者支援制度に係る公費（0.3兆円）を含む。

- しかし、所得や疾病構造等が異なる保険者が分立している以上は一定の財政調整は避けられない。また、公費負担への依存を高める余地がない我が国の社会保障制度において、公費にこれ以上その調整を委ねる訳にもいかない。
- これらを前提として、以下のような改革が必要。

- ① 国保・後期高齢者医療における保険者機能の発揮・強化（都道府県化）
- ② 後期高齢者支援金のインセンティブ
- ③ 医療のICT化

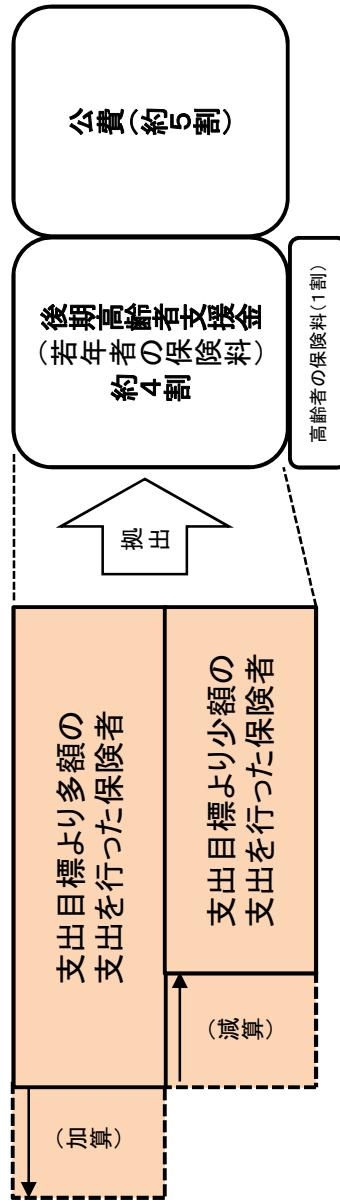
## ①国民健康保険・後期高齢者医療における保険者機能の発揮・強化【課題】

- 医療保険の約7割は、市町村国保・後期高齢者医療においてこそ重点的に取り組まれるべき。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療における保険者機能の発揮・強化を促す方策として、「支出目標」の設定が重要。
- 国民健康保険については、プログラム法に則り、財政運営責任を都道府県に移すことと、市町村と適切に役割分担しつつ、保険者機能を強化する予定。後期高齢者医療についても保険者機能の強化を検討する必要。

## ②後期高齢者支援金等によるインセンティブ【課題】

- 現行の後期高齢者支援金の加算・減算の仕組みについて、医療費適正化計画についての見直しと同様、今後は端的にアウトカムである医療費の効率化の度合い(保険者ごとに設定する「支出目標」の達成の程度)に応じたものとすべき。
- 現行法律において10%を上限とすることとされしていることを踏まえ、加算・減算率も0.23%から大幅に引き上げるべき。
- 更には前期高齢者納付金についても同様の仕組みを検討するとともに、被用者保険が高齢者医療の医療費効率化の取組みなど運営に参画していく仕組みも検討する必要。

<後期高齢者支援金の加算・減算>



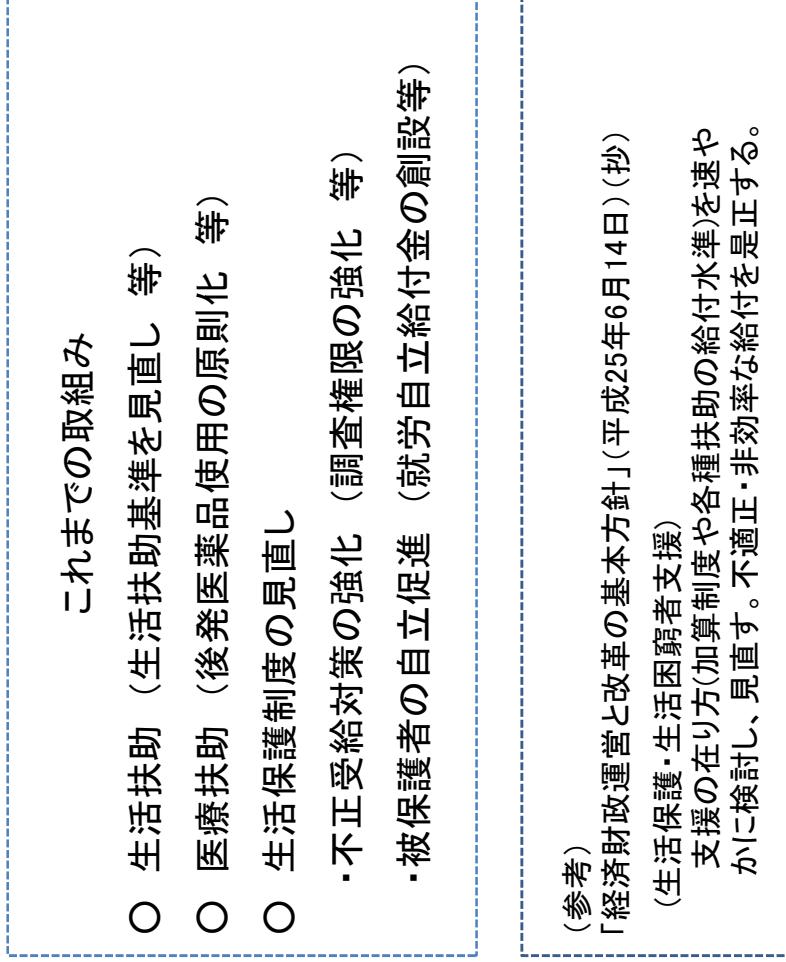
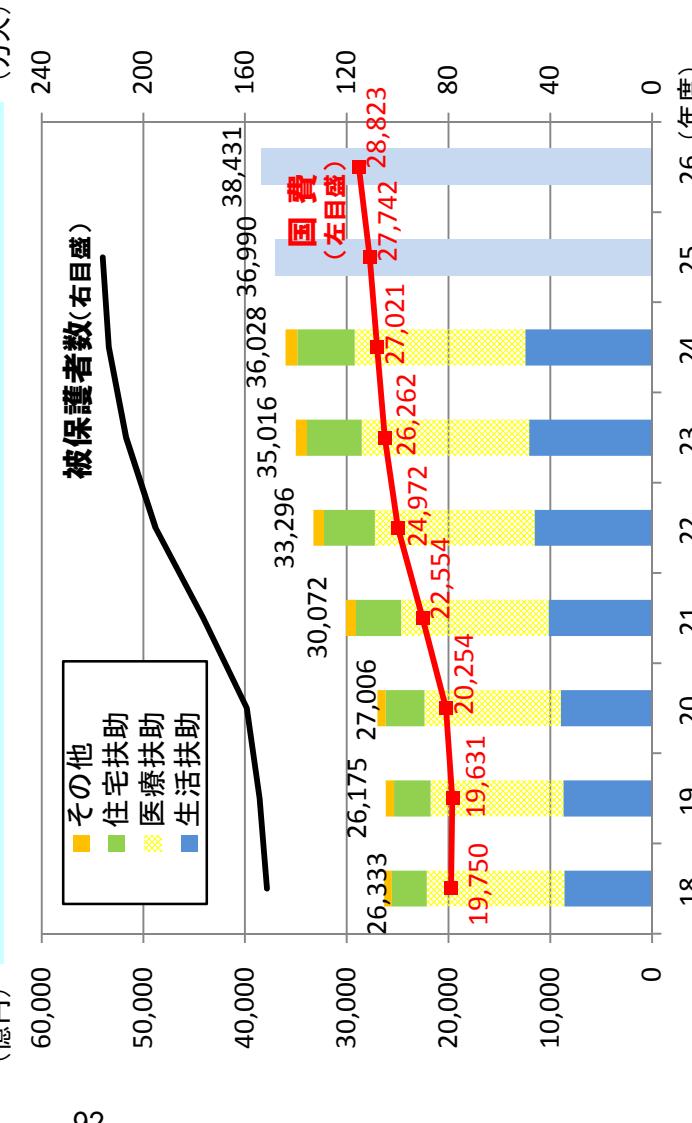
## ③医療・介護のICT化【課題】

- レセプトデータの分析・活用の枠組みの標準化が進められることを踏まえ、そうした共通基盤の上で各保険者が医療・介護費用の効率化のためICT化の取組みを深化させるべき。

## 給付面で必要な改革(③生活保護)

- 生活保護受給者は、過去最高の217万人。生活保護費も増加しております。
- 生活扶助基準の見直しが25年度より実施されているが、各種扶助・加算の水準の検証は行われておらず、27年度予算編成において、各種扶助・加算制度の見直しを実施する必要。
- 27年4月に施行される「生活困窮者自立支援法」は、生活保護制度の見直しと一体で、生活保護に頼らない自立を促進するものであり、その財源は、生活保護制度の更なる見直しにより確保する必要。

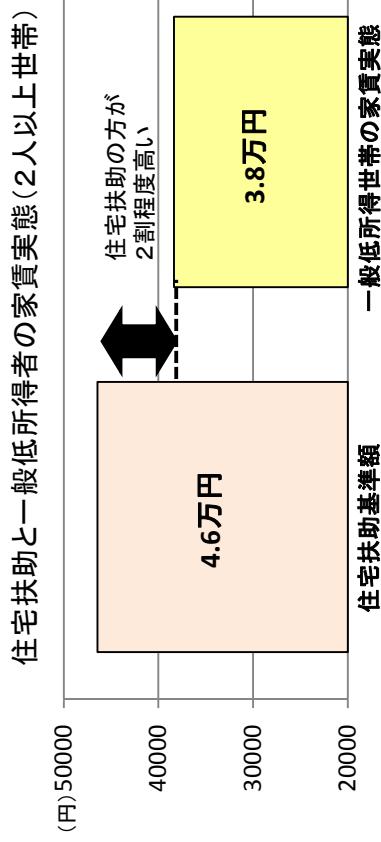
生活保護費(事業費ベース)及び 受給者数の推移



## 【課題】

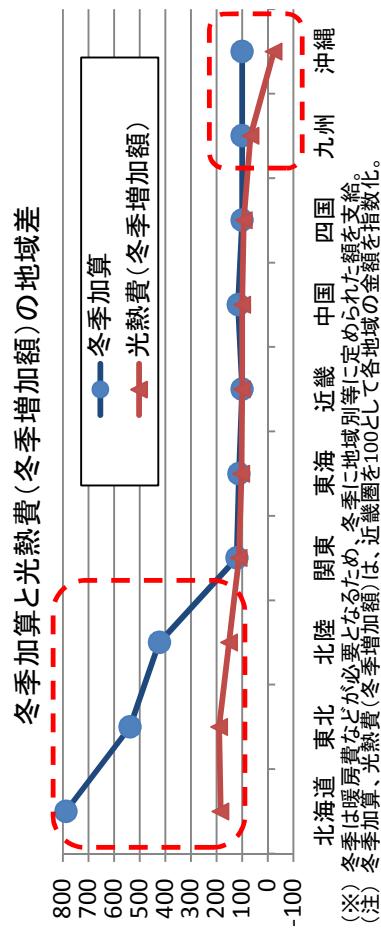
### 住宅扶助

- 住宅扶助は低所得者世帯の家賃実態を上回っている。
- 住宅扶助の水準の適正化と改定方式の見直しが必要。



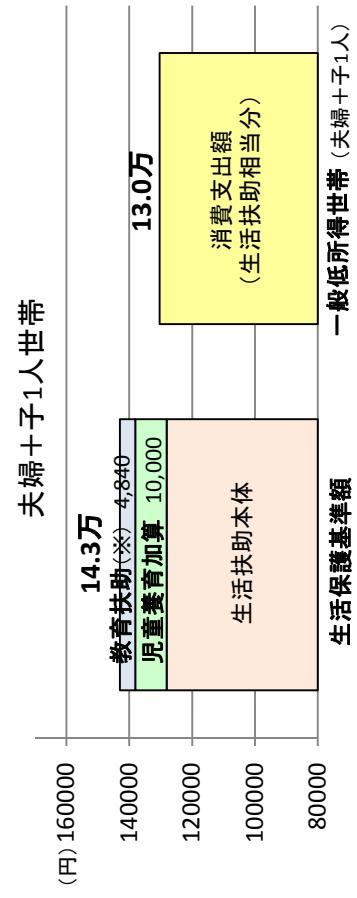
### 冬季加算

- 光熱費の地域差に対し、冬季加算の地域差は过大。冬季加算の水準の適正化と対象地域の限定が必要。



### 有子世帯の加算・扶助

- 各種加算・扶助をえた有子世帯の生活保護水準は、低所得の有子世帯の消費水準を上回っている。有子世帯の加算・扶助のあり方・水準について総合的な見直しが必要。



(※)一般低所得世帯(世帯収入300万円未満)の家賃実態、消費支出額(は、全国消費実態調査(平均21年度)に基づき、光熱費(冬季増加額)は、家計調査(平成25年度)に基づき財務省で試算。

## Ⅱ 負担面で必要な改革(保険料による支え合いの維持・強化)

### <負担能力に応じた負担>

- 「負担能力別」に負担のあり方を切り替えていくことにより、保険料負担による支え合いを維持・強化していく必要

### 【プログラム法に基づき検討、来年法案提出予定】

- 後期高齢者医療支援金における全面総報酬割の導入
  - ・ 支援金の2/3が人數割りとなっており、財政力の弱い(所得水準の低い)協会けんぽの負担が他の被用者保険と比べて重いため、協会けんぽに国費を投入している(0.2兆円)(保険料負担の公費への付替え)。
  - ・ 全面総報酬割とすることで被用者保険者間での負担の公平が図られ、国費投入も不要となる。
- 所得の高い国保組合への補助の見直し(定率補助の廃止)
  - ・ 保険料負担率が、健保組合や協会けんぽよりも低い、国保組合(所得の高い国保組合)に対しても、定率32%もの高率の補助が行われており、これを適正化する必要。

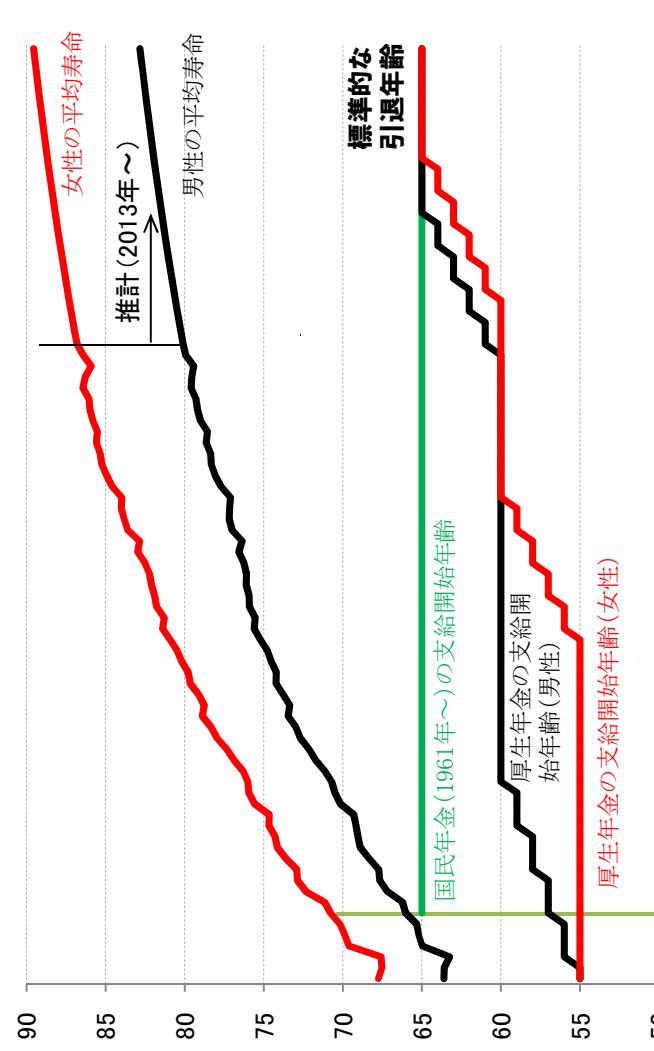
### 【課題】

- 介護納付金への総報酬割の導入
  - ・ 納付金はすべて人數割りとなつております、財政力の弱い(所得水準の低い)協会けんぽの負担が他の被用者保険と比べ重いため、協会けんぽに国費を投入している(1,500億円)(保険料負担の公費への付替え)
  - ・ 全面総報酬割とすることで被用者保険者間での負担の公平が図られ、国費投入も不要となる。
  - (注)プログラム法では「後期高齢者支援金への全面総報酬割の検討状況等を踏まえ」検討するものとされている。
- 後期高齢者医療の保険料軽減特例措置の廃止
  - ・ 後期高齢者医療制度の円滑な導入のため平成20年度から毎年度補正で措置(26年度からは当初予算化)。「好循環実現のための経済対策」(25年12月5日閣議決定)では「段階的な見直しを前提に検討に着手する」とされており、早期の具体化が必要。
- 各種低所得者対策における資産の勘案
  - ・ マイナンバーカードの活用により資産等を把握し、これを低所得者の定義の見直しにつなげ、給付の効率化とあわせ、保険料軽減措置を見直していくことも必要。
- 介護保険被保険者年齢の引下げ
  - ・ 第2号被保険者の対象者は医療保険に加入する40歳から64歳。被保険者の対象年齢引下げを検討する必要。

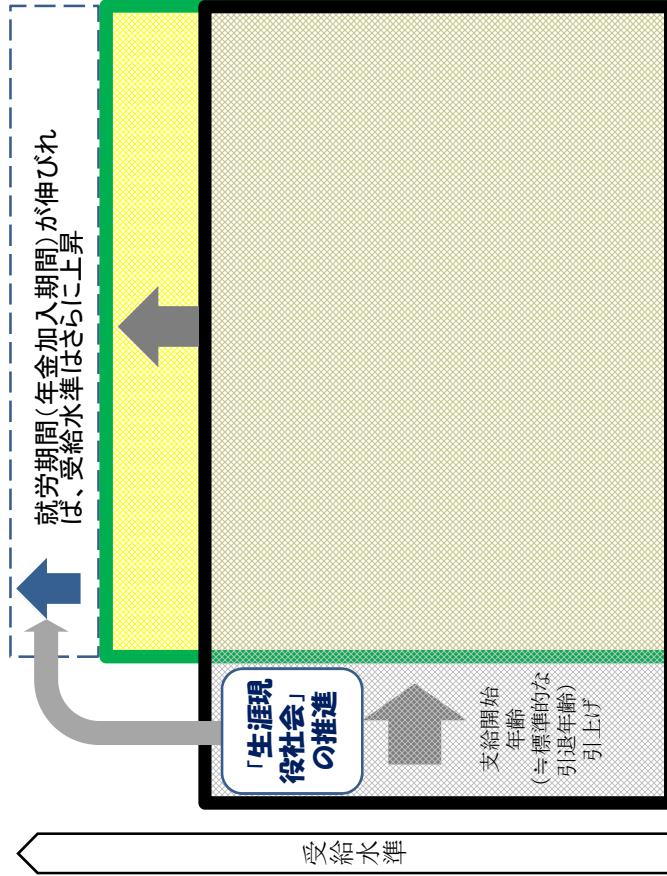
## ＜支え手の増加＞高齢期の就労と年金受給について【課題】

- 高齢期の就労と年金受給のバランスの観点から、2025年度以降における、「標準的な引退年齢」（＝年金支給開始年齢）の延長について検討が必要。

※ 支給開始年齢前であっても60歳以降繰上げ受給が選択可能。



(注) 厚生年金の定額部分(1階部分:64歳まで支給)の支給開始年齢は、2001～2013年度にかけて(女性は2006～2018年度にかけて)60歳から65歳に引上げ  
(出所)「平成24年簡易生命表の概況」(厚生労働省)、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の死亡中位ケース



(注) 年金給付総額への影響を模式的に示したものであり、個々の受給者の受給額への影響を示したものではない。

## 厚生年金保険の適用拡大【プログラム法に基づき今後検討】

- いわゆる「130万円の壁」など、働くない方が有利になる仕組みをなくしていく必要がある。非正規労働者に対するセーフティネットを強化するという観点も踏まえ、更なる適用拡大に向けた検討を深めていく必要。

## 子ども・子育て支援【プログラム法に基づき検討】

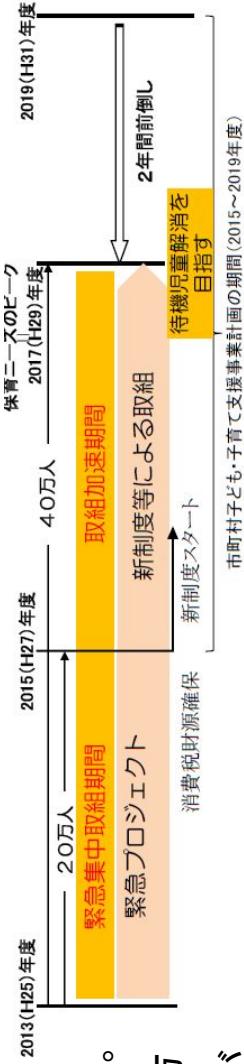
- 保育のニーズは平成29年度にピーク。それまでに保育の受け皿を約40万人拡充する「待機児童解消加速化プラン」に着実に取り組む必要。

- そのためには、子ども・子育て支援新制度の施行が期待される。

○ 子育て支援の充実（量の拡充・質の改善）のため、国・地方あわせて最大1兆円超程度の財源が必要とされるが、財源が確保された範囲内ではしか公費は充てることはありません。

○ このうち0.7兆円程度については、消費税率が税制抜本改革法に則って10%に引き上げられた場合に、消費税增收分を活用して確保する予定。ただし、その場合も27年度から消費税增收分が満額確保される訳ではない。また、消費税率の10%への引き上げについては、税制抜本改革法に則って、経済状況等を総合的に勘案しながら、本年中に適切に判断していくことになる。

0.7兆円程度の子育て支援の充実についても、その中で施策の優先順位付けを行う必要。  
○ 0.7兆円程度を上回る財源が必要となるのであれば、高齢者向けの社会保障関係の予算や税制を見直すことや事業主の負担を求めていくことを含め、検討を行ふべき。



- 子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」（所要額）  
※内閣府、文部科学省、厚生労働省による試算

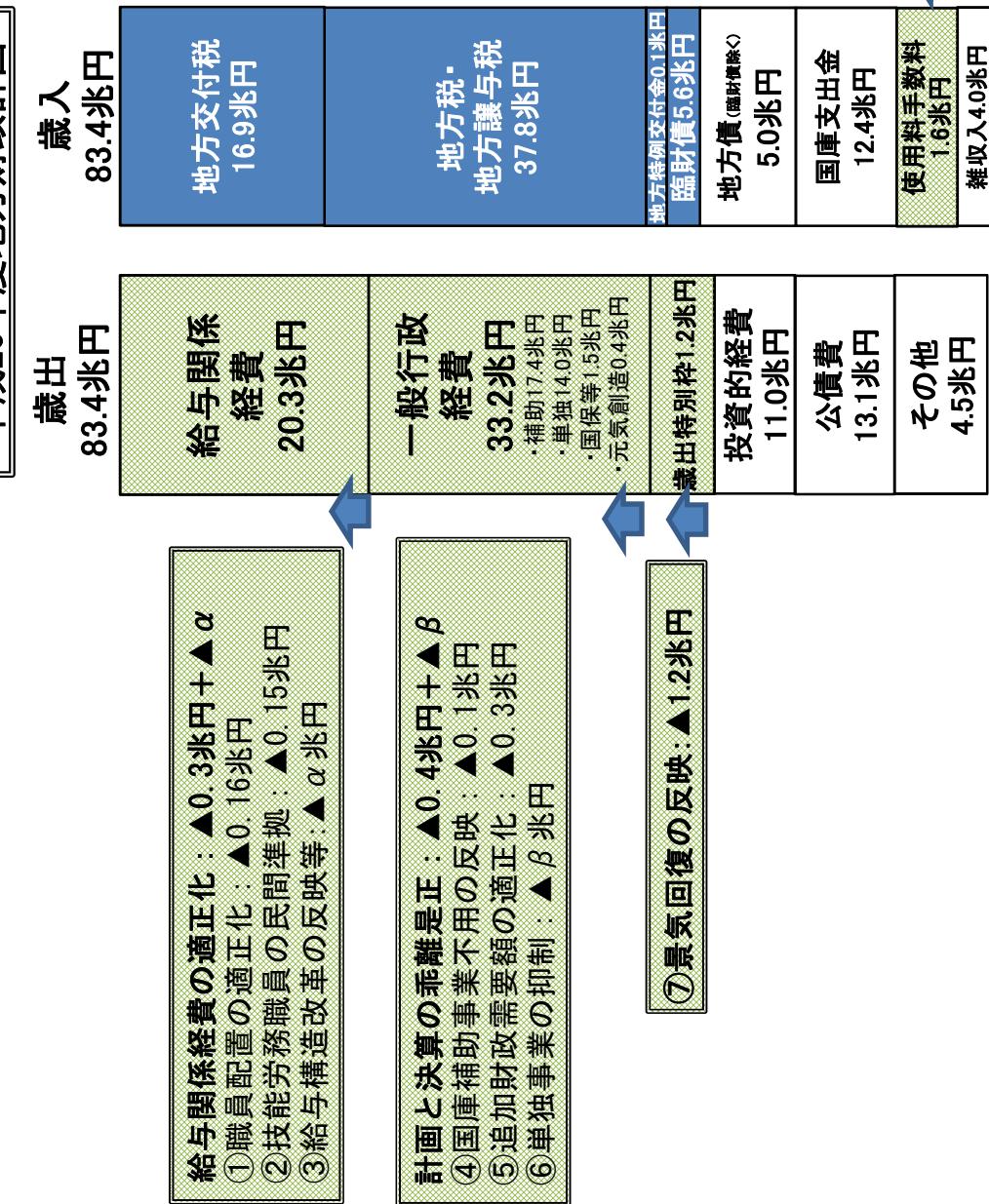
内 容	量的拡充	質の改善
所要額	4,068億円程度	3,003億円程度～0.6兆円超程度
内 容	○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等) ○地域子育て支援機能の強化、小規模保育の体制強化等	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 ○社会的養護の量的拡充 ○社会的養護の充実

## 地方財政計画で適正化すべき事項

### 資料Ⅱ－2－1

- ▶ 地財計画における歳出計上等の適正化により、一般財源は▲2.2兆円以上の削減が可能。
- ▶ 地財計画の計上適正化等を速やかに反映すべき

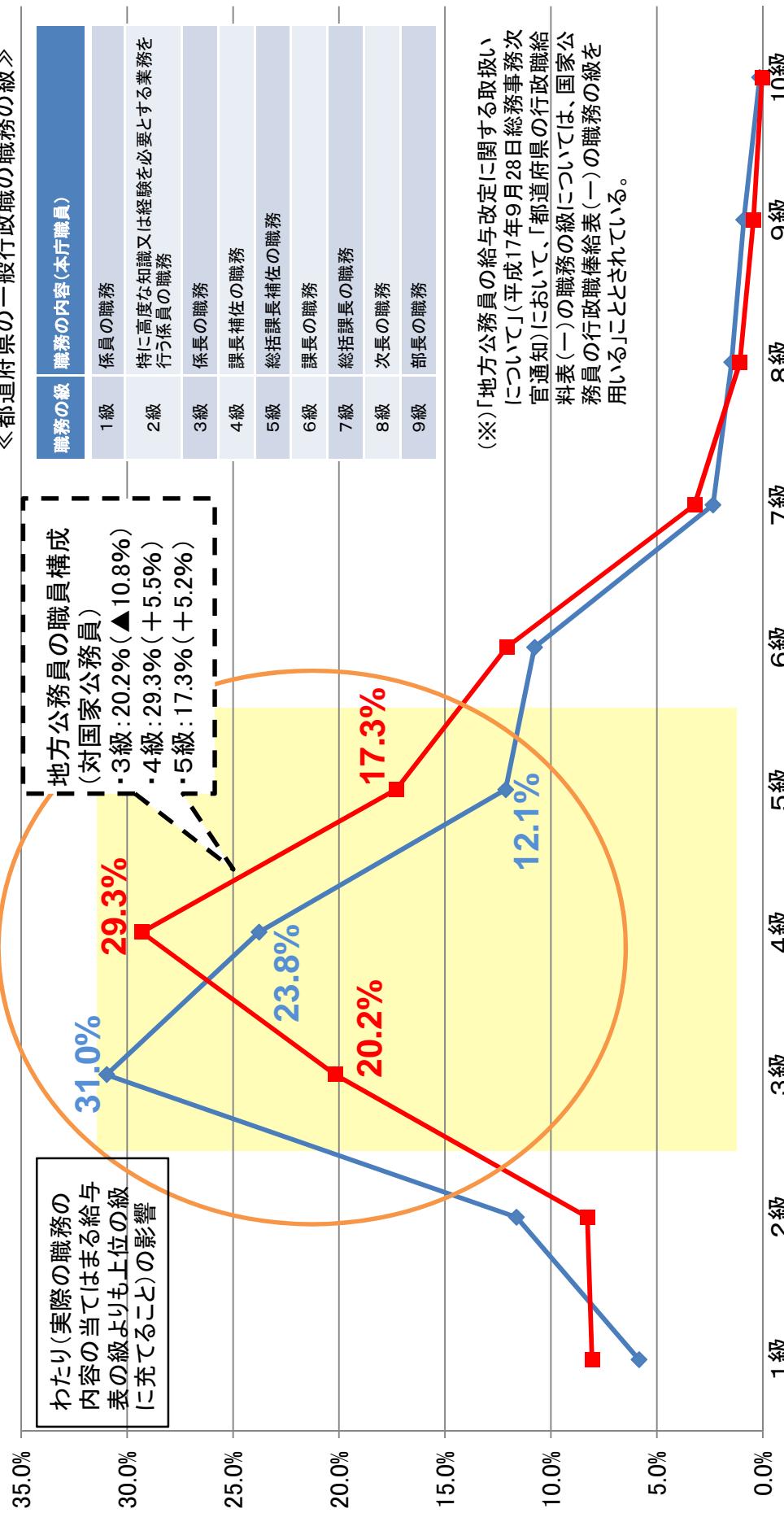
平成26年度地方財政計画



## 給与関係経費の適正化(適正な職員配置を前提とした経費の計上)

- ▶ 過去の「わたり」の影響もあり、都道府県職員は国家公務員よりも上位の職務級に配置されており、結果として、標準的な経費を上回る給与税で財源保障している現状にある。
- ▶ 骨太2006で「級別職員構成を是正する」とされており、国家公務員と同じ職員配置を前提に歳出計上する方に速やかに改める必要(節減額▲1,600億円)

◆ 国家公務員(行政職 (一)) ■ 都道府県職員(一般行政職)

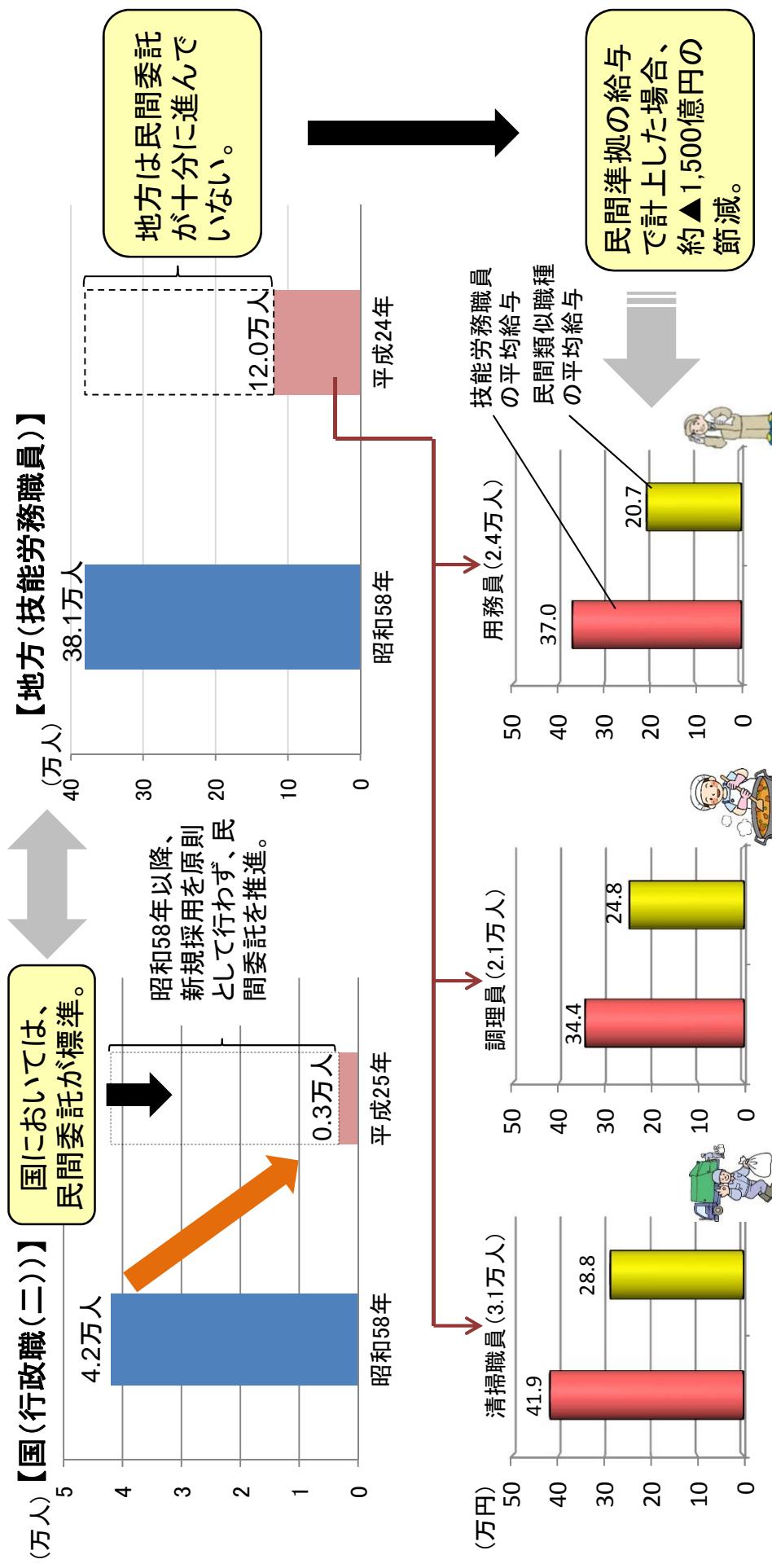


(※)平成24年国家公務員給与実態調査(人事院)及び平成24年地方公務員給与実態調査(総務省)より。設定している職務の級が異なる東京都及び大阪府は除外。

## 給与関係経費の適正化（地域における民間準拠の徹底）

### 資料Ⅱ－2－3

- ▶ 骨太方針2006において地域における民間準拠の徹底を行うとされているが、地方の技能労務職員の民間委託は進んでおらず、民間を上回る給与を地方交付税で財源保障している状況。
- ▶ 技能労務職員の給与は、標準的な歳出計を前提に歳出計上する必要。（節減効果 ▲約1,500億円）



(※1)技能労務職員の平均給与・月額は、「平成24年地方公務員給与実態調査」(総務省)より、民間類似職種の平均給与・月額は、「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の直近3ヶ年平均による。

(※2)「賃金構造基本統計調査」のデータは、年齢、業務内容、雇用形態等の点において技能労務職員データと完全に一致しているものではない。

## 一般行政経費単独事業の抑制

### 資料Ⅱ－2－4

▶ 近年増額されている一般行政経費単独事業については、公立施設所が減少している観点も踏まえ、その減額を検討する必要。

一般行政経費単独事業の内訳(推計値)  
(賃付金除く。23年度決算をベースにした推計)

保育所数の推移

	H18	H23	増減	運営費 財政措置
公立 保育所	11,873	9,957	▲1,916 ▲16.1%	単独
私立 保育所	10,847	11,794	+947 +8.7%	国庫 補助

(注)公立保育所運営費の国庫補助制度は平成16年に廃止され一般財源化された。

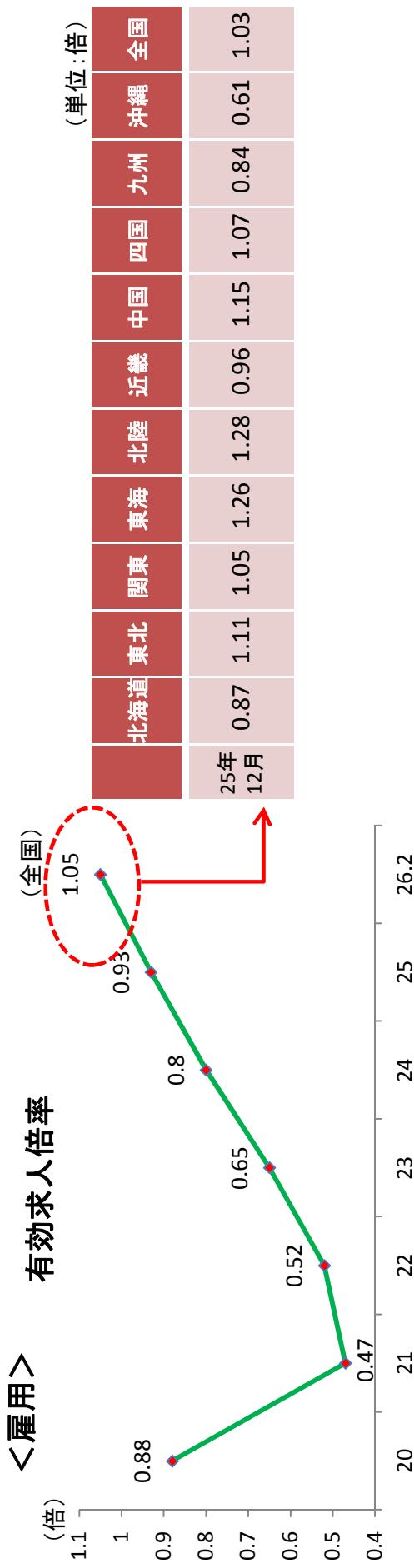
公立学校数の推移

	H18	H23	増減	運営費 財政措置
公立 小中学校	32,797	31,346	▲1481 ▲4.4%	単独
公立 高等学校	4,045	3,724	▲321 ▲7.4%	単独

(注)一般行政経費単独事業の内訳は開示されていなかったため、23年度決算における各経費の決算統計から他の歳出項目(人件費・普通建設事業費・賃付金・繰出金及び一般補助の事業費(計画ベース))及び積立金積立額を除くことにより、各経費の内訳を推計。

## 景気回復の反映（歳出特別枠）

- 地方自治体が行う雇用対策・地域活性化対策を行うための歳出特別枠（1.2兆円）は、①雇用指標の明確な改善、②H26から頑張る地方を応援する元気創造事業費を別途計上していること、③その多くが配分される都市部は地方税収の相当程度の増収が見込まれることを踏まえ、速やかに廃止すべき。



### ＜歳出特別枠の推移＞

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
歳出特別枠	0.9	1.4	1.5	1.5	1.5	1.2
地域の元気創造事業費						0.35

人口を基本とした上で、各地方団体の行革努力や経済活性化の成果指標で配分



26も実質的に1.5兆円を維持

人口を基礎に配分するため、25決算で地方法人2税の增收が見込まれる財政力の強い6都府県、政令市・中核市等に6割程度が配分される

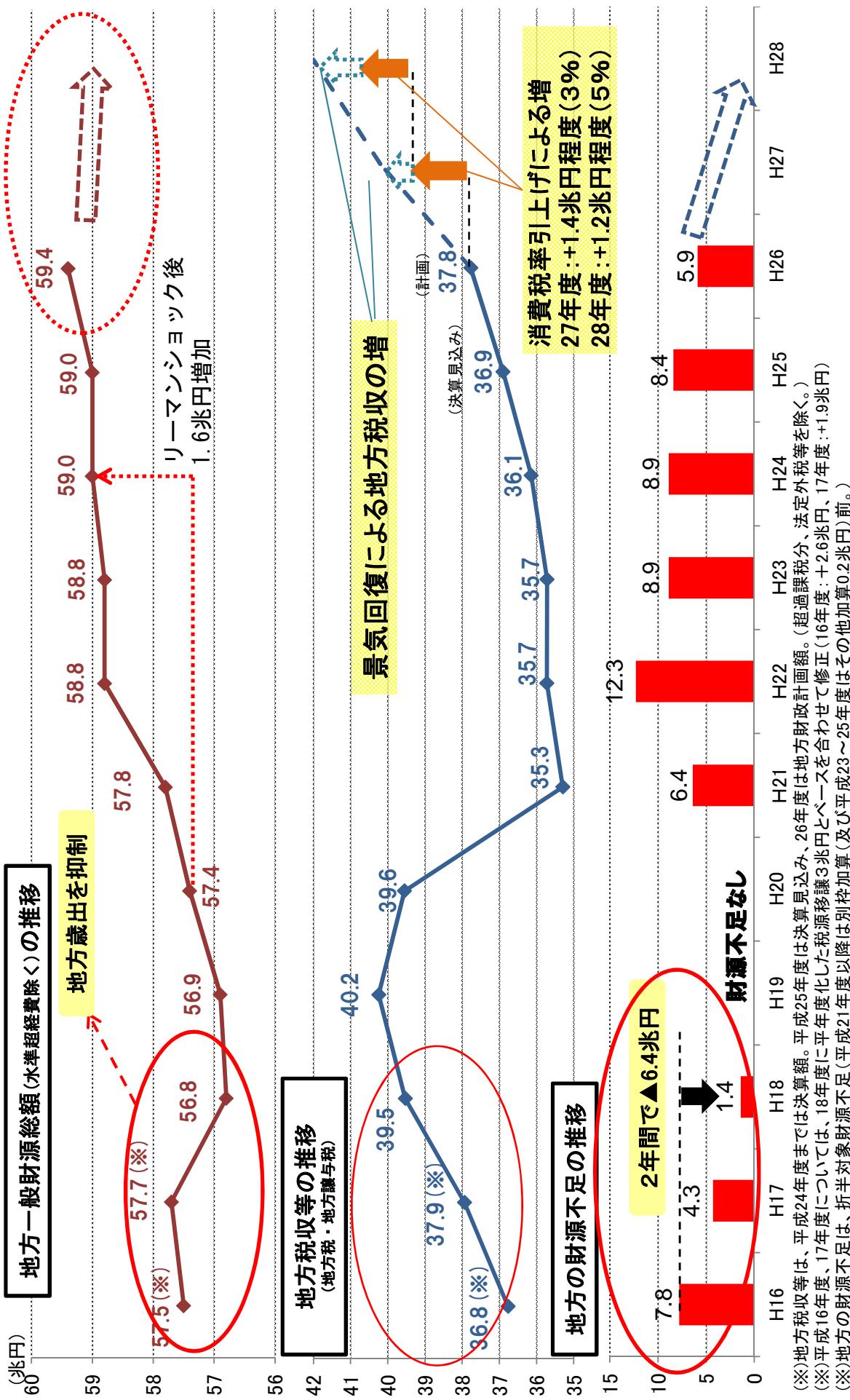


出典：内閣府「地域経済動向」（基準年は平成22年）、厚生労働省「一般職業紹介状況」（数値はパートタイム含む）。

## 地方一般財源総額・地方税収と地方財源不足額の推移

### 資料 II-2-6

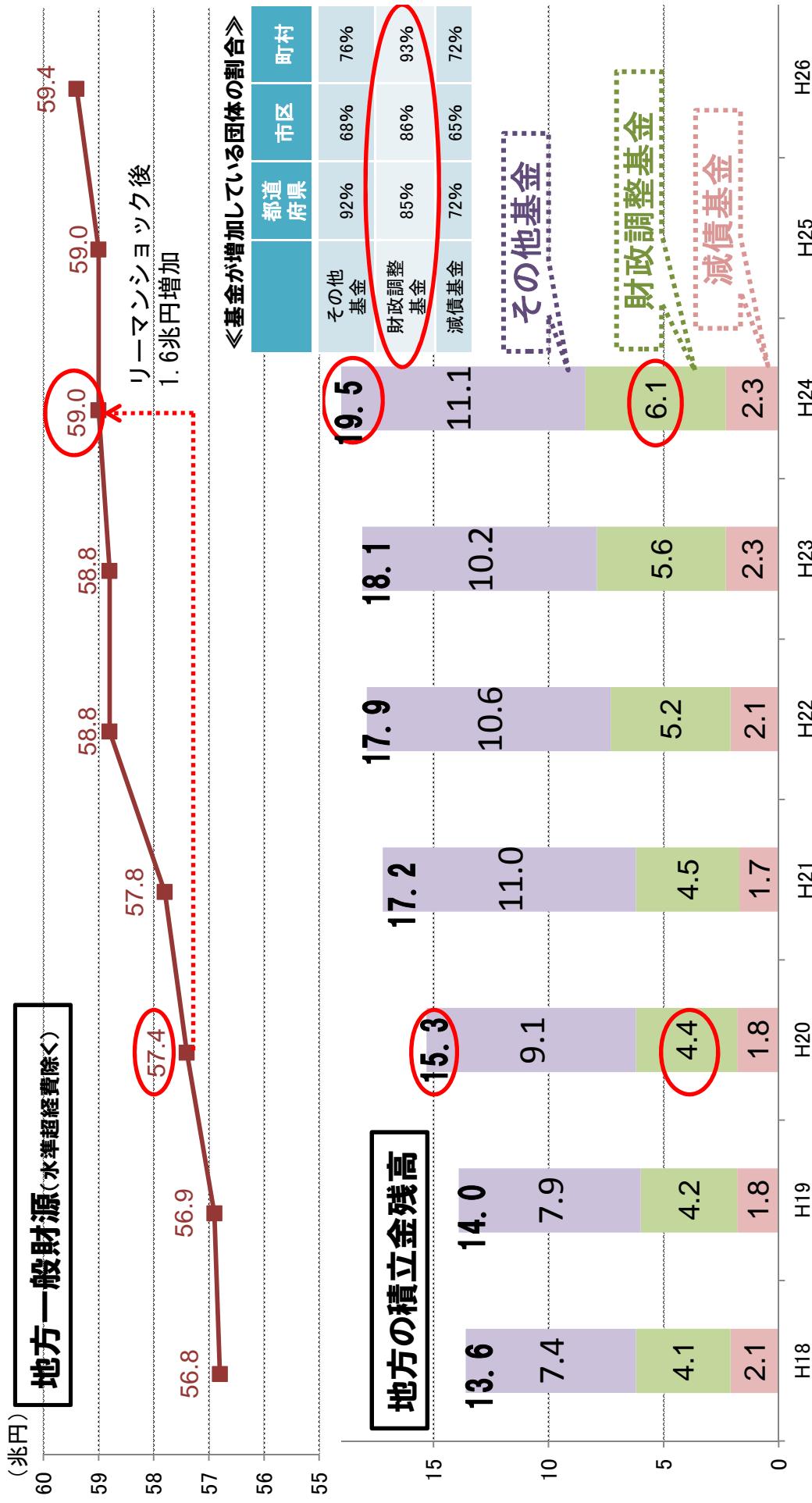
- 前回の景気回復局面(H16～H18)では、地方税収増の下で地方歳出を抑制し地方の財源不足は2年間で6.4兆円縮小。
- リーマンショック後増加した地方歳出について、後述する観点から、徹底した適正化を行う必要。



## 地方一般財源総額の積立金残高の推移

資料 II - 2 - 7

リーマンショック後、地方の一般財源総額が高水準で維持される中で、地方の積立金は4.2兆円増加（うち財政調整基金は1.7兆円増加）。地方財政計画の歳出水準が過大であることの証左。



(※1)一般財源及び地方歳入は、地方財政計画ベース。積立金残高は、各年度末決算ベース。  
(※2)平成23年度及び24年度の積立金残高については、被災3県のその他基金(23年度:1.5兆円、24年度:1.5兆円)を除いた額。  
(※3)基金が増加している両市の割合は、平成20年度決算と平成24年度決算の比較に於ける算出

## 近年の一般財源総額の水準と地方税収等

### 資料Ⅱ－2－8

- H22以降の4年間、地方税収等の決算での上振れが続いている。
- 地方税収等の決算増収を精算してない結果、地方の一般財源総額は計画額より更に高い水準となっている。
- H27の一般財源総額は、近年の地方税収等の決算増収等の必要。

地方税収等の推移  
(地方税及び地方譲与税)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
計画	41.2	37.6	34.4	35.6	35.9	36.4	37.8
決算	39.6	35.3	35.7	35.7	36.1	36.9(*)	
乖離	▲1.6	▲2.4	+1.3	+0.1	+0.2	+0.6(*)	

(単位：兆円)

- 地方法人2税の決算額が計画額より下振れ  
⇒ 国・地方折半で負担し、必要な一般財源を確保

(仕組み)

- ・ 総務大臣の同意又は許可の下、減収補てん債を発行
- ・ 元利償還費を国・地方折半で負担

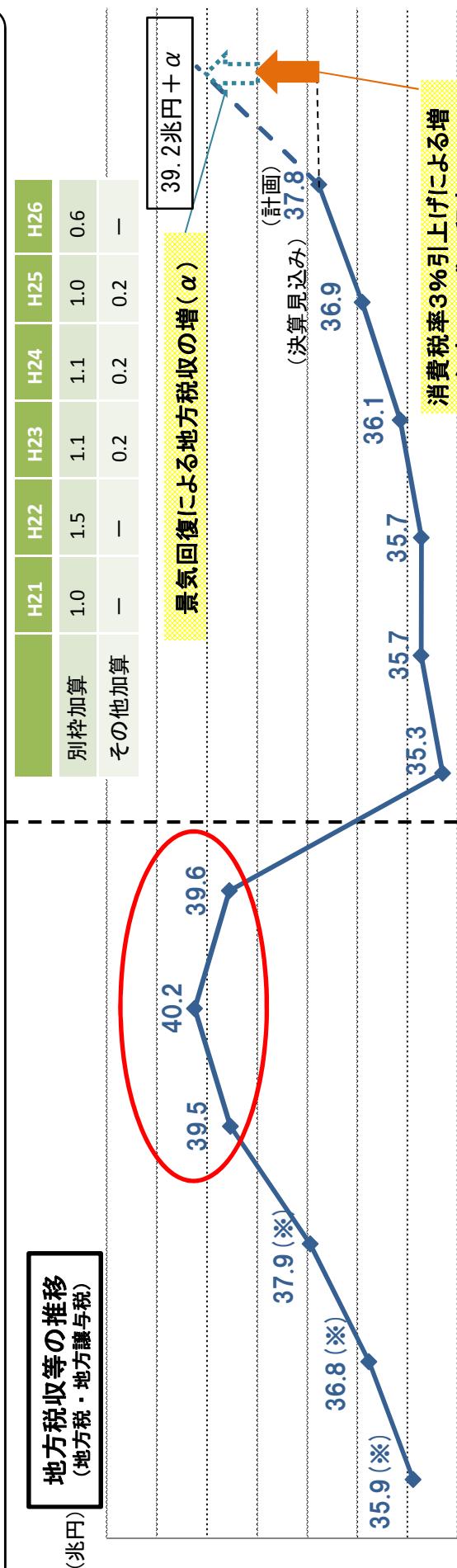
(\*) 減収補填債発行実績  
H20：0.9兆円、H21：1.2兆円

地方の一般財源総額が地財計画時点の想定より2.2兆円程度（うち地方法人2税分1.4兆円程度）増加

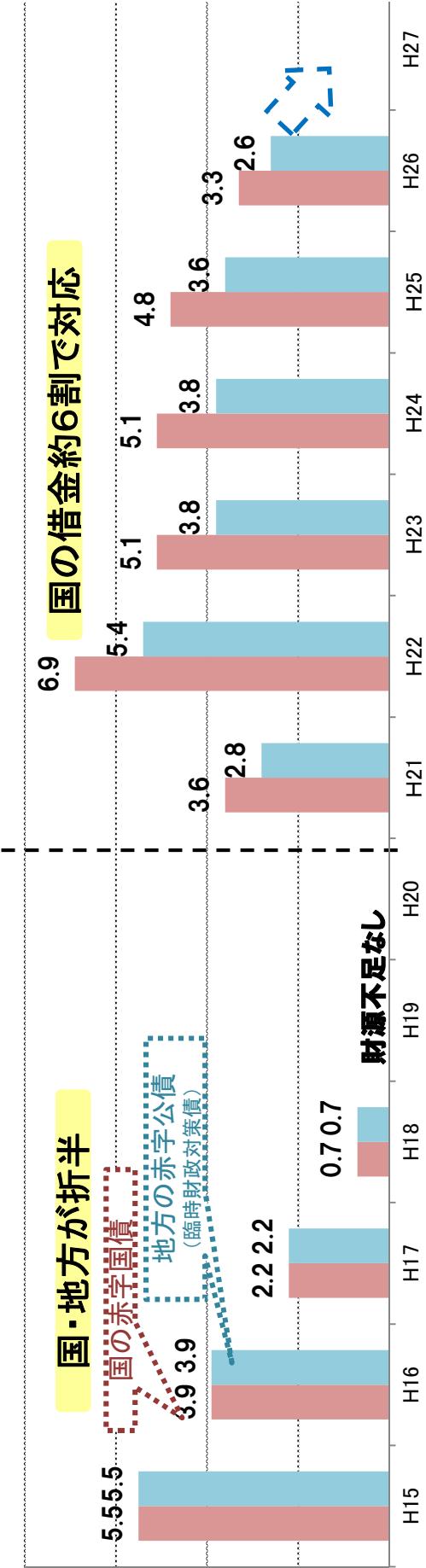
(\*) H25は、地方税収は平成25年12月時点での総務省見込み、地方譲与税はH25決算を基にした決算見込み。

算加枠の別付税交付地方

- 地方の財源不足は国・地方が折半で借金して対応してきたが、リーマンショック後の危機対応として、平成21年度以降、国の借金約6割で対応し、地方の借金を抑制。27年度の取扱いは、地方の税収の動向等を踏まえて検討。

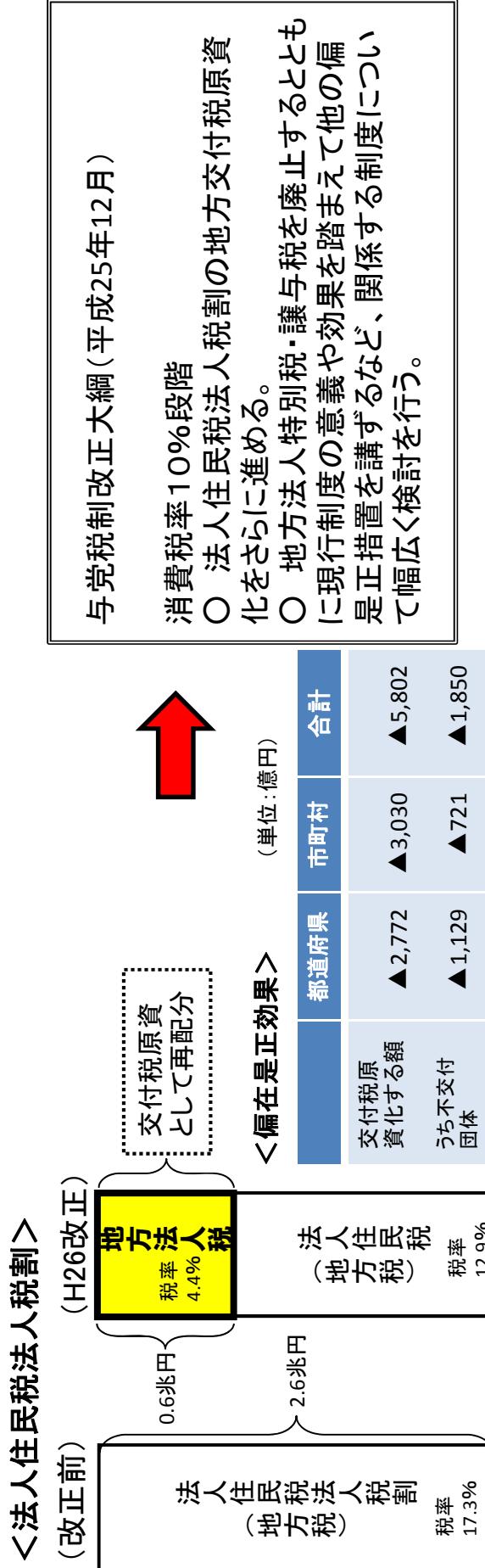
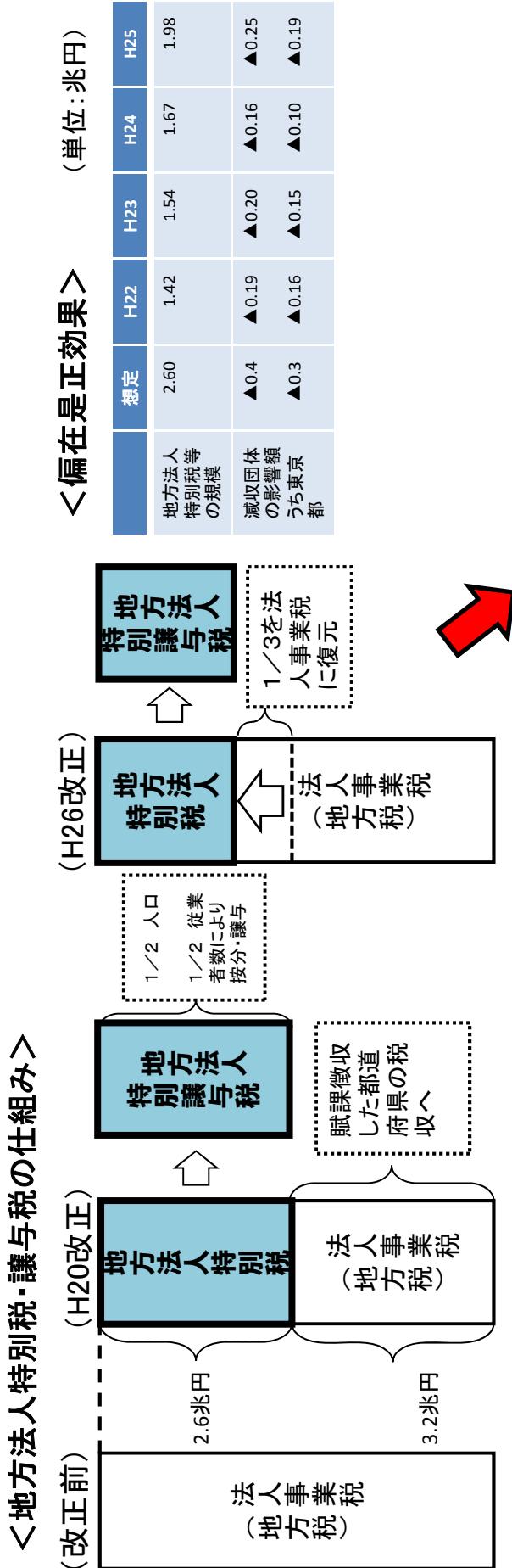


地方の財源不足への対応



(※) 地方税収等は決算額(平成25年度は決算見込み、26年度は計画額)。18年度に平年度化した税源移譲3兆円とベースを合わせて修正(15年度: +3.0兆円、16年度: +2.6兆円、17年度: +1.9兆円)。

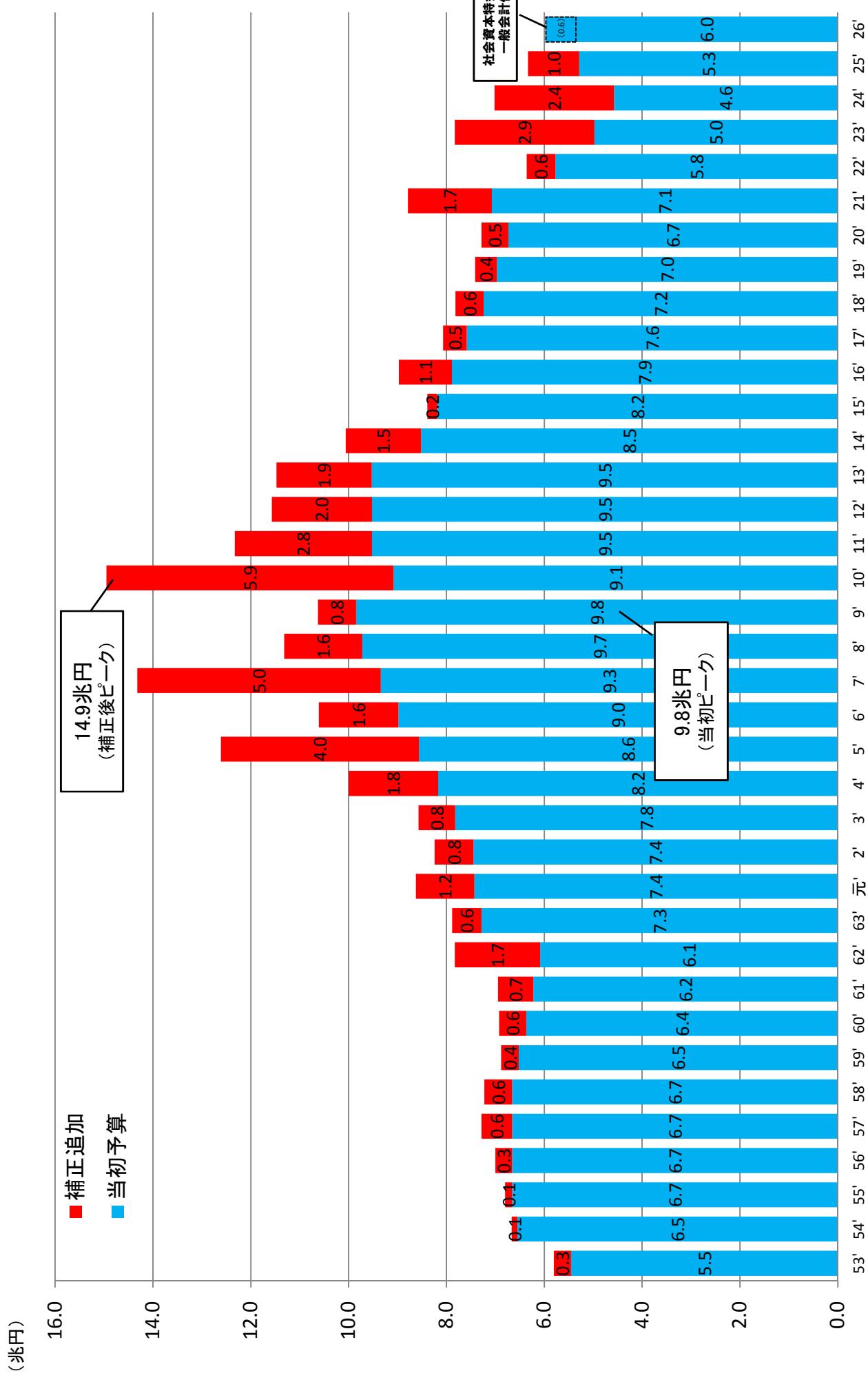
地方団体間の財政力格差の是正の経緯



(注) 法人住民税法人税割・地方法人税の税率見込みは過去5年間の決算平均(H19～H23年度)。  
法人住民税法人税割の税率は2.22%、地方法人税の税率は足元税率・平年度ベースで0.55%。

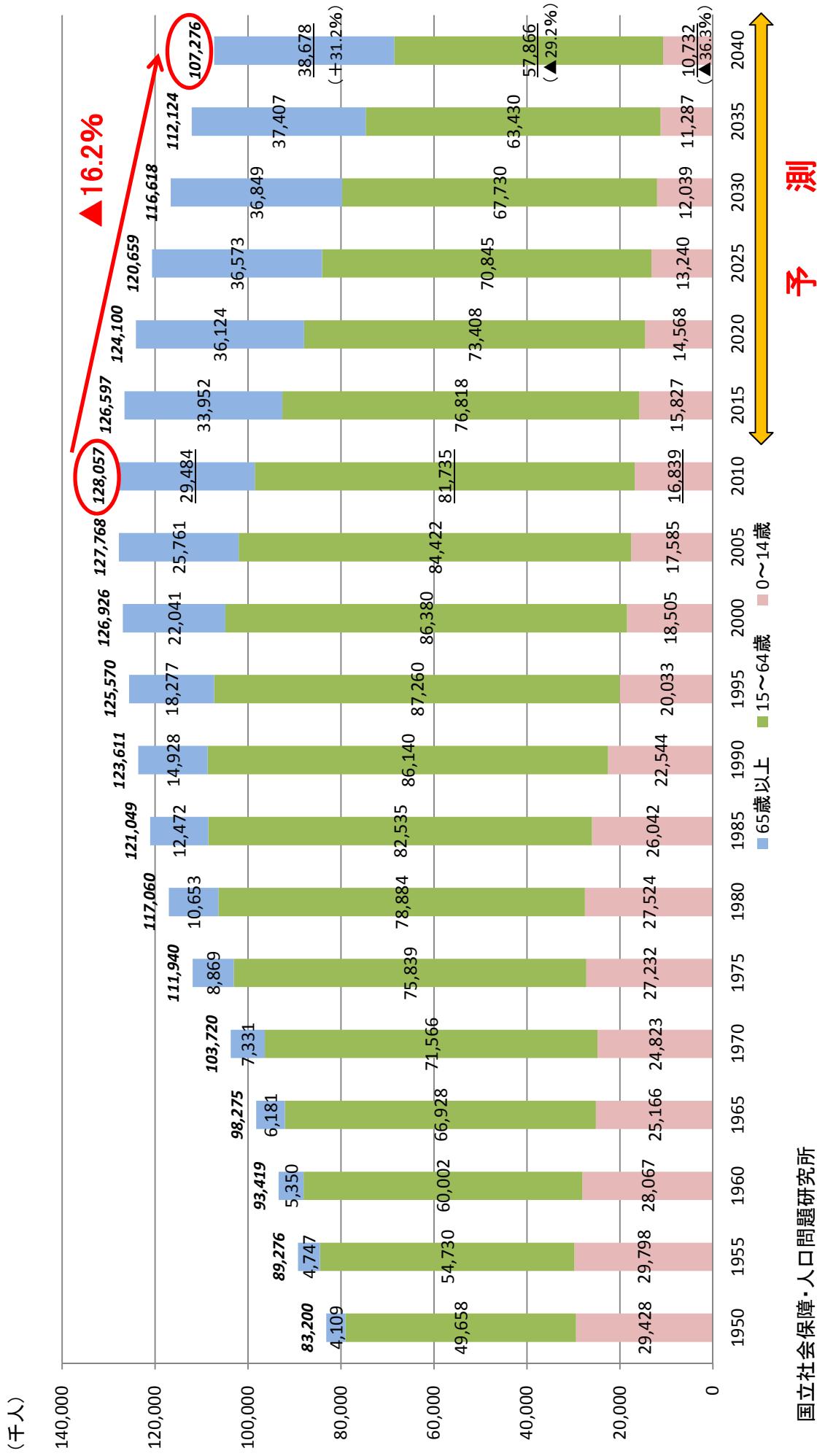
## 資料Ⅱ－3－1

### 公共事業関係費の推移



(注) NTT-A、B(償還時補助等を除く)を含む。

## 我が国の人口推移と将来予測について



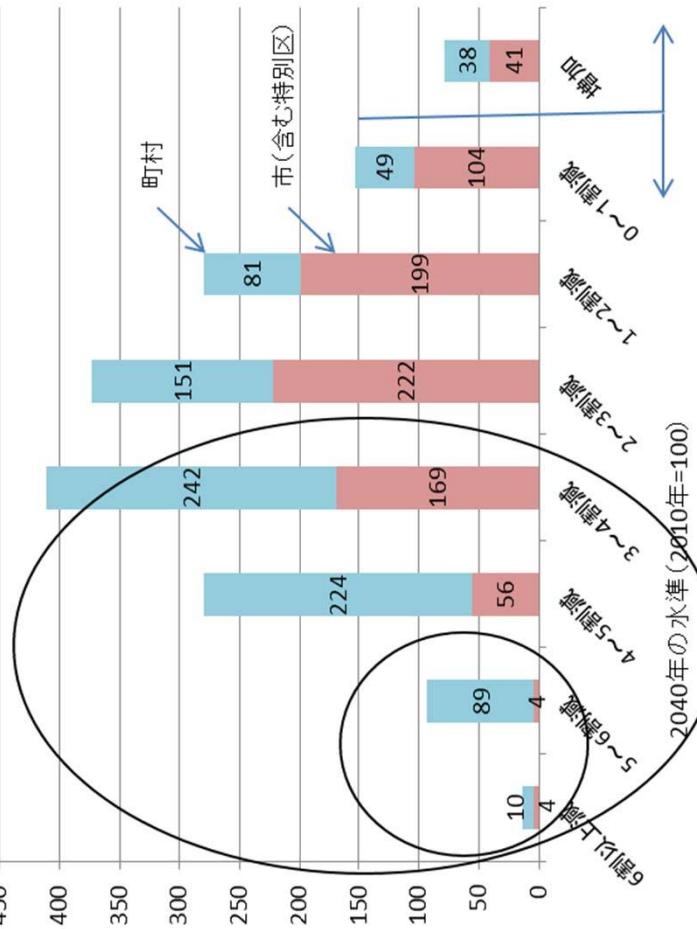
国立社会保障・人口問題研究所

1950年から2010年までの人口推移は、「人口統計資料集2013 年齢3区分(別人口及び増加率(1884～2011年)」を基に作成。  
2015年から2040年までの人口予測は、「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」を基に作成。

測

予

市区町村別人口の変化(2010年と比べた2040年の水準)  
～100以上の市・区・町・村が30年で人口半減～

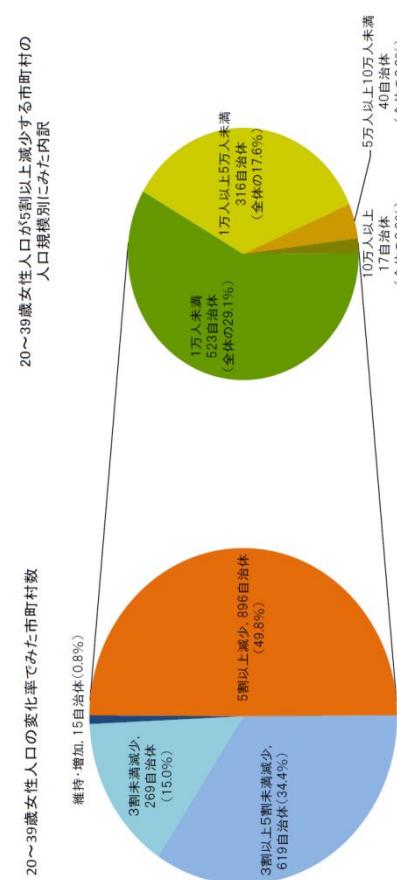


(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口  
(平成25年3月推計)」をもとに作成。

- (備考)
1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(平成25年3月推計)」及びその関連データより作成。
  2. 人口移動が収束しない場合の推計は、2010年から2015年にかけての人口純増数(純移動率)がマイナスとなっている頃の合計)とがその後もほぼ同じ水準で推移するよう、年次別・性別・年齢階級別(85歳未満までの純移動率について、プラスの純移動率、マイナスの純移動率に一定の調整率を乗じて推計したもの。
  3. 数値は、12政令市は区をひとつの自治体としてみており、福島県の自治体を含まない。

第1回「選択する未来」委員会 増田委員提出資料  
(平成26年1月30日)

- 鍵を握るのは、「20～39歳若年女性人口」。2040年時点では、若年女性人口が5割以上減少し、人口1万人未満の小規模自治体(は、「消滅可能性」が高い)。
- 2040年に若年女性人口が5割以上減少する自治体(は、人口移動が収束するケースでは、373市町村(全体の20.7%)に対し、人口移動が収束しないケースでは、896市町村(全体の49.8%))。
- うち、1万人未満となる自治体(は、人口移動が収束するケースでは、243市町村(全体の13.5%)に対し、人口移動が収束しないケースでは、523市町村(29.1%))。

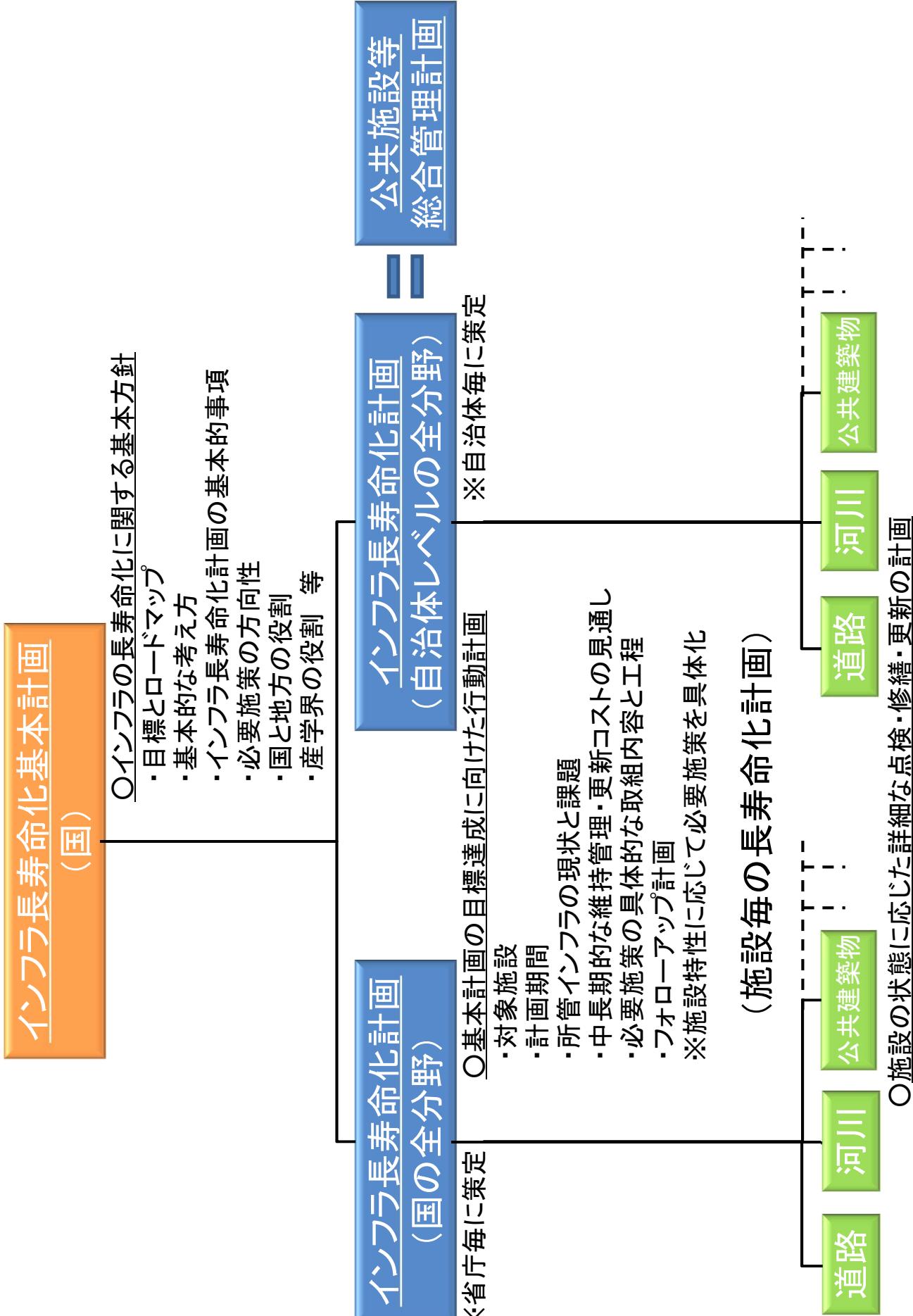


- (備考)
1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(平成25年3月推計)」及びその関連データより作成。
  2. 人口移動が収束しない場合の推計は、2010年から2015年にかけての人口純増数(純移動率)がマイナスとなっている頃の合計)とがその後もほぼ同じ水準で推移するよう、年次別・性別・年齢階級別(85歳未満までの純移動率について、プラスの純移動率、マイナスの純移動率に一定の調整率を乗じて推計したもの。
  3. 数値は、12政令市は区をひとつの自治体としてみており、福島県の自治体を含まない。

平成26年3月12日 第4回「選択する未来」委員会資料より抜粋

# インフラ長寿命化に向けた計画の体系（イメージ）

資料Ⅱ－3－4



## 学校運営のあり方(外部の力の活用) ～小中学校の予算是教員給与に配分が偏りすぎている～

個別課題に応  
するための予算

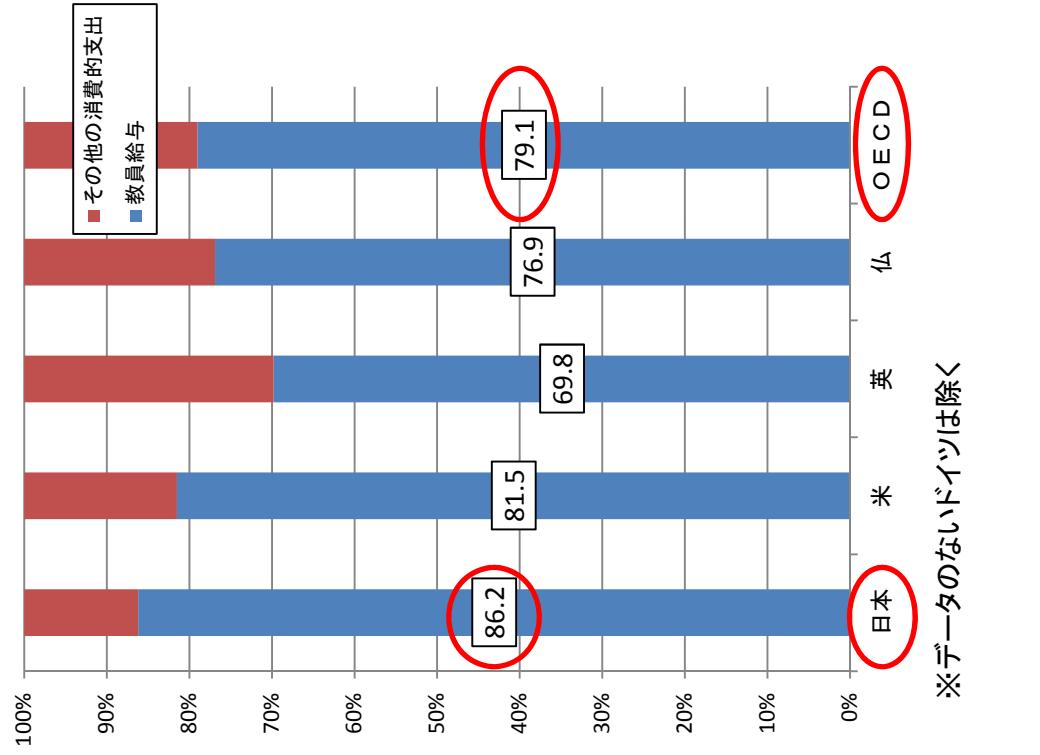
- ・スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー等
- ・土曜日授業等
- ・補習等のための指導員等

約140億円

義務教育費  
国庫負担金

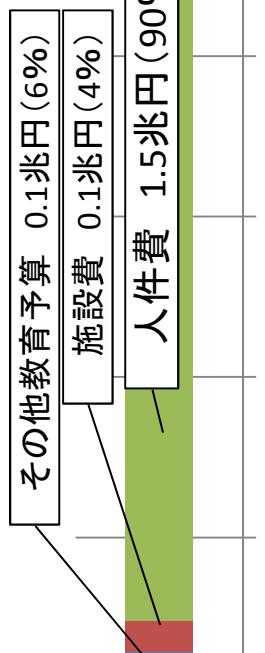
公立小中学校  
の教員給与の  
負担  
約1.5兆円

小学校における消費支出別項目(2010年)



※データのないドイツは除く

義務教育  
関係予算  
(H26)  
1.7兆円



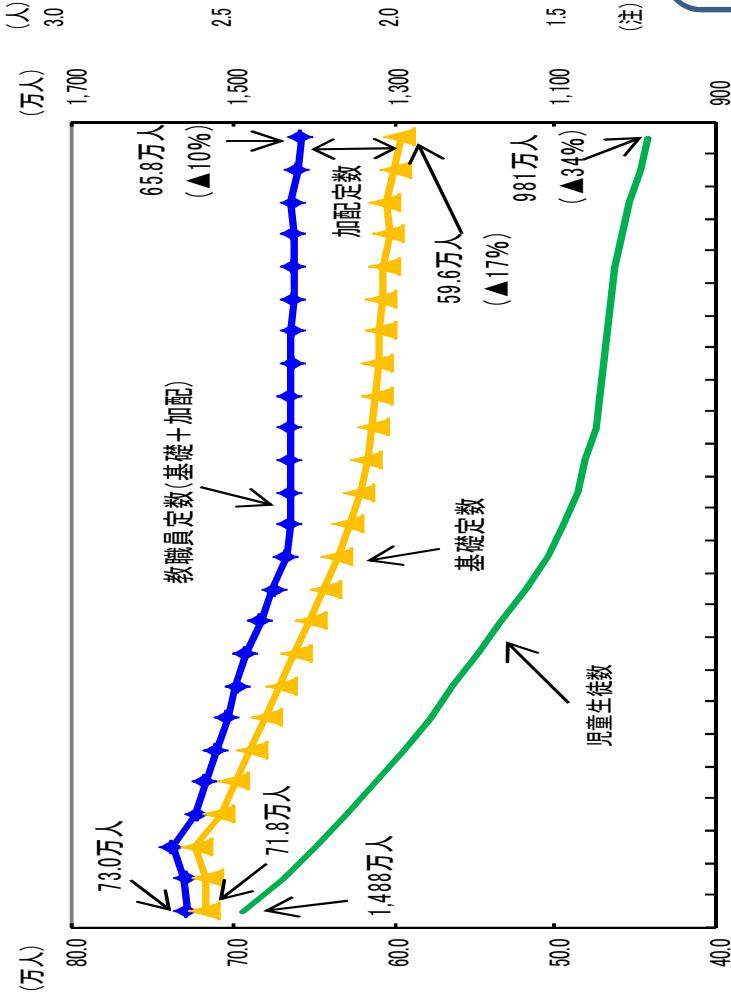
(出所)OECD「図表で見る教育 2013」

## 資料Ⅱ－4－2

### 児童生徒数あたりの教職員数は大幅に増加している

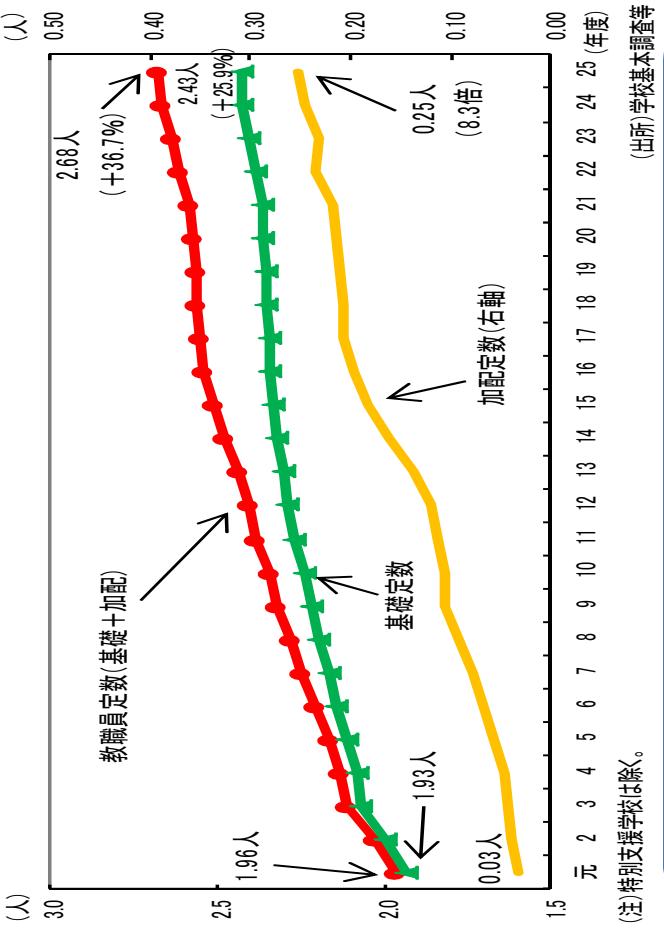
- 政策目的に応じて予算措置される定数（加配定数）は、平成元年以降、約5万人（11,418人→61,660人）増員されている。その結果、児童生徒当たりの加配定数は約8.3倍（+733.3%）に増加。
- 学級数に応じて計算（法令で規定）される定数（基礎定数）は、平成元年以降、児童生徒数の減少幅（ほど）減っていない。その結果、児童生徒当たりの基礎定数は25.9%増加。
- 教職員定数全体（基礎＋加配）でみれば、児童生徒あたりの定数は、平成元年以降、約1.4倍（+36.7%）に増加。

【児童生徒数及び教職員定数の推移】



(注)特別支援学校は除く。

【児童生徒40人当たりの教職員定数の推移】



(注)特別支援学校は除く。  
(出所)学校基本調査等

平成元年	教職員定数全体	1,96人	→ 2,68人	(+36.7%)
基礎定数	1,93人	→ 2,43人	(+25.9%)	
加配定数	0.03人	→ 0.25人	(+733.3%)	

元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 (年度)	教職員定数全体	1.96人	→ 2.68人	(+36.7%)
	基礎定数	1.93人	→ 2.43人	(+25.9%)
	加配定数	0.03人	→ 0.25人	(+733.3%)

- 加配定数に対する予算措置は厳しく政策効果を問う必要検討。
- 財政制度等審議会からは、「厳しい財政状況の下で厳しく政策効果を問う必要がある」「教職員定数を抑制し、大きな効果が得られる施策に対して重点的に予算措置すべき」といった建議が行われている。
- 平成26年度予算においては、教職員定数全体の合理化縮減等により▲10人の減員とし、文部科学省の大額増員要求(+3,800人)から国費ベースで約246億円(事業費ベースで約82億円)を縮減。

**【平成26年度予算の編成等に関する建議(抜粋)**  
(財政制度等審議会(平成25年11月29日))

- (義務教育費国庫負担金について、)我が国の厳しい財政状況の下で、受益者当たりの予算額が大幅に増加し続いている施策は極めて例外的である。改めて厳しく政策効果が問わなければならない。
- 少人数学級の推進については政策効果がないのは明らかである。また、チームティーチングや習熟度別指導の推進についてもまずはその政策効果をよく検証した上で、既存定数の重点化により対応するのが基本である。
- 財政当局は、小規模校の統合についても推進しつつ、義務教育予算の量的拡大(教職員数増)を抑制し、教育の「質」向上(既存定数の有効活用、外部人材の活用等)に努めるべきである。

**【教職員定数の要求数と予算措置の推移】**

年度	要求数	予算措置
24年度	+2,900人	+2,800人
25年度	+5,200人	+ 800人
26年度	+3,800人	▲10人

国費ベース ▲82億円

⇒ 文部科学省の教職員要求(82億円)は、義務教育関連施策のうち、例えば、「いじめ対策等総合推進事業」(48億円)、「外部人材の活用(8,000人)」(33億円)の合計総予算額を上回る規模。(括弧内は26年度予算額)

⇒ これらの施策への投資による政策効果の大きさと比較して、さらに加配定数を増員するという投資を選択することに合理性は認められないのではないか?

(参考) 26年度予算における主な義務教育関連施策

- ・土曜日の教育活動推進プラン(14億円) · いじめ対策等総合推進事業(48億円)
- ・道徳教育の充実(14億円) · 特別支援教育充実事業(28億円)
- ・外部人材の活用(8,000人) (33億円) · 英語教育強化地域拠点事業(5億円)

# 全国学力・学習状況調査の結果

## 資料Ⅱ－4－4

- 平成25年度全国学力・学習状況調査を用い、文部科学省は、「小学校においてティームティーチングに取り組んだ学校の平均正答率が向上」「中学校において習熟度別指導に取り組んだ学校の平均正答率が向上」と評価。

⇒ 同じ基準に立つならば、「小学校・中学校ともに少人数学級に取り組んだ学校の平均正答率は悪化した」と評価せざるをえないのではないか?

- また、文部科学省は、平均無回答数が減少したことでもって、「少人数学級に取り組んだ学校では、学習への積極的な姿勢が見られる」と評価。

⇒ 同じ基準に立つならば、「チームティーチングや習熟度別指導は、学習への姿勢を悪化させることと評価せざるをえないが、そもそも無回答数で学習への姿勢を測れるものなのか?

(表1) 平均正答率(十は向上、一は低下)

<小学校>		国語A				算数A			
		H22	H25	H25-H22	H22	H25	H25-H22	H25	H25-H22
少人数学級	H22未実施でH25実施	0.052	-0.018	-0.070	0.93校	0.047	0.004	-0.043	
	H22とH25両方未実施	-0.003	0.004	0.007	430校	0.001	0.002	0.001	
チーム	H22未実施でH25実施	-0.003	0.023	0.026	668校	-0.022	-0.004	0.018	
ティーチング	H22とH25両方未実施	-0.002	-0.004	-0.002	273校	-0.003	-0.002	0.001	
習熟度別指導	H22未実施でH25実施	0.064	-0.016	-0.080	387校	-0.031	-0.021	0.01	
	H22とH25両方未実施	0.000	0.001	0.001	259校	-0.009	0.000	0.009	

(表2) 無回答数(十は増加、一は減少)

<小学校>		国語A(全18問)				国語B(全10問)				算数A(全19問)				算数B(全13問)			
		H25	H25	差	H25	H25	H25	差	H25	H25	差	H25	H25	差	H25	H25	差
少人数学級	32人以下学級の児童(※1)	1.882	-0.076	0.235	-0.081	0.312	-0.018	0.790	-0.054								
	36人以上学級の児童(※2)	1.958	-0.259	0.259	-0.330	0.301	0.124	0.843	-0.038								
習熟度別指導	習熟度別指導を受けた児童	1.998	0.203	0.228	0.228	0.268	0.228	0.758	-0.042								
受けていない児童	1.795	-0.051	0.255	0.070	0.306	0.024	0.820	-0.042									
チーム	T-Tを受けた児童	1.869	-0.051	0.231	-0.022	0.231	0.222	0.778	-0.042								
ティーチング	T-Tを受けない児童	1.802	-0.009	0.231	-0.011	0.231	0.222	0.778	-0.042								

<中学校>		国語A				数学A			
		H22	H25	H25-H22	H22	H25	H25-H22	H25	H25-H22
少人数学級	H22未実施でH25実施	0.017	0.000	-0.017	557校	0.032	0.006	-0.026	
	H22とH25両方未実施	-0.030	-0.017	-0.013	253校	-0.028	-0.022	0.006	
チーム	H22未実施でH25実施	0.000	0.009	0.009	296校	-0.032	-0.032	0.000	
ティーチング	H22とH25両方未実施	-0.008	-0.004	-0.004	226校	-0.001	-0.002	-0.001	
習熟度別指導	H22未実施でH25実施	0.129	-0.102	-0.027	322校	-0.051	-0.025	-0.026	
	H22とH25両方未実施	0.004	-0.000	-0.004	216校	0.004	-0.006	-0.011	

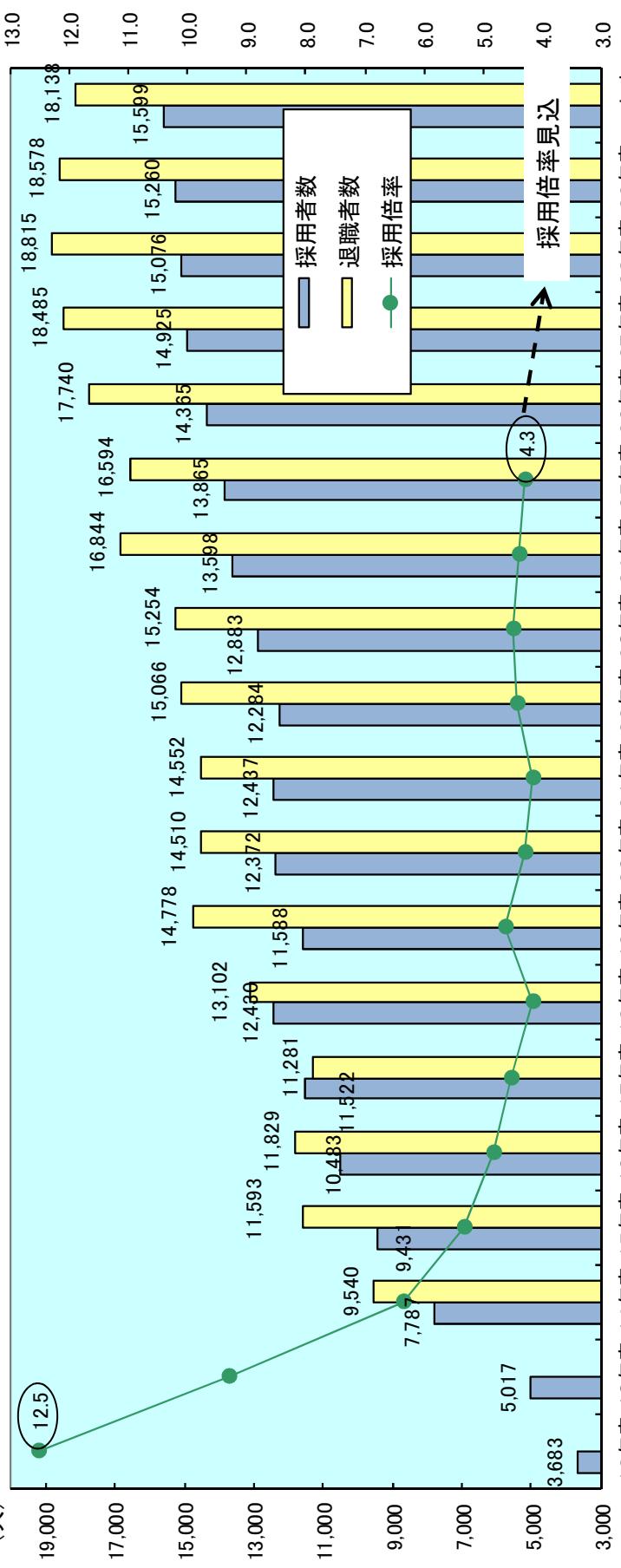
<中学校>		国語A(全32問)				国語B(全16問)				数学A(全36問)				数学B(全16問)			
		H25	H25	差	H25	H25	差	H25	H25	差	H25	H25	差	H25	H25	差	
少人数学級	32人以下学級の生徒(※1)	0.713	-0.081	0.235	-0.024	1.833	-0.052	0.235	-0.024	2.635	-0.067						
	36人以上学級の生徒(※2)	0.794	-0.259	0.259	-0.330	1.945	-0.074	0.301	0.146	2.689	-0.207						
習熟度別指導	習熟度別指導を受けた生徒	0.882	0.176	0.228	0.228	1.799	0.041	0.231	0.231	2.492	0.104						
受けていない生徒	0.706	-0.051	0.255	0.070	1.876	0.041	0.231	0.231	2.532	0.104							
チーム	T-Tを受けた生徒	0.764	-0.051	0.255	0.070	1.876	0.041	0.231	0.231	2.532	0.104						
ティーチング	T-Tを受けない生徒	0.714	-0.011	0.231	-0.022	1.835	-0.041	0.231	0.231	2.532	-0.067						

出典：文部科学省 概算要求資料「全国学力・学習状況調査を活用した少人数教育の効果検証について(速報)」

## 公立小学校の教員採用倍率は大量退職・大量採用を背景に大きく低下しており、教員の質が懸念～

- 教員の退職者数の増加により教員の採用倍率は12.5倍（平成12年度）から4.3倍（平成25年度）まで低下。
- 教員の大量退職・大量採用は今後加速する見込みの中で、定数改善措置を講ずると、採用倍率が更に低下し、教員の質の低下が懸念されないか。（当面、採用者数の増につながる施策は慎むべきではないか）

（人）



出典：公立学校教員採用選考試験の実施状況に係る文部科学省調査  
注：25年度以降の採用者数・退職者数は、都道府県の推計の積み上げ。

平成25年度の採用倍率（小学校）の全国平均は4.3倍となっており、17府県では、4.0倍以下となっている。

（参考）平成25年度の国家公務員採用試験の倍率：総合職試験（大卒）14.8、一般職試験（大卒）6.0

# 公立小中学校規模の現状

## 1. 児童・生徒数等

	児童・生徒数	学校数	学級数	教員数	1校当たり 児童・生徒数	1校当たり 学級数	1校当たり 児童・生徒数	1校当たり 教員数	教員一人当たり 児童・生徒数
小学校	6,556,527人	20,507校	269,868学級	410,928人	319.7人	13.2学級	24.3人	20.0人	16.0人
中学校	3,255,326人	9,699校	114,603学級	237,568人	335.6人	11.8学級	28.4人	24.5人	13.7人

(注) 平成25(2013)年度学校基本調査(学校数は、休校中等の学校を除いている。)

## 2. 児童・生徒数と学校数の直近のピーク時の比較

☞ 児童・生徒数の減少幅に比べ学校数は大きく変化していない。

	昭和56(1981)・61(1986)年	平成25(2013)年	増減率
小学校	児童数	11,819,002人	▲44.5%
	学校数	24,574校	
中学校	生徒数	5,885,843人	▲16.6%
	学校数	10,483校	

(注1) 昭和56(1981)、昭和61(1986)、平成25(2013)年度学校基本調査(学校数は、休校中等の学校を除いている。)

(注2) 直近のピーク時は、小学校(は昭和56(1981)年、中学校は昭和61(1986)年。

## 3. 学級数別学校数

☞ 小中学校とも、標準規模に満たない学校が約半数を占めている。

	小学校	構成比	中学校	構成比
5学級以下	2,346校	11.4%	2,028校	20.9%
6～11学級	7,120校	34.7%	2,983校	30.8%
12～18学級	6,153校	30.0%	3,108校	32.0%
19学級以上	4,888校	23.8%	1,580校	16.3%

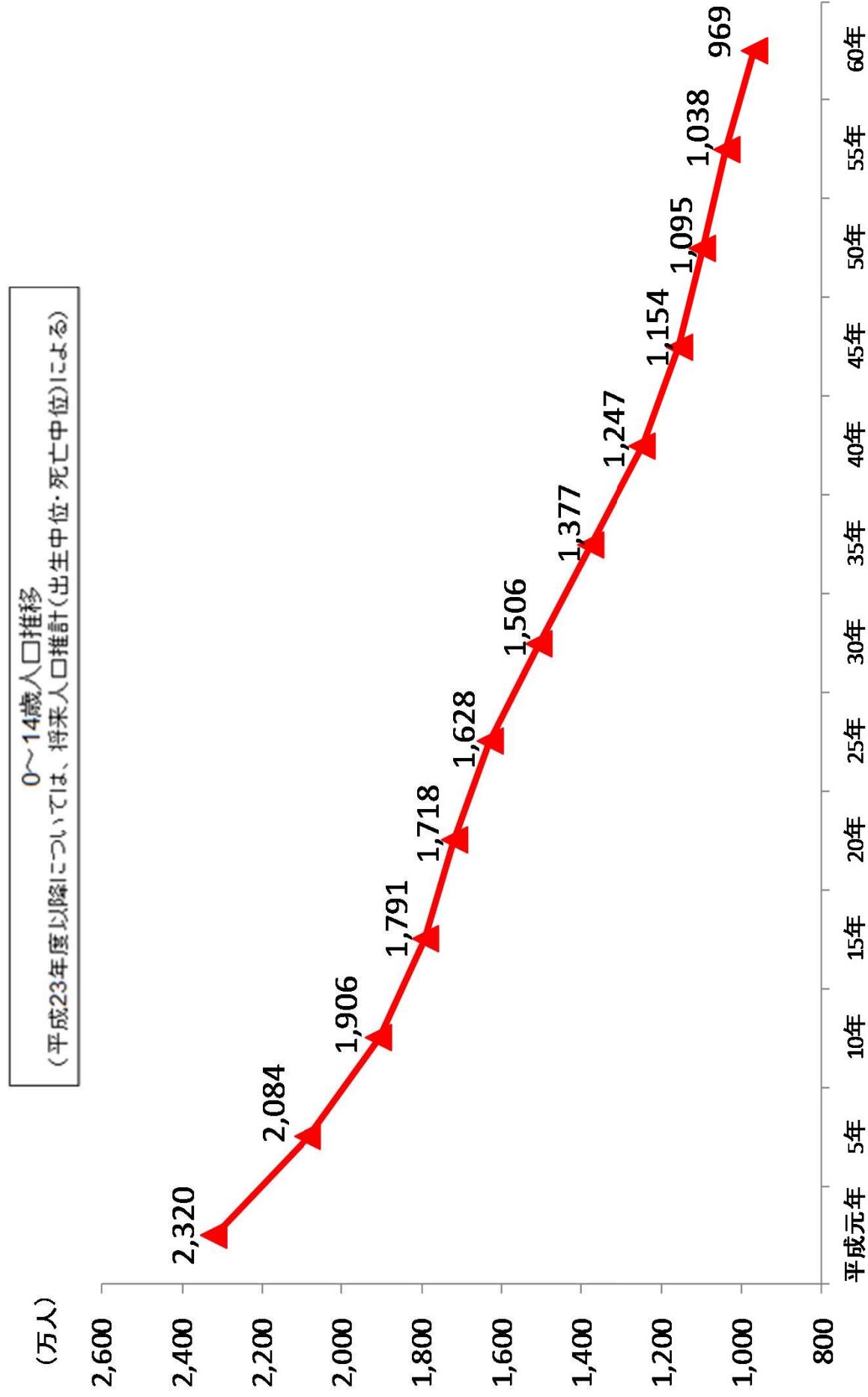
(注1) 平成25(2013)年度学校基本調査(学校数は、休校中等の学校を除いている。)

(注2) 標準規模:学校教育法施行規則第41条(第79条)

46.1

51.7%

## 0~14歳人口推移



出所：日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

## 学校統合の教育上の効果について

学校統合により学校規模の適正化が図られる場合の教育上の効果については、以下の点があげられる。

- 一般に、一定の規模がある学校では、子どもが集団の中で、多様な考え方方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばしやすいという利点がある。
- 各学年複數学級とすると、人間関係に配慮した学級編制ができる、習熟度別指導等の多様な指導形態をとることができ、スポーツでクラスの対抗戦ができる、部活動がより多くの種目、多くの人数でできるため、生徒のモチベーションがあがむなどの利点がある。
- 教員配置に關しても、各学年複數学級とすることで、教員同士が指導方法について協議ができるようになる、校務分掌を組織的に行いやすくなるなどの利点がある。
- 現在の規定は、小・中学校ともに12学級以上18学級以下を標準とし、地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りではないとされているが、上記の観点を総合して考えると、12学級以上18学級以下を標準とすることについては、現在も概ね妥当であるのではないか。

(平成21年7月6日 中央教育審議会 初等中等教育分科会(第66回)  
配付資料「小・中学校の適正配置に関する主な意見等の整理」より抜粋)

児童生徒数の減少幅ほど基礎定数には減少しない

① 大要

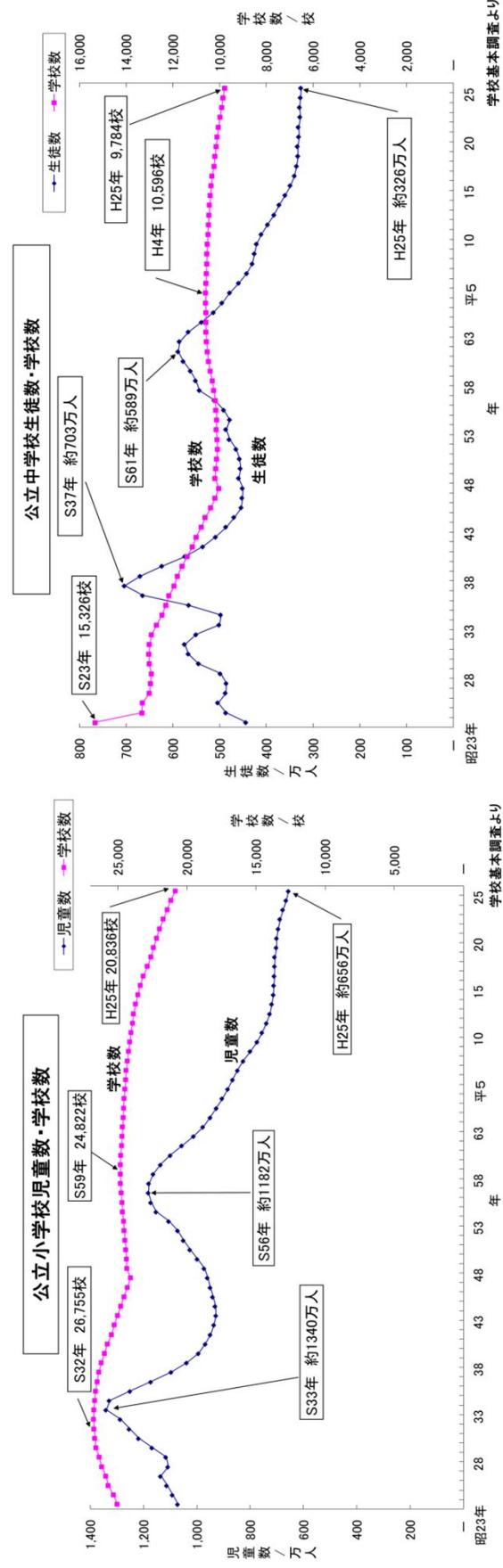
- 基礎定数は学級数をベースに計算しており、学級数減少に至らない少子化は、基礎定数の減少を伴わない。また、学級数減少に至る場合も、基礎定数は児童生徒数の減少ほど減少しない。

【義務標準法による標準的な教職員配置(小学校の場合)】

児童数	学級数	教職員合計	児童生徒40人当たりの教職員数	教諭				教員計	教員	事務職員
				副校長	副校頭	学級担任	担任外			
470人	12学級 (40人、小1は35人)	17.50	1.5人	1	1	12	1.5	-	13.5	15.5
290人	(25人、小1は20人)		2.4人	1	1	12	1.5	-	13.5	15.5
235人	6学級 (40人、小1は35人)	10.75	1.8人	1	0.75	6	1	-	7	8.75

要大圖②

- 児童生徒数の減少幅ほど学校数は減っていない。このため、過小規模校においては、少子化により学級数の過少化が進む場合、基礎定数（基礎学年）が多くの場合に満たされない。



## 国立大学の現状(1)

### 資料II－4－10

○世界における日本の大学の評価は必ずしも高いものではない。

○日本の国立大学における事業規模は毎年度増加しているのが実態であり、また世界ランキングは必ずしも運営費交付金の規模に連動していないことから、日本の大学評価が向上していないのは、運営費交付金に係る予算の制約によるものではないと考えられる。

#### 大学ランク100に入る日本の大学はわずか2校

##### ◆Times Higher Education[World University Rankings] (2013-14年度のランキング)

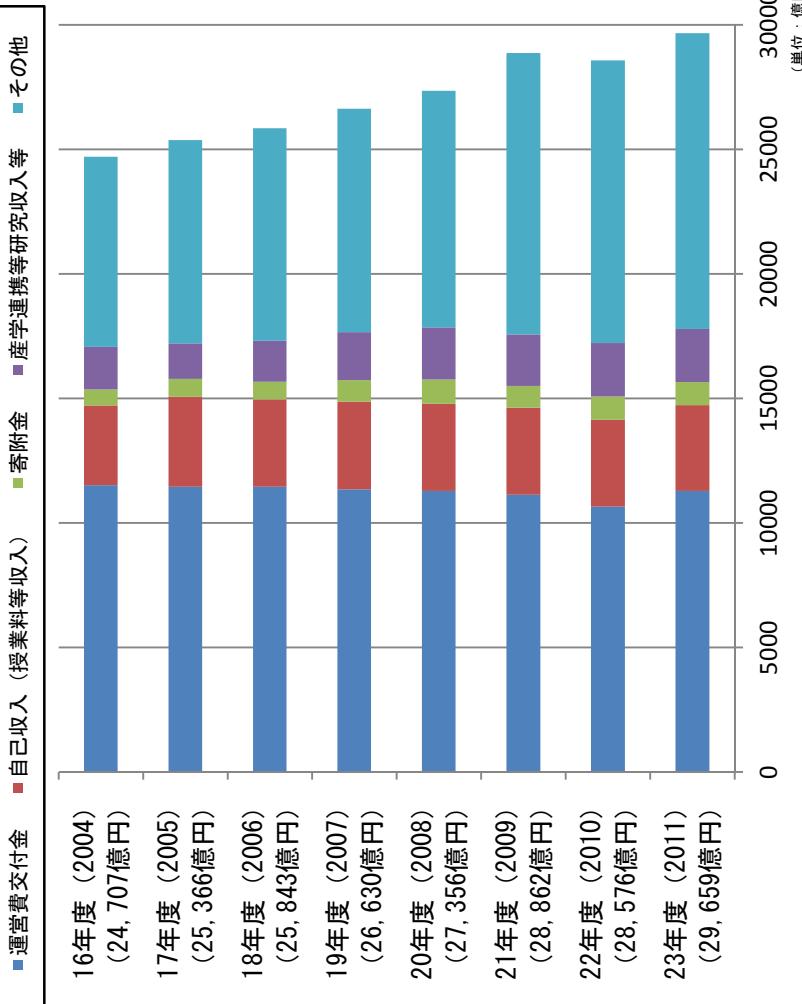
- 1. カリフォルニア工科大学(米)  
2. オックスフォード大学(英)  
3. ハーバード大学(米)  
4. スタンフォード大学(米)  
5. マサチューセッツ工科大学(米)
  - 23. 東京大学  
52. 京都大学
- 日本の他の大学については100位圏外

#### 運営費交付金配分額 トップ15大学

順位	大学名	25予算額 (億円)
1	東京大学	840
2	京都大学	565
3	東北大学	505
4	大阪大学	475
5	筑波大学	427
6	九州大学	420
7	北海道大学	379
8	名古屋大学	329
9	広島大学	258
10	神戸大学	208
11	東京工業大学	217
12	千葉大学	179
13	岡山大学	196
14	金沢大学	169
15	新潟大学	179

20 東京医科大学 150

#### 国立大学法人収入額推移表



注1：「自己収入」については、決算報告書の金額を記載している。

注2：財務諸表の金額を記載している。「産学連携等研究収入等」については、決算報告書の「产学連携等研究収入等」から「寄附金」の額を控除した金額を記載している。

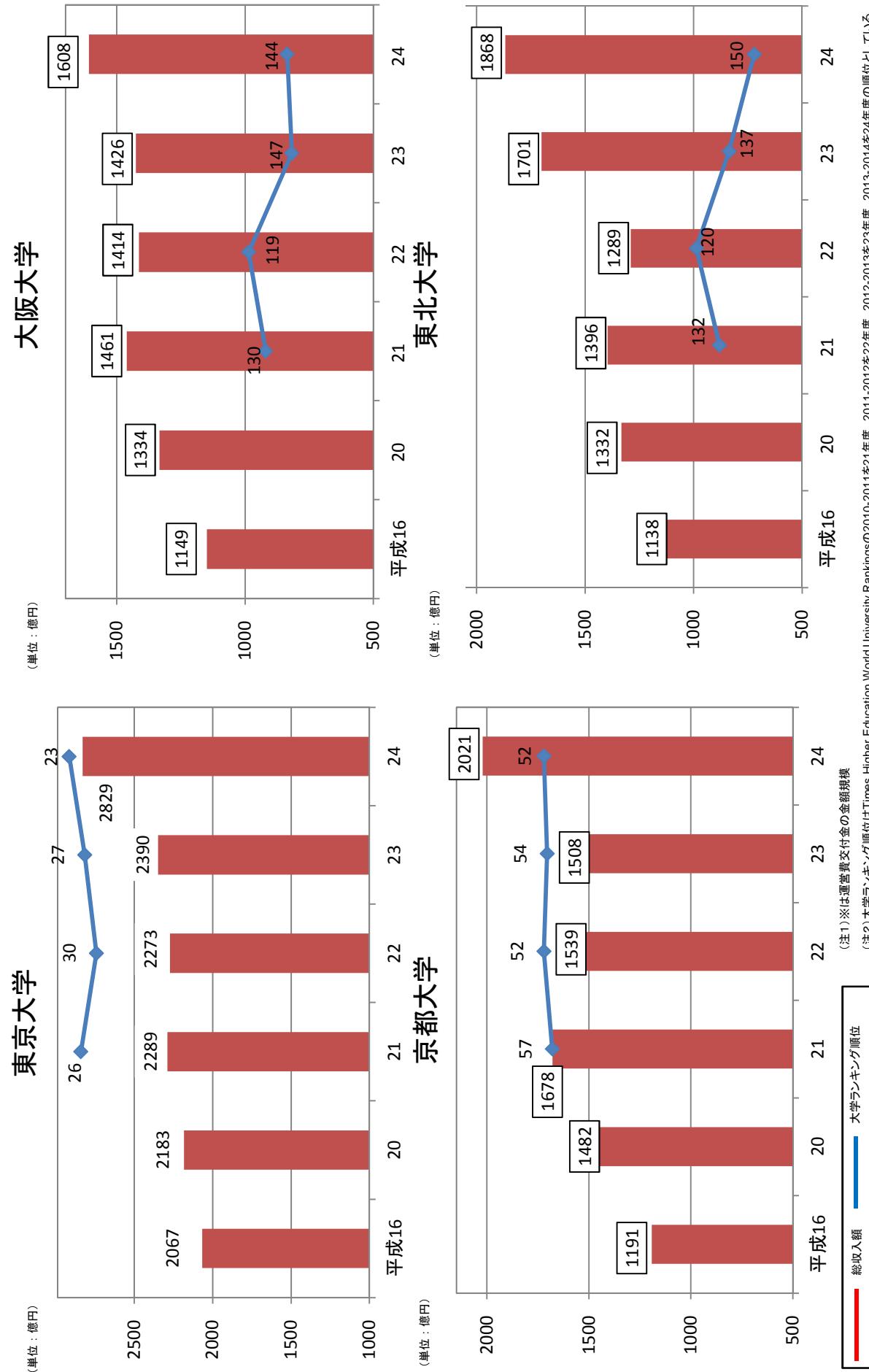
注3：科学技術振興調整費は、「産学連携等研究収入等」の欄に含まれている。科学研究費補助金等の間接経費については、「自己収入」に含まれている。

注4：「その他」には附属病院収入、補助金等収入、施設整備費補助金、船舶建造費補助金等は計上していない。

## 国立大学の現状(2)

### 資料II－4－11

○国内上位4大学について、事業規模(は増加傾向にあるものの、大学の評価とは必ずしも比例していない。  
○世界トップレベルの教育研究拠点となり得る潜在力を有する大学においてすら、資金の一層の有効活用が必要とされている現状(ex : マネジメント能力の強化、グローバル人材の育成、産学連携の強化)

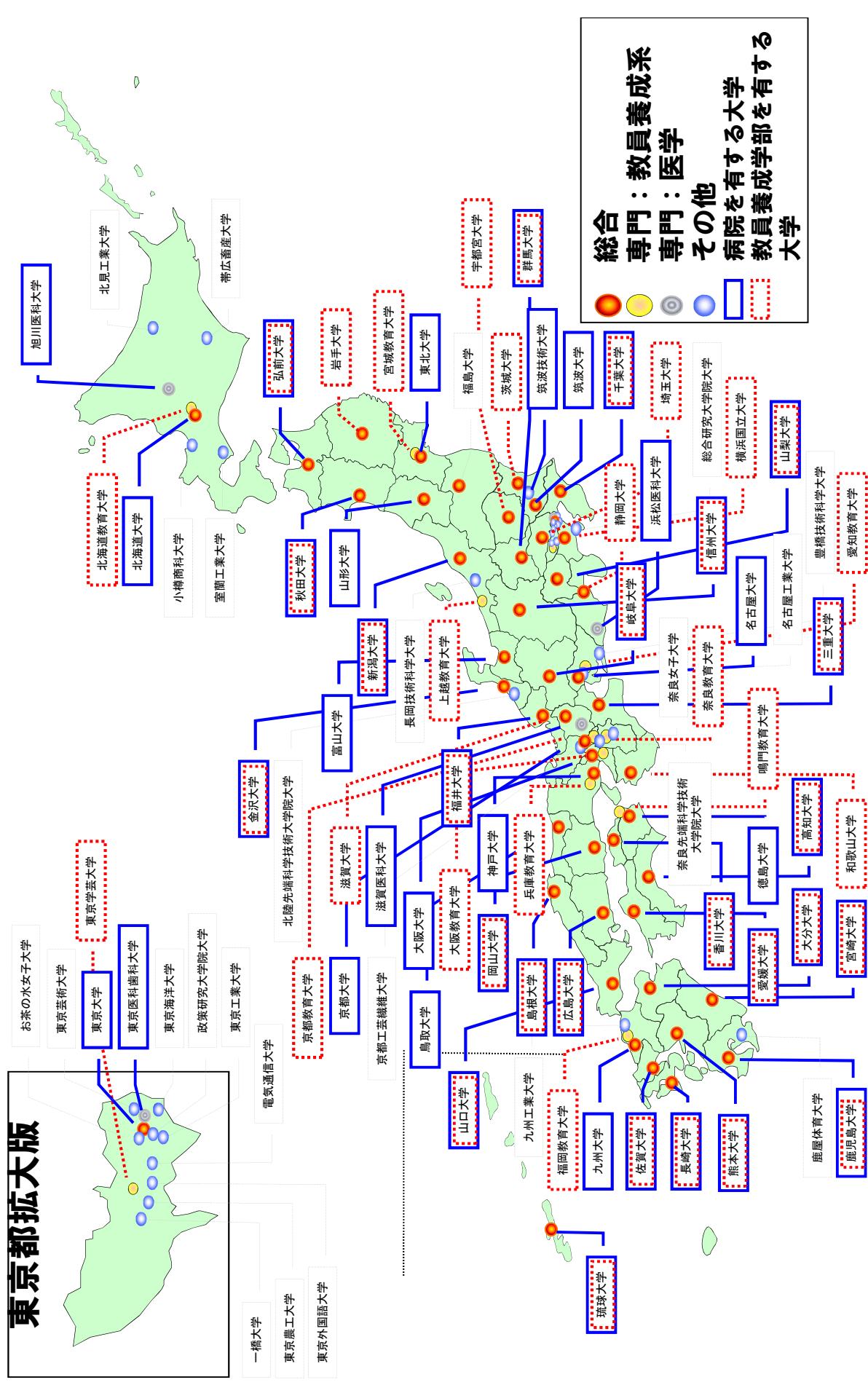


(注1)※は運営費交付金の金額規模  
(注2)大学ランキング順位はTimes Higher Education World University Rankingsの2010-2011を21年度、2011-2012を22年度、2012-2013を23年度、2013-2014を24年度の順位としている。

### 国立大学の現状(3)

- 国立大学 86校のうち、いわゆる総合大学は47校を占め、各都道府県に1校の割合。
- これらの大学が特色のない大学運営を行っていることが、大学評価が向上しない一因ではないか。

#### 東京都拡大版



## 大学における教育研究組織の見直し

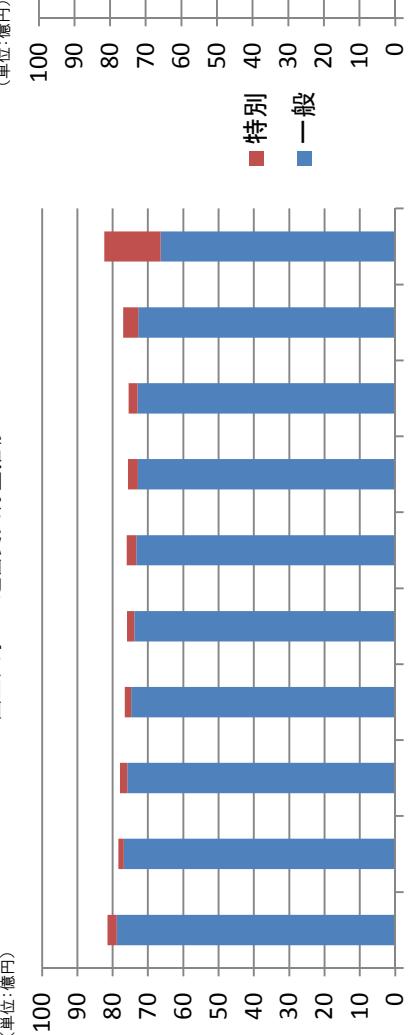
### 資料Ⅱ－4－13

- 教育研究組織の見直しを行つて機能強化を行つている大学がある一方、全く見直しを行っていない大学が存在する中、一般運営費交付金の予算については、必ずしも機能強化に向けての取組みが懇願されるようにならない部分となつてない。

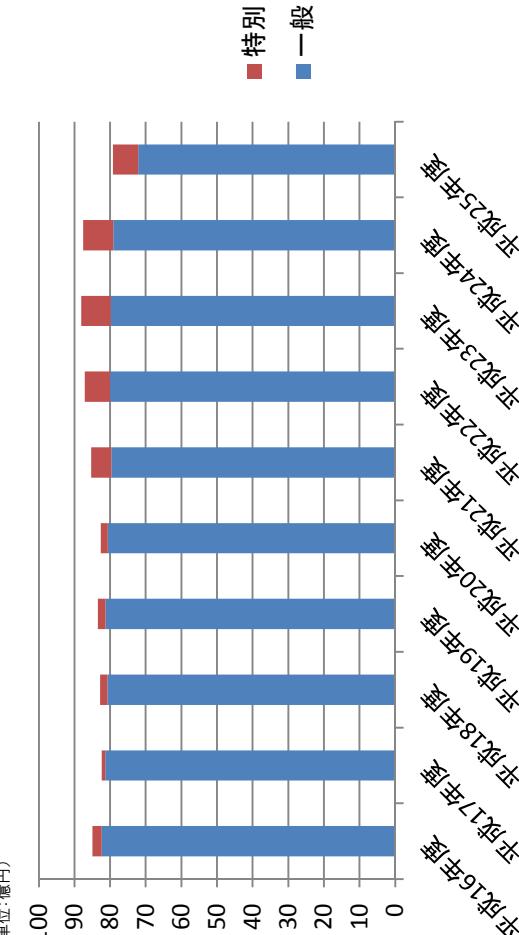
（機能強化を行つている大学の事例）		
【国立大学Aの学部の変遷】		
平成16年度	学部・学科等	入学定員
	A課程	230
	B課程	150
	C課程	90
	D課程	50
	合計	480
経済系学部	A学科	115
	B学科	230
	合計	345
経営系学部	A学科	75
	B学科	70
	C学科	65
	D学科	65
	合計	275
理工系学部	A学科	140
	B学科	160
	C学科	130
	D学科	145
	E学科	90
	合計	665
※改訂前主院系	学部合計	1630
	※改訂前主院系	1630

（機能強化を行つていている大学の事例）		
【国立大学Bの学部の変遷】		
平成16年度	学部・学科等	入学定員
	A課程	230
	B課程	150
	C課程	90
	D課程	50
	合計	480
教育系学部	A学科	115
	B学科	230
	合計	345
経営系学部	A学科	75
	B学科	70
	C学科	65
	D学科	65
	合計	275
工学系学部	A学科	140
	B学科	160
	C学科	130
	D学科	145
	E学科	90
	合計	665
医学系学部	A学科	160
	B学科	175
	C学科	150
	D学科	270
	合計	745
※改訂前主院系	学部合計	1630
	※改訂前主院系	1630

国立大学Aの運営費交付金推移



国立大学Bの運営費交付金推移

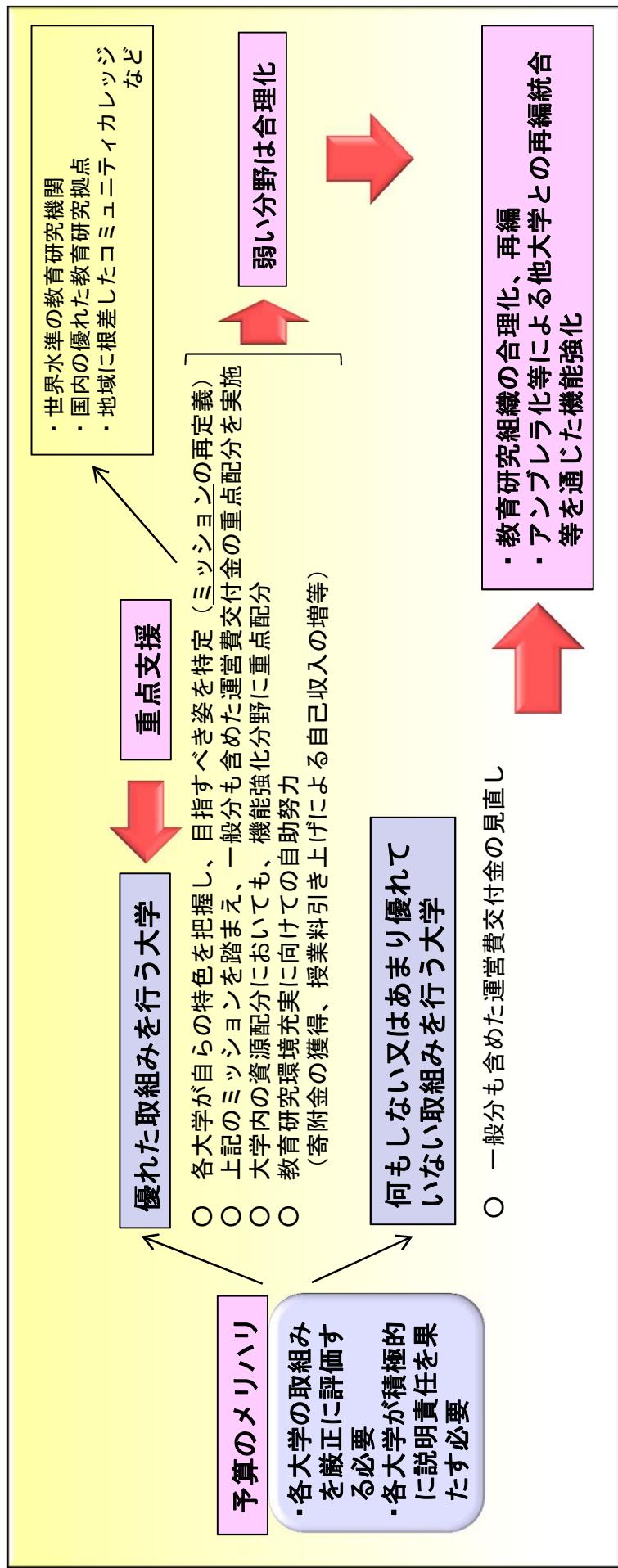


(注) 上記以外に退職手当等に係る特殊経費分を計上

(注) 上記以外に退職手当等に係る特殊経費分を計上

## 国立大学の今後の取組

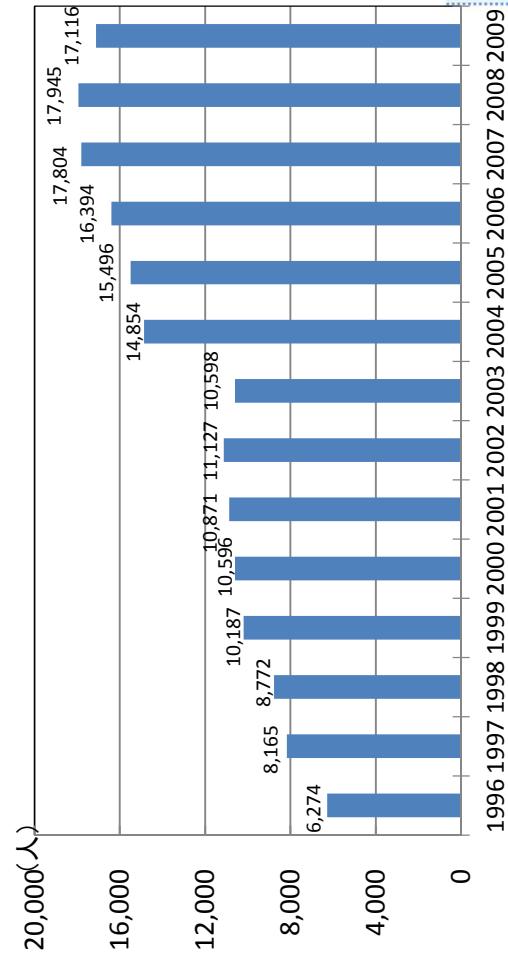
- 国立大学全体に係る評価を向上するためには、一般運営費交付金を含めた大学予算についてメリハリを付けて配分を行っては重複する一方、その他の大学についてもより機能強化を図ることが必要ではないか。
- 重点支援を実施する前提として、各大学の取組みを厳正に評価する必要があるのではないか。
- 各大学がその取組みについて、納税者である国民に対して積極的に説明責任を果たす必要があるのではないか。



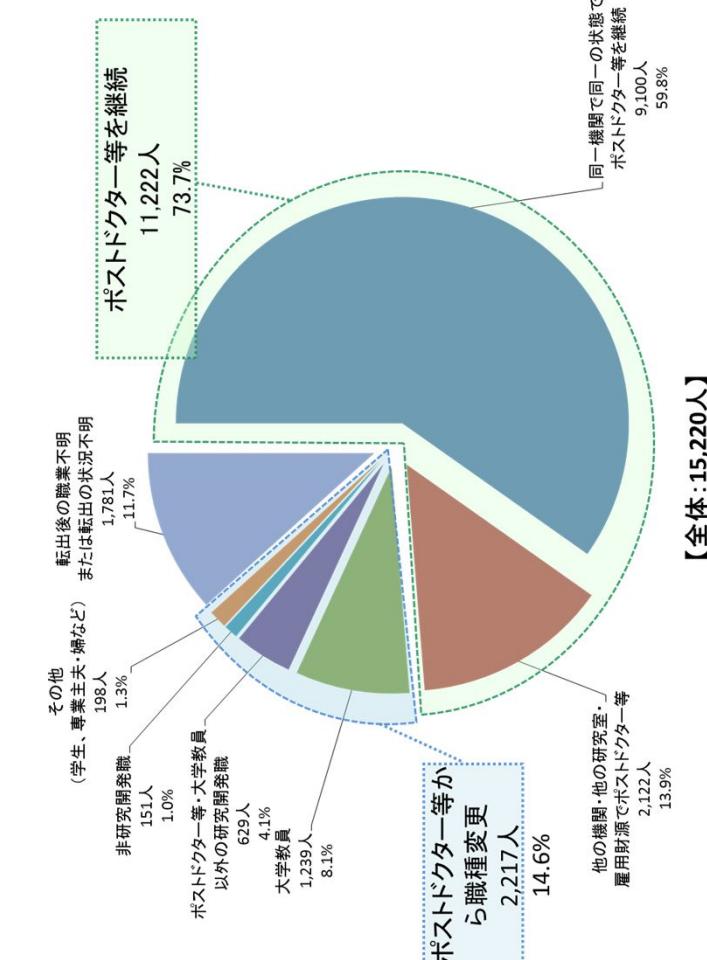
## ポストドクターの現状(1)

大学院について量的整備が図られた結果、ポストドク総数が増加。一方で、若手教員数は増えたらず、ポストドクの状態が継続・長期化する傾向。

### ① ポストドクターの推移

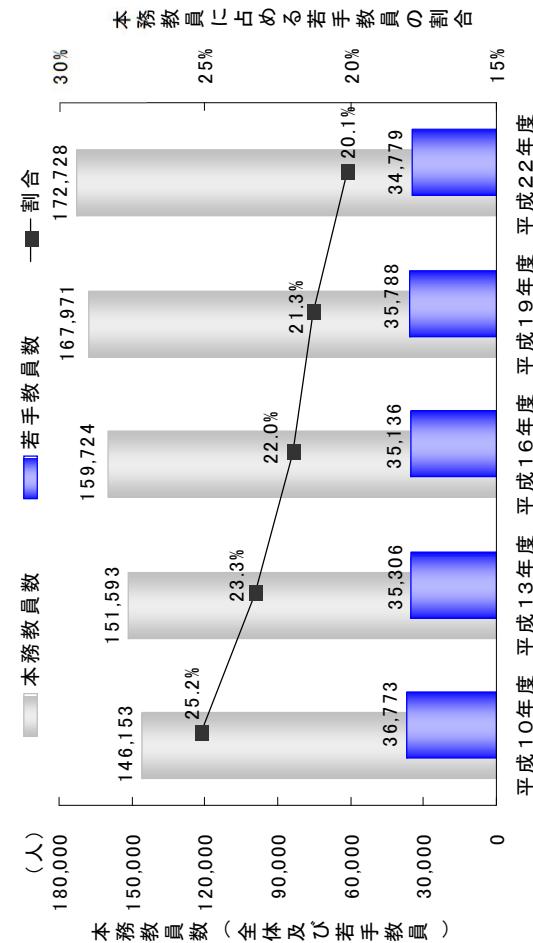


### ③ ポストドクターの継続・職種変更の状況



【全体：15,220人】

### ② 大学の本務教員に占める若手教員(37歳以下)の割合



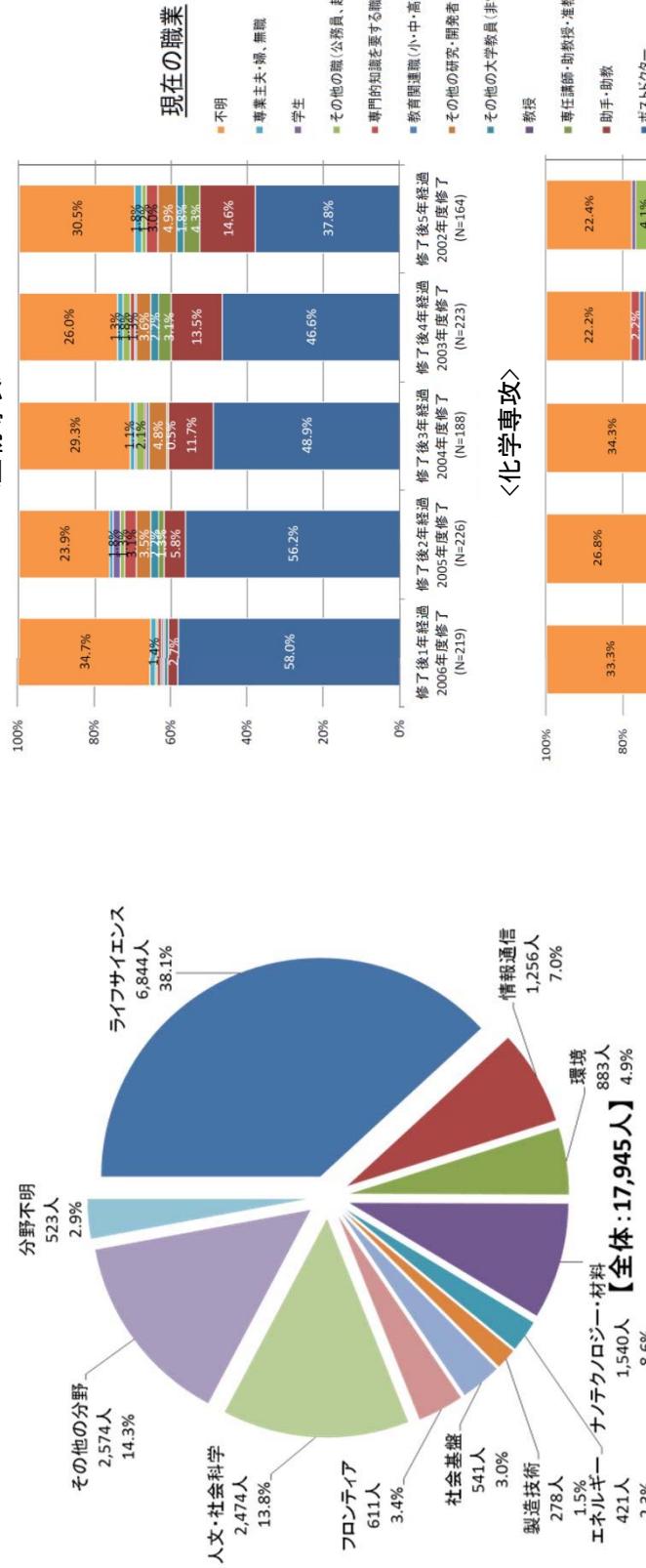
## ポストドクターの現状(2)

資料II－4－16

分野に偏在が見られる(生物系のポスドクが多いが、他の専攻と比べ長期にわたりポスドクに留まる傾向)

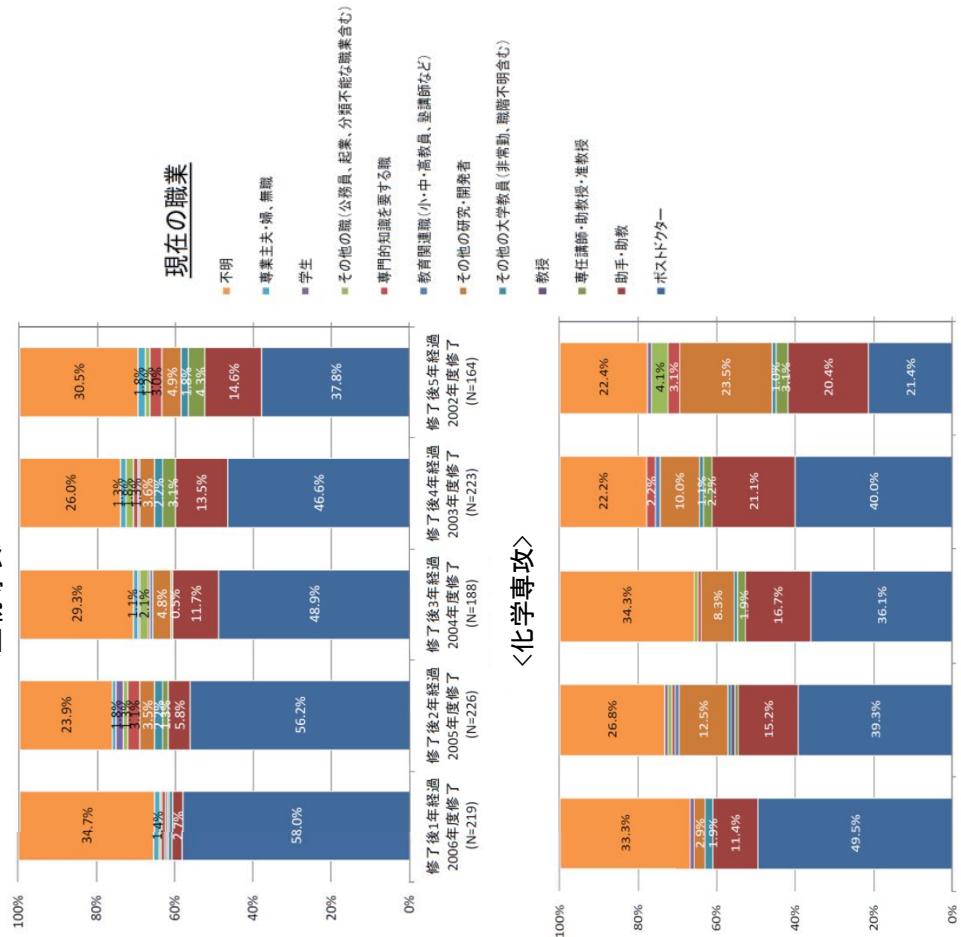
### ①ポストドクターの分野別内訳(2008年実績)

<生物専攻>

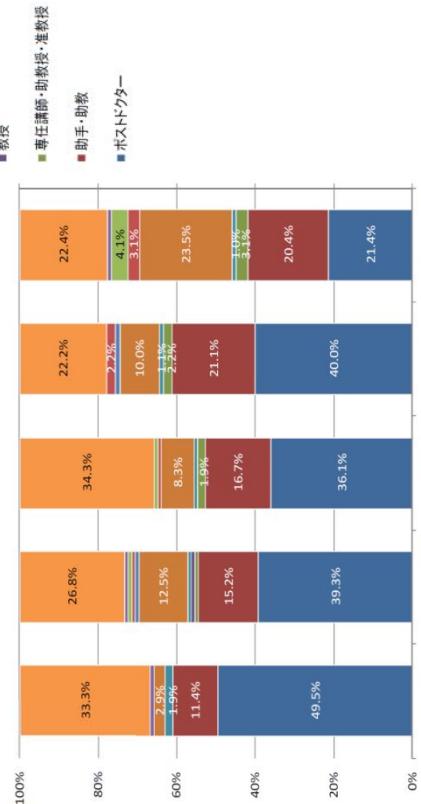


### ② 専攻別に見る博士課程修了直後にポスドクターになつた者の現在(2002-2006年度理学分野修了者全体)

<生物専攻>



<化学専攻>



修了後1年経過 修了後2年経過 修了後3年経過 修了後4年経過 修了後5年経過  
2006年度修了 2005年度修了 2004年度修了 2003年度修了 2002年度修了  
(N=105) (N=112) (N=108) (N=90) (N=98)

出所:文部科学省科学技術政策研究所調査資料182「ポスドクター等の雇用状況・博士課程在籍者への経済的支持状況調査」(1)  
文部科学省科学技術政策研究所調査資料184「理学系博士課程修了者のキャリアパス」(2)

## ポスドク問題と運営費交付金配分

- 優秀なポスドクについて、能力に応じたキャリアパスが的確に描けるよう、若手研究者へのポスト振替等を推進すると共に、ポスドクのキャリアパスの多様化・供給の適正化が必要ではないか。
- こうした取組を推進する大学を運営費交付金の配分において評価する仕組みが必要ではないか。

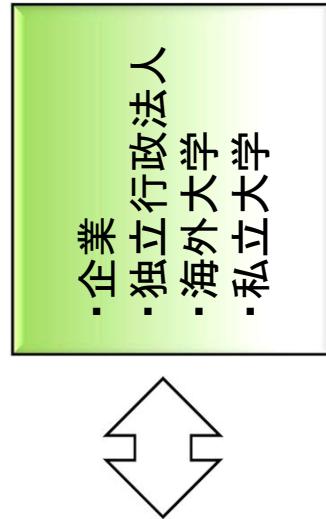
### シニア教員から若手へのポスト振替

#### 国立大学

- ・優秀な若手研究者の正規雇用が可能な柔軟な雇用システムの確立
- ・産業界との产学連携、研究独法との人事交流、海外大学との共同研究
- ・ポスドク滞留学科の定員抑制



### 年俸制・混合給与の導入加速化



各大学における取組の状況に応じて運営費交付金の配分に反映



平成26年4月28日  
起草検討委員提出資料

# 我が国の財政に関する長期推計



# 歐州委員会「Fiscal Sustainability Report 2012」の概要

- 欧州委員会では、2006年以降、3年に1度、加盟国それぞれについて、高齢化要因等の人口動態の見通しを踏まえた長期的な財政の持続可能性等についての分析結果を公表。
- 直近のものは、「Fiscal Sustainability Report 2012」(2012年12月)。
- 「Fiscal Sustainability Report 2012」では、現行の制度・施策を前提とする場合の「自然体(ベースライン)」に対して、以下を算出。

- **S1指標**: 2030年における一般政府の債務残高対GDP比を60%とするために、必要とされる恒久的な収支改善幅(対GDP比)
- **S2指標**: 将来にわたって一般政府の債務残高対GDP比を安定させるために、現時点(2015年)で必要とされる恒久的な収支改善幅(対GDP比)

- また、上述の「S1」指標については、必要な収支改善全てを直ちに(2015年から)行うのではなく、2015～2020年の6年間には段階的に収支改善を行うこととしているため、それに伴い追加的に発生する「遅延コスト」を含む。

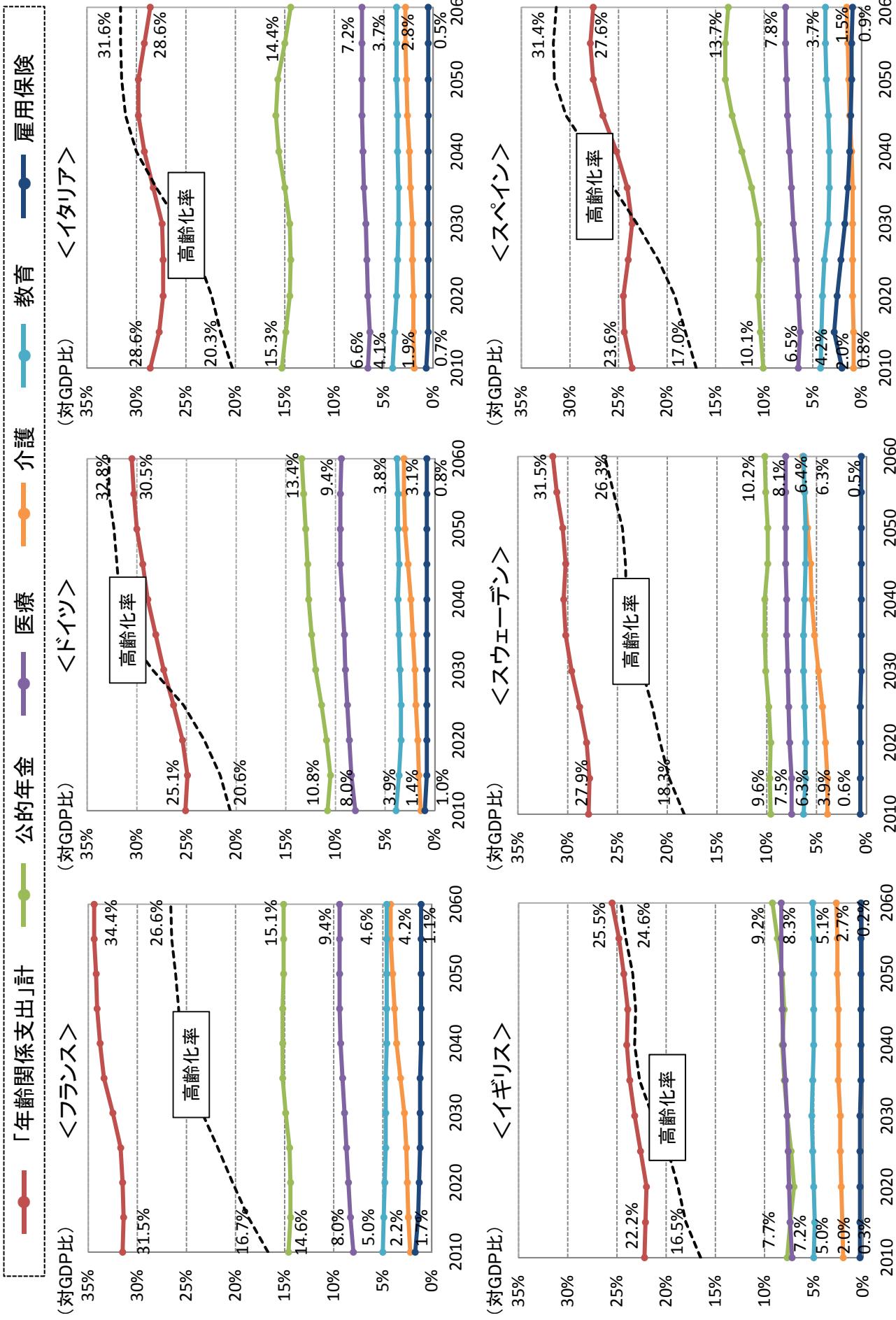
## S1、S2の構成要素

- $S1 = IBP(1) + IBP(2) + COD + DR + COA$
- $S2 = IBP(1) + IBP(2) + COA$

(注)IBP:Initial Budgetary Position、COD:Cost of Delay、DR:Debt Reduction Requirement、COA:Cost of Aging

- ・初期時点不均衡(IBP)(1) : 現時点(2014年)のPB赤字を解消するために必要な収支改善幅。
- ・初期時点不均衡(IBP)(2) : 債務残高対GDP比を現時点(2014年)の水準で維持するためには必要なPB黒字幅。〔(名目長期金利一名目経済成長率) × 債務残高対GDP比〕
- ・遅延コスト(COD) : 段階的な収支改善を前提とすることによって追加的に必要な収支改善幅。  
※欧州委員会(2012)の場合、2015～2020年の6年間は段階的に収支改善を行うことに伴うコスト。
- ・債務残高引下げ要件(DR) : 現時点(2014年)の債務残高対GDP比を一定値(例えば、2030年に60%)まで引き下げるために必要な収支改善幅。
- ・高齢化コスト(COA) : 少子高齢化に伴う将来の歳出増に対応するために必要な収支改善幅。

# 欧洲委员会「Fiscal Sustainability Report 2012」の概要



欧洲委员会「Fiscal Sustainability Report 2012」の概要

欧洲委員会「Fiscal Sustainability Report 2012」における試算前提

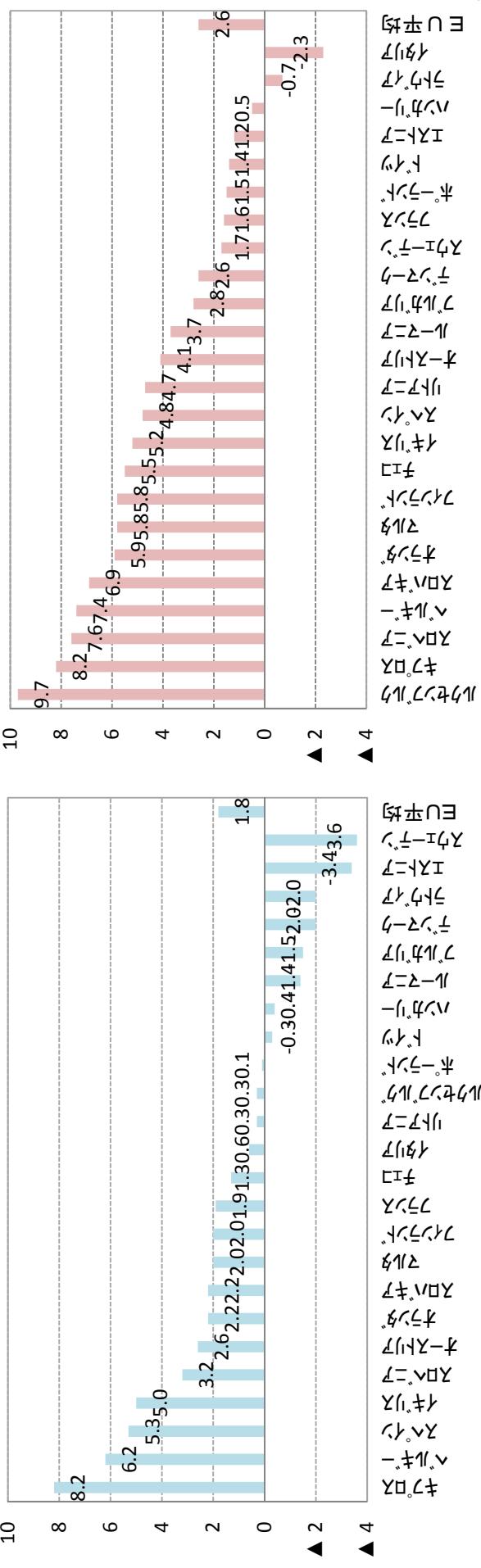
## ○經濟前提

- |          | (単位: %) |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|----------|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|          | 2010    | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2025 | 2030 |
| 実質経済成長率  | 2.1     | 1.6  | -0.2 | 0.4  | 1.6  | 1.7  | 1.8  | 1.8  | 1.3  | 1.4  | 1.5  | 1.7  | 1.5  |
| 名目経済成長率  | 4.6     | 3.1  | 2.4  | 2.2  | 3.3  | 3.5  | 3.7  | 3.8  | 3.3  | 3.4  | 3.5  | 3.7  | 3.5  |
| GDPデフレータ | 2.5     | 1.5  | 2.6  | 1.8  | 1.7  | 1.8  | 1.9  | 2.0  | 2.0  | 2.0  | 2.0  | 2.0  | 2.0  |
| 名目長期金利   | -       | -    | -    | -    | -    | -    | 3.8  | 4.4  | 5.1  | 5.1  | 5.1  | 5.1  | 5.1  |

## ○財政前提

- 「年齢関係支出」(公的年金、医療、介護、教育、雇用保険)については、各国の人口動態の変化に応じ、労働参加率や出生率等の見通しを基に推計した、欧州委員会「The 2012 Ageing Report」の数値を引用(年金支出の推計は各国の制度の違いを踏まえて、各国による推計を利用)。
  - 「非年齢関係支出」及び政府収入(税収、社会保険料、その他収入)については、対GDP比一定と想定。

<「S1」指標の国際比較> (対GDP比、%) <「S2」指標の国際比較>



# 欧洲委員会「Fiscal Sustainability Report 2012」の概要

## <「S1」指標の国際比較>

(対GDP比、%)

	S1	IBP	COD	DR	COA	
チプロス	8.2	2.9	1.4	2.4	1.3	
ベルギー	6.2	0.6	1.0	2.4	2.1	
スペイン	5.3	2.4	0.9	2.2	-0.3	
ギリス	5.0	1.7	0.8	2.1	0.2	
スロベニア	3.2	0.9	0.5	0.1	1.4	
オーストリア	2.6	-0.3	0.4	0.9	1.6	
オランダ	2.2	0.2	0.3	0.6	1.0	
スロバキア	2.2	0.8	0.3	-0.2	1.3	
マルタ	2.0	0.3	0.3	0.7	0.5	
フィンランド	2.0	-0.6	0.3	-0.3	2.5	
フランス	1.9	-0.7	0.3	2.1	0.1	
チエコ	1.3	1.1	0.2	-0.7	0.7	
イタリア	0.6	-3.0	0.1	3.7	-0.3	
リトニア	0.3	0.7	0.1	-1.1	0.7	
ルクセンブルク	0.3	0.2	0.0	-2.0	2.0	
ホールンド	0.1	-0.3	0.0	-0.2	0.6	
ドイツ	-0.3	-2.1	-0.1	1.1	0.7	
ハンガリー	-0.4	-0.1	-0.1	0.9	-1.3	
ルーマニア	-1.4	-0.2	-0.2	-1.4	0.4	
ブルガリア	-1.5	0.2	-0.3	-2.3	0.8	
チスマーカ	-2.0	-1.0	-0.3	-0.9	0.2	
トルコ	-2.0	0.0	-0.3	-0.9	-0.8	
エストニア	-3.4	0.1	-0.5	-3.0	0.2	
スウェーデン	-3.6	-2.0	-0.6	-1.6	0.6	
EU	1.8	-0.7	0.3	1.7	0.4	

## <「S2」指標の国際比較>

(対GDP比、%)

	S2	IBP	COA
ルクセンブルク	9.7	1.2	8.5
チプロス	8.2	2.8	5.4
スロベニア	7.6	1.1	6.6
ベルギー	7.4	1.0	6.4
スロバキア	6.9	1.8	5.1
オランダ	5.9	2.0	4.0
マルタ	5.8	1.0	4.9
フィンランド	5.8	0.9	4.9
チエコ	5.5	1.7	3.8
ギリシア	5.2	2.6	2.6
スペイン	4.8	2.9	1.9
リトアニア	4.7	0.9	3.8
オーストリア	4.1	0.5	3.6
ルーマニア	3.7	0.1	3.6
ブルガリア	2.8	0.5	2.3
デンマーク	2.6	0.9	1.7
スウェーデン	1.7	-1.0	2.7
フランス	1.6	0.6	0.9
ポーランド	1.5	0.4	1.1
エストニア	1.2	0.5	0.7
ハンガリー	0.5	0.1	0.3
トルコ	-0.7	0.7	-1.5
イタリア	-2.3	-3.0	0.7
EU	2.6	0.5	2.2

(注)ギリシア、アイルランド及びポルトガルは分析対象に入っていない。

## 財政の長期推計（試算前提）

〔 欧州委員会(2012)の方法に倣って、日本の財政について推計を行った上田・米田・太田(2014)「日本の財政運営において必要とされる収支調整幅の大きさ－動学的な財政不均衡に関する量的分析－」を参考にして推計。 〕

### ○経済（経済成長率、金利等）に関する前提

- 2023年度までは、内閣府「中長期試算」(2014年1月)の「経済再生ケース」
- 2024年以降は、
  - ・「経済財政運営と改革の基本方針」(2013年6月)を参考に、実質経済成長率1.0%と実質経済成長率2.0%の2ケースを想定
  - ・物価上昇率(1.0%)及び名目長期金利(3.7%)は厚労省「年金財政検証」(2009年2月)、労働力人口(15歳以上65歳未満人口)は社人研「将来推計人口（中位推計）」(2012年1月)の数値
  - ・名目経済成長率は、実質経済成長率にGDPデフレータ(=物価上昇率1.0%)を加算

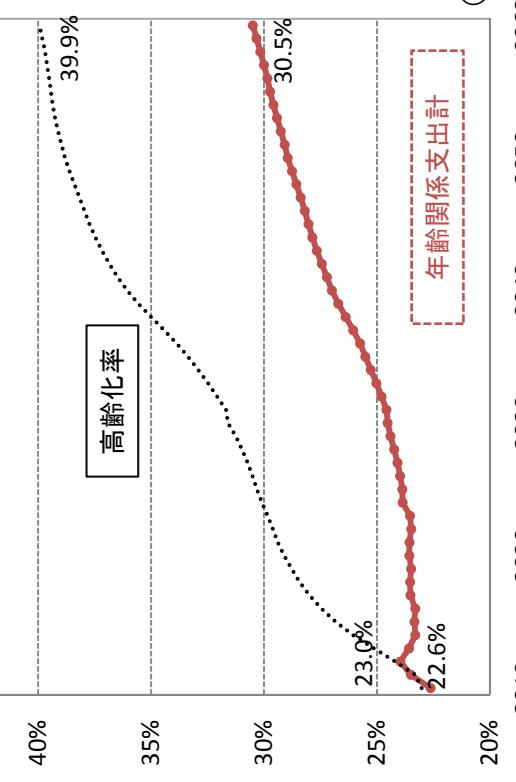
### ○財政（歳出、歳入）に関する前提

- 「年齢関係支出」：人口構造の変化（社人研「将来推計人口（中位推計）」）、各制度・施策を反映させた年齢階層別一人当たり給付水準等を踏まえて推計

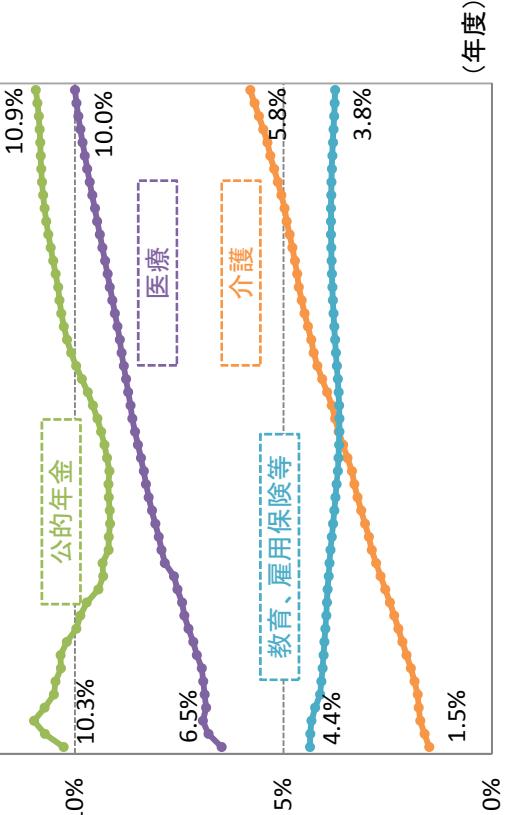
- 「非年齢関係支出」：欧州委員会の方法に倣って、対名目GDP比一定(15.4%)

- 政府収入（税収、社会保険料、その他収入）：欧州委員会の方法に倣って、景気循環等の影響を排除した「構造的収入」として、法定されている今後の税・年金保険料率の引上げ等を反映している他は対名目GDP比一定(35.0%)

### (対GDP比) <高齢化率及び「年齢関係支出計」の推移>



### (対GDP比) <各内訳項目の推移>



(注1) 高齢化率は、総人口に占める65歳以上人口の割合。

(注2) 上記の2つのグラフの実線は、いずれも2024年度以降の【実質経済成長率が1.0%、名目経済成長率が2.0%、名目長期金利が3.7%ケース】の場合の計数。

## 財政の長期推計（試算前提）

(参考)主な「年齢関係支出」の推計方法

「年齢関係支出」: 年齢階層別の人当たり支出が異なる社会保障給付(公的年金、医療、介護)や教育等の支出。

### ○公的年金

- 性別及び年齢別の人当たり平均年金受給額を現行ルールにより改定し<sup>(注)</sup>、将来の性別及び年齢階層別人口を乗ずることで推計。

(注) 現行法に基づき、原則として新規裁定者については名目賃金上昇率、既裁定者については物価上昇率により改定しているほか、マクロ経済スライド調整が行われることを前提としている。

- 現行法に基づく厚生年金の支給開始年齢の段階的引上げ(～2030年度まで)を織り込んでいる。

### ○医 療

- 年齢階層別(5歳刻み)の一人当たり医療費を一人当たり名目GDP伸び率で延伸し、将来の年齢階層別人口を乗することにより、国民医療費総額を推計。
- その上で、年齢階層別(0—69歳、70—74歳、75歳以上)に応じ、自己負担率を考慮して医療給付総額を推計。

### ○介 護

- 要介護度に応じた65歳以上人口に対する利用者比率を一定と仮定した上で、各サービス・要介護度別の利用者一人当たり介護費用を名目賃金上昇率で延伸し、将来の年齢階層別人口を乗ずることにより、施設サービス費用や在宅サービス費用等を推計。
- その上で、施設サービス費用や在宅サービス費用等ごとに自己負担率等を考慮して給付額を推計し、これらを合算して介護給付費総額を推計。

- 試算結果 … P8
- 【実質経済成長率1.0%、名目経済成長率2.0%、名目長期金利3.7%ケース】
  - 試算A（一般政府ベース、現行制度を前提） … P8
  - 試算B（一般政府ベース、2020年度に国・地方PB均衡を前提） … P11
- 【実質経済成長率2.0%、名目経済成長率3.0%、名目長期金利3.7%ケース】
  - 試算C（一般政府ベース、現行制度を前提） … P13
  - 試算D（一般政府ベース、2020年度に国・地方PB均衡を前提） … P15
- 欧州主要国との比較 … P17
- 試算結果（債務残高対GDP比を2060年度に200%とする場合） … P18

# 財政の長期推計A(試算結果)

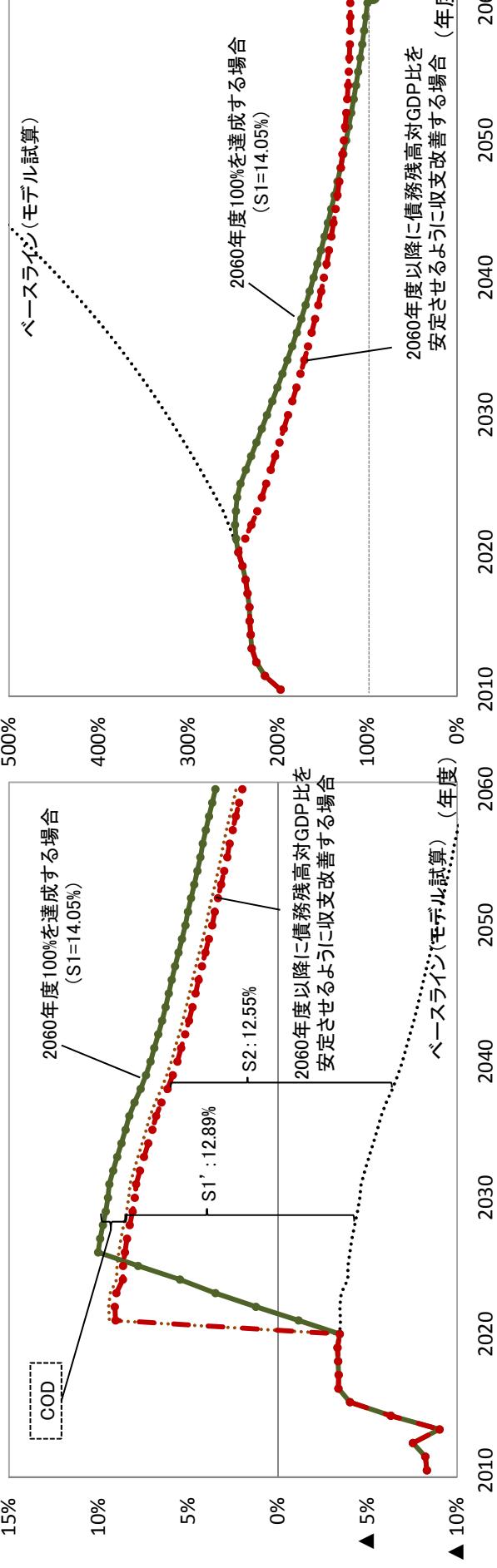
(実質経済成長率1.0%、名目経済成長率2.0%、一般政府ベース、現行制度を前提)

- 今後50年程度(2060年度まで)の間、収支改善を行わず、現行の制度・施策を前提とした場合、高齢化に伴う「年齢関係支出」の増加と金利・成長率格差により、一般政府の債務残高対GDP比は急速に膨張(発散)。(ベースライン)
- 例えば、2060年度までに債務残高対GDP比が100%となるよう収支改善を行つた場合、ベースラインから12.89%(S1')～14.05%(S1)の恒久的な収支改善が必要。2021～2026年度の6年間に段階的に収支改善を行う場合(S1)、必要な収支改善を2021年度から直ちに行う場合(S1')と比較して、1.16%の運延コスト(COD)が発生。
- 2060年度以降に債務残高対GDP比を安定させるために必要とされる恒久的な収支改善幅(対GDP比)はベースラインから12.55%(S2)。また、S1' > S2の場合、S1'の収支改善を継続すれば、債務残高の対GDP比は2060年度に100%に達した後に安定。

	債務残高対GDP比	備考	収支改善幅	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA
S1	2060年度に100%	必要な収支改善を段階的に行う場合	14.05%	3.80%	3.87%	1.16%	2.57%	2.66%
S1'	2060年度に100%	必要な収支改善を直ちに行う場合	12.89%	3.80%	3.87%	0.00%	2.57%	2.66%
S2	2060年度以降、安定		12.55%	3.80%	3.97%	—	—	4.78%

(注)2021年度の名目GDP(639.9兆円)で計算すると、S1:対GDP比14.05%は約90兆円、S1':対GDP比12.89%は約82兆円、S2:対GDP比12.55%は約80兆円に相当。

(対GDP比) <一般政府の基礎的財政収支(対GDP比)(イメージ)> (対GDP比) <一般政府の債務残高(対GDP比)(イメージ)>



## 財政の長期推計A(試算結果)

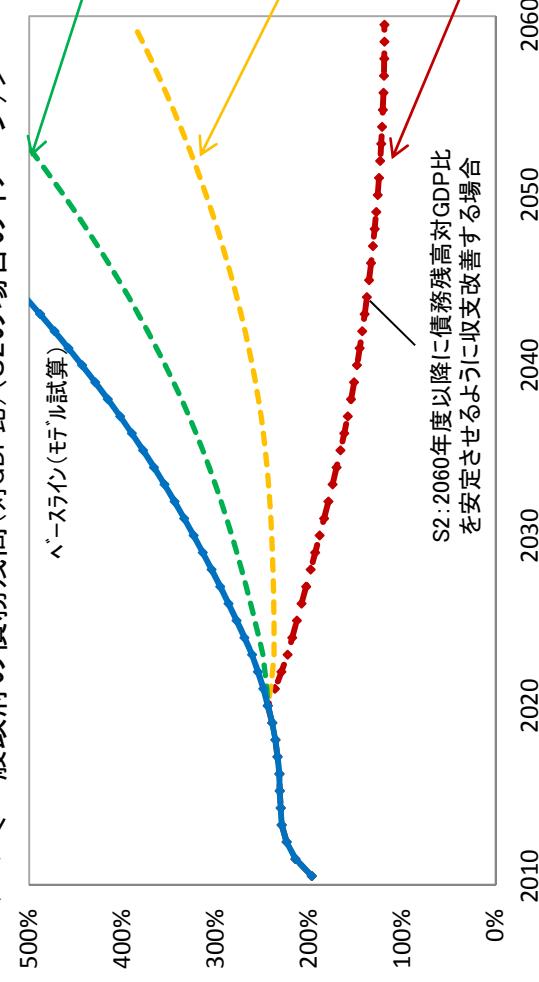
(実質経済成長率1.0%、名目経済成長率2.0%、一般政府ベース、現行制度を前提)

- 収支改善を行わない場合には、「年齢関係支出」の増加による一般政府PB赤字の拡大、及び一般政府債務残高の増大による利払費の加速度的な増加により、債務残高対GDP比は長期的に増大が加速。

		2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
債務残高対GDP比変化幅 (対前年度比)	$\Delta(\text{DEBTt}/\text{GDPt})$	+1.1%	+4.7%	+8.4%	+9.8%	+11.7%	+14.1%	+16.4%	+18.7%	+21.2%	+23.9%
PB赤字要因	$-\text{PBt}/\text{GDPt}$	+4.0%	+3.5%	+3.9%	+4.6%	+5.6%	+6.9%	+8.0%	+8.9%	+9.7%	+10.6%
金利・成長率格差要因	$+(r_t - g_t) * (\text{DEBTt-1}/\text{GDPt})$	▲2.9%	+1.3%	+4.5%	+5.2%	+6.1%	+7.2%	+8.4%	+9.8%	+11.5%	+13.3%

(注)DEBT:一般政府の債務残高、GDP:名目GDP、PB:一般政府の基礎的財政収支、g:名目GDP成長率、r:名目長期金利

(対GDP比、%) <一般政府の債務残高(対GDP比) (S2の場合のイメージ)>



【IPB(1)の収支改善】  
2020年度のPB赤字を解消  
⇒ 利払費をPB黒字で賄うことができる、債務残高対GDP比は発散

【IPB(1)とIPB(2)を合わせた分の収支改善】  
('年齢関係支出'の増加というPB悪化要因がなければば、)債務残高  
対GDP比を2020年度の水準に維持  
⇒ 長期的には、「年齢関係支出」の増加によるPB悪化により、債務  
残高対GDP比は発散

【IPB(1)、IPB(2)、COAを合わせた分の収支改善】  
⇒ 債務残高対GDP比は安定

- COAを「年齢関係支出」の各分野で要因分解すると、医療及び介護の要因が大きい。

	債務残高対GDP比	COA	公的年金	医療	介護	教育	雇用保険	生活保護
S1	2060年度に100%	2.66%	▲0.23%	1.37%	1.71%	▲0.26%	0.02%	0.06%
S2	2060年度以降、安定	4.78%	0.42%	1.99%	2.57%	▲0.29%	0.02%	0.08%

## 財政の長期推計A(試算結果)

(実質経済成長率1.0%、名目経済成長率2.0%、一般政府ベース、現行制度を前提)

- 人口動態が変化したとしても、必要な収支改善幅(対GDP比)に与える影響は大きくない。  
名目長期金利の変化は、必要な収支改善幅(対GDP比)に一定の影響を与える。

<人口動態が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

	S1	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	S2	IBP(1)	IBP(2)	COA
出生高位・死亡高位	13.72%	3.70%	3.85%	1.13%	2.55%	2.49%	出生高位・死亡高位	11.76%	3.70%	3.96%
出生中位・死亡中位	14.05%	3.80%	3.87%	1.16%	2.57%	2.66%	出生中位・死亡中位	12.55%	3.80%	3.97%
出生低位・死亡低位	14.60%	4.06%	3.89%	1.20%	2.59%	2.86%	出生低位・死亡低位	13.53%	4.06%	3.99%

(注) 表中の各ケースは、社人研「日本の将来推計人口」(2012年1月)に基づき試算(出生率については、出生高位は1.60、出生中位は1.35、出生低位は1.12。死亡率については、死亡高位は男:83.22歳・女:89.96歳、死亡中位は男:84.19歳・女:90.93歳、死亡低位は男:85.14歳・女:91.90歳。)。

(参考)合計特殊出生率が2030年に、人口置換水準である2.07に回復し、その後、同水準が維持される等の仮定をにおいて、将来人口推計を行った場合、S1は12.74%となる(合計特殊出生率が2.07になる場合は、「選択する未来」委員会資料に基づき試算)。

<名目長期金利が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

	S1	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	S2	IBP(1)	IBP(2)	COA
名目長期金利+2%	21.11%	4.43%	9.68%	2.31%	2.02%	2.67%	名目長期金利+2%	18.16%	4.43%	9.76%
名目長期金利+1%	17.29%	4.04%	6.60%	1.65%	2.28%	2.71%	名目長期金利+1%	15.09%	4.04%	6.69%
名目長期金利+0%	14.05%	3.80%	3.87%	1.16%	2.57%	2.66%	名目長期金利+0%	12.55%	3.80%	3.97%
名目長期金利-1%	11.35%	3.67%	1.42%	0.80%	2.84%	2.62%	名目長期金利-1%	10.52%	3.67%	1.54%
名目長期金利-2%	9.07%	3.53%	-0.76%	0.53%	3.09%	2.67%	名目長期金利-2%	9.03%	3.53%	-0.62%

## 財政の長期推計B(試算結果)

(実質経済成長率1.0%、名目経済成長率2.0%、一般政府ベース、2020年度に国・地方PB均衡を前提)

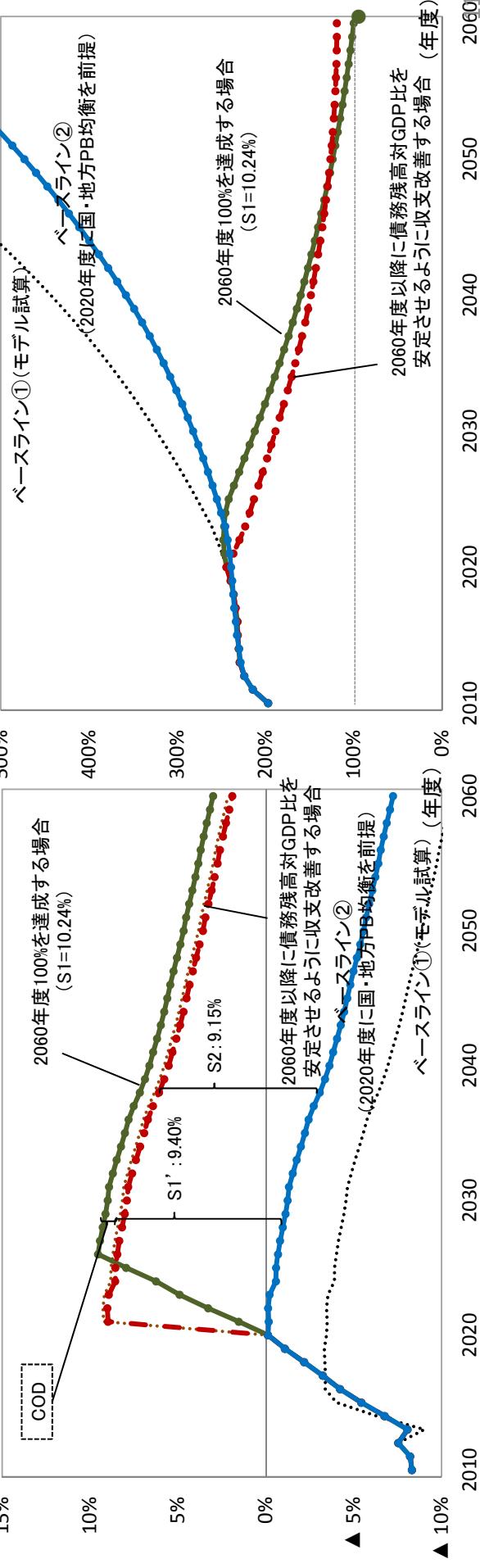
○政府の財政健全化目標に沿って、2020年度に国・地方PBを均衡させた場合(2014年度の国・地方PB赤字(対GDP比)を6年間で均等配分)でも、その後に収支改善を行わない場合、試算Aに比べてタイミングが遅れるが、一般政府の債務残高対GDP比は発散。(ベースライン②)

○例えば、2060年度までに債務残高対GDP比が100%となるよう収支改善を行った場合、試算Aと比較して必要な収支改善幅(対GDP比)は小さくなるが、ベースライン②から9.40%(S1')～10.24%(S1)～10.24%(S1')～10.24%(S1)の恒久的な収支改善が必要。

	債務残高対GDP比	備考	収支改善幅	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA
S1	2060年度に100%	必要な収支改善を段階的に行なう場合	10.24%	0.48%	3.79%	0.84%	2.47%	2.66%
S1'	2060年度に100%	必要な収支改善を直ちに行なう場合	9.40%	0.48%	3.79%	0.00%	2.47%	2.66%
S2	2060年度以降、安定		9.15%	0.48%	3.89%	-	-	4.78%

(注)2021年度の名目GDP(639.9兆円)で計算すると、S1:対GDP比10.24%は約66兆円、S1':対GDP比9.40%は60兆円、S2:対GDP比9.15%は約59兆円に相当。

(対GDP比) <一般政府の基礎的財政収支(対GDP比)(イメージ)> (対GDP比) <一般政府の債務残高(対GDP比)(イメージ)>



## 財政の長期推計B(試算結果)

(実質経済成長率1.0%、名目経済成長率2.0%、一般政府ベース、2020年度に国・地方PB均衡を前提)

- 人口動態が変化したとしても、必要な収支改善幅(対GDP比)に与える影響は大きくない。  
名目長期金利の変化は、必要な収支改善幅(対GDP比)に一定の影響を与える。

<人口動態が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

	S1	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	S2	IBP(1)	IBP(2)	COA	
出生高位・死亡高位	9.99%	0.44%	3.77%	0.82%	2.46%	2.49%	出生高位・死亡高位	8.42%	0.44%	3.88%	4.10%
出生中位・死亡中位	10.24%	0.48%	3.79%	0.84%	2.47%	2.66%	出生中位・死亡中位	9.15%	0.48%	3.89%	4.78%
出生低位・死亡低位	10.71%	0.67%	3.80%	0.88%	2.49%	2.86%	出生低位・死亡低位	10.05%	0.67%	3.91%	5.47%

(注) 表中の各ケースは、社人研「日本の将来推計人口」(2012年1月)に基づき試算(出生率については、出生高位は1.60、出生中位は1.35、出生低位は1.12。死亡率については、死亡高位は男:83.22歳・女:89.96歳、死亡中位は男:84.19歳・女:90.93歳、死亡低位は男:85.14歳・女:91.90歳。)。

(参考)合計特殊出生率が2030年に、人口置換水準である2.07に回復し、その後、同水準が維持される等の仮定をにおいて、将来人口推計を行った場合、S1は9.17%となる(合計特殊出生率が2.07になる場合は、「選択する未来」委員会)資料に基づき試算)。

<名目長期金利が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

	S1	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	S2	IBP(1)	IBP(2)	COA	
名目長期金利+2%	16.75%	0.86%	9.45%	1.83%	1.94%	2.67%	名目長期金利+2%	14.35%	0.86%	9.52%	3.97%
名目長期金利+1%	13.21%	0.59%	6.45%	1.26%	2.20%	2.71%	名目長期金利+1%	11.49%	0.59%	6.54%	4.37%
名目長期金利+0%	10.24%	0.48%	3.79%	0.84%	2.47%	2.66%	名目長期金利+0%	9.15%	0.48%	3.89%	4.78%
名目長期金利-1%	7.78%	0.48%	1.39%	0.55%	2.75%	2.62%	名目長期金利-1%	7.30%	0.48%	1.51%	5.31%
名目長期金利-2%	5.74%	0.48%	-0.75%	0.34%	3.00%	2.67%	名目長期金利-2%	5.98%	0.48%	-0.61%	6.12%

# 財政の長期推計C(試算結果)

(実質経済成長率2.0%、名目経済成長率3.0%、一般政府ベース、現行制度を前提)

○今後50年程度(2060年まで)の間、収支改善を行わず、現行の制度・施策を前提とした場合、一般政府の債務残高対GDP比は発散。(ベースライン)

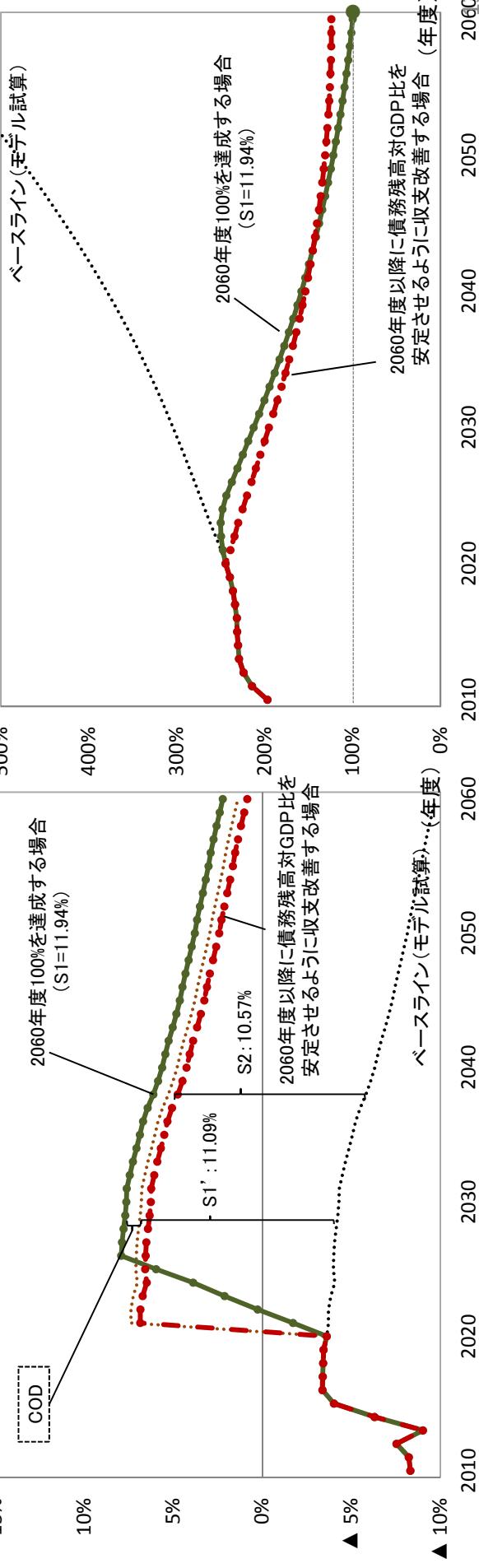
○例ええば、2060年度までに債務残高対GDP比が100%となるよう収支改善を行った場合、ベースラインから11.09%(S1')～11.94%(S1)の恒久的な収支改善が必要。2021～2026年度の6年間に段階的に収支改善を行う場合(S1)、必要な収支改善を2021年度から直ちに行いう場合(S1')と比較して、0.84%の運延コスト(COD)が発生。ただし、経済成長率が高いため、試算Aと比較して、必要な収支改善幅(対GDP比)は小さくなる。

○2060年度以降に債務残高対GDP比が安定させるために必要とされる恒久的な収支改善幅(対GDP比)はベースラインから10.57%(S2)。また、S1' > S2の場合、S1'の収支改善を継続すれば、債務残高の対GDP比は2060年度に100%に達した後に安定。

	債務残高対GDP比	備考	収支改善幅	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA
S1	2060年度に100%	必要な収支改善を段階的に行う場合	11.94%	3.92%	1.69%	0.84%	3.16%	2.32%
S1'	2060年度に100%	必要な収支改善を直ちに行う場合	11.09%	3.92%	1.69%	0.00%	3.16%	2.32%
S2	2060年度以降、安定		10.57%	3.92%	1.67%	-	-	4.97%

(注)2021年度の名目GDP(639.9兆円)で計算すると、S1:対GDP比11.94%は約76兆円、S1':対GDP比11.09%は約71兆円、S2:対GDP比10.57%は約68兆円に相当。

(対GDP比) <一般政府の基礎的財政収支(対GDP比)(イメージ)> (対GDP比) <一般政府の債務残高(対GDP比)(イメージ)>



## 財政の長期推計C(試算結果)

(実質経済成長率2.0%、名目経済成長率3.0%、一般政府ベース、現行制度を前提)

- 人口動態が変化したとしても、必要な収支改善幅(対GDP比)に与える影響は大きくない。
- 名目長期金利の変化は、必要な収支改善幅(対GDP比)に一定の影響を与える。

<人口動態が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

	S1	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	S2	IBP(1)	IBP(2)	COA
出生高位・死亡高位	11.51%	3.91%	1.69%	0.81%	3.16%	1.93%	出生高位・死亡高位	9.37%	3.91%	1.67%
出生中位・死亡中位	11.94%	3.92%	1.69%	0.84%	3.16%	2.32%	出生中位・死亡中位	10.57%	3.92%	1.67%
出生低位・死亡低位	12.39%	4.01%	1.70%	0.88%	3.18%	2.62%	出生低位・死亡低位	11.80%	4.01%	1.68%

(注) 表中の各ケースは、社人研「日本の将来推計人口」(2012年1月)に基づき試算(出生率については、出生高位は1.60、出生中位は1.35、出生低位は1.12。死亡率については、死亡高位は男:83.22歳・女:89.96歳、死亡中位は男:84.19歳・女:90.93歳、死亡低位は男:85.14歳・女:91.90歳。)。

(参考)合計特殊出生率が2030年に、人口置換水準である2.07に回復し、その後、同水準が維持される等の仮定をにおいて、将来人口推計を行った場合、S1は10.33%となる(合計特殊出生率が2.07になる場合は、「選択する未来」委員会資料に基づき試算)。

<名目長期金利が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

	S1	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	S2	IBP(1)	IBP(2)	COA
名目長期金利+2%	18.14%	4.43%	7.28%	1.74%	2.54%	2.15%	名目長期金利+2%	15.41%	4.43%	7.26%
名目長期金利+1%	14.87%	4.27%	4.33%	1.23%	2.86%	2.18%	名目長期金利+1%	12.79%	4.27%	4.31%
名目長期金利+0%	11.94%	3.92%	1.69%	0.84%	3.16%	2.32%	名目長期金利+0%	10.57%	3.92%	1.67%
名目長期金利-1%	9.45%	3.62%	-0.64%	0.56%	3.44%	2.47%	名目長期金利-1%	8.90%	3.62%	-0.67%
名目長期金利-2%	7.34%	3.48%	-2.71%	0.36%	3.70%	2.51%	名目長期金利-2%	7.97%	3.48%	-2.75%

## 財政の長期推計D(試算結果)

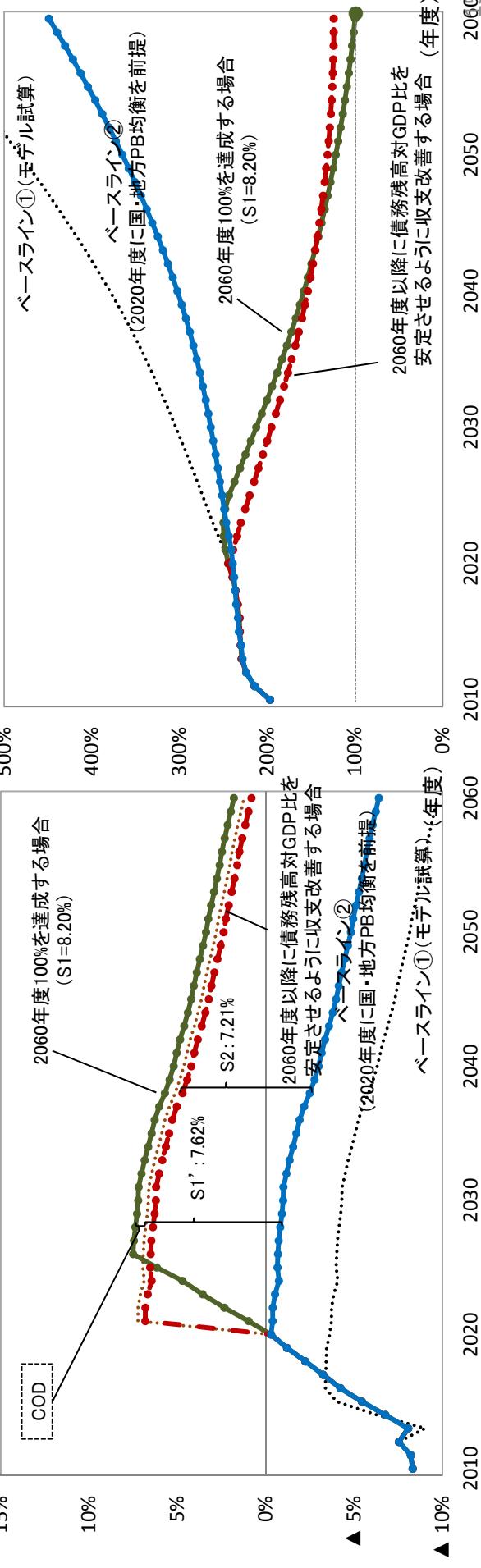
(実質経済成長率2.0%、名目経済成長率3.0%、一般政府ベース、2020年度に国・地方PB均衡を前提)

- 政府の財政健全化目標に沿って、2020年度に国・地方PBを均衡させた場合（2014年度の国・地方PB赤字（対GDP比）を6年間で均等配分）でも、その後に収支改善を行わない場合、経済成長率が高いため、試算Bに比べてタイミングが遅れるが、一般政府の債務残高対GDP比は発散。（ベースライン②）
- 例えば、2060年度までに債務残高対GDP比が100%となるよう収支改善を行った場合、試算Bと比較して必要な収支改善幅（対GDP比）は小さくなるが、ベースライン②から7.62%（S1'）～8.20%（S1）～8.20%（S1'）の恒久的な収支改善が必要。

	債務残高対GDP比	備考	収支改善幅	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA
S1	2060年度に100%	必要な収支改善を段階的に行なう場合	8.20%	0.60%	1.66%	0.58%	3.04%	2.32%
S1'	2060年度に100%	必要な収支改善を直ちに行なう場合	7.62%	0.60%	1.66%	0.00%	3.04%	2.32%
S2	2060年度以降、安定		7.21%	0.60%	1.63%	-	-	4.97%

（注）2021年度の名目GDP（639.9兆円）で計算すると、S1:対GDP比8.20%は約52兆円、S1':対GDP比7.62%は約49兆円、S2:対GDP比7.21%は約46兆円に相当。

（対GDP比）<一般政府の基礎的財政収支（対GDP比）（イメージ）> （対GDP比）<一般政府の債務残高（対GDP比）（イメージ）>



## 財政の長期推計D(試算結果)

(実質経済成長率2.0%、名目経済成長率3.0%、一般政府ベース、2020年度に国・地方PB均衡を前提)

- 人口動態が変化したとしても、必要な収支改善幅(対GDP比)に与える影響は大きくない。
- 名目長期金利の変化は、必要な収支改善幅(対GDP比)に一定の影響を与える。

<人口動態が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

	S1	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	S2	IBP(1)	IBP(2)	COA
出生高位 死亡高位	7.85%	0.65%	1.66%	0.55%	3.05%	1.93%	出生高位・死亡高位	6.08%	0.65%	1.64%
出生中位・死亡中位	8.20%	0.60%	1.66%	0.58%	3.04%	2.32%	出生中位・死亡中位	7.21%	0.60%	1.63%
出生低位 死亡低位	8.58%	0.63%	1.66%	0.61%	3.06%	2.62%	出生低位・死亡低位	8.37%	0.63%	1.64%

(注) 表中の各ケースは、社人研「日本の将来推計人口」(2012年1月)に基づき試算(出生率については、出生高位は1.35、出生低位は1.12。死亡率については、死亡高位は男:83.22歳・女:89.96歳、死亡中位は男:84.19歳・女:90.93歳、死亡低位は男:85.14歳・女:91.90歳。)。

(参考)合計特殊出生率が2030年に、人口置換水準である2.07に回復し、その後、同水準が維持される等の仮定を行った場合、S1は6.75%となる(合計特殊出生率が2.07になる場合は、「選択する未来」委員会)資料に基づき試算)。

<名目長期金利が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

	S1	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	S2	IBP(1)	IBP(2)	COA
名目長期金利+2%	13.88%	0.86%	7.10%	1.33%	2.44%	2.15%	名目長期金利+2%	11.66%	0.86%	7.09%
名目長期金利+1%	10.89%	0.81%	4.24%	0.90%	2.75%	2.18%	名目長期金利+1%	9.24%	0.81%	4.22%
名目長期金利+0%	8.20%	0.60%	1.66%	0.58%	3.04%	2.32%	名目長期金利+0%	7.21%	0.60%	1.63%
名目長期金利-1%	5.94%	0.43%	-0.63%	0.35%	3.33%	2.47%	名目長期金利-1%	5.72%	0.43%	-0.66%
名目長期金利-2%	4.06%	0.43%	-2.67%	0.20%	3.59%	2.51%	名目長期金利-2%	4.96%	0.43%	-2.71%

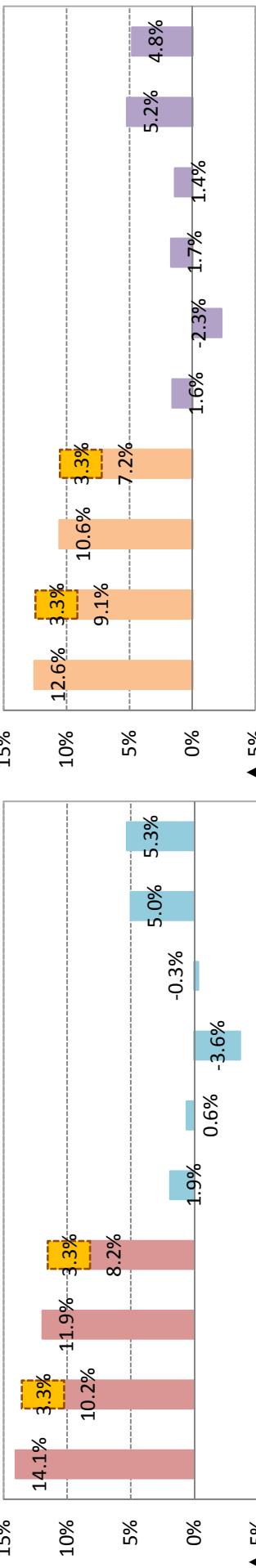
## 財政の長期推計(欧洲主要国との比較)

○今回の長期推計で示された、必要な収支改善幅(対GDP比)は、欧洲主要国と比較しても突出。

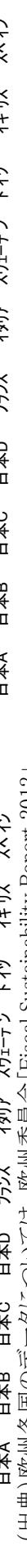
(注)「S1」指標：日本は2060年度に債務残高対GDP比を100%にするために2021年度以降に必要な収支改善幅(対GDP比)、  
欧洲主要国は2030年に債務残高対GDP比を60%にするために2015年以降に必要な収支改善幅(対GDP比)。  
「S2」指標：日本は2021年度以降に、欧洲主要国は2015年以降に必要な収支改善幅(対GDP比)。

○「必要な収支改善幅」は、歳出の効率化がなければ、潜在的な国民負担。今後、歳出面及び歳入面(租税・社会保険料)両面の幅広い観点から議論が必要。

(対GDP比、%) <「S1」指標の国際比較>

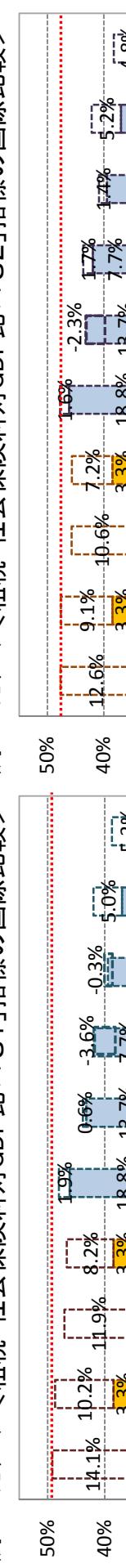


(対GDP比、%) <「S2」指標の国際比較>

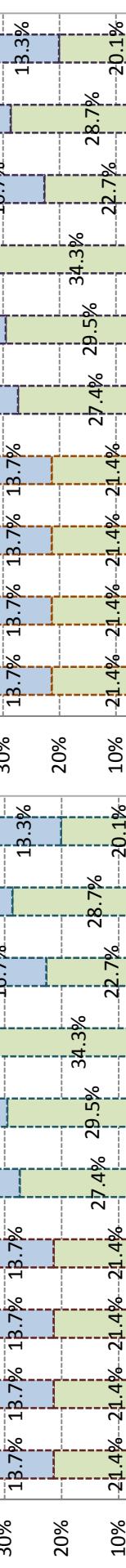


(出典)欧洲各國のデータについては、欧洲委員会「Fiscal Sustainability Report 2012」  
(注)日本〇のは、それぞれ試算〇に対応する。なお、■は2020年度に国・地方PBを均衡させるために必要な収支改善幅(対GDP比)。

(対GDP比、%) <租税・社会保険料対GDP比+「S1」指標の国際比較>



(対GDP比、%) <租税・社会保険料対GDP比+「S2」指標の国際比較>



(注1)OECD「Revenue Statistics」及び「National Accounts」を基に作成  
(注2)租税・社会保険料対GDP比は、日本における2020年度の数値、欧洲各国については2011年の数値。

■は社会保障負担、■は租税負担、■は租税負担、■は社会保険料

## 財政の長期推計(試算結果)

○「S1」指標を、2060年度に債務残高対GDP比を200%にするために必要な収支改善幅(対GDP比)とした場合の数値は以下のとおり。

○2060年度の債務残高対GDP比の水準を緩くした場合でも、高齢化に伴う「年齢関係支出」が増加する影響は残るため、相当程度の収支改善が必要。

【実質経済成長率1.0%、名目経済成長率2.0%、名目長期金利3.7%ケース】

		収支改善幅	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	(参考) 2060年度に 100%の場合
S1	一般政府ベース	現行制度を前提	12.11%	3.80%	3.87%	1.00%	0.79%	2.66%
	一般政府ベース	2020年度に 国・地方PB均衡を前提	8.30%	0.48%	3.79%	0.68%	0.69%	2.66%
S1'	一般政府ベース	現行制度を前提	11.11%	3.80%	3.87%	0.00%	0.79%	2.66%
	一般政府ベース	2020年度に 国・地方PB均衡を前提	7.62%	0.48%	3.79%	0.00%	0.69%	2.66%

【実質経済成長率2.0%、名目経済成長率3.0%、名目長期金利3.7%ケース】

		収支改善幅	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	(参考) 2060年度に 100%の場合
S1	一般政府ベース	現行制度を前提	9.59%	3.92%	1.69%	0.68%	0.97%	2.32%
	一般政府ベース	2020年度に 国・地方PB均衡を前提	5.85%	0.60%	1.66%	0.41%	0.86%	2.32%
S1'	一般政府ベース	現行制度を前提	8.91%	3.92%	1.69%	0.00%	0.97%	2.32%
	一般政府ベース	2020年度に 国・地方PB均衡を前提	5.44%	0.60%	1.66%	0.00%	0.86%	2.32%

# (参考) 国・地方政府ベースでの推計

- 試算結果 …… P20
- 【実質経済成長率1.0%、名目経済成長率2.0%、名目長期金利3.7%ケース】
  - 試算A (国・地方政府ベース、現行制度を前提) …… P20
  - 試算B (国・地方政府ベース、2020年度に国・地方PB均衡を前提) …… P22
- 【実質経済成長率2.0%、名目経済成長率3.0%、名目長期金利3.7%ケース】
  - 試算C (国・地方政府ベース、現行制度を前提) …… P24
  - 試算D (国・地方政府ベース、2020年度に国・地方PB均衡を前提) …… P26
- 試算結果(債務残高対GDP比を2060年度に200%とする場合) …… P28

## 財政の長期推計2(試算結果)

(実質経済成長率1.0%、名目経済成長率2.0%、国・地方政府ベース、現行制度を前提)

○試算Aにについて、社会保障基金PBを除いた国・地方ベースで試算。試算A同様、今後50年程度(2060年度までの間、収支改善を行わず、現行の制度・施策を前提とした場合、高齢化に伴う「年齢関係支出」の増加と金利・成長率格差により、国・地方の債務残高対GDP比は急速に膨張(発散)。(ベースライン)

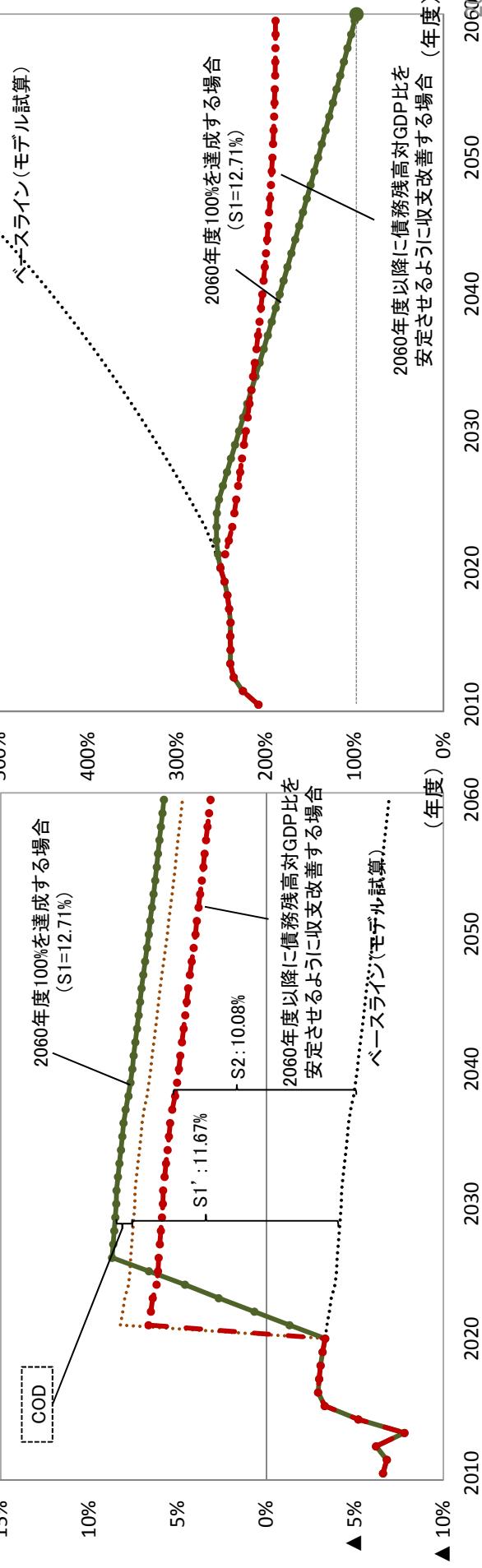
○例えば2060年度までに債務残高対GDP比が100%となるよう収支改善を行った場合、ベースラインから11.67%(S1')～12.71%(S1)の恒久的な収支改善が必要。2021～2026年度の6年間に段階的に収支改善を行う場合(S1)、必要な収支改善を2021年度から直ちに行う場合(S1')と比較して、1.05%の遅延コスト(COD)が発生。

○2060年度以降に債務残高対GDP比が安定するためには必要とされる恒久的な収支改善幅(対GDP比)はベースラインから10.08%(S2)。また、S1' > S2の場合、S1'の収支改善を継続すれば、債務残高の対GDP比は2060年度に100%に達した後に安定。

	債務残高対GDP比	備考	収支改善幅	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA
S1	2060年度に100%	必要な収支改善を段階的に行う場合	12.71%	3.67%	3.98%	<b>1.05%</b>	2.69%	1.33%
S1'	2060年度に100%	必要な収支改善を直ちに行う場合	11.67%	3.67%	3.98%	0.00%	2.69%	1.33%
S2	2060年度以降、安定		10.08%	3.67%	4.08%	—	—	2.32%

(注) 2021年度の名目GDP(639.9兆円)で計算すると、S1:対GDP比12.71%は約81兆円、S1':対GDP比11.67%は約75兆円、S2:対GDP比10.08%は約65兆円に相当。

(対GDP比) <国・地方政府の基礎的財政収支(対GDP比)(イメージ)>



## 財政の長期推計2(試算結果)

(実質経済成長率1.0%、名目経済成長率2.0%、国・地方政府ベース、現行制度を前提)

○人口動態が変化したとしても、必要な収支改善幅(対GDP比)に与える影響は大きくない。  
名目長期金利の変化は、必要な収支改善幅(対GDP比)に一定の影響を与える。

<人口動態が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

	S1	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	S2	IBP(1)	IBP(2)	COA
出生高位・死亡高位	12.57%	3.60%	3.97%	1.04%	2.69%	1.27%	出生高位・死亡高位	9.78%	3.60%	4.08%
出生中位・死亡中位	12.71%	3.67%	3.98%	1.05%	2.69%	1.33%	出生中位・死亡中位	10.08%	3.67%	4.08%
出生低位・死亡低位	12.96%	3.74%	3.98%	1.07%	2.69%	1.48%	出生低位・死亡低位	10.51%	3.74%	4.09%

(注) 表中の各ケースは、社人研「日本の将来推計人口」(2012年1月)に基づき試算(出生率については、出生高位は1.60、出生中位は1.35、出生低位は1.12。死亡率については、死亡高位は男:83.22歳・女:89.96歳、死亡中位は男:84.19歳・女:90.93歳、死亡低位は男:85.14歳・女:91.90歳。)。

(参考)合計特殊出生率が2030年に、人口置換水準である2.07に回復し、その後、同水準が維持される等の仮定を行った場合、S1は12.11%となる(合計特殊出生率が2.07になる場合は、「選択する未来」委員会資料に基づき試算)。

<名目長期金利が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

	S1	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	S2	IBP(1)	IBP(2)	COA
名目長期金利+2%	19.25%	3.92%	9.91%	2.11%	2.09%	1.23%	名目長期金利+2%	15.74%	3.92%	9.98%
名目長期金利+1%	15.73%	3.80%	6.79%	1.50%	2.39%	1.25%	名目長期金利+1%	12.70%	3.80%	6.88%
名目長期金利+0%	12.71%	3.67%	3.98%	1.05%	2.69%	1.33%	名目長期金利+0%	10.08%	3.67%	4.08%
名目長期金利-1%	10.13%	3.54%	1.46%	0.71%	2.98%	1.43%	名目長期金利-1%	7.84%	3.54%	1.59%
名目長期金利-2%	7.91%	3.40%	-0.78%	0.47%	3.25%	1.58%	名目長期金利-2%	6.04%	3.40%	-0.64%

(参考)「非年齢関係支出」の伸率を名目経済成長率よりも1%抑制した場合、S1は10.18%となる。(出生中位・死亡中位、名目長期金利+0%)

## 財政の長期推計b(試算結果)

(実質経済成長率1.0%、名目経済成長率2.0%、国・地方政府ベース、2020年度に国・地方PB均衡を前提)

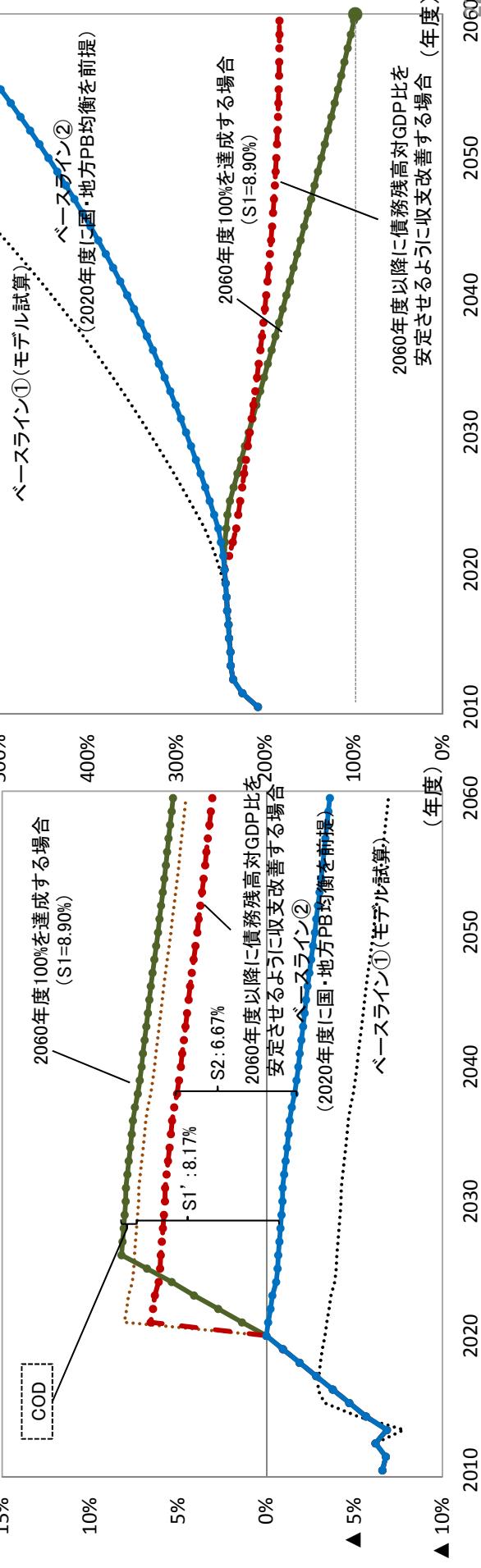
- 試算Bについて、社会保障基金PBを除いた国・地方ベースで試算。
- 政府の財政健全化目標に沿つて、2020年度に国・地方PBを均衡させた場合(2014年度の国・地方PB赤字(対GDP比)を6年間で均等配分)でも、その後に収支改善を行わない場合、試算aに比べてタイミングが遅れるが、国・地方の債務残高対GDP比は発散。(ベースライン②)

- 例えば、2060年度までに債務残高対GDP比が100%となるよう収支改善を行った場合、試算aと比較して必要な収支改善幅(対GDP比)は小さくなるが、ベースライン②から8.17% (S1')～8.90% (S1)の恒久的な収支改善が必要。

	債務残高対GDP比	備考	収支改善幅	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA
S1	2060年度に100%	必要な収支改善を段階的に行いう場合	8.90%	0.35%	3.90%	0.73%	2.60%	1.33%
S1'	2060年度に100%	必要な収支改善を直ちに行いう場合	8.17%	0.35%	3.90%	0.00%	2.60%	1.33%
S2	2060年度以降、安定		6.67%	0.35%	4.00%	-	-	2.32%

(注)2021年度の名目GDP(639.9兆円)で計算すると、S1:対GDP比8.90%は約57兆円、S1':対GDP比8.17%は約52兆円、S2:対GDP比6.67%は約43兆円に相当。

(対GDP比) <国・地方政府の基礎的財政収支(対GDP比)(イメージ)>  
(対GDP比) <国・地方政府の債務残高(対GDP比)(イメージ)>



## 財政の長期推計b(試算結果)

(実質経済成長率1.0%、名目経済成長率2.0%、国・地方政府ベース、2020年度[に国・地方PB均衡を前提])

- 人口動態が変化したとしても、必要な収支改善幅(対GDP比)に与える影響は大きくない。  
名目長期金利の変化は、必要な収支改善幅(対GDP比)に一定の影響を与える。

<人口動態が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

	S1	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	S2	IBP(1)	IBP(2)	COA
出生高位・死亡高位	8.84%	0.35%	3.90%	0.73%	2.60%	1.27%	出生高位・死亡高位	6.45%	0.35%	4.00%
出生中位・死亡中位	8.90%	0.35%	3.90%	0.73%	2.60%	1.33%	出生中位・死亡中位	6.67%	0.35%	4.00%
出生低位・死亡低位	9.07%	0.35%	3.90%	0.75%	2.60%	1.48%	出生低位・死亡低位	7.04%	0.35%	4.00%

(注) 表中の各ケースは、社人研「日本の将来推計人口」(2012年1月)に基づき試算(出生率については、出生高位は1.60、出生中位は1.35、出生低位は1.12。死亡率については、死亡高位は男:83.22歳・女:89.96歳、死亡中位は男:84.19歳・女:90.93歳、死亡低位は男:85.14歳・女:91.90歳。)。

(参考)合計特殊出生率が2030年に、人口置換水準である2.07に回復し、その後、同水準が維持される等の仮定をおいて、将来人口推計を行った場合、S1は8.53%となる(合計特殊出生率が2.07になる場合は、「選択する未来」委員会資料に基づき試算)。

<名目長期金利が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

	S1	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	S2	IBP(1)	IBP(2)	COA
名目長期金利+2%	14.90%	0.35%	9.67%	1.63%	2.02%	1.23%	名目長期金利+2%	11.94%	0.35%	9.75%
名目長期金利+1%	11.65%	0.35%	6.64%	1.11%	2.30%	1.25%	名目長期金利+1%	9.10%	0.35%	6.73%
名目長期金利+0%	8.90%	0.35%	3.90%	0.73%	2.60%	1.33%	名目長期金利+0%	6.67%	0.35%	4.00%
名目長期金利-1%	6.56%	0.35%	1.43%	0.46%	2.89%	1.43%	名目長期金利-1%	4.62%	0.35%	1.56%
名目長期金利-2%	4.58%	0.35%	-0.77%	0.27%	3.16%	1.58%	名目長期金利-2%	3.00%	0.35%	-0.63%

(参考)「非年齢関係支出」の伸率を名目経済成長率よりも1%抑制した場合、S1は6.14%となる。(出生中位・死亡中位、名目長期金利+0%)

# 財政の長期推計C(試算結果)

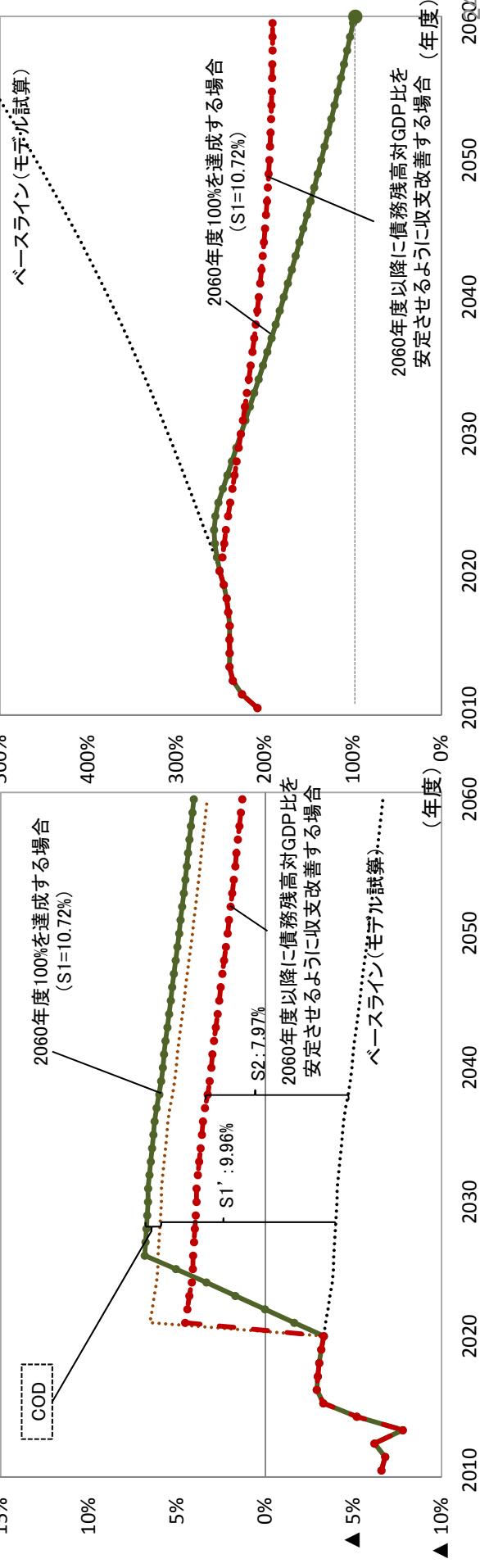
(実質経済成長率2.0%、名目経済成長率3.0%、国・地方政府ベース、現行制度を前提)

- 試算Cについて、社会保障基金PBを除いた国・地方ベースで試算。試算C同様、今後50年程度(2060年度まで)の間、収支改善を行わず、現行の制度・施策を前提とした場合、国・地方の債務残高対GDP比は発散。(ベースライン)
- 例えば2060年度までに債務残高対GDP比が100%となるよう収支改善を行った場合、ベースラインから9.96%(S1')～10.72%(S1)の恒久的な収支改善が必要。2021～2026年度の6年間に段階的に収支改善を行う場合(S1)、必要な収支改善を2021年度から直ちに行う場合(S1')と比較して、0.76%の遅延コスト(COD)が発生。ただし、経済成長率が高いため、試算aと比較して必要な収支改善幅(対GDP比)は小さくなる。
- 2060年度以降に債務残高対GDP比が安定するためには必要とされる恒久的な収支改善幅(対GDP比)(はベースラインから7.97%(S2))。また、S1' > S2の場合、S1'の収支改善を継続すれば、債務残高の対GDP比(は2060年度)に100%に達した後に安定。

	債務残高対GDP比	備考	収支改善幅	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA
S1	2060年度に100%	必要な収支改善を段階的に行う場合	10.72%	3.63%	1.74%	0.76%	3.30%	1.30%
S1'	2060年度に100%	必要な収支改善を直ちに行う場合	9.96%	3.63%	1.74%	0.00%	3.30%	1.30%
S2	2060年度以降、安定		7.97%	3.63%	1.71%	-	-	2.63%

(注) 2021年度の名目GDP(639.9兆円)で計算すると、S1:対GDP比10.72%(は約69兆円、S1':対GDP比9.96%(は約64兆円、S2:対GDP比7.97%(は約51兆円に相当。

(対GDP比) <国・地方政府の基礎的財政収支(対GDP比)(イメージ)>



## 財政の長期推計C(試算結果)

(実質経済成長率2.0%、名目経済成長率3.0%、国・地方政府ベース、現行制度を前提)

○人口動態が変化したとしても、必要な収支改善幅(対GDP比)に与える影響は大きくない。  
名目長期金利の変化は、必要な収支改善幅(対GDP比)に一定の影響を与える。

<人口動態が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

	S1	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	S2	IBP(1)	IBP(2)	COA
出生高位・死亡高位	10.56%	3.56%	1.74%	0.75%	3.29%	1.22%	出生高位・死亡高位	7.52%	3.56%	1.71%
出生中位・死亡中位	10.72%	3.63%	1.74%	0.76%	3.30%	1.30%	出生中位・死亡中位	7.97%	3.63%	1.71%
出生低位・死亡低位	10.96%	3.69%	1.74%	0.77%	3.30%	1.45%	出生低位・死亡低位	8.53%	3.69%	1.72%

(注) 表中の各ケースは、社人研「日本の将来推計人口」(2012年1月)に基づき試算(出生率については、出生高位は1.60、出生中位は1.35、出生低位は1.12。死亡率については、死亡高位は男:83.22歳・女:89.96歳、死亡中位は男:84.19歳・女:90.93歳、死亡低位は男:85.14歳・女:91.90歳。)。

(参考)合計特殊出生率が2030年に、人口置換水準である2.07に回復し、その後、同水準が維持される等の仮定をおいて、将来人口推計を行った場合、S1は10.18%となる(合計特殊出生率が2.07になる場合は、「選択する未来」委員会資料に基づき試算)。

<名目長期金利が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

	S1	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	S2	IBP(1)	IBP(2)	COA
名目長期金利+2%	16.73%	3.87%	7.44%	1.61%	2.63%	1.19%	名目長期金利+2%	13.27%	3.87%	7.42%
名目長期金利+1%	13.49%	3.75%	4.43%	1.12%	2.97%	1.22%	名目長期金利+1%	10.40%	3.75%	4.41%
名目長期金利+0%	10.72%	3.63%	1.74%	0.76%	3.30%	1.30%	名目長期金利+0%	7.97%	3.63%	1.71%
名目長期金利-1%	8.36%	3.49%	-0.66%	0.50%	3.61%	1.42%	名目長期金利-1%	5.98%	3.49%	-0.69%
名目長期金利-2%	6.34%	3.35%	-2.79%	0.31%	3.89%	1.57%	名目長期金利-2%	4.53%	3.35%	-2.83%

(参考)「非年齢関係支出」の伸率を名目経済成長率よりも1%抑制した場合、S1は8.07%となる。(出生中位・死亡中位、名目長期金利+0%)

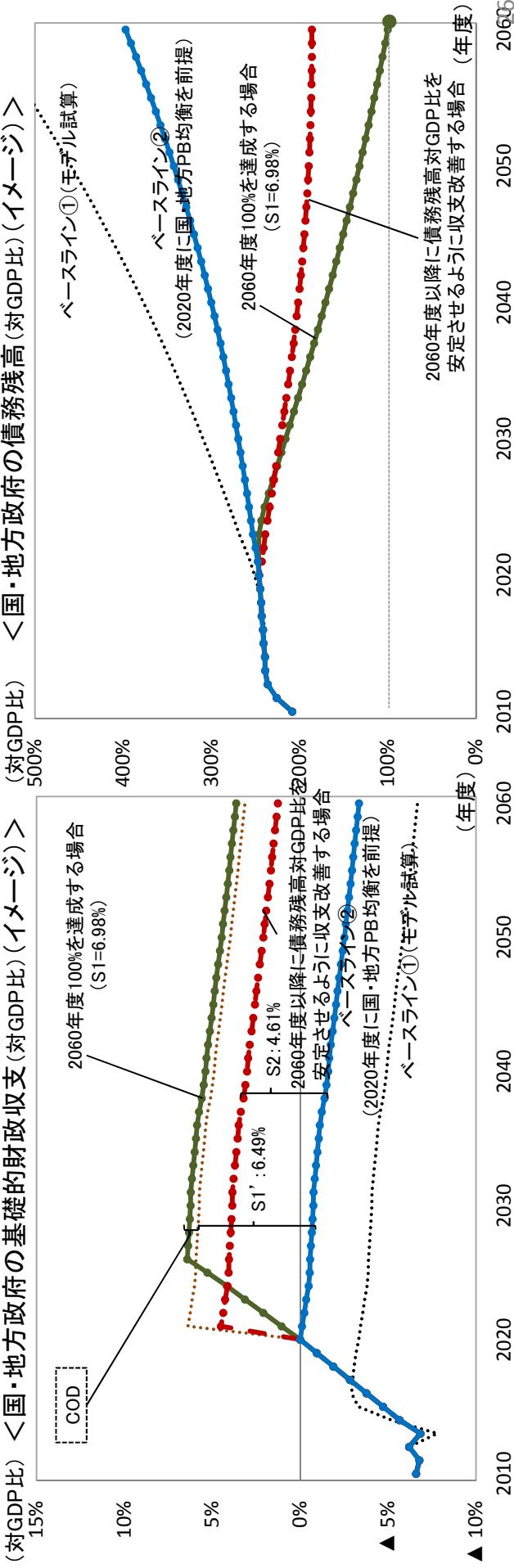
## 財政の長期推計(試算結果)

(実質経済成長率2.0%、名目経済成長率3.0%、国・地方政府ベース、2020年度に国・地方PB均衡を前提)

- 試算Dについて、社会保障基金PBを除いた国・地方ベースで試算。
  - 政府の財政健全化目標に沿って、2020年度に国・地方PBを均衡させた場合（2014年度の国・地方PB赤字（対GDP比）を6年間で均等配分）でも、その後に収支改善を行わない場合、経済成長率が高いため、試算bに比べてタイミングが遅れるが、国・地方の債務残高対GDP比は発散。（ベースライン②）
  - 例えば、2060年度までに債務残高対GDP比が100%となるよう収支改善を行った場合、試算bと比較して必要な収支改善幅（対GDP比）は小さくなり、ベースライン②から6.49%（S1'）～6.98%（S1）の恒久的な収支改善が必要。

	債務残高対GDP比	備考	収支改善幅	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA
S1	2060年度に100%	必要な収支改善を段階的に行う場合	6.98%	0.30%	1.70%	<b>0.49%</b>	3.19%	1.30%
S1'	2060年度に100%	必要な収支改善を直ちに行う場合	6.49%	0.30%	1.70%	0.00%	3.19%	1.30%
S2	2060年度以降、安定		4.61%	0.30%	1.68%	—	—	2.63%

(注)2021年度の各項目GDP(639.9兆円)で計算すると、S1:対GDP比6.98%は約45兆円、S1':対GDP比4.61%は約29兆円に相当。



## 財政の長期推計d(試算結果)

(実質経済成長率2.0%、名目経済成長率3.0%、国・地方政府ベース、2020年度[に国・地方PB均衡を前提])

- 人口動態が変化したとしても、必要な収支改善幅(対GDP比)に与える影響は大きくない。  
名目長期金利の変化は、必要な収支改善幅(対GDP比)に一定の影響を与える。

<人口動態が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

	S1	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	S2	IBP(1)	IBP(2)	COA
出生高位・死亡高位	6.91%	0.30%	1.70%	0.49%	3.19%	1.22%	出生高位・死亡高位	4.24%	0.30%	1.68%
出生中位・死亡中位	6.98%	0.30%	1.70%	0.49%	3.19%	1.30%	出生中位・死亡中位	4.61%	0.30%	1.68%
出生低位・死亡低位	7.15%	0.30%	1.70%	0.51%	3.19%	1.45%	出生低位・死亡低位	5.11%	0.30%	1.68%

(注) 表中の各ケースは、社人研「日本の将来推計人口」(2012年1月)に基づき試算(出生率については、出生高位は1.60、出生中位は1.35、出生低位は1.12。死亡率については、死亡高位は男:83.22歳・女:89.96歳、死亡中位は男:84.19歳・女:90.93歳、死亡低位は男:85.14歳・女:91.90歳。)。

(参考)合計特殊出生率が2030年に、人口置換水準である2.07に回復し、その後、同水準が維持される等の仮定をおいて、将来人口推計を行った場合、S1は6.59%となる(合計特殊出生率が2.07になる場合は、「選択する未来」委員会)資料に基づき試算)。

<名目長期金利が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

	S1	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	S2	IBP(1)	IBP(2)	COA
名目長期金利+2%	12.48%	0.30%	7.26%	1.20%	2.53%	1.19%	名目長期金利+2%	9.52%	0.30%	7.25%
名目長期金利+1%	9.50%	0.30%	4.34%	0.79%	2.86%	1.22%	名目長期金利+1%	6.85%	0.30%	4.31%
名目長期金利+0%	6.98%	0.30%	1.70%	0.49%	3.19%	1.30%	名目長期金利+0%	4.61%	0.30%	1.68%
名目長期金利-1%	4.86%	0.30%	-0.65%	0.29%	3.50%	1.42%	名目長期金利-1%	2.80%	0.30%	-0.68%
名目長期金利-2%	3.05%	0.30%	-2.75%	0.15%	3.78%	1.57%	名目長期金利-2%	1.53%	0.30%	-2.78%

(参考)「非年齢関係支出」の伸率を名目経済成長率よりも1%抑制した場合、S1は4.12%となる。(出生中位・死亡中位、名目長期金利+0%)

## 財政の長期推計（試算結果）

○「S1」指標を、2060年度に債務残高対GDP比を200%にするために必要な収支改善幅(対GDP比)とした場合の数値は以下のとおり。

○2060年度の債務残高対GDP比の水準を緩くした場合でも、高齢化に伴う「年齢関係支出」が増加する影響は残るため、相当程度の収支改善が必要。

【実質経済成長率1.0%、名目経済成長率2.0%、名目長期金利3.7%ケース】

		収支改善幅	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	(参考) 2060年度に 100%の場合
S1	国・地方政府ベース	現行制度を前提	10.77%	3.67%	3.98%	0.89%	0.91%	1.33%
	国・地方政府ベース	2020年度に 国・地方PB均衡を前提	6.96%	0.35%	3.90%	0.57%	0.82%	1.33%
S1'	国・地方政府ベース	現行制度を前提	9.89%	3.67%	3.98%	0.00%	0.91%	1.33%
	国・地方政府ベース	2020年度に 国・地方PB均衡を前提	6.39%	0.35%	3.90%	0.00%	0.82%	1.33%

【実質経済成長率2.0%、名目経済成長率3.0%、名目長期金利3.7%ケース】

		収支改善幅	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA	(参考) 2060年度に 100%の場合
S1	国・地方政府ベース	現行制度を前提	8.37%	3.63%	1.74%	0.59%	1.12%	1.30%
	国・地方政府ベース	2020年度に 国・地方PB均衡を前提	4.64%	0.30%	1.70%	0.33%	1.00%	1.30%
S1'	国・地方政府ベース	現行制度を前提	7.78%	3.63%	1.74%	0.00%	1.12%	1.30%
	国・地方政府ベース	2020年度に 国・地方PB均衡を前提	4.31%	0.30%	1.70%	0.00%	1.00%	1.30%

(参考)我が国の財政に関する長期推計における計数表

○名目GDP

	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
実質成長1.0%、名目成長2.0%ベース	480.2	517.5	616.8	715.6	790.1	872.3	963.1	1,063.3	1,174.0	1,296.2	1,431.1
実質成長2.0%、名目成長3.0%ベース	480.2	517.5	616.8	729.7	845.9	980.6	1,136.8	1,317.9	1,527.8	1,771.1	2,053.2

○基礎的財政収支(対GDP比)

	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
一般政府ベース	試算A	-8.3%	-4.0%	-3.5%	-3.9%	-4.6%	-5.6%	-6.9%	-8.0%	-8.9%	-9.7%
	試算B	-8.3%	-5.4%	-0.1%	-0.6%	-1.2%	-2.2%	-3.6%	-4.6%	-5.6%	-6.4%
	試算C	-8.3%	-4.0%	-3.6%	-4.0%	-4.3%	-5.1%	-6.3%	-7.3%	-8.1%	-8.9%
	試算D	-8.3%	-5.4%	-0.3%	-0.7%	-1.0%	-1.7%	-3.0%	-4.0%	-4.8%	-5.6%
国・地方政府ベース	試算a	-6.6%	-3.3%	-3.3%	-4.0%	-4.2%	-4.6%	-5.1%	-5.6%	-6.1%	-6.5%
	試算b	-6.6%	-4.7%	0.0%	-0.6%	-0.9%	-1.3%	-1.8%	-2.3%	-2.8%	-3.2%
	試算c	-6.6%	-3.3%	-3.3%	-3.9%	-4.1%	-4.4%	-4.9%	-5.4%	-5.8%	-6.3%
	試算d	-6.6%	-4.7%	0.0%	-0.5%	-0.8%	-1.1%	-1.6%	-2.0%	-2.5%	-3.0%

○債務残高(対GDP比)

	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
一般政府ベース	試算A	197.0%	231.4%	244.2%	277.6%	323.7%	377.9%	443.3%	520.7%	609.5%	710.5%
	試算B	197.0%	232.4%	239.0%	255.1%	282.0%	315.4%	358.3%	411.1%	473.3%	545.4%
	試算C	197.0%	231.4%	244.5%	273.8%	304.3%	338.5%	379.5%	427.5%	481.8%	541.9%
	試算D	197.0%	232.4%	239.4%	251.6%	264.4%	280.4%	302.6%	331.1%	365.2%	404.5%
国・地方政府ベース	試算a	208.3%	239.9%	251.1%	285.2%	331.1%	382.4%	440.7%	506.6%	580.6%	663.4%
	試算b	208.3%	240.9%	246.0%	262.6%	289.4%	319.9%	355.6%	397.0%	444.4%	498.3%
	試算c	208.3%	239.9%	251.1%	279.6%	309.4%	341.5%	377.1%	416.3%	459.2%	505.9%
	試算d	208.3%	240.9%	246.0%	257.4%	269.6%	283.4%	300.1%	319.8%	342.6%	368.5%



平成26年5月30日  
財政制度等審議会

## 財政健全化に向けた基本的考え方(概要)



## 経済社会の構造変化

### 「団塊の世代」の超高齢化

- 2020年には「団塊の世代」が71～73歳、2025年までには後期高齢者（75歳以上）となり、大半が労働力人口から被扶養人口に移行。2020年代前半以降、医療・介護の給付費が増加し、財政収支の更なる悪化が見込まれる。

### （家計部門の資金余剰減少と経常収支の変化）

- 多額の国債発行を支えてきた家計部門の資金余剰は、高齢化の進展に伴う家計貯蓄率の低下とあわせて減少傾向。
- 貿易収支赤字が所得収支黒字を上回り、経常収支が赤字となれば、「双子の赤字」に。国債市場や国債保有における海外投資家の割合が高まり、その投資動向が市場に大きな影響を及ぼす。
- 2020年度の国・地方PB黒字化の先送りは許されない。

### 「我が国の財政に関する長期推計」

- 2060年度時点の債務残高対GDP比を100%にするためには、2020年代前半に対GDP比11.94%の収支改善が必要。
- 2020年度に国・地方PB黒字化を達成した場合で、2020年代前半に対GDP比8.20%の収支改善が必要。  
→ 2020年度の国・地方PB黒字化は最終到達点ではなく出発点。
- 経済成長率や人口動態の変動が必要収支改善幅に与える影響は大きくない。歳出・歳入両面の財政構造の改善が必要。
- 主要先進国は、財政健全化に向けて、政府と議会がその必要性について認識を共有し、国民の理解を得て取り組む一方、我が国は、これまで財政健全化を達成できず、今回示された必要収支改善幅は、主要先進国と比較しても突出。

### 今後の予算編成における取組み

- 内閣府試算において2020年度の国・地方PB赤字が約12兆円と見込まれていることを踏まえれば、各年度の予算編成において収支改善が可能な限りの改善を進めるべき。
- 2015年度の国・地方PB赤字対GDP比の半減目標は出発点に至る前の単なる中間目標に過ぎず、内閣府試算よりも収支が改善する見通しどころでも、その差額を歳出増や減税に充てるべきではない。
- 2020年度の国・地方PB黒字化に向けた具体的な取組みを早急に検討すべき。その中で、現行の「中期財政計画」を踏まえ、社会保障については各年度同程度の水準を基本としつつ、PB対象経費全体について極力抑制すべき。
- 来年度予算編成においては、前年度同様、「中期財政計画」を上回る規模で収支改善を図るべき。その上で来年度予算に基づいて、その後の5年間の取組みにさらに具体的な工程を明らかにする必要。

## 1. 社会保障

## II. 各歳出分野における取組み

### (総論)

- 「団塊の世代」がすべて75歳以上となる2025年までに給付と負担の均衡を図るために、以下の改革を進めていく必要。  
**(給付面での改革)**

### 【年金】

- マクロ経済スライドを来年4月以降着実に発動していくことが重要。
- 世代内・世代間の公平性を確保する観点から制度の見直し(名目下限ルールの撤廃、年金課税のあり方の見直し)が必要。

### 【医療・介護】

- 公的給付範囲の見直しについて、以下の取組みが必要。
  - ・ 受診時定額負担
  - ・ 先発医薬品の保険償償還額を後発医薬品に基づいて設定(ジェネリック推進)
  - ・ 市販類似薬品の保険適用除外(湿布、漢方薬など)
  - ・ 柔道整復師の数の急増の抑制、保険適用の厳格化等
- 医療・介護サービスの提供体制改革を確実に医療費の効率化につなげていくため、バランスの医療費支出目標制度(ONDAM)を踏まえつつ、レセプトデータを活用して実効性ある地域ごとの「支出目標」を導入(国・保険者レベルでも設定)すべき。

- 診療報酬・介護報酬の抑制とあり方の抜本的見直しとして、
  - ① 診療報酬について、薬価の市場実勢の下落による「当然減」の毎年の反映(薬価調査・薬価改定の毎年実施)が重要。
  - ② 介護報酬について、「自然増」を検証し、介護事業者の収支状況や内部留保等も踏まえ、27年度介護報酬改定において適正化を図るべき。
- 27年度予算編成において、各種扶助・加算制度(例:住宅扶助、有子世帯の加算・扶助、冬季加算等)のあり方・水準を適正化する必要。  
**(負担面での改革)**

### 【生活保護】

- 保険料負担の公費負担への付替えになる公費負担割合の引上げは厳に慎みつつ、保険料負担による支え合いを維持・強化する方向を目指すべき。保険料負担のあり方を「負担能力別」に切り替えていくと同時に、支え手を増やすため、以下の取組みを進めていく必要。
  - ① 高齢者について、標準的な引退年齢としての年金支給開始年齢の引上げに中期的な課題として取り組む必要。
  - ② 女性の就労促進に当たり、働く意欲を阻害しかねない仕組みをなくすべき。このため、短時間労働者に対する被用者保険の更なる適用拡大を検討する必要。
  - ③ 子育て支援について、財源確保の範囲内で公費を拡充すべき。負担を子どもたちにつけ回さない。

## II. 各歳出分野における取組み

### 2. 地方財政

#### (地方財政計画の歳出見積等の適正化)

- 給与関係費など地方財政計画の歳出項目等について、20年秋のリーマン・ショック後、十分な見直しが行われておらず、国が財源保障すべき標準的な歳出となるよう、計上の適正化を行う必要。
- 地方税及び地方譲与税収が計画時の見積よりも決算で上振れした場合は、結果として過大となる地方交付税の特例加算(国の赤字国債)・地方の臨時財政対策債の発行額を後年度に減額できる仕組みを早急に検討すべき。
- 今後、地方法人税収の回復に伴い、地方公共団体間の税収の偏在は拡大する見込みであり、27年度においても適切な偏在は正措置を講ずる必要。

### 3. 公共事業

#### (社会资本整備の一層の重点化・効率化)

- 厳しさを増す財政事情の下、社会资本の整備水準の向上や今後の急速な人口減少を踏まえれば、今後の社会资本整備に際しては、一層の重点化を図るとともに、効率的かつ計画的に進めが必要。
- 費用の増加が見込まれる社会资本の維持管理・更新について、それぞれの管理主体が人口減少等を見据え、インフラ長寿命化計画(行動計画)等を策定し、これに基づき効率的に対応する必要。
- 新規投資については、我が国にとつて必要とされる国際競争力強化や防災対策であっても、費用対効果を厳しく見極め、厳選する必要。

### 4. 文教

#### (教育の質向上と規模の適正化)

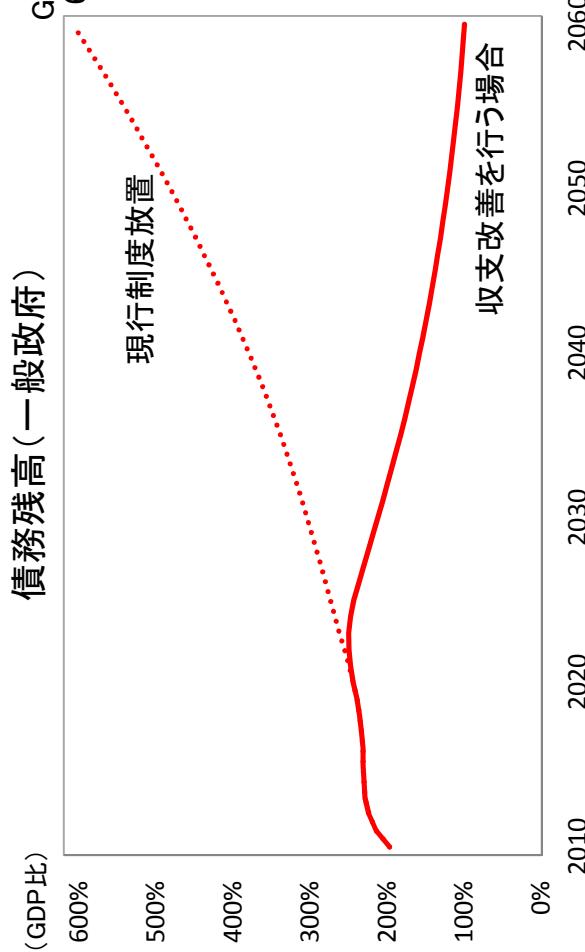
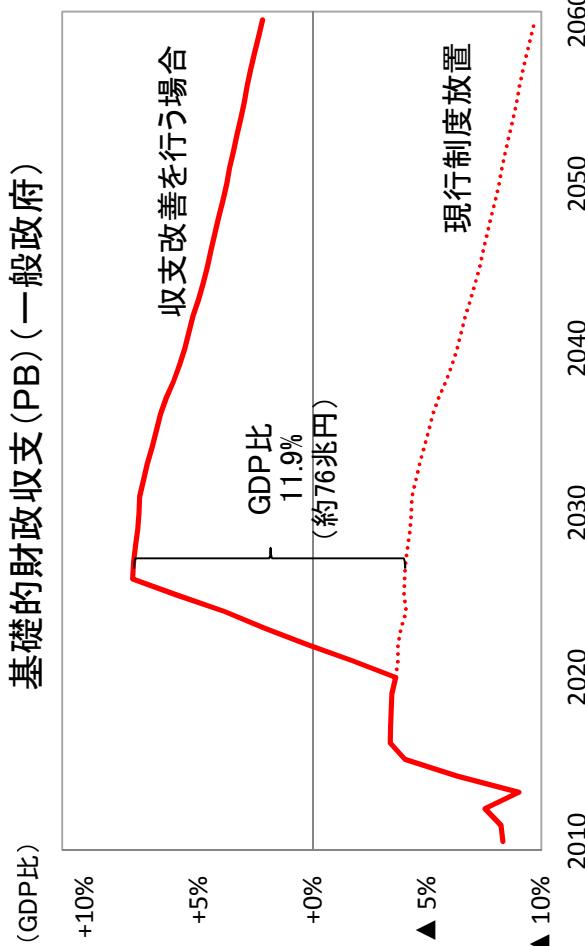
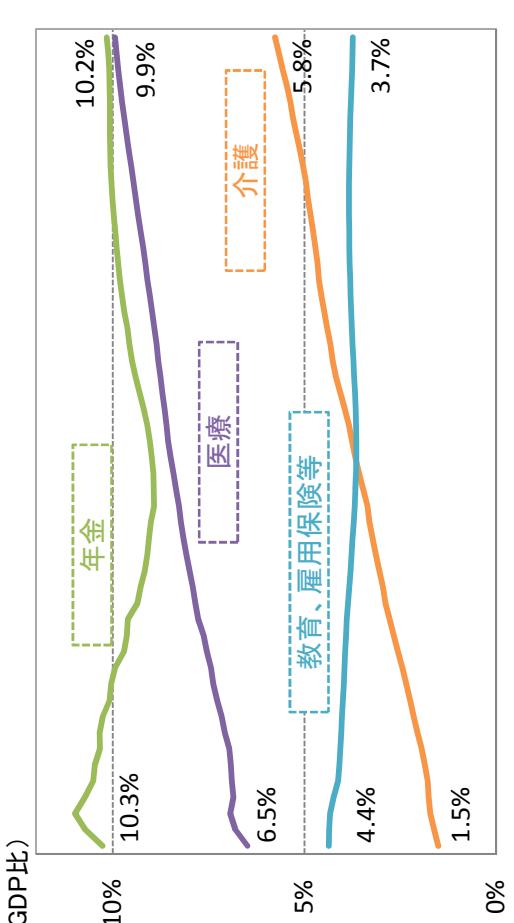
- いじめ問題等、学校が抱える課題が多様化する中、教職員の増員ではなく、シルバーパートナーや外部専門人材の活用等により、きめ細かく対応。同時に、教員の質向上が重要であり、研修等の充実、退職教員を活用した補助・育成といった取組みも必要。
- 少子化が進む中で、既に標準規模(12～18学級)に満たない小規模校が約半数を占め、今後も増加。学校規模の適正化により、子どもが集団の中で能力を伸ばせる、人間関係に配慮した学級編成が出来るといった教育上の利点があり、子ども・保護者の意見を重視しつつ学校の統廃合に積極的に取り組む必要。

#### (国立大学の機能強化に向けた取組み)

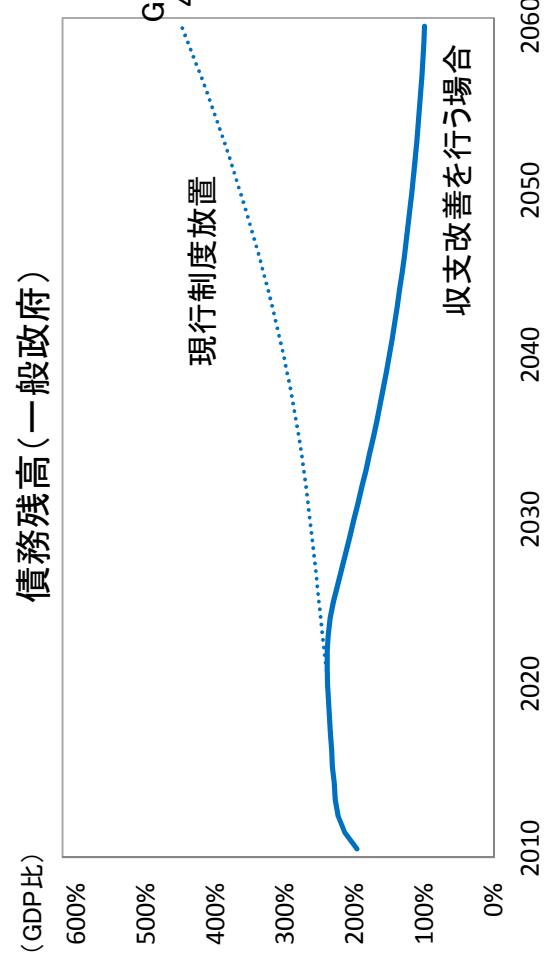
- 教育研究組織や学内資源配分の見直しや、自己収入の増など自助努力を率先して行う大学に対し、運営費交付金を重点支授する仕組みが必要。その前提として、各大学について比較可能な外部評価を行うとともに、積極的に情報公開を推進する必要。

## (参考)「我が国の財政に関する長期推計」の概要

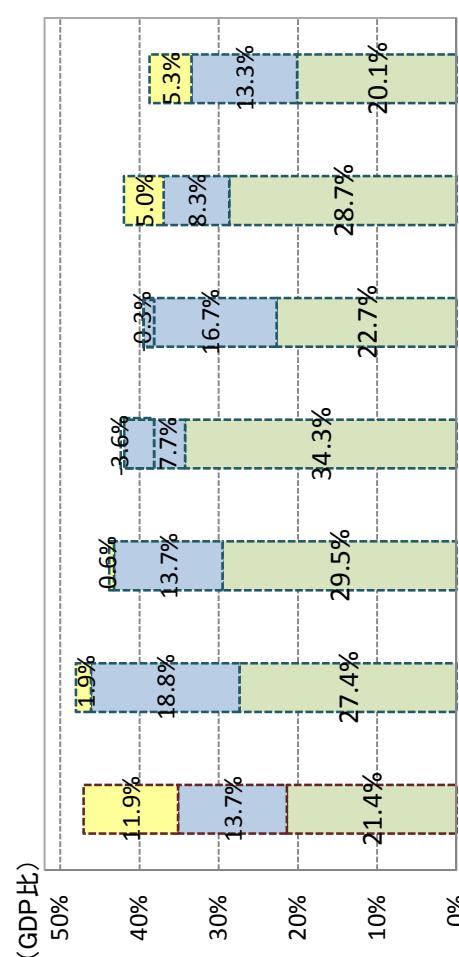
- 欧州委員会が3年に1度行う分析方法(「Fiscal Sustainability Report」)に倣い、長期的な視点から、高齢化の進展に伴う社会保障給付の増加の影響及び我が国の財政の持続可能性を維持するために必要な収支改善幅などを試算。
- 現行の社会保障制度を前提に、歳入・歳出をGDPで伸ばすと、今後2060年度まで実質成長率2.0%、名目成長率3.0%が継続しても、高齢化による社会保障給付(特に医療・介護)の増加などの結果、債務残高対GDP比は発散(608%)。
- 債務残高対GDP比を2060年度に100%に低下させるためには、2020年代前半に、GDP比11.9%(2021年度の名目GDPで計算すると約76兆円)の収支改善が必要。(2020年度までは財政改善努力をしない前提。)



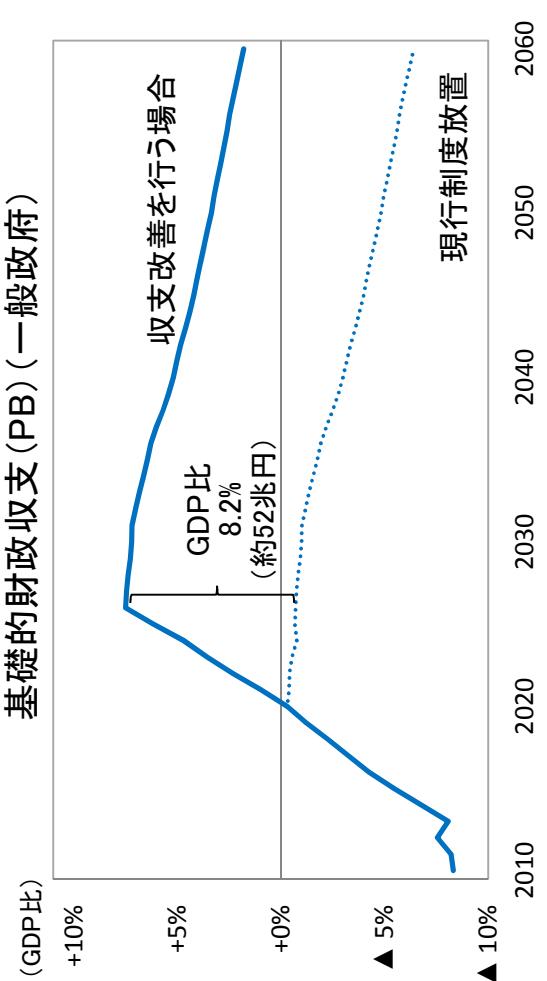
- 2020年度に国・地方PB黒字化を達成した場合ですが、上記の必要収支改善幅はGDP比8.2%（2021年度の名目GDPで計算する）と約52兆円となる。



- 上記の必要収支改善幅（11.9%）を現在の国民負担率に加えると、概ねヨーロッパ諸国並みとなる。



日本 フランス イタリア スウェーデン ドイツ イギリス スペイン  
 （注）  
 ■ は租税負担  
 ■ は社会保障負担  
 ■ は必要収支改善幅  
 （日本：2020年度（本長期推計）、欧州各国：2011年（OECDデータ）  
 （日本：2021年度時点、欧州各国：2015年時点）



- 成長率、出生率、金利が改善すれば必要収支改善幅も一定程度小さくなるが、なお相当程度の収支改善が必要。

<必要収支改善幅（11.9%）について、諸前提を変動させた場合>	
実質1.0%・名目2.0%	必要収支改善幅 14.1%
実質2.0%・名目3.0%	必要収支改善幅 11.9%
出生低位（出生率1.12）・死亡低位	必要収支改善幅 12.4%
出生中位（出生率1.35）・死亡中位	必要収支改善幅 11.9%
出生高位（出生率1.60）・死亡高位	必要収支改善幅 11.5%
2030年に出生率2.07に回復	必要収支改善幅 10.3%